

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果  
－説明責任を果たしていくために－

令和 4 年 11 月  
総務省行政評価局



# 目次

I	租税特別措置等に係る政策評価の概況	
1	租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2	租税特別措置等に係る政策評価の実施状況	3
II	点検結果の概況	
1	点検対象・点検方法	4
2	点検結果	5
3	点検結果の活用及び今後の課題	9
III	個別の点検結果	
1	点検結果の一覧表	11
2	点検結果表	14
＜内閣府＞		
・内閣 01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長	18
＜金融庁＞		
・金融 01	N I S A の抜本的拡充等	28
・金融 02	投資法人に係る税制優遇措置の延長	32
・金融 03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	36
＜厚生労働省＞		
・厚労 01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長	44
・厚労 02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	54
・厚労 03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	60
・厚労 04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	72
＜農林水産省＞		
・農水 01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	
01-1	(農業経営基盤強化準備金)	88
01-2	(農用地等を取得した場合の課税の特例)	89
・農水 02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	98
・農水 03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	110

## ＜経済産業省＞

・経産 01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長	130
・経産 02	エコカー減税の見直し及び延長	136
・経産 03	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	142
・経産 04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	148
・経産 05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	152
・経産 06	中小企業者等の法人税率の特例の延長	156
・経産 07	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長	162
・経産 08	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	168
・経産 09	D X (デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長	178
・経産 10	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長	184
・経産 11	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長	190
・経産 12	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長	196

## ＜国土交通省＞

・国交 01	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長	204
・国交 02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	210
・国交 03	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	216
・国交 04	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	224
・国交 05	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	232
・国交 06	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し	238
・国交 07	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長	244
・国交 08	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の延長	256
・国交 09	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	262
・国交 10	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	270
・国交 11	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	276

- ・国交 12 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の  
延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
- ・国交 13 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長・・・・・・・・ 290
- ・国交 14 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の  
延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
- ・国交 15 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措  
置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
- ・国交 16 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長・・・・・・・・ 314
- ・国交 17 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のため  
の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・ 322

<環境省>

- ・環境 01 株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特  
例の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330

<防衛省>

- ・防衛 01 防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要  
の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
- ・防衛 02 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例・・・・・・・・ 344

## I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

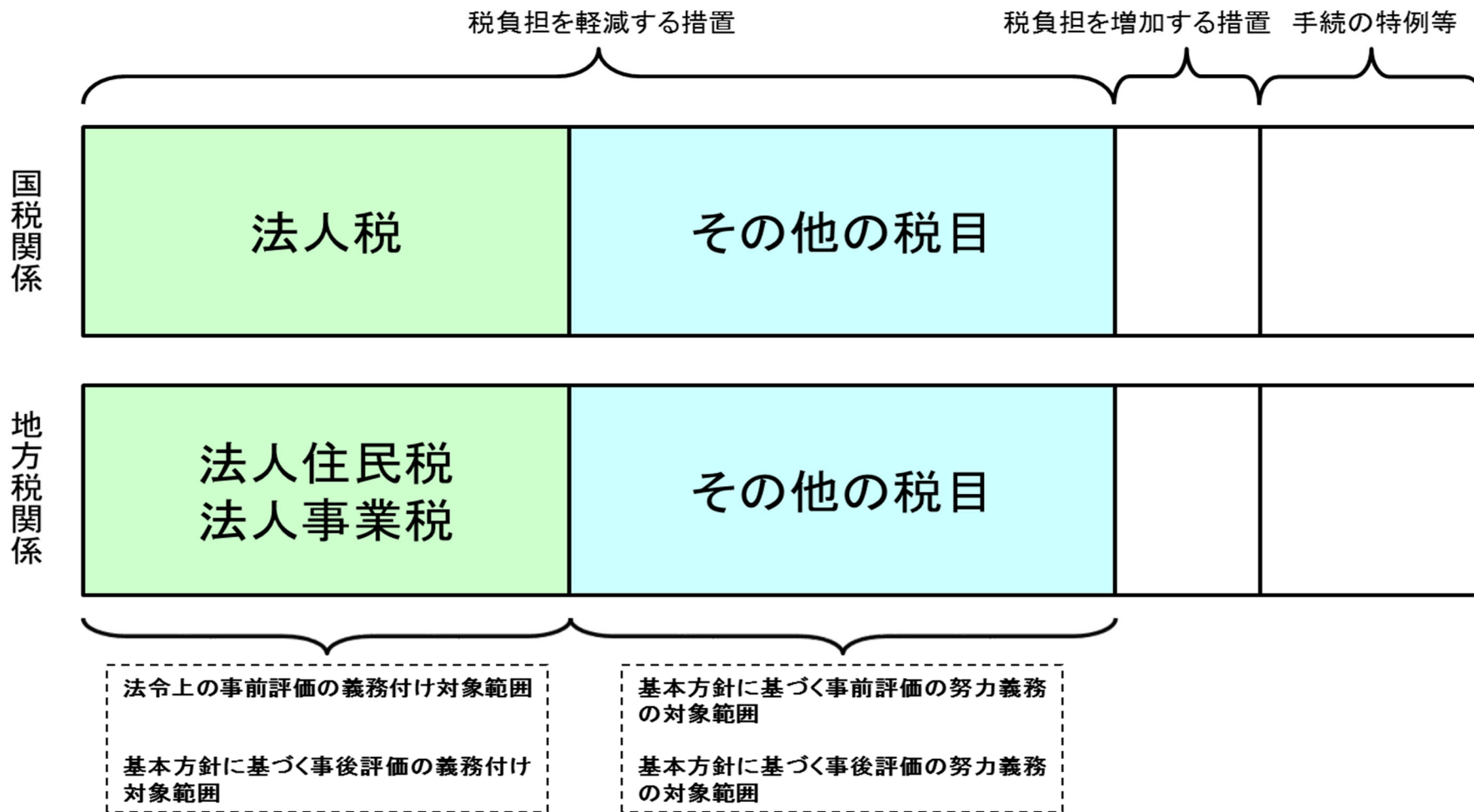
#### イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。
  - ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。
- (3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和5年度税制改正要望に際し、原則、令和4年9月22日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、9行政機関で計71件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価						事後評価	合計
	義務付け対象					努力義務 対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	0	1	1	0	0	1
金融庁	0	0	2	0	2	1	0	3
財務省	0	0	0	0	0	0	1	1
厚生労働省	0	0	4	0	4	1	1	6
農林水産省	0	0	3	0	3	0	9	12
経済産業省	1	0	4	5	10	13	2	25
国土交通省	0	0	13	2	15	2	1	18
環境省	1	0	0	0	1	0	2	3
防衛省	1	0	1	0	2	0	0	2
合計	3	0	27	8	38	17	16	71

## Ⅱ 点検結果の概況

### 1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和4年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に加え、特に点検が必要であると考えられる租税特別措置等に係る事前評価43件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図2参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2参照）。

図2 点検項目

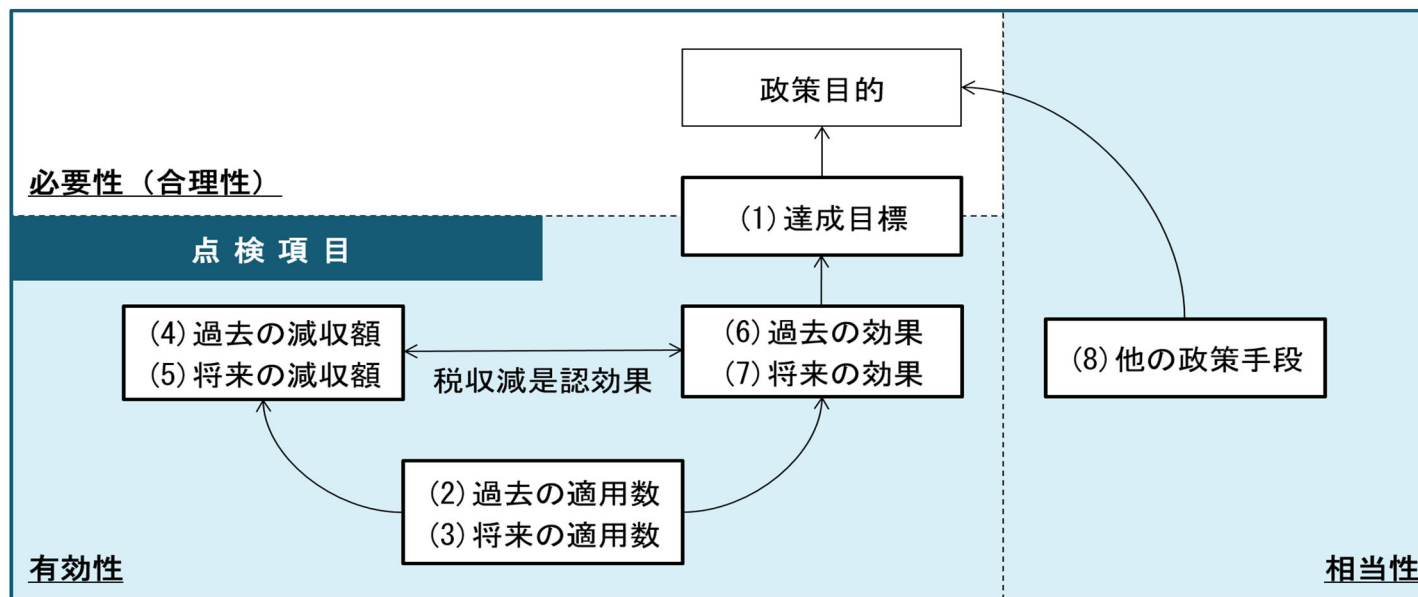




表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した租税特別措置等の直接的効果の分析等

## 2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価43件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、「(2)過去の適用数」、「(4)過去の減収額」及び「(6)過去の効果」については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いており、「(3)将来の適用数」、「(5)将来の減収額」及び「(7)将来の効果」については、それぞれの母数から要望の内容を具体化することが困難であった新設・拡充要望に係る評価書1件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は53.5%（23/43件）から27.9%（12/43件）に、「(2)過去の適用数」は42.5%（17/40件）から15.0%（6/40件）に、「(3)将来の適用数」は40.5%（17/42件）から19.0%（8/42件）に、「(4)過去の減収額」は60.0%（24/40

件) から25.0% (10/40件) に、「(5)将来の減収額」は64.3% (27/42件) から31.0% (13/42件) に、「(6)過去の効果」は72.5% (29/40件) から52.5% (21/40件) に、「(7)将来の効果」は83.3% (35/42件) から73.8% (31/42件) になった(表3参照)。一方、分析・説明がされていない項目(E段階)が残る著しく不十分な評価書も5件あった。

図3 補足説明の前後における  
分析・説明状況の比較

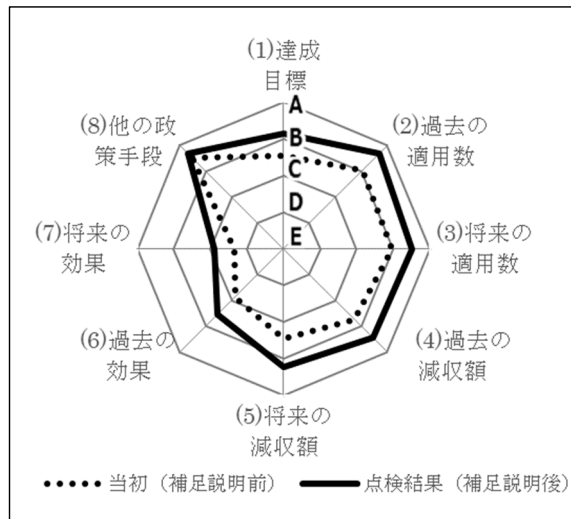


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(点検項目別)

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果	(8)他の 政策手段
A	26 (14)	34 (23)	34 (25)	30 (16)	29 (15)	5 (1)	3 (2)	29 (23)
B	5 (6)	— —	— —	— —	— —	14 (10)	8 (5)	14 (20)
C	5 (12)	6 (15)	6 (12)	9 (23)	10 (21)	19 (18)	16 (11)	— —
D	7 (11)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (5)	12 (12)	— —
E	0 (0)	0 (2)	2 (4)	1 (1)	3 (5)	0 (6)	3 (12)	0 (0)

- (注) 1 図3は、評価書ごとに各項目に表2の段階に応じた点数(A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点)を付し、その合計を点検項目ごとに評価書の数を合計した数で除すことにより作成
- 2 表3の( )内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)~(5)の「B」段階及び点検項目(8)の「C・D」段階については、表2で示した観点からの点検事項がないことから「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いている。
- 5 点検項目(3)、(5)及び(7)については、それぞれの母数から要望の内容を具体化することが困難であった新設・拡充要望に係る評価書1件を除いている。

(1)~(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複

して計上しているため、合計と一致しない。

#### (1) 達成目標

E B P Mでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが26件、B段階のものが5件、C段階のものが5件、D段階のものが7件、E段階のものが0件であった。B段階の5件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の5件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年後から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の7件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。

#### (2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが34件、C段階のものが6件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の6件は、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものであった。

#### (3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが34件、C段階のものが6件、D段階のものが0件、E段階のものが2件であった。C段階の6件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが6件あった。E段階の2件は、適用数が予測されていないものであった。

#### (4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが30件、C段階のものが9件、D段階のものが0件、E段階の

ものが1件であった。C段階の9件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが9件あった。E段階の1件は、減収額が把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが29件、C段階のものが10件、D段階のものが0件、E段階のものが3件であった。C段階の10件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが10件あった。E段階の3件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが5件、B段階のものが14件、C段階のものが19件、D段階のものが2件、E段階のものが0件であった。B段階の14件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが5件（把握された適用数が僅少であるものが4件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが1件、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離しているものが1件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが13件、達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）を明らかにするとともに、達成できていない場合はその原因を分析した上で、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが3件あった。C段階の19件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが14件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが10件あった。D段階の2件は、効果が定量的に把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが3件、B段階のものが8件、C段階のものが16件、D段階のものが12件、E段階のものが3件であった。B段階の8件の中には、租税特別措置等が達成目標

の実現に有効な手段であることが明らかにされていないもの（予測された適用数が僅少であるもの）が2件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが8件あった。C段階の16件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが8件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが13件あった。D段階の12件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の3件は、効果が予測されていないものであった。

#### (8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにすることは、EBPMの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、A段階のものが29件、B段階のものが14件、E段階のものが0件であった。B段階の14件の中には、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないものが12件、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合で、租税特別措置等と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が適切かつ明確であることが明らかにされていないものが2件あった。

### 3 点検結果の活用及び今後の課題

#### (1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

#### (2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠や目標達成時期とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示す必要がある。特に「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」については、

他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すよう改善を図っていく必要がある。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠や目標達成時期とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標やその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要がある。総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

### Ⅲ 個別の点検結果

#### 1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

- 1 制 度 名 各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載
  
- 2 区 分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載  
[新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価  
[拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価  
[延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価  
[拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価  
[新・拡] 租税特別措置等の新設及び拡充要望に係る事前評価
  
- 3 点 検 結 果 点検結果に応じて、以下を記載  
A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの  
B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）  
C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの  
D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの  
E 分析・説明されていないもの  
－ 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1) 達成 目標	(2) 過去の 適用数	(3) 将来の 適用数	(4) 過去の 減収額	(5) 将来の 減収額	(6) 過去の 効果	(7) 将来の 効果	(8) 他の政 策手段
内閣府											
18	内閣01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長	拡・延	A	A	A	A	A	C	B	A
金融庁											
28	金融01	N I S Aの抜本的拡充等	新・拡	D	A	—	A	—	C	—	B
32	金融02	投資法人に係る税制優遇措置の延長	延長	D	C	E	E	E	A	D	A
36	金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	延長	D	A	A	A	A	D	D	A
厚生労働省											
44	厚労01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長	延長	D	A	A	A	A	D	D	A
54	厚労02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	A	A	A	A	A	A	C	B
60	厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	A	A	C	C	C	C	A
72	厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
農林水産省											
88	農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
98	農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	延長	B	A	A	A	A	B	C	B
110	農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	B	C	A
経済産業省											
130	経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	A	C	C	C	C	C	D	B
136	経産02	エコカー減税の見直し及び延長	拡・延	C	C	A	A	A	C	D	A
142	経産03	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	延長	A	C	C	A	A	A	C	B
148	経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	延長	C	A	A	C	E	C	C	A
152	経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設	D	—	E	—	E	—	E	A
156	経産06	中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長	D	A	A	A	A	B	D	B
162	経産07	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	D	A	C	C	C	B	C	A
168	経産08	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	拡・延	C	A	A	A	A	C	D	A
178	経産09	D X（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長	拡・延	C	C	C	C	C	C	C	B
184	経産10	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長	延長	A	A	A	C	C	B	D	B
190	経産11	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	延長	A	A	A	C	C	B	D	A
196	経産12	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	C	A	C	D	A



頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1) 達成 目標	(2) 過去の 適用数	(3) 将来の 適用数	(4) 過去の 減収額	(5) 将来の 減収額	(6) 過去の 効果	(7) 将来の 効果	(8) 他の政 策手段
国土交通省											
204	国交01	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
210	国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	A	A	A	C	C	B	C	A
216	国交03	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	C	B	A
224	国交04	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	A
232	国交05	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	C	A
238	国交06	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し	延長	C	A	A	A	A	C	E	A
244	国交07	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長	拡・延	A	A	A	A	C	C	C	A
256	国交08	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の延長	延長	A	A	C	A	C	C	C	A
262	国交09	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
270	国交10	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
276	国交11	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	A	C	C	A	A	B	B	B
282	国交12	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	A	A	B	B	B
290	国交13	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	A	A	C	D	B
298	国交14	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	A	A	B	B	A
306	国交15	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	D	A
314	国交16	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	E	B
322	国交17	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	A	B
環境省											
330	環境01	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設	新設	B	—	A	—	A	—	C	A
防衛省											
338	防衛01	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置	新設	A	—	A	—	C	—	C	B
344	防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	B	B	A

## 2 点検結果表

### (1) 点検結果表の見方

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 制 度 名 | 評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載   |
| 2 | 税 目   | 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載   |
| 3 | 区 分   | [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価<br>[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価<br>[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価 |

- (注) 1 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省(行政評価局)へ提出された回答を転載している。
- 2 「租特透明化法」は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)を指す。

内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（令和6年度における間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 当該目標は、「成長戦略フォローアップ工程（令和3年6月閣議決定）」等にて位置付けられているものと整合させているが、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度時点）までに達成すべき目標ではないため評価書から削除する。（税務当局に提出している要望調書においても、要望期間中の達成目標としては記載していない）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 税目ごとに把握し、追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 税目ごとに予測し、追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和6年度時点で都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
④ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する過去の効果について、過去の適用数0件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑥ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する過去の効果について、過去の適用数0件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑦ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する過去の直接的な効果について、「国家戦略民間都市再生事業として認定された8計画については、最終的な総建設投資額は0.95兆円が見込まれており、これら都市開発が行われることにより国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成が図られることとなる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑧ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する過去の直接的な効果について、「30.9ha（8計画分の合計）」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑦及び⑧は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、

改善されていない。

⑨ 所期の達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4～2兆円）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「所期の目標（建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合）の達成状況は、上表のとおり、中間目標を達成しつつある」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

⑩ 所期の達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0～11.4%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「所期の目標（建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合）の達成状況は、上表のとおり、中間目標を達成しつつある」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 年度ごとの効果を追記する

② 年度ごとの効果を追記する

③ 算定根拠を明確にするため次の文言を追加する。その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和2年度から令和6年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）

④ 算定根拠を明確にするため次の文言を追加する。その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和2～6年度に累計したもの（特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの）

⑤ 10有効性④効果の○適用数が僅少であることについての2段目4行目途中に「さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいこと、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。」の説明を追加する。併せてそれに関連して、④効果の●開発面積に「1計画あたり平均3.8ha※現時点で8計画分の開発面積については、今後増加見込はないが、1事業あたり最終的な建設投資累計額1,189億円であり認定事業（151計画）の平均建設投資累計額（見込）572億円と比して大きく、大型のプロジェクトが実施されている。」を追加し、その算定根拠を「及び上記の「●開発面積※部分」の説明は、10有効性等⑤税収減を是認する理由等のうち、国家戦略民間都市再生事業分の建設投資累計額（見込）9,509億円から8計画で割り出したもの。認定事業分はその文中下の【参考：認定事業（151計画）における効果（試算）】の建設投資累計額から151計画を割り出したもの。」を追加する。

⑥ ⑥は⑤と同義であるため、10有効性④効果の○適用数が僅少であることについての2段目4行目途中に「さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいこと、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。」の説明を追加する。併せてそれに関連して、④効果の●開発面積に「1計画あたり平均3.8ha※現時点で8計画分の開発面積については、今後増加見込はないが、1事業あたり最終的な建設投資累計額1,189億円であり認定事業（151計画）の平均建設投資累計額（見込）572億円と比して大きく、大型のプロジェクトが実施されている。」を追加し、その算定根拠を「及び上記の「●開発面積※部分」の説明は、10有効性等⑤税収減を是認する理由等のうち、国家戦略民間都市再生事業分の建設投資累計額（見込）9,509億円から8計画で割り出したもの。認定事業分はその文中下の【参考：認定事業（151計画）における効果（試算）】の建設投資累計額から151計画を割り出したもの。」を追加する。

⑦ 10有効性④効果の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）において都市開発事業の建設投資累計額に認定事業の寄与度及びうち国家戦略分の寄与度と単年度ごとの数値をそれぞれ追記する

⑧ 10有効性④効果の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合に認定事業の寄与度及びうち特区分の寄与度と単年度ごとの数値をそれぞれ追記する

⑨ 上記①の年度ごとの効果を追記することで、令和4年度時点の達成状況が確認できる。

⑩ 上記②の年度ごとの効果を追記することで、令和4年度時点の達成状況が確認できる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和元年度の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 「本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦・⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨・⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（令和6年度までに民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。

② 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていない。

③ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていない。

④ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

⑤ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。  
なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和4年度）、1件（令和5年度）及び1件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑦ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和4年度）、1件（令和5年度）及び1件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑧ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5～5兆円）に対する将来の直接的な効果について、「国家戦略民間都市再生事業として認定された8計画については、最終的な総建設投資額は0.95兆円が見込まれており、これら都市開発が行われることにより国家戦略特

別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成が図られることとなる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑨ 達成目標（令和6年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0～12.5%）に対する将来の直接的な効果について、「30.9ha（8計画分の合計）」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

なお、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【内閣府の補足説明】

① (1) 達成目標と同様に評価書から削除する。

② 年度ごとの予測を追加する。

③ 年度ごとの予測を追加する。

④ 算定根拠を明確にするため次の文言を追加する。「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和2年度から令和6年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）」

⑤ 算定根拠を明確にするため次の文言を追加する。「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和2～6年度に累計したもの（特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの）」

⑥ 10有効性④効果の○適用数が僅少であることについての2段目4行目途中に「さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいこと、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。」の説明を追加する。併せてそれに関連して、④効果の●開発面積に「、1計画あたり平均3.8ha※現時点で8計画分の開発面積については、今後増加見込はないが、1事業あたり最終的な建設投資累計額1,189億円であり認定事業（151計画）の平均建設投資累計額（見込）572億円と比して大きく、大型のプロジェクトが実施されている。」を追加し、その算定根拠を「及び上記の「●開発面積※部分」の説明は、10有効性等⑤税収減を是認する理由等のうち、国家戦略民間都市再生事業分の建設投資累計額（見込）9,509億円から8計画で割り出したもの。認定事業分はその文中下の【参考：認定事業（151計画）における効果（試算）】の建設投資累計額から151計画を割り出したもの。」を追加する。

⑦ ⑦と⑥は同義であるため、10有効性④効果の○適用数が僅少であることについての2段目4行目途中に「さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいこと、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。」の説明を追加する。併せてそれに関連して、④効果の●開発面積に「、1計画あたり平均3.8ha※現時点で8計画分の開発面積については、今後増加見込はないが、1事業あたり最終的な建設投資累計額1,189億円であり認定事業（151計画）の平均建設投資累計額（見込）572億円と比して大きく、大型のプロジェクトが実施されている。」を追加し、その算定根拠を「及び上記の「●開発面積※部分」の説明は、10有効性等⑤税収減を是認する理由等のうち、国家戦略民間都市再生事業分の建設投資累計額（見込）9,509億円から8計画で割り出したもの。認定事業分はその文中下の【参考：認定事業（151計画）における効果（試算）】の建設投資累計額から151計画を割り出したもの。」を追加する。

⑧ 10有効性④効果の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）において都市開発事業の建設投資累計額に認定事業の寄与度及びうち国家戦略分の寄与度と単年度ごとの数値をそれぞれ追記する。

⑨ 10有効性④効果の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合に認定事業の寄与度及びうち特区分の寄与度と単年

度ごとの数値をそれぞれ追記する。なお、「30.9ha（8計画）」は特区分の内数であるため、これらに含めて説明している。

【点検結果】

①～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 「本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧・⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性との比較を踏まえて説明されていない。

【内閣府の補足説明】

① 11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性に「優良な国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長期の事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行うこととなることから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者にゆだねるのみでは優良な都市開発事業が実施されなくなる可能性がある。」との文言を文中（2行目途中から）に追加する。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税: 義(国税1) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動) 所得税: 外、登録免許税: 外 固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区域法第 25 条第 1 項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第 21 条第 1 項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなし、租税特別措置法に基づき課税の特例を受けられる制度。</p> <p>●所得税・法人税の割増償却 【償却率】25% (5年間) ※特定都市再生緊急整備地域内は 50% 【対象設備】整備される建物及び附属設備 【取得期限】令和 5 年 3 月 31 日 【要件】 ・地上 10 階以上又は延べ面積 75,000 m<sup>2</sup>以上の耐火建築物 ※特定都市再生緊急整備地域内は 50,000 m<sup>2</sup>以上 ・公共施設用地面積 30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が 10 億円以上であること。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置について、都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則 1ha から 0.5ha へ緩和し、適用期限を 2 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 : 租税特別措置法第 14 条、同政令第 7 条第 2 項、同規則第 6 条 法人税 : 租税特別措置法第 47 条、同政令第 29 条の 5、同規則第 20 条の 21 (連結法人: 租税特別措置法第 68 条の 35、同政令第 39 条の 64、同規則第 22 条の 42) 登録免許税: 租税特別措置法第 83 条、同政令第 43 条の 2、同規則第 31 条の 4</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 創設 平成 27 年度 延長(2 年間) 平成 29 年度 延長(2 年間) 平成 31 年度 延長(2 年間) 令和 3 年度 延長(2 年間)

8	適用又は延長期間	2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新しい資本主義等の実現のため、我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する都市再生を推進していく必要がある。国家戦略特別区域において都市再生を推進することにより、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>●国家戦略特別区域法第 1 条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>●国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(実行計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) 地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進める。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】5 地方創生 【施策】5 地方創生に関する施策の推進</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進するため、国家戦略特別区域においても国家戦略民間都市再生事業を実施し、民間都市再生事業の推進に寄与していく。政策の達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、次のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。</p> <p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和 2 年度～令和 12 年度(2020～2030 年度) 目標値: 7 兆円～10 兆円の内数</p>

		<p>(※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:16.5%～19.5%(初期値9.1%※平成30年度)の内数 (※中間目標値:12.0%～12.5% 令和6年度まで)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置が講じられることにより、国家戦略特別区域において8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。これらの事業では、国際交流施設、ビジネス支援施設、外国人向け生活支援施設、文化芸術発信施設などビジネス拠点の形成に資する施設が整備され、これらの整備が図られることで、国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実に図ることができ、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されている。これら都市再生が活発に行われることにより(建築投資額や都市開発事業が行われた区域面積割合の指標)、当該地域における国際都市機能の充実が図られ、当該地域において新たにビジネスを行う者が増加することにつながり、その効果として地価上昇が起こると想定される。また、国際都市機能の充実に図ることにより、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出するという政策目的に寄与している。</p> <p>本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。</p>														
10	有効性等	<p>①:適用数</p> <p>(単位:計画)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込み数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和4年7月末時点】</p>	年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6	適用件数	0	0	0	1	1	1
年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6										
適用件数	0	0	0	1	1	1										

	②:適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>862</td> <td>862</td> <td>862</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 ・上記については実績・見込み数とも、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(法人税分の実数)【国土交通省調べ令和4年7月末時点】の減収額から法人税率23.2%を割り戻して推計したものである。</p>	年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6	適用額	0	0	0	862	862	862														
年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6																								
適用額	0	0	0	862	862	862																								
	③:減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>83</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込み数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和4年7月末時点】 ・法人住民税:各年度の減収見込額に法人住民税(7%)を乗じて算出 ・法人事業税:(ア):10②の各年度の適用額に外形外法人の税率7%を乗じて法人事業税の減収額を算出 (イ):(ア)で算出した法人税事業税所得割の減収額に外形外法人の税率37%を乗じて地方法人特別税の減収額を算出 これら(ア)と(イ)の減収額を合計し法人事業税を算出</p>	年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6	法人税	0	0	0	200	200	200	法人住民税	0	0	0	14	14	14	法人事業税	0	0	0	83	83	83
年度 区分	令和 1	2	3	4	5	6																								
法人税	0	0	0	200	200	200																								
法人住民税	0	0	0	14	14	14																								
法人事業税	0	0	0	83	83	83																								
	④:効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>これまで、民間都市再生事業のうち、国家戦略特別区域においては8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。それぞれの達成目標の実現状況は以下のとおりである。</p> <p>① 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額</p> <p>(単位:兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td colspan="5">令和2年度～令和6年度までの中間目標値:3.5～5</td> </tr> <tr> <td>単年度</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	目標	令和2年度～令和6年度までの中間目標値:3.5～5					単年度	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9										
年度 区分	令和 2	3	4	5	6																									
目標	令和2年度～令和6年度までの中間目標値:3.5～5																													
単年度	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9																									

実績					
うち認定事業	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
累計金額	1.1	2.3	3.4	4.4	5.3
認定事業の寄与度	65%	57%	57%	52%	41%
うち国家戦略分の寄与度	8%	8%	6%	7%	7%

※令和2年度～令和6年度の建設投資額:5.3兆円(見込)  
 ⇒うち国家戦略民間都市再生事業分:約0.39兆円(見込)  
 (国家戦略民間都市再生事業分の各年度の内訳は達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果の建設投資額(上段:単年度)を参照)

【算定根拠】  
 内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定(特区分は、当該データをもとに内閣府算定)、その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和2年度から令和6年度の合算値(国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの)

② 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合

(単位:%)

年度区分	令和2	3	4	5	6
目標	令和2年度～令和6年度までの中間目標値:12.0～12.5				
単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%
うち認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%
累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%
認定事業の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%
うち特区分累計%	10.5%	10.9%	11.4%	11.8%	12.3%
うち特区分の認定事業寄与度	51%	16%	75%	52%	42%

※令和6年度までの区域面積割合:12.1%(見込)

⇒うち国家戦略特区内の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合 12.3%(見込)

【算定根拠】  
 内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定(特区分は、当該データをもとに内閣府算定)。その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和2～6年度に累計したもの(特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの)

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由  
 所期の目標(建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合)の達成状況は、上表のとおり、中間目標を達成しつつある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
 国家戦略民間都市再生事業として認定された8計画については、最終的な総建設投資額は0.95兆円が見込まれており、これら都市開発が行われることにより国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成が図られることとなる。

●建設投資額(上段:単年度 下段:累計額) 【単位:兆円】

H28～R1 累積	R2	R3	R4	R5	R6
-	0.09	0.09	0.07	0.07	0.06
0.32	0.41	0.50	0.58	0.65	0.71

●開発面積  
 30.9ha(8計画分の合計)、1計画あたり平均3.8ha  
 ※現時点で8計画分の開発面積については、今後増加見込はないが、1事業あたり最終的な建設投資累計額1,189億円であり認定事業(151計画)の平均建設投資累計額(見込)572億円と比して大きく、大型のプロジェクトが実施されている。

【算定根拠】  
 上記の建築投資額及び開発面積は、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」のうち、国家戦略民間都市再生事業分(8計画)及び上記の「●開発面積※部分」の説明は、10有効性等⑤税収減を是認する理由等のうち、国家戦略民間都市再生事業分の建設投資累計額(見込)9,509億円から8計画で割り出したもの。認定事業分はその文中下の【参考:認定事業(151計画)における効果(試算)】の建設投資累計額から151計画を割り出したもの。

○適用数が僅少であることについて  
 本措置の適用対象の国家戦略特区における民間都市再生事業は、権利調整や計画策定等に相当の時間を費やすことが多く、国家戦略特区に基づく規制の特例により手続きを簡素化しても、竣工までには数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により事業の組成

		<p>は限られることが想定される。また、資材・人員調達などの事情により計画進行が左右され、工期の影響で建設される建物を事業に供用する時期がずれることなどもあるため、想定外に僅少となるものではない。</p> <p>また、本特例措置の過去の適用数がないものの、上記のとおり所期の目標(建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合)の中間目標の達成に向けて、本特例措置は今後の達成目標の実現に必要な措置である。さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額1,189億円、区域面積の平均3.8haと、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいことから、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。</p> <p>なお、既に認定されている8計画の他、新たに本措置の活用を検討している計画があり、継続した活用が見込まれている。(検討段階のため適用数・適用額・減収額には含まず)</p> <p>○適用額が特定の者に偏っていないことについて</p> <p>本措置は、国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業等が計画策定に関与する前提である。ただし、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>これまで、国家戦略民間都市再生事業を含む都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域含む)における認定事業(151計画)の建設投資累計額は86,378億円、うち国家戦略民間都市再生事業(8計画)の建設投資累計額は9,509億円が見込まれる。本特例措置を活用した我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進することにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>【参考:認定事業(151計画)における効果(試算)】 都市再生緊急整備地域(特定都市再生事業緊急整備地域含む)の認定事業(151計画)における効果(試算)は次の通り。 建設投資累計額:86,378億円 経済波及効果 :217,299億円 税収増効果 :22,872億円 ※上記はいずれも国土交通省調べ</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>本税制措置は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図っていくため、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる事業への投資を促すことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を目的としている。優良な国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長期の事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行うこととなることから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者にゆだねるのみでは優良な都市開発事業が実施されなくなる可能性があ</p>

		<p>る。</p> <p>民間事業者にとって、国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本税制特例を措置することは妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>①規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>②金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(内閣府01)

金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	N I S Aの抜本的拡充等
金融02	投資法人に係る税制優遇措置の延長
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	N I S A の抜本的拡充等		
税 目	所得税、個人住民税		
区 分	■新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（国民の貯蓄から投資へのシフトを促す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
【金融庁の補足説明】
① 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本運営方針2022」において、2022年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することが盛り込まれているところ。ご指摘の目標値については、プランの策定過程において議論になりうるものと考えており、現時点で定めることは困難。
② 上記①と同様、目標達成時期についても、現時点で定めることは困難。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の効果について、「N I S A については、2021年末時点で1,837万口座開設され、残高が12.3兆円になるなど、着実に普及が進んでいる」と説明されているが、年ごとに把握されていない。
② 達成目標に対する過去の直接的な効果について、「N I S A 導入以降、20代～40代を中心に、投資をしている人や投資に関心がある人の割合が増加している」と説明されている

が、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① ご指摘を踏まえて修正。
② 投資を行うきっかけとしては、様々な事情が考えられるが、経済情勢や税制優遇制度の存在など総合的な判断に基づくものと考えられるところであり、アンケート等を実施したとしても、ご指摘の「直接的効果」を検証することは困難と考えられる。 なお、金融庁としても、「貯蓄から投資へ」の政策目的を達成するため、N I S A 制度による環境整備だけでなく、金融リテラシーの向上や金融機関による顧客本位の業務運営の確保等、多方面からの取り組みを行っている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（令和元年から令和3年まで）について、「令和元年度におけるN I S A 口座数合計1,399万口座及びN I S A 口座残高合計8.6億円」等との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【金融庁の補足説明】
① N I S A は、「N I S A 口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益（売却益・分配金）が非課税になる制度であるところ、同様の効果を得る手段について、予算措置等に比較して制度的合理性が認められると考えられる。 また、N I S A 制度は、2014年に開始し、これまで一定の実績を積み重ねてきているところ。制度の拡充を図り、更なる普及を図ることが予算措置等に比較して合理的と考えられる。 なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本運営方針2022」において、N I S A の抜本的拡充の方向性が明示的に示されている。
【点検結果】
① 「N I S A は、「N I S A 口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益（売却益・分配金）が非課税になる制度であるところ、同様の効果を得る手段について、予算措置等に比較して制度的合理性が認められると考えられる。また、N I S A 制度は、2014年に開始し、これまで一定の実績を積み重ねてきているところ。制度の拡充を図り、更なる普及を図ることが予算措置等に比較して合理的と考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	NISA の抜本的拡充等																										
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税1) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税1)																										
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外																										
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																										
4	内容	《現行制度の概要》 NISA 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる制度。概要は、以下のとおり。																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>つみたて NISA</th> <th>一般 NISA<sup>※1</sup></th> <th>ジュニア NISA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資可能期間</td> <td>2042 年まで</td> <td>2028 年まで</td> <td>2023 年まで</td> </tr> <tr> <td>非課税保有期間</td> <td>20 年間</td> <td>5 年間</td> <td>5 年間<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>年間投資枠</td> <td>40 万円</td> <td>120 万円</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>非課税限度額</td> <td>800 万円</td> <td>600 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>対象商品</td> <td>長期の積立・分散投資に適した株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 以上</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 以上</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和 2(2020)年度税制改正において、2 階建ての「新しい一般 NISA」に改正済(2024 年 1 月施行予定)          ※2 ただし、18 歳まで非課税で保有可能とする特例あり          ※3 2023 年以降は 18 歳</p>		つみたて NISA	一般 NISA <sup>※1</sup>	ジュニア NISA	投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで	非課税保有期間	20 年間	5 年間	5 年間 <sup>※2</sup>	年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円	非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円	対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	対象年齢	20 歳 <sup>※3</sup> 以上
	つみたて NISA	一般 NISA <sup>※1</sup>	ジュニア NISA																									
投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで																									
非課税保有期間	20 年間	5 年間	5 年間 <sup>※2</sup>																									
年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円																									
非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円																									
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信																									
対象年齢	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 未満																									
		《要旨の内容》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充その他所要の措置を講ずること。																										
		《関係条項》 租税特別措置法第 37 条の 14、第 37 条の 14 の 2、 地方税法附則第 35 条の 3 の 2、第 35 条の 3 の 3 ほか																										
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課																										
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和 24 年度																										
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年(2014 年)1 月 一般 NISA 開始 平成 28 年(2016 年)4 月 ジュニア NISA 開始 平成 30 年(2018 年)1 月 つみたて NISA 開始 令和6年(2024 年)1 月 新しい一般 NISA 開始予定																										
8	適用又は延長期間	恒久措置とする。																										

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>1. 人への分配と投資</p> <p>(3)貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が3倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及び好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点分野</p> <p>(1)人への投資</p> <p>(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」) 我が国の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらも含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の貯蓄から投資へのシフトを促すこと。 (測定指標) NISA 口座数、NISA 口座における残高	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講ずることにより、投資しやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。	

10	有効性等	①: 適用数	<p>ONISA 口座数 (単位: 万口座)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つみたて NISA</td> <td></td> <td>189</td> <td>303</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>一般 NISA</td> <td></td> <td>1,175</td> <td>1,220</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>ジュニア NISA</td> <td></td> <td>35</td> <td>45</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,399</td> <td>1,568</td> <td>1,837</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)金融庁「NISA 利用状況調査」</p>	区分	年末	令和 1	2	3	つみたて NISA		189	303	518	一般 NISA		1,175	1,220	1,247	ジュニア NISA		35	45	72	計		1,399	1,568	1,837
		区分	年末	令和 1	2	3																						
		つみたて NISA		189	303	518																						
		一般 NISA		1,175	1,220	1,247																						
ジュニア NISA		35	45	72																								
計		1,399	1,568	1,837																								
②: 適用額	<p>ONISA 口座における残高 (単位: 兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つみたて NISA</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>一般 NISA</td> <td></td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>ジュニア NISA</td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)金融庁「NISA 利用状況調査」</p>	区分	年末	令和 1	2	3	つみたて NISA		0.3	0.7	1.7	一般 NISA		8.2	8.3	10.1	ジュニア NISA		0.1	0.2	0.5	計		8.6	9.2	12.3		
区分	年末	令和 1	2	3																								
つみたて NISA		0.3	0.7	1.7																								
一般 NISA		8.2	8.3	10.1																								
ジュニア NISA		0.1	0.2	0.5																								
計		8.6	9.2	12.3																								
③: 減収額	<p>ONISA 口座における減収額(推計) (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税</td> <td></td> <td>243</td> <td>254</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td></td> <td>81</td> <td>85</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)NISA 口座における残高(各年末)に、株式平均利回り(R1: 1.88%、R2:1.84%、R3:1.74%)*及び税率(所得税 15%、個人住民税 5%)を乗じて試算 ※日本取引所グループが公表している「株式平均利回り」(東証第一部、単純平均利回り、各年 12 月中)</p>	区分	年	令和 1	2	3	所得税		243	254	321	個人住民税		81	85	107												
区分	年	令和 1	2	3																								
所得税		243	254	321																								
個人住民税		81	85	107																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 NISA については、以下のとおり着実に普及が進んでいる。特に、つみたて NISA については、20 代～40 代が全体の 7 割を占めており、若年層にも投資への意識が浸透しつつある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NISA 口座数合計(万口座)</td> <td></td> <td>1,399</td> <td>1,568</td> <td>1,837</td> </tr> <tr> <td>NISA 口座残高合計(億円)</td> <td></td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年末	令和 1	2	3	NISA 口座数合計(万口座)		1,399	1,568	1,837	NISA 口座残高合計(億円)		8.6	9.2	12.3												
区分	年末	令和 1	2	3																								
NISA 口座数合計(万口座)		1,399	1,568	1,837																								
NISA 口座残高合計(億円)		8.6	9.2	12.3																								

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 NISA 導入以降、20 代～40 代を中心に、投資をしている人や投資に関心がある人の割合が増加している。</p> <p>(出所)「2021 年度 証券投資に関する全国調査」の個票データに基づき野村総合研究所作成</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>NISA の普及や利用促進を図ることにより、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大に期待できるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、NISA の抜本的拡充の方向性が示されている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA の抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA の抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① インフラファンド市場は、平成28年6月に第1号案件の上場以来、令和4年7月にかけて7銘柄、時価総額約1,820億円（個人投資家計約10万人）の規模に拡大し、足下でも複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手しているところ。今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと見られる。現時点において具体的な事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>② 上記①と同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>														
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数については評価書に示す通り。適用法人数が7法人である旨を記載するよう評価書を修正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場インフラファンド数（累計）*</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計</p>		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	上場インフラファンド数（累計）*	2	4	5	6	7	7
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度								
上場インフラファンド数（累計）*	2	4	5	6	7	7								
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算出根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>														

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと見られる。現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、将来の適用数を定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果（平成28年度から令和3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果（平成28年度から令和3年度まで）について、「令和2年2月には、第7号銘柄が上場し、令和4年7月現在、7銘柄（時価総額約1,820億円）が上場。また、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円の増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p>
---

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 上場銘柄数については下記のページより確認可能。  <a href="https://www.jpex.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html">https://www.jpex.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html</a></p> <p>② 全適用法人に対して行ったヒアリングを通じて、全法人において、本特例措置が得られない場合には上場インフラファンドを組成しない意向である旨の回答が得られたことから、これまでに7銘柄が上場されてきたこと自体が本特例措置の直接的な効果である。</p> <p>③ インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進されたことにより、上場インフラファンドの合計資産額は年々増加している。足下でも設備投資ニーズがあり、今後見込まれる潜在的なニーズと併せて税制面での積極的な後押しが必要であると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの、現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、将来の効果を定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)(地方税9)
	①: 政策評価の対象税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。 《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和5年3月末までとなっている取得期限を延長すること。 《関係条項》 租税特別措置法第67条の15
	担当部局	金融庁企画市場局市場課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成28年度～令和7年度
	創設年度及び改正経緯	・平成26年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成28年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。 ・平成29年度税制改正要望において、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。 ・令和2年度税制改正要望において、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略2016(抜粋) 第2 具体的施策 II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2 活力ある金融・資本市場の実現⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) (目的)
	①: 政策目的及びその根拠	—

10	有効性等	①: 適用数	第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 II-1 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 III-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再エネ設備の取得期限(令和5年3月末まで)により本件税制優遇措置が実質的に日切れとなること、本件税制優遇措置の延長により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記達成目標の実現により、引き続き設備投資ニーズに対応しつつ、インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
		②: 適用額	—
		②: 減収額	投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加。 足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。 令和5年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的な二

		<p>ズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なる同市場の持続的な成長の実現が図られる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場インフラファンド数(累計)※</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>ファンドの合計資産額(億円)</td> <td>79</td> <td>790</td> <td>1,175</td> <td>1,646</td> <td>2,514</td> <td>3,193</td> </tr> </tbody> </table> <p>※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          令和2年2月には、第7号銘柄が上場し、令和4年7月現在、7銘柄(時価総額約1,820億円)が上場。また、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円の増加。</p>		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	上場インフラファンド数(累計)※	2	4	5	6	7	7	ファンドの合計資産額(億円)	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度																	
上場インフラファンド数(累計)※	2	4	5	6	7	7																	
ファンドの合計資産額(億円)	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193																	
	⑤ 税収減を是認する理由等	—																					
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>投資法人については、特定資産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器(ビークル)に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																					
12	有識者の見解	—																					
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(金融01)																					

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 達成目標は「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的にお示しすること、達成時期を明示的にお示しすることは困難です。</p> <p>③ 従前の達成目標として記載していた「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。」について、より分かりやすく具体的に記載する観点から、機構の設置法である保有制限法第5条の機構の設置目的の規定をもとに「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」と記載したものであり、達成目標を変更したものではありません。</p> <p>参考：銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（目的） 第五条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【金融庁の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【金融庁の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、10有効性等②適用額欄に以下の通り追記しております。 資本金等の額＝一般勘定の当初拠出金（107.0億円）＋特別勘定の売却時拠出金（177.8億円）＝284.8億円 （出典：銀行等保有株式取得機構「令和3事業年度決算に関する報告書」）</p> <p>② ご指摘を踏まえ、10有効性等③減収額欄に以下の通り追記しております。 （出典：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、10有効性等②適用額欄に以下の通り追記しております。 資本金等の額＝一般勘定の当初拠出金（107.0億円）＋特別勘定の売却時拠出金（177.8億円）＝284.8億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和4年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」</p>
---



と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、達成目標は実現されていると評価できるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

めに要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。 7 (略)
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

#### (7) 将来の効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 達成目標に対する将来の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和4年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構のセーフティネットとしての機能発揮がなされることで、達成目標の実現が見込まれるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (8) 他の政策手段

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 機構は、設置法である保有制限法第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するため、租税特別措置を取ることにしたものです。
参考：銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百一十号)(抄)(解散) 第五十七条 1～3 (略) 4 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。 5 前二項の分配限度額とは、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額(一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあっては当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合にあっては当該損失の額を控除した額)の二倍に相当する額をいう。 6 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するた

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (地方税 15) (法人事業税: 義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
		《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。
		《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等による株式等の処分等が円滑化されることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。	
10	有効性等	①: 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		②: 適用額	適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円) - 特例適用後課税標準(10億円))である。  資本金等の額 = 一般勘定の当初拠出金(107.0億円) + 特別勘定の売却時拠出金(177.8億円) = 284.8億円 (出典: 銀行等保有株式取得機構「令和3事業年度決算に関する報告」)
		③: 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度から令和4年度まで各年度144百万円 ○減収見込み額 令和5年度以降、144百万円  《算定根拠》 本特例措置の適用総額 × 法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円 × 0.21% = 57,705千円(～平成26年度) = 27,478,679千円 × 0.315% = 86,557千円(平成27年度) = 27,478,679千円 × 0.525% = 144,263千円(平成28年度～令和元年度) = 27,480,679千円 × 0.525% = 144,273千円(令和2年度以降)  (出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和4年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金

		<p>融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることにより、令和5年度以降の各年度において法人事業税144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。</p> <p>その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、租税減を是認する効果があるといえる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮されるには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 金融 03)



厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
厚労02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
税目	法人税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。（以下「地域における良質かつ適切な医療の提供」という。）」について、達成すべき水準（目標値、測定指標）が定量的に示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 達成目標（地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とすることを目標とする。（以下「病床の機能分化・連携の取組の推進」という。）」を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ④ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ⑤ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。  
なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- 【厚生労働省の補足説明】
- ①・③・⑤ 「医療の質」を定義する法令や政策はなく「医療の質」についての定量的な目標設定は困難であるが、現在何らかの定量的な目標設定が可能かを含めて検討しているところであり、お時間をいただきたい。
  - ② 新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する旨、記載した。
  - ④ 地域医療構想の実現という政策目的の達成状況を図る指標としては、記載の指標が最も適切であると考えます。

- 【点検結果】
- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
  - ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）」の記載に基づき、重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期

間の目標として設定する」との説明では、新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができず、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。

③～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする）とともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年4月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定（以下「医師の労働時間短縮」という。）に係る過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 達成目標（「医師の労働時間短縮」及び「病床の機能分化・連携の取組の推進」）に係る過去の適用数（令和2年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- 【厚生労働省の補足説明】
- ① 令和3年度の適用数は都道府県へのヒアリング結果を用いて算出している。また、令和2年度の実績は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」を引用している旨を記載（双方とも事前評価書を修正）した。
  - ② 令和2年度までは「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値であり、ご指摘を踏まえ評価書を修正した。
- 【点検結果】
- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る将来の適用数（令和4年度から6年度まで）について、「都道府県へのヒアリング結果（令和4年度見込み）」及び医師の時間外労働時間上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合等に基づき令和4年度以降の適用数を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- 【厚生労働省の補足説明】
- ① （法人税・法人事業税）1,500施設（※1）×4割（※2）×1割（※3）＝約60施設（令和4～5年度）、令和6年度は、令和6年4月の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始後になるため、令和3年度適用見込み数と同程度と推計している。  
※1 医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成31年3月28日）に記載の特例水準申請予定医療機関数：1500施設程度  
※2 第23回医療経済実態調査（令和3年11月 中央社会保険医療協議会資料）に基づく黒字病院割合：約4割  
※3 令和4年度の申請見込み件数（47都道府県中3県）に基づく申請見込み割合：約1割（所得税）令和2,3年度の適用数と同程度と推計している。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。



## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に係る過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に係る過去の減収額（令和2年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用数は都道府県へのヒアリング結果を用いて算出している。また、令和2年度の実績は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」を引用している旨を記載（双方とも事前評価書を修正）している。</p> <p>② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。</p> <p>③ 令和2年度までは「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値であり、ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る将来の減収額について、「都道府県へのヒアリング結果（令和3年度見込み）」及び医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合等に基づき特別償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の減収額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 都道府県へのヒアリング結果を用いて、令和3年度減収見込み額の1件あたりの平均額を算出し、当該平均額に令和4年度以降の適用見込み数を乗じて将来の減収額を算出している（適用見込み数の計算式は「将来の適用数欄」を参照）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるこ</p>
---

<p>とが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の調査によると、時間外労働時間が年間1860時間を超える医師は8.6%であったが、現在の状況は調査中でありお答えできない。しかし、依然として一定数の医師は施行後の時間外・休日労働時間の上限を超えていると考えられるため、引き続き、特別償却制度による対象機器の導入を推進する必要がある。</p> <p>② 本年9月末時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合について、現在調査を実施しているところであり、過去の効果について、現時点において定量的に図ることが困難であるが、当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>※ 現時点で把握している地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数は806,923床で対象病床数の63%となっている（平成30年度末時点。当該病床数に対する実際に増減された病床数の割合は把握していない。）。</p> <p>③ 前述のとおり、「地域における良質かつ適切な医療の提供」の定量的な目標設定については検討中であり、お時間をいただきたい。</p> <p>④ 新型コロナの流行等医療を取り巻く厳しい環境の中で適用件数は伸びていないが、①に記載の通り、働き方改革の取組を推進する必要がある医療機関は一定程度存在する。</p> <p>また、2035年の暫定特例水準の廃止を見据え、960時間超えの医療機関の労働時間を縮減する必要がある中で、実際に対象機器を導入した事例では、意識改革やタスクシフト・シェアの実施と合わせた総合的な働き方改革の実施により、10時間削減された事例もあり、対象機器の導入が医療機関内の勤務環境改善に寄与していることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑤ 地域医療構想については、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、感染状況を見ながら地域医療構想の具体的な工程を検討することとしており、その工程が明確となっていないことにより、これまで適用件数が僅少であったと考えられる。</p> <p>昨年12月の国と地方の協議を経て、本年3月の通知において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。」とし、民間医療機関についても公立公的と同様に対応を求めることを明確にしたところである。これを受けて、地域においても民間医療機関を含めた対応方針の策定等に向けた取組が進められており、今後においては適用件数について増加が見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和元年度の調査によると、時間外労働時間が年間1860時間を超える医師は8.6%であったが、現在の状況は調査中でありお答えできない。」との説明では、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の直接的な効果について、「本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された</p>

が、「昨年12月の国と地方の協議を経て、本年3月の通知において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。」とし、民間医療機関についても公立公的と同様に対応を求めることを明確にしたところである。これを受けて、地域においても民間医療機関を含めた対応方針の策定等に向けた取組が進められており、今後においては適用件数について増加が見込まれる」との説明では、僅少となっている適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 医療機関における医師の労働時間の短縮については、医療機関のマネジメント改革（意識改革、タスクシフト・タスクシェアの推進、複数主治医制の導入等）を進めた結果であり、このような複合的な取組方法は「医師の働き方改革に関する検討会」報告書でも記載されている。</p> <p>また、医療機関の規模、機能、地域の医療需要等によっても労働時間の短縮の程度は異なるため、医療機器の導入による短縮時間の推計は難しいが、今回、定量的に記載するため、過去の導入事例から、複合的な取組の結果としての具体的な労働時間の短縮実績を記載し、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえて設定した「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的に短縮する」目標の達成に対象機器の導入が寄与すると考えている。</p> <p>② 本年9月末時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合について、現在調査を実施しているところであり、将来の効果について、現時点において過去の実績を踏まえた上で定量的に図ることが困難であるが、当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>※ 現時点で把握している地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数は806,923床で対象病床数の63%となっている（平成30年度末時点。当該病床数に対する実際に増減された病床数の割合は把握していない。）。</p> <p>③ 前述のとおり、「地域における良質かつ適切な医療の提供」の定量的な目標設定については検討中であり、お時間をいただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去の導入事例から、複合的な取組の結果としての具体的な労働時間の短縮実績を記載し、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえて設定した「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的に短縮する」目標の達成に対象機器の導入が寄与すると考えている」との説明では、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、上記の説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【令和元年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額 ⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	16,348	5,720	93,510,560	89.8%	83,972,483					1.0%	-	都道府県	3,769
	診療所	2,278	43,593	99,304,854	38.5%	38,232,369	72.6%	1,624,690	23.2%	376,928	6.0%	-	市町村	22,616
	歯科	2,105	14,762	31,074,010	41.1%	12,771,418					7.0%	6.6%	合計	26,385
個人	病院	5,333	174	927,942	89.8%	833,292								
	診療所	1,366	41,073	56,105,718	38.5%	21,600,701	27.4%	613,175	16.1%	98,721				
	歯科	1,309	53,133	69,551,097	41.1%	28,585,501								
合計		28,739	158,455	350,474,181		185,995,764	100.0%							

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	50%	72.6%
所得税		27.4%

【別表1】令和元年度

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,809 1000~ 2000万円	16.1%
診療所	10,402	
歯科	5,910 500~ 1000万円	8.3%

【令和2年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額 ⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	15,783	5,687	89,757,921	89.8%	80,602,613					1.0%	-	都道府県	3,701
	診療所	2,199	44,219	97,237,581	38.5%	37,436,469	71.9%	1,595,170	23.2%	370,079	6.0%	-	市町村	22,205
	歯科	2,091	15,161	31,701,651	41.1%	13,029,379					7.0%	6.6%	合計	25,906
個人	病院	4,465	156	696,540	89.8%	625,493								
	診療所	1,382	40,310	55,708,420	38.5%	21,447,742	28.1%	623,425	15.0%	93,514				
	歯科	1,367	52,103	71,224,801	41.1%	29,273,393								
合計		27,287	157,636	346,326,914		182,415,089	100.0%							

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	44%	71.9%
所得税		28.1%

【別表2】令和2年度

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	17,045 1000~ 2000万円	15.0%
診療所	10,724	
歯科	5,871 500~ 1000万円	7.8%

【令和3年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額 ⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	16,066	5,687	91,367,342	89.8%	82,047,873					1.0%	-	都道府県	3,735
	診療所	2,239	44,219	99,006,341	38.5%	38,117,441	72.5%	1,609,930	23.2%	373,504	6.0%	-	市町村	22,410
	歯科	2,098	15,161	31,807,778	41.1%	13,072,997					7.0%	6.6%	合計	26,145
個人	病院	4,899	156	764,244	89.8%	686,291								
	診療所	1,374	40,310	55,385,940	38.5%	21,323,587	27.5%	618,300	15.0%	96,455				
	歯科	1,338	52,103	69,713,814	41.1%	28,652,378								
合計		28,014	157,636	348,045,459		183,900,567	100.0%							

【適用件数の推計】 適用件数は令和元、2年度の平均値

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	47%	72.5%
所得税		27.5%

【別表3】令和元、2年度

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,927 1000~ 2000万円	15.0%
診療所	10,563	
歯科	5,891 500~ 1000万円	8.1%

【出典】

- ※23都道府県経済産業調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
- ※国・自治体調査結果（施設数）
- ※医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
- ※税務特別措置法の適用実績調査結果（特別償却額、適用件数）
- ※地方自治体基本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税:義(国税3)、法人事業税:義(自動連動)
		所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 Ⅰ. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。 Ⅱ. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。 Ⅲ. 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる。 ※全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
		《関係条項》 租税特別措置法第12条の2、第45条の2
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	医療用機器の特別償却制度については、昭和54年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。 平成31年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。

令和3年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。(令和5年3月31日まで)。

(参考)医療用機器の特別償却制度の改正状況

年度	償却率	取得価格の下限
昭和54年(創設)	25%	800 千円
昭和56年	20%	1,100 千円
昭和58年	18%	1,400 千円
昭和60年	16%	同上 千円
昭和62年	同上	1,600 千円
平成元年	15%	同上 千円
平成3年	同上	1,800 千円
平成4年	同上	2,000 千円
平成5年	同上	2,200 千円
平成6年	14%	同上 千円
平成7年	12%	2,400 千円
平成9年	14%	4,000 千円
平成11年	同上	同上 千円
平成13年	同上	同上 千円
平成15年	同上	5,000 千円
平成17年	同上	同上 千円
平成19年	同上	同上 千円
平成21年 ※1	同上	同上 千円
平成23年 ※2	12%	同上 千円
平成25年 ※3	同上	同上 千円
平成27年 ※3	同上	同上 千円
平成29年 ※3	同上	同上 千円
平成31年 ※4	同上	同上 千円
令和3年 ※4	同上	同上 千円

※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。

※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。

※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。

※4 平成31年度延長及び令和3年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のうち全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組みを講じた。

8	適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Ⅰ.2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始に向け、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資す

		<p>る設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>I. 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。</p> <p>II. 骨太2019においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進していかなければならない。</p> <p>III. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標 1-2 医療従事者の働き方改革を推進すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>I. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特例償却制度等により、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和4年1月19日厚生労働省告示第7号)に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>

		<p>II. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想調整会議で合意した2025年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とすることを目標とする。また、新経済・財政再生計画改革行程表2021(令和3年12月23日経済財政諮問会議)の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>I. 医師の労働時間短縮に資する設備が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。</p> <p>II. 本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を发出し、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で18区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病床の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>I. 令和2年度 (法人税・法人事業税) 2件 (所得税) 2件 令和3年度(推計) (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件 令和4年度～5年度(各年度の推計) (法人税・法人事業税) 30件 (所得税) 2件 令和6年度(推計) (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件 ※令和2年度は「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」を用いて算出 ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働時間上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき令和4年度以降の適用数を算出。</p> <p>II. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 1件 令和2年度 (法人税・法人事業税) 3件 令和3年度(推計) (法人税・法人事業税) 2件 令和4年度～6年度(各年度の推計) (法人税・法人事業税) 2件 ※令和元・2年度は「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値 ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p>

		<p>Ⅲ. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 506 件 (所得税) 191 件                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 446 件 (所得税) 174 件                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 476 件 (所得税) 181 件                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が判明しているのが令和2年度までの                  ため、令和3年度以降の適用数については令和元年度と令和2年度の平均値か                  ら算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
②: 適用額		<p>Ⅰ. 令和2年度                  (法人税・法人事業税) 1 百万円 (所得税) 11 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 106 百万円 (所得税) 11 百万円                  令和4年度～5年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 260 百万円 (所得税) 12 百万円                  令和6年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 106 百万円 (所得税) 11 百万円                  ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道                  府県へのヒアリング結果」を用いて算出                  ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の                  上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施                  設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別                  償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の適用額を算出。</p> <p>Ⅱ. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 1 百万円                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 167 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 89 百万円                  令和4年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 86 百万円                  ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値                  ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出                  ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p>Ⅲ. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 1,625 百万円 (所得税) 613 百万円                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 1,595 百万円 (所得税) 623 百万円                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 1,610 百万円 (所得税) 618 百万円                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が判明しているのが令和2年度までの                  ため、令和3年度以降の適用額については令和元年度と令和2年度の平均値か                  ら算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>

	③: 減収額	<p>Ⅰ. 令和2年度                  (法人税) 0 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 0 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税) 16 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 1 百万円                  令和4年度～5年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 39 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 3 百万円                  令和6年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 16 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 1 百万円                  ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道                  府県へのヒアリング結果」を用いて算出                  ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の                  上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施                  設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別                  償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の減収額を算出。</p> <p>Ⅱ. 令和元年度                  (法人税) 0 百万円                  (法人事業税) 0 百万円                  令和2年度                  (法人税) 39 百万円                  (法人事業税) 11 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税) 21 百万円                  (法人事業税) 6 百万円                  令和4年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税) 20 百万円                  (法人事業税) 6 百万円                  ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値から算出                  ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出                  ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p>Ⅲ. 令和元年度                  (法人税) 377 百万円 (所得税) 150 百万円                  (法人事業税) 107 百万円                  令和2年度                  (法人税) 370 百万円 (所得税) 142 百万円                  (法人事業税) 105 百万円                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税) 374 百万円 (所得税) 147 百万円                  (法人事業税) 106 百万円                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、実績値が判明しているのが令和2年度までのため、令                  3年度以降の減収額については令和元年度と令和2年度の平均値から算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
--	--------	--

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、機器導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど一定の効果は得られているものの、労働時間短縮に資する機器の新規導入や更新を行うことで、労働時間短縮の効果が高まることから、2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始と医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、引き続き勤務時間短縮に資する機器の導入を促すことは不可欠である。</p> <p>II. 当該措置により、再編統合を行う医療機関の経済的負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編統合が促進され、一定の効果は得られているものの、今後より一層推進していくために当該措置は不可欠である。なお、現時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合については、今年度調査予定である。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、579医療機関のうち、52医療機関で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>I. 本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 新型コロナウイルス感染症対応を最優先としたことによる地域医療構想の進捗の遅れもあり当該制度の活用状況は、現時点では当初の想定を下回っているが、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編の実績が出てきており、再編は促進されているものと考えている。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、62病院のうち40病院で本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>I. 骨太2019において、2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 骨太2019において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編</p>

		<p>統合に伴う経済的負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編統合の実績が出てきている。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>I. 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件(地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方、本特例措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、医師の働き方改革の推進と地域医療の確保の両立を図るため税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから効果的である。本施策がない場合、再編等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>I. 補助金等による支援の具体例として、地域医療介護総合確保基金(区分6)があるが、補助対象となるには複数の要件(地域において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方で、本特例措置は補助対象にならない医療機関も利用可能であり、医療機関全体で長時間労働である医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できる。</p> <p>II. 地域医療構想を実現するため病床機能再編に伴う設備投資後の経営が不安定な時期の支出を猶予する支援措置や義務づけ等は存在しない。</p> <p>III. 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、税制による優遇措置では医療機関の経費負担の軽減が図ることが可能である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>I. ー</p> <p>II. ー</p> <p>III. ー</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(厚労01)





点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和3年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 関係団体への調査により、共同利用施設の整備（令和3年度）について1件見込みがある。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度）が予測されていない。 ② 将来の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 関係団体への調査により、共同利用施設の整備（令和4年度）について2件見込みがある。 ②・③ 別紙のとおり、平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備件数と取得価額の平均を出し、将来の適用件数（令和5・6年度）を推計。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別紙のとおり推計。

【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--------	--

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	①～③ 別紙のとおり推計。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係事業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに改善することを目標とする。以下同じ。）に対する将来の効果について、「生活衛生関係事業者の業況判断D Iが改善することが期待できるものである」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数（令和5年度及び6年度）は、各年度1件であり、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 「生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善すること」に修正する。なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。 ② 将来の適用件数が僅少であるのは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていないからである。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進むと考える。 ・ 少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係

営業を取り巻く課題に対して、生活衛生同業組合等が共同利用施設を整備することにより、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できることから、生活衛生関係営業の業況好転の一因となると考える。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が年度ごと（令和4年度から6年度まで）に予測されていないため、この点を課題とする。

また、達成目標に対する将来の効果（令和4年度から6年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、生活衛生同業組合等が共同利用施設を整備することにより、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できることから、生活衛生関係営業の業況好転の一因となると考える」との説明では、僅少な適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等について、「株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る」と説明されているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。

**【厚生労働省の補足説明】**

①・②

- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付は、生活衛生関係営業者の衛生水準を高めるために必要な設備資金や、経営改善のために必要な運転資金などの生活衛生関係営業者の資金調達を支援するための貸付制度である。
- 本税制措置は、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設（研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等）の整備を誘引するものであり、株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付とは趣旨・目的が異なる。
- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付により、個々の生活衛生関係営業者が衛生水準の向上や経営状況の改善に取り組むとともに、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るために、本税制措置により、生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備を誘引することが必要である。

**【点検結果】**

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（減収見込積算）

【共同利用施設の整備状況】

平成 29 年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえ、令和5、6年度の整備件数、取得価額を推計。

	整備件数	取得価額
平成 29 年度	1 件	430 百万円
平成 30 年度	0 件	—
令和元年度	1 件	4 百万円
令和2年度	0 件	—
令和3年度(推計)	1 件	11 百万円
令和4年度(推計)	2件	310 百万円
令和5年度(推計)	1 件	148 百万円
令和6年度(推計)	1 件	148 百万円

【減収見込額】

減収見込額	法人税	法人住民税	法人事業税
令和3年度(推計)	0.1 百万円	0.01 百万円	0.1 百万円
令和4年度(推計)	3.5 百万円	0.3 百万円	1.8 百万円
令和5年度(推計)	1.7 百万円	0.1 百万円	0.9 百万円
令和6年度(推計)	1.7 百万円	0.1 百万円	0.9 百万円

○法人税の減収見込額

(1) 取得価額 × 特別償却率(6%) = 特別償却限度額

令和3年度: 11 百万円 × 6% = 0.66 百万円  
 令和4年度: 310 百万円 × 6% = 18.6 百万円  
 令和5年度: 148 百万円 × 6% = 8.88 百万円  
 令和6年度: 148 百万円 × 6% = 8.88 百万円

(2) 特別償却限度額 × 法人税率(中小企業 19%) = 法人税減収見込額

令和3年度: 0.66 百万円 × 19% = 0.13 百万円  
 令和4年度: 18.6 百万円 × 19% = 3.53 百万円  
 令和5年度: 8.88 百万円 × 19% = 1.69 百万円  
 令和6年度: 8.88 百万円 × 19% = 1.69 百万円

○法人住民税の減収見込額

(1) 法人税減収見込額 × 法人住民税率(7%) = 法人住民税減収見込額

令和3年度: 0.13 百万円 × 7% = 0.01 百万円  
 令和4年度: 3.53 百万円 × 7% = 0.25 百万円  
 令和5年度: 1.69 百万円 × 7% = 0.12 百万円  
 令和6年度: 1.69 百万円 × 7% = 0.12 百万円

○法人事業税の減収見込額

(1) 特別償却限度額 × 法人事業税率(7%) = 収入割減収見込額

令和3年度:0.66百万円×7%=0.05百万円

令和4年度:18.6百万円×7%=1.30百万円

令和5年度:8.88百万円×7%=0.62百万円

令和6年度:8.88百万円×7%=0.62百万円

(2)収入割減収見込額×特別法人事業税率(37%)=特別法人事業税減収見込額

令和3年度:0.05百万円×37%=0.02百万円

令和4年度:1.30百万円×37%=0.48百万円

令和5年度:0.62百万円×37%=0.23百万円

令和6年度:0.62百万円×37%=0.23百万円

(3)合計

令和3年度:0.05百万円+0.02百万円=0.06百万円

令和4年度:1.30百万円+0.48百万円=1.78百万円

令和5年度:0.62百万円+0.23百万円=0.85百万円

令和6年度:0.62百万円+0.23百万円=0.85百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 12) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が400万円以上のものに限る。)に係る取得価額の6%の特別償却制度
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3 ・租税特別措置法施行令第28の6
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和55年: 創設 昭和57年～平成21年: 期限切れごとに延長 平成23年: 特別償却割合を8%から6%に引き下げ 平成25年: 2年間の延長 平成27年: 取得価格要件100万円以上を設定 平成29年: 取得価格要件を200万円以上に引き上げ 平成31年: 2年間の延長 令和3年: 取得価格要件を400万円以上に引き上げ
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、中小零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るものである。 (2) 施策の必要性

		<p>生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、中小零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化、省力化等を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは▲54.9と低調(※)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p> <p>(※)出典:株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2022年1～3月期)」</p> <p>このため、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設(研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等)の整備を誘引する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第56条の5</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>(基本目標Ⅱ) 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること (施策大目標5) 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること(5-1) 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善することを目標とする。 なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につ</p>

		<p>ながら、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。</p> <p>これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIが改善することが期待できるものである。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○実績 平成29年度:0件 平成30年度:0件 令和元年度:0件 令和2年度:0件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み 令和5年度:1件 令和6年度:1件 ※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p> <p>本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が図られることにより、経営基盤の安定・強化が図られる。</p> <p>また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p> <p>今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p>
		<p>②: 適用額</p> <p>○実績 平成29年度:0円 平成30年度:0円 令和元年度:0円 令和2年度:0円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み 令和5年度:148百万円 令和6年度:148百万円 ※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>

	③: 減収額	<p>○実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> <td>0.9百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> <td>0.9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成29年度	0円	0円	0円	平成30年度	0円	0円	0円	令和元年度	0円	0円	0円	令和2年度	0円	0円	0円		法人税	法人住民税	法人事業税	令和5年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円	令和6年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
平成29年度	0円	0円	0円																															
平成30年度	0円	0円	0円																															
令和元年度	0円	0円	0円																															
令和2年度	0円	0円	0円																															
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
令和5年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円																															
令和6年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。</p> <p>これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIがプラスに改善することが期待できるものである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られる。</p>																																
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られ、衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p>																																

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計となっている。</p> <p>また、本税制措置は、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により、法律に位置づけられ、昭和55年に創設されたものであるが、今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p> <p>本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上を図ることができる。</p> <p>このため、本税制措置について引き続き存置する必要がある。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の高コストを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>令和2年8月(厚労03)</p>

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和2年度まで）について、「医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和3年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和3年度）の算定の基礎となる適用額について「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	---

【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和3年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和4年度及び5年度）の算定の基礎となる適用額について「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度及び5年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）について、「平成28年～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「減収減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き要望しているもの。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（令和3年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「平成28年～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（令和4年度及び5年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。



## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

<適用見込み数(推計)>

(単位:千円)

		黒字率						施設数								適用見込み数(黒字施設数)						合計
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	3,263	166	29,168	40,888	9,549	53,337	136,371
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	51.4%	78.0%	53.6%	92.5%	66.7%	95.6%	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	2,922	103	24,167	36,785	10,434	49,324	123,735
令和4年	2022	49.1%	80.3%	49.5%	91.7%	65.8%	95.3%	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	2,784	90	22,715	35,956	10,570	48,520	120,635
令和5年	2023	46.9%	82.6%	45.4%	91.0%	64.8%	94.9%	4,723	82	925	10	46,652	38,628	16,516	50,269	2,648	75	21,199	35,136	10,698	47,721	117,477

【出典】

- ・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

<減収額(推計)>

(単位:千円)

		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成28年	2016	1,273,355	551,381	1,824,736	58,574	25,364	83,938
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	543,617	1,740,033	55,035	25,006	80,042
令和2年	2020	1,172,557	515,532	1,688,089	53,938	23,714	77,652
令和3年	2021	1,145,937	524,697	1,670,634	52,713	24,136	76,849
令和4年	2022	1,118,876	525,211	1,644,087	51,468	24,160	75,628
令和5年	2023	1,091,815	525,725	1,617,539	50,223	24,183	74,407

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

<医療機関数(事前評価書用)>

		施設数								全施設数
		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	179,092
令和4年	2022	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	179,147
令和5年	2023	4,723	82	925	10	46,652	38,628	16,516	50,269	179,202

【出典】

- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,731,161	1,072,737	157,516
社会保険診療報酬(年間)②	1,629,295	1,493,801	133,862	76,814
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	139.2%	85.0%	88.3%
医療費用(年間)④	1,742,036	1,114,992	151,327	80,707
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,639,256	1,552,006	129,828	54,211
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-9,961	-58,498	5,234	22,703
開設者別施設数⑦	5,848	91	40,852	38,828
黒字率⑧:注1	48.8%	82.6%	45.4%	91.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,848	75	21,199	35,196
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-26,374,637	-4,833,091	110,890,244	685,793,483
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	0	7,312,635	34,789,674

単位:千円

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院 4,723 82

精神病院 925 10

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	116,283
社会保険診療報酬(年間)②	86,430	41,549
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.3%	79.5%
医療費用(年間)④	107,728	36,048
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	80,071	28,674
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,359	12,874
開設者別施設数⑦	16,516	50,269
黒字率⑧:注1	64.8%	94.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,689	47,721
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	68,022,132	475,971,578
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,482,869	23,796,578

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,384,086
要項の措置の適用対象見込み	117,477

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑨=⑦×⑧-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,728,277	1,102,989	159,842
社会保険診療報酬(年間)②	1,623,467	1,351,131	135,849	76,581
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	122.5%	85.0%	88.8%
医療費用(年間)④	1,728,128	1,112,590	152,925	80,524
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,625,380	1,382,898	129,897	53,745
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-1,883	-11,755	5,863	22,802
開設者別施設数⑦	5,866	112	45,970	39,202
黒字率⑧:注1	46.1%	80.3%	46.5%	91.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,784	90	22,715	35,958
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-5,270,581	-1,315,823	135,172,117	715,747,827
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	0	8,776,708	35,787,361

単位:千円

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院 4,743 100

精神病院 923 12

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	112,816
社会保険診療報酬(年間)②	84,033	40,769
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.5%	80.4%
医療費用(年間)④	104,484	35,172
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	77,827	28,268
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,206	12,501
開設者別施設数⑦	16,074	50,635
黒字率⑧:注1	65.8%	95.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,670	48,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	65,801,703	485,983,551
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,323,480	23,293,176

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	72,180,748
要項の措置の適用対象見込み	120,635

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑨=⑦×⑧-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,721,280	1,133,241	162,167	88,288
社会保険診療報酬(年間)②	1,617,880	1,208,662	137,836	76,189
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	106.7%	85.0%	86.3%
医療費用(年間)④	1,716,220	1,110,128	154,524	80,341
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,613,247	1,104,507	131,345	53,291
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	4,433	24,159	6,491	22,898
開設者別施設数⑦	5,884	132	45,087	39,776
黒字率⑧:注1	51.4%	78.0%	53.8%	92.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,922	103	24,167	36,785
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	12,951,218	2,191,895	158,875,217	735,878,631
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	853,950	109,590	10,338,861	36,788,832

RS時点(推計)	医療法人 個人	
	一般病院	精神病院
	4,763	119
	921	14

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	108,350	48,221
社会保険診療報酬(年間)②	81,637	39,989
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.7%	81.2%
医療費用(年間)④	101,240	34,298
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	75,583	27,894
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,054	12,128
開設者別施設数⑦	15,831	51,800
黒字率⑧:注1	68.7%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,434	48,324
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	63,186,201	455,058,853
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,165,100	22,752,843

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	75,016,976
要項の情報の適用対象見込み	123,735

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

	医療収入						社会保険診療報酬						医療費用						黒字率						施設数						全施設数			
	病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所									
	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人						
平成28年	2016	1,719,925	703,825	189,067	89,329	92,037	40,886	1,603,597	825,112	145,192	78,599	66,127	35,818	1,684,563	672,459	158,624	60,456	86,572	28,807	55.7%	69.0%	70.3%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	1,672,873	601,400	174,397	83,463	95,572	44,157	1,573,513	559,167	147,096	70,167	75,114	37,155	1,633,285	579,013	163,692	58,257	87,033	31,786	64.6%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	1,690,595	597,228	174,145	84,033	97,834	44,758	1,590,399	556,412	146,049	70,634	76,518	37,315	1,649,155	567,194	163,737	58,983	88,940	32,062	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105	104,315	47,216	1,628,759	1,097,086	143,649	81,234	77,633	39,343	1,709,463	1,105,264	156,118	61,542	97,393	33,187	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,682	179,416
令和2年	2020	1,711,453	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,013	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,014	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	1,721,393	1,133,241	162,167	86,286	109,350	49,221	1,617,880	1,038,662	137,636	76,189	81,637	39,989	1,716,220	1,110,128	154,524	60,341	101,240	34,296	51.4%	78.0%	53.6%	92.5%	66.7%	95.6%	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	179,092
令和4年	2022	1,726,277	1,102,999	159,842	86,186	112,816	50,727	1,623,487	1,351,131	135,949	76,551	84,033	40,769	1,723,138	1,112,560	152,925	60,524	104,494	35,172	49.1%	60.3%	49.5%	91.7%	65.8%	95.3%	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	179,147
令和5年	2023	1,731,161	1,072,737	157,516	86,085	116,283	52,234	1,629,295	1,493,601	133,862	76,914	86,430	41,549	1,742,036	1,114,992	151,327	60,707	107,728	36,049	46.9%	82.6%	45.4%	91.0%	64.8%	94.9%	4,723	82	925	10	46,652	38,828	16,518	50,269	179,202

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,711,493	1,163,493	161,170	85,006
社会保険診療報酬(年間)②	1,805,013	1,088,496	136,960	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	86.1%
医療費用(年間)④	1,711,014	1,107,896	154,420	89,727
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,604,931	1,016,895	131,257	82,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	82	51,633	5,703	22,282
開設者別施設数⑦	5,087	156	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,617	113	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	239,204	5,829,915	129,119,650	713,342,806
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	15,899	278,346	8,509,433	35,667,140



開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,997	46,889
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	36,822
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,610	32,489
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,161	52,103
黒字率⑧:注1	65.4%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,815	48,758
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	53,006,889	440,187,442
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,533,079	22,009,372

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,011,089
要置の措置の適用対象見込み	122,188

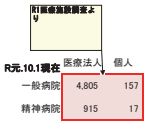
出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和2年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,739,759	1,193,745	106,937	81,105
社会保険診療報酬(年間)②	1,828,759	1,097,086	143,090	81,227
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.7%	91.9%	86.1%	89.2%
医療費用(年間)④	1,709,463	1,105,284	156,118	81,542
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,601,767	1,015,739	134,418	54,995
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	26,892	61,346	8,272	26,332
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,593	41,073
黒字率⑧:注1	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,032	128	29,382	39,490
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	81,830,182	9,923,564	272,458,767	923,807,339
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	5,390,316	486,178	17,846,069	46,185,367



開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,315	47,216
社会保険診療報酬(年間)②	77,633	30,343
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.4%	83.3%
医療費用(年間)④	97,393	33,187
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	72,482	27,653
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,151	11,690
開設者別施設数⑦	14,782	53,133
黒字率⑧:注1	73.2%	97.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,806	51,639
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,985,676	453,014,896
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,686,009	22,650,735

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,345,494
要置の措置の適用対象見込み	134,315

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和元年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,990,995	597,228	174,145
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,369	556,412	140,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	84.1%	93.2%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,646,155	597,194	163,737	58,883
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,855	528,825	137,375	49,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	27,787	6,874	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	197	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	70.8%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,752	157	30,391	39,820
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,631,334	3,909,295	293,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,527,155	195,464	17,949,679	35,914,559

H30.10.1現在 医療法人 個人

一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	97,894
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,092
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	89,582	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,927	53,892
黒字率⑧:注1	67.4%	96.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,658	51,842
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,080	386,655,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	19,842,798

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	87,251,353
要置の措置の適用対象見込み	135,189

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」厚生労働省・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,872,973	601,400	174,397
社会保険診療報酬(年間)②	1,573,513	556,167	147,096	70,167
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	84.1%	93.0%	84.3%	84.1%
医療費用(年間)④	1,633,285	579,013	163,892	58,257
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,538,921	539,482	137,892	48,994
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,592	20,685	6,104	21,173
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,736	120	28,849	39,981
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	136,721,240	2,132,577	282,801,678	728,743,412
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,026,102	106,629	17,296,069	38,437,171

H29.10.1現在 医療法人 個人

一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	95,572
社会保険診療報酬(年間)②	75,114	37,155
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.6%	84.1%
医療費用(年間)④	87,033	31,788
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	86,403	28,748
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,711	10,409
開設者別施設数⑦	13,871	54,153
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,563
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	66,373,471	394,713,854
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,372,153	19,735,663

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,855,834
要置の措置の適用対象見込み	135,039

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,719,825	703,825	169,067
社会保険診療報酬(年間)②	1,903,597	825,112	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.8%	85.9%	89.6%
医療費用(年間)④	1,884,583	672,459	188,624	80,456
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,570,013	597,144	139,258	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,584	27,968	6,934	25,398
開設者別施設数⑦	5,754	240	41,140	42,770
黒字率⑧:注1	58.7%	69.0%	70.8%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,263	166	29,168	40,889
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,588,150	4,151,291	290,588,788	919,889,475
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,217,473	207,865	17,185,503	45,894,474

H28.10.1調査

	医療法人	個人
一般病院	4,840	217
精神病院	914	23

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	82,037
社会保険診療報酬(年間)②	86,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	82,200	25,390
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,393	54,930
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,549	53,337
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	37,485,048	403,105,324
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,469,874	20,155,288

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	83,210,155
要領の措置の適用対象見込み	138,371

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」厚生労働省・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,718,738	722,348	168,767
社会保険診療報酬(年間)②	1,598,706	642,598	144,731	78,679
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.0%	85.6%	89.2%
医療費用(年間)④	1,872,438	678,042	157,355	80,477
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,588,712	603,458	135,011	53,341
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	41,064	39,141	9,720	25,338
開設者別施設数⑦	5,737	269	40,220	43,324
黒字率⑧:注1	62.4%	85.5%	71.8%	94.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,580	174	28,878	40,889
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	148,989,683	6,314,217	280,705,611	917,877,790
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,891,187	315,711	18,490,840	45,893,689

H27.10.1調査

	医療法人	個人
一般病院	4,823	242
精神病院	914	24

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	88,248
社会保険診療報酬(年間)②	84,847	35,863
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.7%	87.9%
医療費用(年間)④	84,885	29,089
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	81,751	25,566
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,096	10,417
開設者別施設数⑦	12,880	55,244
黒字率⑧:注1	62.4%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,037	53,255
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	24,883,585	400,342,233
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,638,132	20,017,112

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,027,871
要領の措置の適用対象見込み	134,822

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成27年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税 12)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。</p> <p>《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p> <p>《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成 28～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的的位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。</p>
10	有効性等	①: 適用数
		②: 適用額
		<p>令和5年度 117,477 件/年 令和4年度 120,635 件/年 令和3年度 123,735 件/年 令和2年度 122,188 件/年 令和元年度 134,315 件/年 平成 30 年度 135,189 件/年 平成 29 年度 135,036 件/年 平成 28 年度 136,371 件/年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度の回帰直線による推計</p> <p>令和5年度 課税標準額 1,617,539 百万円 (個人事業税 1,091,815 百万円) (法人事業税 525,725 百万円)</p> <p>令和4年度 課税標準額 1,644,087 百万円 (個人事業税 1,118,876 百万円) (法人事業税 525,211 百万円)</p> <p>令和3年度 課税標準額 1,670,634 百万円 (個人事業税 1,145,937 百万円) (法人事業税 524,697 百万円)</p> <p>令和2年度 課税標準額 1,688,089 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 515,532 百万円)</p> <p>令和元年度 課税標準額 1,740,033 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 543,617 百万円)</p> <p>平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円)</p> <p>平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)</p> <p>平成 28 年度 課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円)</p> <p>※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(平成 30～令和2年度:第 208 回国会提出、平成 28～29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度の回帰直線による推計</p>

	③: 減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和5年度 1,617,539 百万円×4.6%=74,407 百万円 (個人事業税 1,091,815 百万円×4.6%=50,223 百万円) (法人事業税 525,725 百万円×4.6%=24,183 百万円) 令和4年度 1,644,087 百万円×4.6%=75,628 百万円 (個人事業税 1,118,876 百万円×4.6%=51,468 百万円) (法人事業税 525,211 百万円×4.6%=24,160 百万円) 令和3年度 1,670,634 百万円×4.6%=76,849 百万円 (個人事業税 1,145,937 百万円×4.6%=52,713 百万円) (法人事業税 524,697 百万円×4.6%=24,136 百万円) 令和2年度 1,688,089 百万円×4.6%=77, 652 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 515,532 百万円×4.6%=23,714 百万円) 令和元年度 1,740,033 百万円×4.6%=80,042 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 543,617 百万円×4.6%=25,006 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円) 平成 28 年度 1,824,736 百万円×4.6%=83,938 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円×4.6%=58,574 百万円) (法人事業税 551,381 百万円×4.6%=25,364 百万円)																								
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 28 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> <td>179,416</td> <td>178,724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,092</td> <td>179,147</td> <td>179,202</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和3～5年度は平成 28 年～令和2年の回帰直線による推計		28	29	30	1	2	医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724		3	4	5			医療機関数	179,092	179,147	179,202		
		28	29	30	1	2																				
医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724																					
	3	4	5																							
医療機関数	179,092	179,147	179,202																							
⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。																									
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。																								

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(厚労 02)



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成28年度から令和2年度まで）について、「税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和3年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度まで）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

② 過去の減収額（令和3年度）について、「平成28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」の数字をそのまま使用しており、計算等は行っていない。
② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和4年度及び令和5年度）について、「平成28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果について、令和3年は「平成28～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の支え」により維持がなされていることから、引き続き要望していくもの。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度及び令和5年度）について、「平成28～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	22,918	6,371	2,948	
医療法人所得(百万円)②(注3)	284,740	107,940	367,783	475,723
社会保険診療報酬外所得割合③	16.8%	16.8%	16.8%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	47,836	18,134	61,787	79,921
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,674	889	3,028	3,916
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	578	307	1,045	1,351
影響額合計(百万円)⑨	2,252	1,195	4,072	5,287

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	22,918	6,371	2,948	
医療法人所得(百万円)②(注3)	284,740	107,940	367,783	475,723
社会保険診療報酬外所得割合③	16.8%	16.8%	16.8%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	47,836	18,134	61,787	79,921
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,674	961	4,325	5,286
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	819	356	1,600	1,956
影響額合計(百万円)⑨	2,294	1,317	5,925	7,242

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	合計 <b>1,975百万円</b>
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷16.8%=2,500万円、800万円÷16.8%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,143	6,460	2,957	
医療法人所得(百万円)②(注3)	292,682	108,982	363,520	472,482
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	48,878	18,197	60,708	78,904
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,711	892	2,975	3,866
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	590	308	1,028	1,334
影響額合計(百万円)⑨	2,301	1,199	4,001	5,200

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,968	6,549	2,968	
医療法人所得(百万円)②(注3)	300,824	109,983	359,258	469,241
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	50,204	18,367	59,996	78,363
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,757	900	2,940	3,840
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	606	310	1,014	1,325
影響額合計(百万円)⑨	2,363	1,210	3,954	5,165

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,143	6,460	2,957	
医療法人所得(百万円)②(注3)	292,682	108,982	363,520	472,482
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	48,878	18,197	60,708	78,904
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,711	964	4,250	5,214
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	633	357	1,572	1,929
影響額合計(百万円)⑨	2,344	1,321	5,822	7,143

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,968	6,549	2,968	
医療法人所得(百万円)②(注3)	300,824	109,983	359,258	469,241
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	50,204	18,367	59,996	78,363
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,757	973	4,200	5,173
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	650	360	1,554	1,914
影響額合計(百万円)⑨	2,407	1,334	5,754	7,087

○減収見込額

合計	1,943百万円
法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

○減収見込額

合計	1,923百万円
法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.7%=2,500万円、800万÷16.7%=5,000万円)

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.7%=2,500万円、800万÷16.7%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分		100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
H27	2015		3,139	2,284	2,184	3,873	6,919	7,216	6,230	2,391	1,163	567	125	31	36,122
H28	2016		2,248	1,794	1,677	2,970	5,429	5,539	4,687	1,711	771	432	96	23	27,377
H29	2017		2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018		2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019		2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020		1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021		1,987	1,624	1,392	2,478	4,584	4,639	4,299	1,522	859	454	103	29	23,968
R4	2022		1,907	1,577	1,329	2,367	4,365	4,438	4,203	1,489	874	460	104	29	23,143
R5	2023		1,827	1,530	1,266	2,257	4,147	4,237	4,108	1,456	890	467	105	30	22,318

H28～R2の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてForecast関数を使用してR3～R5の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		計算見込額	報告書の適用税額
H28	2016	1,770	2,523
H29	2017	1,808	2,125
H30	2018	1,832	2,057
R1	2019	1,778	2,506
R2	2020	1,964	2,719
R3	2021	1,923	2,518
R4	2022	1,943	2,546
R5	2023	1,975	2,592

H28～R2の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてForecast関数を使用してR3からR5の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数
H28	2016	60,287
H29	2017	61,564
H30	2018	62,913
R1	2019	64,075
R2	2020	65,067
R3	2021	66,403
R4	2022	67,610
R5	2023	68,817

H28～R2の医療施設動態調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてForecast関数を使用してR3～R5の医療法人数を推計

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,980	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,785	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	79,900
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	910	3,005	3,915
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	401	314	1,037	1,351
影響額合計(百万円)⑨	1,789	1,224	4,042	5,268

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,980	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,785	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	79,900
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	984	4,293	5,277
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	405	364	1,588	1,953
影響額合計(百万円)⑨	1,832	1,348	5,882	7,230

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円-2,899百万円=997百万円	合計
地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円	1,994百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査提出)による減収額	2,719百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,850
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	844	2,518	3,362
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	364	1,088	1,452
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,208	3,606	4,814

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,850
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	935	3,668	4,603
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	404	1,585	1,989
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,339	5,252	6,592

○増収見込額

法人事業税 : 3,965百万円-2,884百万円=1,081百万円	合計
地方法人特別税 : 1,713百万円-1,246百万円=467百万円	1,778百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査提出)による減収額	2,506百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷15.9%≒2,500万円、800万÷15.9%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)



医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	847	2,600	3,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	366	1,123	1,499
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,212	3,723	4,936

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	939	3,787	4,726
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	405	1,636	2,042
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,344	5,423	6,767

○増収見込額		合計
法人事業税	: 4,379百万円-3,228百万円=1,151百万円	1,832百万円
地方法人特別税	: 1,892百万円-1,395百万円=497百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額		2,057百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で見切った場合に相当する所得金額の推計。(400万円÷16.5%=2,500万円、800万円÷16.5%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,804	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,828	114,250	348,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	846	2,584	3,410
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	366	1,108	1,473
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,212	3,671	4,883

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,804	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,828	114,250	348,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	938	3,734	4,672
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	405	1,613	2,018
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,343	5,347	6,691

○増収見込額		合計
法人事業税	: 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	1,808百万円
地方法人特別税	: 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額		2,125百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で見切った場合に相当する所得金額の推計。(400万円÷16.1%=2,500万円、800万円÷16.1%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数  
 \*医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,939	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	387,498	78,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	579	2,569	3,148
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	250	1,110	1,360
影響額合計(百万円)⑨	2,952	829	3,679	4,509

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,939	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	387,498	78,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	642	3,742	4,384
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	277	1,617	1,994
影響額合計(百万円)⑨	2,952	919	5,359	6,278

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,770百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,523百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%=2,500万円、800万÷16.5%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.8%**となる。

	医業収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体:医療法人	5.9%	5,648
(一般診療所) 開設主体:医療法人	15.0%	46,652
(歯科診療所) 開設主体:医療法人	25.5%	16,516
医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.8%	

出典:過去データから推計

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,666
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,870
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.5%	16,074
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.7%	

出典：過去データから推計

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,684
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,087
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.3%	15,831
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.7%	

出典：過去データから推計

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,687
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	44,219
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,161
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**15.9%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	13.9%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.6%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	15.9%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.7%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.4%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.1%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,754
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.1%	41,140
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.3%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.2%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.3%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.3%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税13)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第 72 条の 24 の 7</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成 28 年～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。</p> <p>(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>

		<p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域における医療提供体制が維持される。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>令和5年度 6,371 件/年 令和4年度 6,460 件/年 令和3年度 6,549 件/年 令和2年度 6,438 件/年 令和元年度 7,020 件/年 平成 30 年度 6,773 件/年 平成 29 年度 6,904 件/年 平成 28 年度 6,939 件/年</p> <p>※税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和3～5年度については平成 28～令和2年度の回帰直線による推計。</p> <p>②: 適用額</p> <p>③減収額参照</p> <p>③: 減収額</p> <p>地方税法に基づく適用実態調査結果</p> <p>令和5年度 税額 2,592 百万円 令和4年度 税額 2,546 百万円 令和3年度 税額 2,518 百万円 令和2年度 税額 2,719 百万円 令和元年度 税額 2,506 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円</p> <p>※平成 30～令和2年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 28～29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計。</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  地域における医療提供体制が維持されている。                  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置の適用により、平成28年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> <td>64,075</td> <td>65,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>66,403</td> <td>67,610</td> <td>68,817</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28～令和2年 医療施設動態調査参照(各年10月1日現在)                  令和3～5年は平成28～令和2年の回帰直線による推計。</p>		28	29	30	1	2	開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067		3	4	5			開設者が 医療法人の 医療機関	66,403	67,610	68,817		
			28	29	30	1	2																				
開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067																						
	3	4	5																								
開設者が 医療法人の 医療機関	66,403	67,610	68,817																								
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成28年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																										
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p>																								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。                  なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>																								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—																								
12	有識者の見解	—																									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(厚労03)																									



農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農業経営基盤強化準備金、農用地等を取得した場合の課税の特例)
農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す。以下同じ。）から新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 従来の年度毎の目標値は面積（14万ha）で設定されていたが、担い手が利用する農地面積を80%とする最終的な目標との関係が分かりにくいいため、年度毎の目標についても割合（3%）で設定する形に見直されたことによるものである。これにより最終的な目標に対する各年度の実績を割合ベースで検証できるようにしたところである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 10有効性等の④効果の政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況の（3）担い手が利用する農地面積の推移について、令和2年度及び3年度の年間集積目標面積及び年間集積増加面積を追記した。
② 同項目に令和2年度及び3年度の年間集積目標面積に対する達成状況を追記した。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

## 点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農用地等を取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す。以下同じ。）から新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 従来の年度毎の目標値は面積（14万ha）で設定されていたが、担い手が利用する農地面積を80%とする最終的な目標との関係が分かりにくいため、年度毎の目標についても割合（3%）で設定する形に見直されたことによるものである。これにより最終的な目標に対する各年度の実績を割合ベースで検証できるようにしたところである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 10有効性等の④効果の政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況の（3）担い手が利用する農地面積の推移について、令和2年度及び3年度の年間集積目標面積及び年間集積増加面積を追記した。
② 同項目に令和2年度及び3年度の年間集積目標面積に対する達成状況を追記した。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 01) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 03)
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 01) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税 03)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>租税特別措置法 第61条の2、第61条の3 旧第68条の64、旧第68条の65 ：令和2年度税制改正要望における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行）</li> </ul> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>租税特別措置法 第24条の2、24条の3</li> </ul>
5	担当部局	農林水産省 経営局 経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年6月～8月 分析対象期間：令和元年度～令和6年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 2年延長・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税）</li> <li>ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税）</li> </ul> <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</li> <li>ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</li> </ul> <p>平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成26年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成27年度 2年延長・拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加</li> <li>ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加</li> <li>iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外</li> <li>iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外</li> </ul> <p>平成29年度 1年延長</p> <p>平成30年度 2年延長・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外</li> <li>ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外</li> </ul> <p>令和2年度 1年延長</p> <p>令和3年度 2年延長・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加</li> </ul> <p>令和4年度 対象者要件の見直し</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備</p>
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図る</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>（1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>

	① 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。</p> <p>具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、改正基盤法に基づき、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画（人・農地プラン）の取組を促すことにより、担い手が利用する農地面積の割合を8割とする政府目標の達成を目指す。具体的には、担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す。</p> <p>※ 担い手が利用する農地面積割合について、年間目標値が令和2年度から年間集積面積（14万ha/年）から耕地面積のうち担い手への農地集積面積の割合に変更されたが、目標として設定されている毎年約3%/年増加に相当する面積は14万haとなる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>

10 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元（実績）</td> <td>2,977</td> <td>2,128</td> </tr> <tr> <td>2（実績）</td> <td>2,996</td> <td>2,119</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>3,209</td> <td>2,475</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>5（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>6（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。 ※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。 ※ 令和3年度及び令和4年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第193回国会報告、第208回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」に記載の平成27年度及び令和2年度の適用数を用いて算出した5年間の増加率平均を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。 適用見込数＝前年度適用数×（100%+（5カ年増加率平均）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	令和元（実績）	2,977	2,128	2（実績）	2,996	2,119	3（見込）	3,209	2,475	4（見込）	3,437	2,891	5（見込）	3,437	2,891	6（見込）	3,437	2,891
	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																				
令和元（実績）	2,977	2,128																					
2（実績）	2,996	2,119																					
3（見込）	3,209	2,475																					
4（見込）	3,437	2,891																					
5（見込）	3,437	2,891																					
6（見込）	3,437	2,891																					
② 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元（実績）</td> <td>213</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>2（実績）</td> <td>220</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>214</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>5（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>6（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税の適用額は同一額。 ※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。 ※ 令和3年度及び令和4年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増加率を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	令和元（実績）	213	174	2（実績）	220	171	3（見込）	214	166	4（見込）	217	168	5（見込）	217	168	6（見込）	217	168	
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																					
令和元（実績）	213	174																					
2（実績）	220	171																					
3（見込）	214	166																					
4（見込）	217	168																					
5（見込）	217	168																					
6（見込）	217	168																					

	適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増加率）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。																																																													
③: 減収額	<p>【国税及び地方税における減収額】 [農業経営基盤強化準備金]</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32.0</td> <td>33.0</td> <td>32.1</td> <td>32.5</td> <td>32.5</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6.4</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>18.8</td> <td>19.1</td> <td>18.5</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>[農用地等を取得した場合の課税の特例]</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>26.1</td> <td>25.7</td> <td>24.9</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5.2</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>15.4</td> <td>14.8</td> <td>14.4</td> <td>14.6</td> <td>14.6</td> <td>14.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）による。</p> <p>※ 令和3年度及び令和4年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増加率を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。</p>						区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5	法人住民税	6.4	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1	法人事業税	18.8	19.1	18.5	18.8	18.8	18.8	区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3	法人住民税	5.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2	法人事業税	15.4	14.8	14.4	14.6	14.6	14.6
区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																																																								
法人税	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5																																																								
法人住民税	6.4	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1																																																								
法人事業税	18.8	19.1	18.5	18.8	18.8	18.8																																																								
区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																																																								
法人税	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3																																																								
法人住民税	5.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2																																																								
法人事業税	15.4	14.8	14.4	14.6	14.6	14.6																																																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、令和3年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99%、農業用機械等で97%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。</p> <p>このように、令和3年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複</p>																																																													

	<p>数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、改正基盤法に基づき、地域計画（人・農地プラン）の作成を促すとともに、その実現に向けて、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和3年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">①農用地</th> <th>取得計画面積 A</th> <td>1,784ha</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>取得実績 B</th> <td>1,775ha</td> </tr> <tr> <th>達成率 (B/A)</th> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">②農業用機械等</th> <th>取得計画台数 A</th> <td>5,303台</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>取得実績 B</th> <td>5,143台</td> </tr> <tr> <th>達成率 (B/A)</th> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度 (推計)</th> <th>令和 5年度 (推計)</th> <th>令和 6年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地</td> <td>取得計画 1,925ha</td> <td>2,089ha</td> <td>1,784ha</td> <td>1,810ha</td> <td>1,810ha</td> <td>1,810ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,915ha 99%</td> <td>2,002ha 96%</td> <td>1,775ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> </tr> <tr> <td>農業 用機 械等</td> <td>取得計画</td> <td>5,152台</td> <td>5,164台</td> <td>5,303台</td> <td>5,378台</td> <td>5,378台</td> <td>5,378台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>5,113台 99%</td> <td>5,009台 97%</td> <td>5,143台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (1)～(2)の令和3年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。令和4年度～令和6年度の推計値は、令和3年度と令和4年度の予算額の増減率により算出し、令和5年度及び令和6年度は同数とした。</p> <p>本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和4年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。</p>						①農用地	取得計画面積 A	1,784ha	取得実績 B	1,775ha	達成率 (B/A)	99%	②農業用機械等	取得計画台数 A	5,303台	取得実績 B	5,143台	達成率 (B/A)	97%			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)	農地	取得計画 1,925ha	2,089ha	1,784ha	1,810ha	1,810ha	1,810ha		取得実績 (達成率)	1,915ha 99%	2,002ha 96%	1,775ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	農業 用機 械等	取得計画	5,152台	5,164台	5,303台	5,378台	5,378台	5,378台		取得実績 (達成率)	5,113台 99%	5,009台 97%	5,143台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%
①農用地	取得計画面積 A	1,784ha																																																									
	取得実績 B	1,775ha																																																									
	達成率 (B/A)	99%																																																									
②農業用機械等	取得計画台数 A	5,303台																																																									
	取得実績 B	5,143台																																																									
	達成率 (B/A)	97%																																																									
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)																																																				
		農地	取得計画 1,925ha	2,089ha	1,784ha	1,810ha	1,810ha	1,810ha																																																			
	取得実績 (達成率)	1,915ha 99%	2,002ha 96%	1,775ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%																																																				
農業 用機 械等	取得計画	5,152台	5,164台	5,303台	5,378台	5,378台	5,378台																																																				
	取得実績 (達成率)	5,113台 99%	5,009台 97%	5,143台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%																																																				



(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
年間集積目標面積	140,000ha	140,000ha	140,000ha
年間集積増加面積	22,853ha	26,555ha	24,994ha
達成率	16%	19%	18%

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)
面積割合目標	70.3%	73.7%	76.9%	80.0%	80.0%
面積割合実績	58.0%	58.9%	59.8%	60.8%	61.7%
達成率	82%	80%	78%	76%	77%

- ※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ。
- ※ 令和元年度までは、年度ごとの目標値は毎年度 14 万 ha であったが、令和2年度から年度ごとの目標値は担い手が利用する農地面積の割合に変更。
- ※ 令和6年度の目標値については、引き続き担い手への農地利用集積割合を80%とするものとして、令和5年度と同じ値とした。
- ※ 令和4年度に基盤法等の改正を行い、人・農地プランの法定化（地域計画）等の見直しを行ったところであり、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和4年度以降の推計面積割合実績については、令和2年度から令和3年度の増加率から算出した。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
 本措置を活用した法人経営体を対象とするアンケートにより、農用地等の取得に関して、仮に本措置がなかった場合、予定通りのタイミング（適用年度分）で資産を取得できたかについて聞き取りを行った結果、下記の回答を得た。

適用年度分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	経営体数	割合	経営体数	割合	経営体数	割合
①取得できなかった	70	69%	388	54%	396	61%
②取得できた	15	15%	260	36%	159	25%
③どちらとも言えない	16	16%	69	10%	91	14%
回答数	101		717		646	

※ アンケートは、証明申請受付時に直接接する機会があった経営体

を対象として実施した。実施時期は、令和元年度は令和2年7月、令和2年度は令和3年1月～6月、令和3年度は令和3年4月～令和4年6月に実施。  
 なお、令和元年度の結果には、令和2年4月～6月に農用地等の取得を行った経営体を含んでいる。

「① 仮に農業経営基盤強化準備金制度がなかった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。  
 このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】  
 各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。  
 令和4年度は、令和元年度から令和3年度の直接的な効果があったと見込まれるものの割合の平均値を乗算して推計。令和5年度以降は令和4年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農用地達成率	99%	96%	99%
うち直接的効果分	68%	52%	61%
農業用機械等達成率	99%	97%	97%
うち直接的効果分	68%	52%	60%

	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
農用地達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	61%	61%	61%
農業用機械等達成率	97%	97%	97%
うち直接的効果分	60%	60%	60%

【担い手が利用する農地面積】  
 各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農用地取得面積	1,915ha	2,002ha	1,775ha
うち直接的効果分	1,322ha	1,083ha	1,088ha

	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
農用地取得面積	1,800ha	1,800ha	1,800ha
うち直接的効果分	1,107ha	1,107ha	1,107ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和3年度に農用地1,775haのほか農業用機械等5,143台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、932経営体のうち713経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、200経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》  
(分析対象期間：令和4年度～令和6年度)  
本措置の今後の活用計画（令和3年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画	1,149億円
準備金積立残高	743億円
今後の積立等必要額	406億円

※1 税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。

2 「本措置の今後の活用計画（令和3年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤: 税収減を是認する理由等  
ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が9,705百万円となる（いずれも令和3年度）。

農用地への投資が3,941百万円、農業用機械等への投資が20,168百万円となり、農用地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として30,659百万円となる。

〔生産誘発額の内訳〕

- ・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額17,207百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で13,452百万円

単位：百万円

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
減収額	国 税	5,805	5,865	5,698	5,779	5,779	5,779
	地方税	4,588	4,125	4,007	4,064	4,064	4,064
	計	10,393	9,990	9,705	9,843	9,843	9,843
波及効果 (総額)		31,079	29,491	30,659	31,094	31,094	31,094

※ 減収額の算出根拠は別添1参照  
※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98分門）を使用。  
※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照

減収額が9,705百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は30,659百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。

11 相当性

①: 租税特別措置等によるべき妥当性等  
本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。

②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担  
経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。  
一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特別措置を講じるものである。

③	地方公共団体が協力をする相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 令和2年4月～8月（農水01）

1. 減税見込額算出

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額の令和2年度予算額—令和3年度予算額の増減率：(569,082百万円—585,779百万円)÷585,779百万円＝▲2.85%  
 対象交付金総額の令和3年度予算額—令和4年度予算額の増減率：(577,150百万円—569,082百万円)÷569,082百万円＝1.42%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヶ年増加率平均

	平成27年度	令和2年度	平均増加率
適用件数計	3,096	5,115	10.6%
農業経営基盤強化準備金	2,122	2,996	7.1%
農用地等を取得した場合の課税の特例	974	2,119	16.8%

注1) 適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第1)3回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数を記載  
 注2) 平成27年度から令和2年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。  
 適用件数の平均増加率＝(5,115(令和2年度実績)÷3,096(平成27年度実績))^(1/5)-1＝10.6022106%(小数点第2位を四捨五入)  
 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例についても同様の計算式により算出した。

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
農業経営基盤強化準備金	213億円(令和元年度適用総額)×15%(税率)＝32億円(減税額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	174億円(令和元年度適用総額)×15%(税率)＝26.1億円(減税額)				
農業経営基盤強化準備金	220億円	220億円(令和2年度適用総額)×15%(税率)＝33億円(減税額)			
農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円(令和2年度適用総額)×15%(税率)＝25.7億円(減税額)				
農業経営基盤強化準備金	220億円(令和2年度適用総額)×(100%+▲2.85%) 交付金増加率＝214億円(令和3年度適用見込額)	214億円(令和3年度適用見込額)×15%(税率)＝32.1億円(減税額・見込)			
農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円(令和2年度適用総額)×(100%+▲2.85%) 交付金増加率＝166億円(令和3年度適用見込額)	166億円(令和3年度適用見込額)×15%(税率)＝24.9億円(減税額・見込)			
農業経営基盤強化準備金	214億円(令和3年度適用見込額)×(100%+1.42%) 交付金増加率＝217億円(令和4年度適用見込額)	217億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)			
農用地等を取得した場合の課税の特例	166億円(令和3年度適用見込額)×(100%+1.42%) 交付金増加率＝168億円(令和4年度適用見込額)	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)			
農業経営基盤強化準備金	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				
農業経営基盤強化準備金	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				

減税見込額等算出の基礎としたデータについて

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
対象者数注1	19,809	20,263	21,142	22,060	22,060	22,060
適用件数(法人)注2	2,977	2,996	3,209	3,437	3,437	3,437
適用総額(億円)注3	213	220	214	217	217	217
減税見込額(億円)注4	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3

注1) 対象者数は、農地所有義務法人数(農林水産省経済局調べ)、令和3年度以降は見込み値、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。  
 注2) 令和元年度と令和2年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用件数を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)2)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。  
 注3) 令和元年度と令和2年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用総額を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。計算式は1(3)のとおり。  
 注4) 減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
対象者数注1	19,809	20,263	21,142	22,060	22,060	22,060
適用件数(法人)注2	2,977	2,996	3,209	3,437	3,437	3,437
農業経営基盤強化準備金	2,122	2,119	2,475	2,891	2,891	2,891
農用地等を取得した場合の課税の特例	213	220	214	217	217	217
農用地等を取得した場合の課税の特例	174	171	166	168	168	168
農業経営基盤強化準備金	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5
農用地等を取得した場合の課税の特例	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3

注1) 対象者数は、農地所有義務法人数(農林水産省経済局調べ)、令和3年度以降は見込み値、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。  
 注2) 令和元年度と令和2年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用件数を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)2)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。  
 注3) 令和元年度と令和2年度の適用総額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の影響額を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。計算式は以下の通り。  
 【農業経営基盤強化準備金】  
 令和3年度見込＝2,322(令和2実績)×(100-2.86)%＝2,256  
 令和4年度見込＝2,256(令和3見込)×(100+1.42)%＝2,288

減税見込額等算出の基礎としたデータについて

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の影響額

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和元年度	農業用機械 (20,735)	不動産 (3,692)
令和2年度	農業用機械 (19,439)	不動産 (3,749)
令和3年度	農業用機械 (20,168)	不動産 (3,941)
令和4年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)
令和5年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)
令和6年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)



点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに資材費を2.5%低減させる。以下同じ。）は、資材の価格という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標とする必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 農業競争力強化支援法に基づき、国が良質かつ低廉な農業資材の供給等農業者の努力だけでは実現することができない構造的な課題を解決するため、本特例措置を講じていることから、その成果として「資材費の低減」を達成目標とすることが妥当である。その上で、物価上昇率を除去することや、ウクライナ情勢に伴う影響（原料供給の不安定化や円安による物価高騰等）を考慮すること等により、他の要因の影響をできるだけ除去した資材費の分析方法を検討したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果（平成29年度、30年度及び令和3年度）が年度ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する過去の効果（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標に対する租税特別措置の直接的効果について、「農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で2件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している」と説明されているものの、過去の効果（令和元年度0.28%及び令和2年度0.3%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度、30年度の実績及び令和3年度の見込みを評価書に追加した。</p> <p>② 評価書に記載されている数値について算定式を評価書に追加した。</p> <p>③ 「法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）」で見ると、同法施行以降、景況は悪化し、令和4年4～6月期現在まで回復していないことから、本特例措置を講じた当時に見込んでいた適用数と実際の適用数に乖離がみられたと考えている。本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p> <p>④ まだ事業再編が途中である計画が多く、直接的な効果が出ている事例は限られるが、計画が終了した事例から効果を分析すると、農業者の生産コスト削減に資する資材の生産量を拡大するために、肥料製造設備を再編した事例では、取組みの結果として、低コスト肥料（通常の施肥体系と比較して施肥量の低減、労働時間の低減が見込まれるもの）の生産量が増加しており、当該肥料を利用する農業者の生産コストが10a当たり約</p>
---

<p>1割低減が可能と推計できることから、本特例措置により直接的な効果が出ていると考えている。</p> <p>⑤ 本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている」との説明では、適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）について、「令和元年度以降見込（単年度）▲0.2%」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数33件（令和4年度）、56件（令和5年度）及び79件（令和6年度）が過去の実績7件（令和3年度）と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する租税特別措置の直接的効果について、「令和元年度以降は、一定割合で低減すると見込んでいる」と説明されているが、将来の効果（令和4年度▲2.3%、5年度▲2.5%及び6年度▲2.5%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① 以下について評価書に追加した。</p> <p>令和5年までに資材費を2.5%低減（対平成28年比）させるという目標に対し、平成30年までに1.5%低減しているが、令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>② 「法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）」でみると、同法施行以降、景況は悪化し、令和4年4～6月期現在まで回復していないことから、事業者は設備投資を控えたものと考えているが、今後、多くの事業者の景況が向上くと見通していることから、事業再編の検討が進むと考えている。また、割増償却は設備投資後のキャッシュフローの改善に資することから、事業者はその分を農業者の生産コスト削減に資する資材の生産、販売の拡大等に振り向けることが可能となり、農業者の生産性向上につながる資材が多く生産されるようになることから、達成目標の実現に有効な手段と考えている。</p> <p>③ 今後、事業再編の事例が増加すると見込んでおり、資材費低減に対する影響も増加していくと考えられる。ただし、直接的な効果を予測するためには、当該事例（肥料）以外にも、他の資材（農薬等）についての本特例措置の効果も、今後の事例に即して具体的に分析する必要がある。なお、事後的な効果については、再編事業者へのアンケート等の実施も含めて把握方法を検討する。</p>

<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている」との説明では、具体的な算定根拠が明らかにされておらず、将来の効果を達成目標から逆算しているものと考えられることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>①・② 以下について評価書に追加した。</p> <p>本特例措置は事業再編に必要な機械・設備等を導入した場合を対象としており、企業のキャッシュフローの改善に寄与するものである。一方、日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証は新たな設備導入の一助となるが、あくまで資金の借入を容易にするものであり、本特例措置とは目的が異なるものである。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 02) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却。
	《要望の内容》	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。
	《関係条項》 ・租税特別措置法 【所得税】 第13条 【法人税】 第46条 旧第68条の33 (令和4年3月31日まで) ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和4年4月1日施行)	
5	担当部局	農林水産省 農産局 技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年5月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和2年度 対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加 令和3年度 延長
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。</p> <p>このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>農業競争力強化支援法第16条第2項において、「政府は、おおむね5年ごとに、(中略)良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する改正省令を令和2年4月1日に施行した。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p>
		②: 政策目的の根拠	<p>《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定</p>



		<p>め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第3章 内外の環境変化への対応 (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>																		
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																		
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として、事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、令和6年度までに資材費を2.5%低減させる。</p> <p style="text-align: right;">単位: %</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>▲1.7</td> <td>▲1.9</td> <td>▲2.1</td> <td>▲2.3</td> <td>▲2.5</td> <td>▲2.5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5												

		<p>※ 本事前評価は平成30年度実施分から作成しているため、平成29年度、30年度の目標は設定していない。</p> <p>【(目標の基準値及びその内訳)】 平成28年度産米における10a当たりの資材費18,719円 肥料費9,313円 + 農業薬剤費7,464円 + その他諸材料費1,942円=18,719円 (農林水産省「農業経営統計調査 平成28年度産米生産費」より)</p>																		
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【測定指標】 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p> <p>【達成目標実現による寄与】 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。 現時点で、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は2件あり、このうちひとつの計画では、 ア 新たな設備投資により工場稼働率の向上 目標: 平成29年度70%に対し令和元年度100% 実績: 令和元年度95% イ 作業の省力化を可能とする生産資材の販売を拡大 目標: 平成29年度比12%増加 実績: 平成29年度比4.9%増加</p> <p>を達成。これらの取組が農業者の施肥量及び施肥作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。</p>																		
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>33</td> <td>56</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。 ※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成29年度から令和2年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告)に記載されている適用数と事業者から提出された実施状況報告書に基づく報告数が異なることから、適用実態を反映させるため、事業者からの報告数を用いた。</p>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用数	1	5	5	5	7	33	56	79
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
適用数	1	5	5	5	7	33	56	79												

	<p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照。</p> <p>事業者から提出された実施状況報告書に基づく適用数と前回評価時の見込との乖離は、新型コロナの影響による業績不振やその収束が見通せない先行き不安から、設備投資の判断が難しい状況にあるためと考えられる。</p> <p>業界再編を進める上では、設備投資のための多額の資金調達が必要であり、本特例措置により設備投資後のキャッシュフローが改善されれば、事業者はその分を農業者の生産コスト縮減に資する資材等の生産、販売の拡大等に振り向けることが可能となり、農業者の生産性向上につながる資材が多く生産されるようになることから、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。</p>																																				
②: 適用額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>99.8</td> <td>117.9</td> <td>1,306.0</td> <td>1,822.0</td> <td>2,337.4</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>23.2</td> <td>27.4</td> <td>303.0</td> <td>422.7</td> <td>542.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>99.8</td> <td>117.9</td> <td>1,306.0</td> <td>1,822.0</td> <td>2,337.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の法人税及び法人事業税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書から算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者から提出された実施状況報告書による。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p>	項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4	法人住民税	0	15.7	23.4	23.2	27.4	303.0	422.7	542.3	法人事業税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																													
法人税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4																													
法人住民税	0	15.7	23.4	23.2	27.4	303.0	422.7	542.3																													
法人事業税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4																													

	<p>※ 別添1参照。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、法制定時から対象となっている飲食料品製造事業、飲食料品卸売・小売事業、肥料・農薬・配合飼料製造事業に加え、令和2年4月より、肥料・農薬配合飼料・農業機械卸売・小売事業を追加した。このため、特定の者に偏った利用とはならないと考えられる。</p>																																													
③: 減収額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>23.1</td> <td>27.4</td> <td>303.1</td> <td>422.7</td> <td>542.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.9</td> <td>21.2</td> <td>29.6</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>7.0</td> <td>4.8</td> <td>4.4</td> <td>5.9</td> <td>94.2</td> <td>131.4</td> <td>168.6</td> </tr> <tr> <td>減収額計</td> <td>0.0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>29.1</td> <td>35.2</td> <td>418.5</td> <td>583.7</td> <td>748.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の法人税減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書による。法人住民税及び法人事業税は、法人税減収額をもとに算出。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告から算出。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の減収額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照。</p>	項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税	0	15.7	23.4	23.1	27.4	303.1	422.7	542.3	法人住民税	0	2.0	1.6	1.6	1.9	21.2	29.6	38.0	法人事業税	0	7.0	4.8	4.4	5.9	94.2	131.4	168.6	減収額計	0.0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8
項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																																						
法人税	0	15.7	23.4	23.1	27.4	303.1	422.7	542.3																																						
法人住民税	0	2.0	1.6	1.6	1.9	21.2	29.6	38.0																																						
法人事業税	0	7.0	4.8	4.4	5.9	94.2	131.4	168.6																																						
減収額計	0.0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【達成目標、実績、達成率】</p> <p style="text-align: right;">単位: %</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>▲1.7</td> <td>▲1.9</td> <td>▲2.1</td> <td>▲2.3</td> <td>▲2.5</td> <td>▲2.5</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>▲1.62</td> <td>▲1.50</td> <td>+0.28</td> <td>+0.30</td> <td>▲0.63</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本事前評価は平成30年度実施分から作成しているため、平成29年度、30年度の目標は設定していない。</p> <p>農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、</p>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5	実績	▲1.62	▲1.50	+0.28	+0.30	▲0.63				達成率	—	—	0	0	30												
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																						
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5																																						
実績	▲1.62	▲1.50	+0.28	+0.30	▲0.63																																									
達成率	—	—	0	0	30																																									

	<p>平成 29 年には 5 件、平成 30 年度には 11 件、令和元年度には 7 件、2 年度には 6 件、3 年度には 5 件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。また、現在も複数件の相談を受けており、令和 4 年度以降も本特例措置の活用が見込まれている。</p>
	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          前回評価時（令和 2 年 8 月評価）からの目標として「平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」こととしており、令和 2 年度実績としては、0.3%の増加となっている（※ 4 及び※ 6）。</p> <p>令和 5 年までに資材費を 2.5%低減（対平成 28 年比）させるという目標に対し、平成 30 年までに 1.5%低減しているが、令和元年から 5 年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの 1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は便宜的に令和元年から令和 5 年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>令和 3 年度においては、対象となる事業全体で約 600 億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度ごとの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で 2 件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。</p> <p>※ 1 平成 29 年度の資材低減実績          平成 29 年度実績（単年度）▲1.62%  <math>(18,415 \text{ 円}/10\text{a} (29 \text{ 年度資材費} * 3) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 1.62\%</math>（増減率）</p> <p>※ 2 平成 30 年度の資材低減実績          平成 30 年度実績（単年度）▲1.50%  <math>(18,439 \text{ 円}/10\text{a} (30 \text{ 年度資材費} * 4) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 1.50\%</math>（増減率）</p> <p>※ 3 令和元年度の資材低減実績          令和元年度実績（単年度）+0.28%</p>

	<p><math>(18,772 \text{ 円}/10\text{a} (元年度資材費 * 5) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = 0.28\%</math>（増減率）</p> <p>※ 4 令和 2 年度の資材費低減実績          令和 2 年度実績（単年度）+0.30%  <math>(18,776 \text{ 円}/10\text{a} (2 \text{ 年度資材費} * 6) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = 0.30\%</math>（増減率）</p> <p>※ 5 令和 3 年度の資材費低減見込          令和 3 年度見込（単年度）▲0.63%  <math>((18,415 \text{ 円}/10\text{a} (29 \text{ 年度資材費} * 3) + (18,439 \text{ 円}/10\text{a} (30 \text{ 年度資材費} * 4) + (18,772 \text{ 円}/10\text{a} (元年度資材費 * 5) + (18,776 \text{ 円}/10\text{a} (2 \text{ 年度資材費} * 6)) \div 4 \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 0.63\%</math>（増減率）</p> <p>※ 6 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和 5 年度までに 10a 当たり資材費を 2.5%低減させる。          （平成 25 年度資材費 * 1 18,875 円/10a→平成 28 年度資材費 18,719 円/10a（低減率▲0.8%）。本割合での概ね 2 倍の低減（▲0.8%×5/3×2=▲2.5%）を目指す。）</p> <p>* 1 25 年度資材費          肥料費 9,500 円/10a+農業薬剤費 7,555 円/10a+その他諸材料費 1,820 円/10a=18,875 円/10a</p> <p>* 2 28 年度資材費          肥料費 9,313 円/10a+農業薬剤費 7,464 円/10a+その他諸材料費 1,942 円/10a=18,719 円/10a</p> <p>* 3 29 年度資材費          肥料費 8,872 円/10a+農業薬剤費 7,639 円/10a+その他諸材料費 1,904 円/10a=18,415 円/10a</p> <p>* 4 30 年度資材費          肥料費 8,942 円/10a+農業薬剤費 7,570 円/10a+その他諸材料費 1,927 円/10a=18,439 円/10a</p> <p>* 5 元年度資材費          肥料費 9,065 円/10a+農業薬剤費 7,670 円/10a+その他諸材料費 1,987 円/10a=18,772 円/10a</p> <p>* 6 2 年度資材費          肥料費 9,030 円/10a+農業薬剤費 7,774 円/10a+その他諸材料費 1,972 円/10a=18,776 円/10a</p> <p>（いずれも農林水産省「農業経営統計調査における米生産費調査」結果より）</p>
--	---

		<p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題の解決に向けた取組に対し支援を行い、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。一方で、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上、設備投資等が落ち込み、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることで我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>																																				
⑤	<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>これまでに農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>平成29年度については、6.3百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その8割（寄与率）の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成30年度以降についても、同様に算出。）</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" data-bbox="439 1206 981 1374"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>29.1</td> <td>35.2</td> <td>418.5</td> <td>583.7</td> <td>748.8</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>5</td> <td>1,665</td> <td>1,647</td> <td>1,665</td> <td>2,234</td> <td>26,819</td> <td>30,379</td> <td>33,939</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>4</td> <td>1,443</td> <td>1,427</td> <td>1,443</td> <td>1,987</td> <td>25,105</td> <td>28,412</td> <td>31,718</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	減収額	0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8	投資額	5	1,665	1,647	1,665	2,234	26,819	30,379	33,939	経済波及効果	4	1,443	1,427	1,443	1,987	25,105	28,412	31,718
項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																														
減収額	0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8																														
投資額	5	1,665	1,647	1,665	2,234	26,819	30,379	33,939																														
経済波及効果	4	1,443	1,427	1,443	1,987	25,105	28,412	31,718																														

		<p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行行列係数（98部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に関与取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
11	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目がある中、これらに関連する各事業者の資金状況や需給状況などにより設備投資は左右される。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であり、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する措置が必要であることから、適用条件が一般的な設備の取得であって、対象者を特定しない税制措置が支援措置として妥当である。</p> <p>本特例措置のほか、認定事業者は、日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証を受けることも可能であり、認定事業者が事業再編計画の取組に必要な支援措置を選択することとなる。</p> <p>なお、本特例措置は事業再編に必要な機械・設備等を導入した場合を対象としており、企業のキャッシュフロー改善に寄与するものである。一方、日本政策金融公庫による融資や、中小企業基盤機構による債務保証は新たな設備導入の一助となるが、あくまで資金の借入を容易にするものであり、本特例措置とは目的が異なるものである。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和2年8月（農水02）</p>

## 別 添 1

## ○減税見込額積算資料

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

(平成 29 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：15 千円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

## ○法人住民税

9.7 千円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 1.3 千円

## ○法人事業税

42 千円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 2.8 千円 (所得割減収額)  
2.8 千円 × 43.2% (地方法人特別税率 (非外形)) = 1.2 千円 (地方法人特別税減収額)  
合計 4 千円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(平成 30 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：24.7 百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

## ○法人住民税

15.7 百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2 百万円

## ○法人事業税 (外形)

67 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.9% (税率) = 1.3 百万円 (所得割減収額)  
1.3 百万円 × 414.2% (地方法人特別税率) = 5.3 百万円 (地方法人特別税減収額)  
67 百万円 × 0.61% (付加価値割税率) = 0.4 百万円 (付加価値割減収額)  
合計 7 百万円

## ○法人事業税 (非外形)

0.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 0.03 百万円 (所得割減収額)  
0.03 百万円 × 43.2% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)  
合計 0.05 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和元年度実績)

- ①対象者数：94,143 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)
- ③減収額：29.9 百万円

## ○法人住民税

23.4 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

## ○法人事業税 (外形)

100.6 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)  
1 百万円 × 260% (地方法人特別税率) = 2.6 百万円 (地方法人特別税減収額)  
100.6 百万円 × 1.2% (付加価値割税率) = 1.2 百万円 (付加価値割減収額)  
合計 4.8 百万円

## ○法人事業税 (非外形)

0.4 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)  
0.02 百万円 × 37.0% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)  
合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和 2 年度実績)

- ①対象者数：101,207 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)
- ③減収額：29.1 百万円

## ○法人住民税

23.1 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

## ○法人事業税 (外形)

99.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)  
1 百万円 × 260% (特別法人事業税率) = 2.6 百万円 (特別法人事業税減収額)  
99.5 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 0.8 百万円 (付加価値割減収額)  
合計 4.4 百万円

## ○法人事業税 (非外形)

0.3 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)  
0.02 百万円 × 37.0% (特別法人事業税率) = 0.01 百万円 (特別法人事業税減収額)  
合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和3年度実績)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：9（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）
- ③減収額：35.2百万円

○法人住民税

27.4百万円（法人税減収額）×7%（税率）=1.9百万円

○法人事業税（外形）

101.0百万円（割増償却による所得減収額）×1.0%（税率）=1百万円（所得割減収額）  
 1百万円×260%（特別法人事業税税率）=2.6百万円（特別法人事業税減収額）  
 101.0百万円×0.7%（付加価値割減税率）=0.7百万円（付加価値割減収額）  
 合計 4.3百万円

○法人事業税（非外形）

16.9百万円（割増償却による所得減収額）×7.0%（税率）=1.2百万円（所得割減収額）  
 1.2百万円×37.0%（特別法人事業税税率）=0.4百万円（特別法人事業税減収額）  
 合計 1.6百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和4年度推計)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：4年度新規分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③減収額：418.5百万円

a 4年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

2,409百万円（取得額）×0.027（償却率）×9件=585.4百万円  
 107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円  
 140百万円（取得額）×0.067（償却率）×2件=18.8百万円  
 100百万円（取得額）×0.100（償却率）×2件=20.0百万円  
 90百万円（取得額）×0.125（償却率）×2件=22.5百万円  
 合計=653.7百万円

機械装置

2,637百万円（取得額）×0.1（償却率）×7件=1,845.9百万円  
 1,275百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=637.5百万円  
 5百万円（取得額）×0.143（償却率）×1件=0.7百万円  
 合計=2484.1百万円

b 法人税減収額

4年度新規分

653.7百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=68.2百万円…A  
 2,484.1百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=230.5百万円…B  
 3年度までの継続分=4.4百万円…C

A+B+C=303.1百万円

○法人住民税

303.1百万円（法人税減収額）×7%（税率）=21.2百万円

○法人事業税

1,306.3百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=44.4百万円（所得割減収額）  
 44.4百万円×76.8%（特別法人事業税税率）=34.1百万円（特別法人事業税減収額）  
 1,306.3百万円×1.2%（付加価値割減税率）=15.1百万円（付加価値割減収額）  
 合計 94.2百万円

※ 割増償却による所得減収額については、平成30年度から令和4年度までの合計

(令和5年度推計)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：5年度新規分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③減収額：583.7百万円

a 5年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

422百万円（取得額）×0.027（償却率）×5件=57.0百万円  
 107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円  
 128百万円（取得額）×0.067（償却率）×5件=42.9百万円  
 93百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件=28.0百万円  
 47百万円（取得額）×0.125（償却率）×3件=17.5百万円  
 合計=152.4百万円

機械装置

1,857百万円（取得額）×0.1（償却率）×1件=185.7百万円  
 1,863百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=931.3百万円  
 合計=1,116.9百万円

b 法人税減収額

5年度新規分

152.4百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=15.9百万円…A

1,116.9百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=103.7百万円…B

4年度からの継続分=298.8百万円…C

3年度までの継続分=4.4百万円…D

A+B+C+D=422.7百万円

○法人住民税

422.7百万円（法人税減収額）×7%（税率）=29.6百万円

○法人事業税

1,822.0百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=61.9百万円（所得割減収額）

61.9百万円×76.8%（特別法人事業税税率）=47.6百万円（特別法人事業税減収額）

1,822.0百万円×1.2%（付加価値割税率）=21.9百万円（付加価値割減収額）

合計 131.4百万円

※ 割増償却による所得減収額については、令和元年度から令和5年度までの合計

（令和6年度推計）

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：6年度新規分 23（令和5年度推計値と同様）

5年度からの継続分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

3年度の継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

③減収額：748.8百万円

a 法人税減収額

6年度新規分 =119.6百万円…A

5年度からの継続分=119.6百万円…B

4年度からの継続分=298.8百万円…C

2～3年度までの継続分=4.4百万円…D

A+B+C+D=542.3百万円

○法人住民税

542.3百万円（法人税減収額）×7%（税率）=38百万円

○法人事業税

2,337.4百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=79.5百万円（所得割減収額）

79.5百万円×76.8%（地方法人特別税税率）=61.0百万円（地方法人特別税減収額）

2,337.4百万円×1.2%（付加価値割税率）=28.0百万円（付加価値割減収額）

合計 168.6百万円

※割増償却による所得減収額については、令和2年度から令和6年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

2. 適用実績及び適用見込み

単位：件、百万円

	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 見込	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込
適用数	1	5	5	5	9	33	56	79
適用額	0.04	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
減収額合計	0.015	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8

別添1 補足

将来の適用数及び減収額（令和2年度、令和3年度及び令和4年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和4年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

$2,409$  百万円（取得額） $\times 0.027$ （償却率） $\times 9$  件= $585.4$  百万円  
 $107$  百万円（取得額） $\times 0.033$ （償却率） $\times 2$  件= $7.1$  百万円  
 $140$  百万円（取得額） $\times 0.067$ （償却率） $\times 2$  件= $18.8$  百万円  
 $100$  百万円（取得額） $\times 0.100$ （償却率） $\times 2$  件= $20.0$  百万円  
 $90$  百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 2$  件= $22.5$  百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備 (9 件)  
 $1,100$  百万円+ $1,500$  百万円+ $700$  百万円+ $6,500$  百万円+ $6,500$  百万円+ $125$  百万円+ $125$  百万円+ $150$  百万円+ $4,980$  百万円= $21,680$  百万円  
 $21,680$  百万円 $\div 13$  件= $2,409$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備 (2 件)  
 $107$  百万円+ $107$  百万円= $214$  百万円  
 $214$  百万円 $\div 2$  件= $107$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備 (2 件)  
 $140$  百万円+ $140$  百万円= $280$  百万円  
 $280$  百万円 $\div 2$  件= $140$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の構築物 (2 件)  
 $100$  百万円+ $100$  百万円= $200$  百万円  
 $200$  百万円 $\div 2$  件= $100$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (2 件)  
 $90$  百万円+ $90$  百万円= $180$  百万円  
 $180$  百万円 $\div 2$  件= $45$  百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

$2,637$  百万円（取得額） $\times 0.1$ （償却率） $\times 7$  件= $1,845.9$  百万円  
 $1,275$  百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 4$  件= $637.5$  百万円  
 $5$  百万円（取得額） $\times 0.143$ （償却率） $\times 1$  件= $0.7$  百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置 (7 件)  
 $704$  百万円+ $20$  百万円+ $3,000$  百万円+ $165$  百万円+ $4,500$  百万円+ $4,500$  百万円+ $5,570$  百万円= $18,459$  百万円  
 $18,459$  百万円 $\div 7$  件= $2,637$  百万円
- ・耐用年数 8 年の機械装置 (4 件)  
 $1,275$  百万円+ $1,275$  百万円+ $1,275$  百万円+ $1,275$  百万円= $5,100$  百万円  
 $5,100$  百万円 $\div 4$  件= $1,275$  百万円
- ・耐用年数 7 年の機械装置 (1 件)  
 $5$  百万円

（令和5年度及び令和6年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

$422$  百万円（取得額） $\times 0.027$ （償却率） $\times 5$  件= $57.0$  百万円  
 $107$  百万円（取得額） $\times 0.033$ （償却率） $\times 2$  件= $7.1$  百万円  
 $128$  百万円（取得額） $\times 0.067$ （償却率） $\times 5$  件= $42.9$  百万円  
 $93$  百万円（取得額） $\times 0.1$ （償却率） $\times 3$  件= $28.0$  百万円  
 $47$  百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 3$  件= $17.5$  百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備 (5 件)  
 $113$  百万円+ $113$  百万円+ $113$  百万円+ $113$  百万円+ $1,660$  百万円= $2,110$  百万円  
 $2,110$  百万円 $\div 5$  件= $422$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備 (2 件)  
 $107$  百万円+ $107$  百万円= $214$  百万円  
 $214$  百万円 $\div 2$  件= $107$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物 (5 件)  
 $60$  百万円+ $145$  百万円+ $145$  百万円+ $145$  百万円+ $145$  百万円= $640$  百万円  
 $640$  百万円 $\div 5$  件= $128$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の建物 (3 件)  
 $93$  百万円+ $93$  百万円+ $93$  百万円= $280$  百万円  
 $280$  百万円 $\div 3$  件= $93$  百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (3 件)  
 $47$  百万円+ $47$  百万円+ $47$  百万円= $140$  百万円  
 $140$  百万円 $\div 3$  件= $47$  百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

$1,857$  百万円（取得額） $\times 0.100$ （償却率） $\times 1$  件= $185.7$  百万円  
 $1,863$  百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 4$  件= $931.3$  百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置 (1 件)  
 $1,857$  百万円
- ・耐用年数 8 年の機械装置 (4 件)  
 $1,863$  百万円+ $1,863$  百万円+ $1,863$  百万円+ $1,863$  百万円= $7,450$  百万円  
 $7,450$  百万円 $\div 4$  件= $1,863$  百万円（1 件当たり取得額）

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。  
償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。



## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和元年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和2年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和3年度	生活関連産業用機械 (246)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (443)
令和4年度	生活関連産業用機械 (6,957)	その他の機械 (7,025)	建築・建設補修 (12,837)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,005)	その他の機械 (8,757)	建築・建設補修 (14,617)
令和6年度	生活関連産業用機械 (7,053)	その他の機械 (10,489)	建築・建設補修 (16,397)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（令和6年度における牛肉（枝肉）生産量51.9万トン。以下同じ。）から新たな達成目標（令和8年度における牛肉（部分肉）生産量37.7万トン。以下同じ。）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 令和2年3月に食料・農業・農村基本計画が改訂され、牛肉の生産努力目標は、平成37年度の52万トン（枝肉）から、国内外の牛肉需要の拡大が見込まれることを背景に、令和12年度の40万トン（部分肉。枝肉換算：57万トン）に上方修正されたことから、本特例の達成目標も同計画の改訂を踏まえて見直し、令和9年度における牛肉（部分肉）生産量として、令和12年度の生産努力目標の令和9年度時点の数値である38.3万トンに変更しました（なお、同計画の牛肉生産量の目標数値は、令和2年3月の改訂を機に枝肉ベースから部分肉ベースに見直されました。部分肉ベースの生産量は、枝肉ベースの生産量×0.7で計算されています）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>																				
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 過去（平成30年度から令和3年度まで）の牛肉（枝肉）生産量に係る目標及び実績値について、各年度の目標値及び実績値は以下のとおりとなっております。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>51.4</td> <td>51.5</td> <td>51.6</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>47.6</td> <td>47.1</td> <td>47.9</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>92.6</td> <td>91.5</td> <td>92.8</td> <td>92.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本特例措置の過去の効果については、前回要望時（令和元年）に目標とした牛肉（枝肉）生産量（平成30年度から令和3年度）について、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、達成度は91.5%から92.8%にとどまっております。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛頭数は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大したものの、肉用子牛生産者の高齢化の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量は大幅な増加とはならなかったと考えております。</p> <p>一方で、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の89%、法人全体の85%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大等に向けた投資に向けられており、繁殖雌牛頭数や1戸当たりの飼養頭数の増加に寄与したものと考えております。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の91%、法人全体の84%を占めていることから、本特例措置を継続することにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である令和9年度時点の牛肉（部分肉）生産量の達成に寄与するものと考えています。</p>		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標	51.4	51.5	51.6	51.7	実績	47.6	47.1	47.9	48.0	達成度	92.6	91.5	92.8	92.8
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度																
目標	51.4	51.5	51.6	51.7																
実績	47.6	47.1	47.9	48.0																
達成度	92.6	91.5	92.8	92.8																
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正された事前評価書における「本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている」との説明では、「補助金の利活用を含めた外部環境は同一である」ことが具体的に明らかにされておらず、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて</p>																				

いない。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度から9年度まで）について、「見込の値となることから、目標値と同数を見込実績として設定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約4倍、法人では約4.2倍の水準にある」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 達成目標の将来の効果（令和4年度から9年度）について、ご指摘を受け、以下のとおり推計方法を明記して推計しております。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
目標	35.3	35.9	36.5	37.1	37.7	38.3
見込	34.9	35.1	36.1	36.7	37.4	38.3
達成度	98.9	97.8	98.9	98.9	99.2	100.0

※ 令和4年度から令和9年度の見込値は農林水産省食肉鶏卵課試算による数値。  
出典：農林水産省「食肉流通統計」「畜産統計」  
独立行政法人家畜改良センター「届出情報の統計」

各年度の牛肉（部分肉）生産量（見込値）は、各年度に想定される肥育牛頭数※1×出荷係数※2×部分肉生産係数※3  
※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計  
※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出  
※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出

② 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）から、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えております。

区分		令和2年度	令和3年度	増加頭数
特例措置適用者	個人	45.8	51.7	5.9
	法人	949.2	1,099.8	150.6
特例措置非適用者	個人	12.1	12.8	0.7
	法人	208.3	259.4	51.1

※ 農林水産省畜産局食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出」との説明では、算

定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている」との説明では、「補助金の利活用を含めた外部環境は同一である」ことが具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【農林水産省の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	① 対象税目	(法人税：義) (国税9) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税4) (所得税：外) (国税9) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税4)
	② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあっては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあっては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。
		《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。
		【国税】 ・法人税（令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・所得税（令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間）
		【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 （令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間）
4	内容	《関係条項》 (法人) ・租税特別措置法 第67条の3 旧第68条の101（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行）  (個人) ・租税特別措置法 第25条

		・地方税法附則 第6条
5	担当部局	農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年4月～8月 分析対象期間：平成30年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度：昭和42年度（地方税は昭和43年度） 改正経緯 令和2年度：3年延長。 平成23年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円）。 平成20年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限（2,000頭）を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円）。 平成17年度：3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。 昭和55年度：5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限（100万円）を設定。
8	適用又は延長期間	【国税】 ・法人税 （令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・所得税 （令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間）  【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 （令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な牛肉関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用するこ

	<p>とによって、「食料・農業・農村基本計画」において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標（目標年度令和12年度）達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により肉用牛経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》  「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」  ・ 「需要が旺盛な畜産物、（中略）等、国内外の需要の変化に的確に対応した生産・供給を計画的に進める必要」、「国内外の需要に応じた生産を進めるためには、国内農業の生産基盤の強化が必要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：40万トン）ているとともに、「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：3,600億円）とすることを目指す」とされている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月農林水産省策定）」  ・ 「酪農・肉用牛生産が持つ、『牛乳・乳製品、牛肉の安定供給』、『条件不利な地域も含めた国土の有効活用』、『農村地域の活性化』、『資源循環』等の役割は、今後も必要不可欠なもの」とされている。</p> <p>「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」  ・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策<sup>※</sup>を重点的に推進する」とされている。</p> <p>※「農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）」  ・ 「牛肉・牛乳乳製品の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、高品質な牛肉・牛乳乳製品を安定的に供給できる生産体制を構築する必要」、「2035年度までに和牛の生産量を30万トン（2018年14.5万トン）まで拡大させる」とされている。</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」  ・ 「農林水産物・食品の輸出について、2030年5兆円の目標達成に向け、2025年2兆円の達成を目指す」、「畜産の生産基盤の強化のため、和牛増頭、省力化機械・ICT導入、新規就農者投資、飼料生産を担う外部支援組織の育成、食肉輸出施設整備等を支援する」とされている。</p>
--	--

<p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]  農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野]  ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																										
<p>③：達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」において、令和12年度<sup>※</sup>の牛肉（部分肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。</p> <p>※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和9年度における生産量を年平均伸び率から推計した。</p> <p>【牛肉生産量の目標】</p> <p style="text-align: right;">単位：万トン</p> <table border="1" data-bbox="1525 783 2063 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>33.0 &lt;51.4&gt;</td> <td>33.6 &lt;51.5&gt;</td> <td>34.2 &lt;51.6&gt;</td> <td>34.8 &lt;51.7&gt;</td> <td>35.3</td> <td>35.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1525 916 1991 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>36.5</td> <td>37.1</td> <td>37.7</td> <td>38.3</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標値（平成30年度～令和3年度は上段の数値）は現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。</p> <p>※ 平成30年度～令和12年度の年平均伸び率は0.58%となる。</p> <p>※ 比率は「令和12年度 / 平成30年度 =121」となる。</p> <p>※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値（&lt;&gt;内の数値）は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に則したもので、枝肉ベースの数値。</p> <p>※ 平成25年度の牛肉（枝肉）生産量は51万トン、平成37年度は52万トンであり、平成30年度～令和3年度の目標値は、生産量を年平均伸び率から推計。</p> <p>※ 平成25年度～平成37年度の年平均伸び率は0.16%となる。</p> <p>※ 比率は「平成37年度/平成25年度=102」となる。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	生産量	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和12年度	生産量	36.5	37.1	37.7	38.3	40
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																					
生産量	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9																					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和12年度																						
生産量	36.5	37.1	37.7	38.3	40																						

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>																																				
10 有効性等	① 適用数	<p>【法人】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人、件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30年度 実績/見込</th> <th>令和 元年度 実績/見込</th> <th>令和 2年度 実績</th> <th>令和 3年度 見込</th> <th>令和 4年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,122</td> <td>4,325</td> <td>4,528</td> <td>4,731</td> <td>4,934</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,776</td> <td>1,909</td> <td>1,893</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5年度 見込</th> <th>令和 6年度 見込</th> <th>令和 7年度 見込</th> <th>令和 8年度 見込</th> <th>令和 9年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>5,136</td> <td>5,339</td> <td>5,542</td> <td>5,745</td> <td>5,948</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。          ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。          ※ 平成30年度～令和2年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。          ※ 令和3～9年度の適用数は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用数の平均値を採用。          ※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。          ※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用          ※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は1,288件であったが、令和2年度の実績は1,893件であり、想定を上回った。</li> </ul>		平成 30年度 実績/見込	令和 元年度 実績/見込	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込	適用の範囲	4,122	4,325	4,528	4,731	4,934	適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644		令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	適用の範囲	5,136	5,339	5,542	5,745	5,948	適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
	平成 30年度 実績/見込	令和 元年度 実績/見込	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込																																	
適用の範囲	4,122	4,325	4,528	4,731	4,934																																	
適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644																																	
	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込																																	
適用の範囲	5,136	5,339	5,542	5,745	5,948																																	
適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644																																	

		<p>【個人】</p> <p style="text-align: right;">単位：人、件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30年度 実績/見込</th> <th>令和 元年度 実績/見込</th> <th>令和 2年度 実績</th> <th>令和 3年度 見込</th> <th>令和 4年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>55,732</td> <td>52,472</td> <td>49,211</td> <td>45,950</td> <td>42,690</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,923</td> <td>19,452</td> <td>17,374</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5年度 見込</th> <th>令和 6年度 見込</th> <th>令和 7年度 見込</th> <th>令和 8年度 見込</th> <th>令和 9年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>39,429</td> <td>36,169</td> <td>32,908</td> <td>29,647</td> <td>26,387</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。          ※ 所得税及び個人住民税については同一件数。          ※ 平成30年度～令和2年度の適用数は、統計年報（国税庁）の値を採用。          ※ 令和3年度～令和9年度の適用数は直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用件数の平均値を採用。          ※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。          ※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用          ※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添6及び7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は20,159件であったが、令和2年度の実績は17,374件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、子牛価格や枝肉価格が低下したことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。</li> </ul>		平成 30年度 実績/見込	令和 元年度 実績/見込	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込	適用の範囲	55,732	52,472	49,211	45,950	42,690	適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369		令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	適用の範囲	39,429	36,169	32,908	29,647	26,387	適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369
	平成 30年度 実績/見込	令和 元年度 実績/見込	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込																																	
適用の範囲	55,732	52,472	49,211	45,950	42,690																																	
適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369																																	
	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込																																	
適用の範囲	39,429	36,169	32,908	29,647	26,387																																	
適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369																																	

②: 適用額

【法人】

単位：百万円

	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込
適用額	33,862	37,834	32,059	32,379	32,379

	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込
適用額	32,379	32,379	32,379	32,379	32,379

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。  
 ※ 平成30年度～令和2年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。  
 ※ 令和3年度～令和9年度の適用額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用額平均値を採用。  
 ※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。  
 なお、適用額については法人税、法人住民税、法人事業税で同一である。

・ 前回要望時において想定した適用額は26,297百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるものの、令和2年度の実績は32,059百万円であり、想定を上回った。

③: 減収額

【法人】

単位：百万円

	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込
法人税	2,500	2,600	2,000	2,257	2,257
法人住民税	1,018	1,132	602	989	989
法人事業税	2,996	3,341	2,781	2,864	2,864
減収額計	6,514	7,073	5,383	6,110	6,110

	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込
法人税	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
法人住民税	989	989	989	989	989
法人事業税	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864
減収額計	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。

※ 平成30年度～令和2年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は損金算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。  
 ※ 平成30年度～令和2年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。  
 ※ 令和3年度～令和9年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用  
 ※ 減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。

【個人】

単位：百万円

	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 見込	令和 4年度 見込
所得税	13,415	12,260	8,065	8,000	8,000
個人住民税	8,479	7,571	5,495	7,841	7,841
減収額計	21,894	19,831	13,560	15,841	15,841

	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込
所得税	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
個人住民税	7,841	7,841	7,841	7,841	7,841
減収額計	15,841	15,841	15,841	15,841	15,841

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。  
 ※ 平成30年度～令和2年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。  
 ※ 平成30年度～令和2年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。  
 ※ 令和3年度～令和9年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和4年度）の値を採用。  
 ※ 令和3年度～令和9年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用  
 ※ 減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6及び7のとおり）。

④. 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
【牛肉生産量】

単位：万トン、%

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
目標	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9
実績/見込	33.0 <47.6>	33.0 <47.1>	33.5 <47.9>	33.6 <48.0>	34.9	35.1
達成度	- <92.6>	98.2 <91.5>	98.0 <92.8>	96.6 <92.8>	98.9	97.8

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
目標	36.5	37.1	37.7	38.3
見込	36.1	36.7	37.4	38.3
達成度	98.9	98.9	99.2	100

※ 農林水産省「食肉流通統計」及び農林水産省食肉鶏卵課試算より。  
 ※ 目標値（平成30年度～令和3年度の上段及び令和4年度以降）は、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。  
 ※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に即したもので、枝肉ベースの数値。  
 ※ 平成30年度～令和3年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」による実績値（上段：部分肉ベース、下段：枝肉ベース）。  
 ※ 令和4年度～令和9年度見込値は農林水産省食肉鶏卵課試算による数値。  
 出典：農林水産省「食肉流通統計」「畜産統計」  
 独立行政法人家畜改良センター「届出情報の統計」

各年度の牛肉（部分肉）生産量（見込値）は、各年度に想定される肥育牛頭数<sup>※1</sup>×出荷係数<sup>※2</sup>×部分肉生産係数<sup>※3</sup>

※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計  
 ※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出  
 ※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

前回要望時（令和元年）に目標とした牛肉（枝肉）生産量（平成30年度から令和3年度）については、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、91.5%から92.8%の達成にとどまった。

また、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即した牛肉（部分肉）生産量（平成30年度から令和3

年度）に対しても、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、96.6%から98.2%の達成にとどまった。

この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量は大幅な増加とはならなかったと考えられる。

一方で、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の89%、法人全体の85%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の91%、法人全体の84%を占める結果であり、本特例措置を継続することにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である令和9年度時点の牛肉（部分肉）生産量の達成に寄与する。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】

単位：頭

	平成 30年 実績	令和 元年 実績	令和 2年 実績	令和 3年 実績
1戸当たりの飼養頭数	52.0	54.1 (55.4)	58.2	61.9

※ 農林水産省「畜産統計」より。  
 ※ 令和2年度から統計手法が変更されたため、令和2年の集計結果を用いて集計した平成31年の数値を括弧内に参考値として記載。

肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少しているものの、生産基盤の強化に取り組み、繁殖雌牛頭数が増加傾向で推移している。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。



《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
 本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約4倍、法人では約4.2倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 2年 実績	令和 3年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	45.8	51.7	112.8%
1戸当たりの牛肉生産量（個人） <sup>（※1）</sup>	トン	13.8	15.6	
1戸当たりの頭数（法人）	頭	949.2	1,099.8	115.9%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	286.8	330.8	

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

（※1）1戸当たりの牛肉生産量（推計）＝（1戸当たりの飼養頭数）×（飼養頭数のうち販売される頭数の割合）×（1頭当たりの平均枝肉重量）

- ・飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）  
 ：畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・1頭当たりの平均枝肉重量  
 ：食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

【特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 2年 実績	令和 3年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	12.1	12.8	105.7%
1戸当たりの牛肉生産量（個人） <sup>（※1）</sup>	トン	3.7	3.9	
1戸当たりの頭数（法人）	頭	208.3	259.4	124.5%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	62.9	78.0	

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

（※2）特例措置非適用者  
 ：実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移】

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	増加頭数	
特例措置適用者	個人	頭	45.8	51.7	5.9
	法人	頭	949.2	1,099.8	150.6
特例措置非適用者	個人	頭	12.1	12.8	0.7
	法人	頭	208.3	259.4	51.1

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は2万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

⑤ 税収減を是認する理由等

《税収減を是認するような効果の有無》  
 （分析対象期間：平成30年度～令和9年度）  
 <経済波及効果の試算>

令和2年度の法人における推定減収額5,383百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合（85%）に当たる4,576百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約11,530百万円となる。

生産誘発額の内訳  
 第1次波及効果  
 ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額4,343百万円  
 ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額7,187百万円

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成27年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用  
 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照  
 ※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年度農林水産省食肉鶏卵課実施）」を使用

経済波及効果は約 11,530 百万円と推定減収額の 5,383 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和 4 年度以降の法人における推定減収額 6,110 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（84%）に当たる 5,132 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 12,931 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,870 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額 8,060 百万円

経済波及効果は約 12,931 百万円と推定減収額の 6,110 百万円を上回るため、是認できる。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

	平成 30 年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 見込
減収額	6,514	7,073	5,383	6,110
経済波及効果	13,951	15,148	11,530	13,087

	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込
減収額	6,110	6,110	6,110	6,110
経済波及効果	12,931	12,931	12,931	12,931

	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込
減収額	6,110	6,110
経済波及効果	12,931	12,931

一方、個人においても同様に試算すると、令和 2 年度の推定減収額 13,560 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（89%）に当たる 12,068 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 30,407 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 11,452 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 18,954 百万円

経済波及効果は約 30,407 百万円と推定減収額の 13,560 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和 4 年度以降の個人における推定減収額 15,841 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（91%）に当たる 14,415 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 36,320 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 13,680 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 22,640 百万円

経済波及効果は約 36,320 百万円と推定減収額の 15,841 百万円に対し、上回るため是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成 27 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100 部門）」を使用

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2-2 参照

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 3 年）」より。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】

単位：百万円

	平成 30 年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 見込
減収額	21,894	19,831	13,560	15,841
経済波及効果	49,097	44,471	30,407	35,521

	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込
減収額	15,841	15,841	15,841	15,841
経済波及効果	36,320	36,320	36,320	36,320

		令和 8年度 見込	令和 9年度 見込
減収額		15,841	15,841
経済波及効果		36,320	36,320

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。

11 相当性

①: 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。

これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢の緊迫化に伴う飼料穀物や原油等の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。

さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。

このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を支え、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。

②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担

肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。

そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。

また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。

一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による

		生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。 また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月（R1農水03）

1. 減税見込額積算

平成30年度  
平成30年度の法人税適用件数:1,776件 ※1 平成30年度の所得税適用件数:20,923件 ※4

・法人税……① 2,500百万円 ※2	・所得税……④ 13,415百万円 ※4
・法人住民税……② 1,018百万円 ※3	・個人住民税……⑤ 8,479百万円 ※5
・法人事業税……③ 2,996百万円 ※3	

※1「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第201回国会報告)」(財務省)より  
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)より  
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会報告)」(総務省)より  
 ※4「統計年報」(国税庁)より  
 ※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)	
①+②+③	= 6,514 百万円
(個人)	
④+⑤	= 21,894 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644
減税見込額(単位:百万円)	6,514	7,073	5,383	6,110	6,110
区分	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
減税見込額(単位:百万円)	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110

(個人)

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369
減税見込額(単位:百万円)	21,894	19,831	13,560	15,841	15,841
区分	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369
減税見込額(単位:百万円)	15,841	15,841	15,841	15,841	15,841

・令和元年度～令和9年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	肉用牛 (5,537)		
令和元年度	肉用牛 (6,012)		
令和2年度	肉用牛 (4,576)		
令和3年度	肉用牛 (5,194)		
令和4年度	肉用牛 (5,132)		
令和5年度	肉用牛 (5,132)		
令和6年度	肉用牛 (5,132)		
令和7年度	肉用牛 (5,132)		
令和8年度	肉用牛 (5,132)		
令和9年度	肉用牛 (5,132)		

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額のこれまでの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が85%であった。令和2年度の減収額5,383百万円の85%に当たる4,576百万円を投入額とした。また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が84%であった。令和4年度以降の減収額6,110百万円の84%に当たる5,132百万円を投入額とした。

別添2-2

税制措置の適用実績及び適用見込み

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	肉用牛 (19,486)		
令和元年度	肉用牛 (17,650)		
令和2年度	肉用牛 (12,068)		
令和3年度	肉用牛 (14,098)		
令和4年度	肉用牛 (14,415)		
令和5年度	肉用牛 (14,415)		
令和6年度	肉用牛 (14,415)		
令和7年度	肉用牛 (14,415)		
令和8年度	肉用牛 (14,415)		
令和9年度	肉用牛 (14,415)		

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が89%であった。令和2年度の減収額13,560百万円の89%に当たる12,068百万円を投入額とした。  
また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が91%であった。令和4年度以降の減収額15,841百万円の91%に当たる14,415百万円を投入額とした。

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人税
根拠法	措法67の3、措法旧68の101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4 325	4 528	4 731	4 934	5 136
適用件数 (件)	1 909	1 893	1 644	1 644	1 644
適用額 (千円)	37 834 266	32 058 613	32 378 992	32 378 992	32 378 992
減収額合計 (千円)	2,600,000	2,000,000	2,257,143	2,257,143	2,257,143
1件あたり 減収額(千円)	1,362	1,192	1,373	1,373	1,373
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5 339	5 542	5 745	5 948	
適用件数 (件)	1 644	1 644	1 644	1 644	
適用額 (千円)	32 378 992	32 378 992	32 378 992	32 378 992	
減収額合計 (千円)	2,257,143	2,257,143	2,257,143	2,257,143	
1件あたり 減収額(千円)	1,373	1,373	1,373	1,373	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(元~2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(元~2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(元~2年度) : 「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

$(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$  … 1年当たりの増加数

1年当たり 202.8人増加する見込みで推計

※1 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

（26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）

④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：1,000,000千円、27年度：2,100,000千円、28年度：2,900,000千円、29年度：2,700,000千円、30年度：2,500,000千円、元年度：26,000,000千円、2年度：2,000,000千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3、措法旧 68 の 101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4,325	4,528	4,731	4,934	5,136
適用数 (件)	1,909	1,893	1,644	1,644	1,644
適用額 (千円)	37,834,266	32,058,613	32,378,992	32,378,992	32,378,992
減収額合計 (千円)	1,132,287	602,445	988,586	988,586	988,586
1件あたり 減収額(千円)	593	318	601	601	601
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5,339	5,542	5,745	5,948	
適用数 (件)	1,644	1,644	1,644	1,644	
適用額 (千円)	32,378,992	32,378,992	32,378,992	32,378,992	
減収額合計 (千円)	988,586	988,586	988,586	988,586	
1件あたり 減収額(千円)	601	601	601	601	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用数（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ③ 適用額（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ④ 減収額合計（元～2年度）：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」

税制措置の適用実績及び適用見込み

(2) 適用見込み

- ① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：  
 $(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$  … 1年当たりの減少数  
 1年当たり202.8人増加する見込みで推計  
 ※1「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計  
 ※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用数の平均  
 （26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）
- ③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均  
 （26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）
- ④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均  
 （26年度：1,033,952千円、27年度：1,014,806千円、28年度：1,089,292千円、29年度：1,029,535千円、30年度：1,017,784千円、元年度：1,132,287千円、2年度：602,445千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人事業税
根拠法	地法72、措法67の3、措法旧68の101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4,325	4,528	4,731	4,934	5,136
適用件数 (件)	1,909	1,893	1,644	1,644	1,644
適用額 (千円)	37,834,266	32,058,613	32,378,992	32,378,992	32,378,992
減収額合計 (千円)	3,340,745	2,780,638	2,864,302	2,864,302	2,864,302
1件あたり 減収額(千円)	1,750	1,469	1,742	1,742	1,742
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5,339	5,542	5,745	5,948	
適用件数 (件)	1,644	1,644	1,644	1,644	
適用額 (千円)	32,378,992	32,378,992	32,378,992	32,378,992	
減収額合計 (千円)	2,864,302	2,864,302	2,864,302	2,864,302	
1件あたり 減収額(千円)	1,742	1,742	1,742	1,742	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ③ 適用額（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ④ 減収額合計（元～2年度）：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」

税制措置の適用実績及び適用見込み

(2) 適用見込み

- ① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：  
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$  … 1年当たりの減少数  
 1年当たり202.8人増加する見込みで推計  
 ※1「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計  
 ※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均  
 （26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）
- ③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均  
 （26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）
- ④ 減収合計額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均  
 （26年度：2,060,591千円、27年度：2,706,931千円、28年度：3,151,527千円、29年度：3,013,318千円、30年度：2,996,363千円、元年度：3,340,745千円、2年度：2,780,638千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	所得税
根拠法	措法25

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度実績/ 一部推計	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	52,472	49,211	45,950	42,690	39,429
適用件数 (件)	19,452	17,374	20,369	20,369	20,369
減収額合計 (千円)	12,260,000	8,065,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
1件あたり 減収額(千円)	630	464	393	393	393
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	36,169	32,908	29,647	26,387	
適用件数 (件)	20,369	20,369	20,369	20,369	
減収額合計 (千円)	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
1件あたり 減収額(千円)	393	393	393	393	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」
- ③ 減収額合計（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲（2年度を除く各年度）：  
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6$  … 1年当たりの減少数  
 1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計  
 ※1「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計  
 ※2「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計



## 税制措置の適用実績及び適用見込み

- ② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均  
 （26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：23,256件、29年度：21,282件、30年度：20,923件  
 元年度：19,452件、2年度：17,374件）
- ③ 減収額（3～9年度）：財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収見込額（令和4年8月）」

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	個人住民税
根拠法	地法附6

## 1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度実績/ 一部推計	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	52,472	49,211	45,950	42,690	39,429
適用件数 (件)	19,452	17,374	20,369	20,369	20,369
減収額合計 (千円)	7,571,100	5,495,200	7,840,729	7,840,729	7,840,729
1件あたり 減収額(千円)	389	316	385	385	385
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	36,169	32,908	29,647	26,387	
適用件数 (件)	20,369	20,369	20,369	20,369	
減収額合計 (千円)	7,840,729	7,840,729	7,840,729	7,840,729	
1件あたり 減収額(千円)	385	385	385	385	

## 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

## (1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」
- ③ 減収額合計（元～2年度）：  

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率（都道府県、市町村）}^{\ast 2}]$$

$$\ast 1 \text{ 「統計年報（国税庁）」 } \quad \ast 2 \text{ 都道府県 } 4\% \text{、市町村 } 6\%$$

別添 7

(2) 適用見込み

① 適用の範囲（2年度を除く各年度）：

$$(65\,514^{*1} - 49\,211^{*2}) \div 5 = 3\,260.6 \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$

1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計

※1 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

※2 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：23,256件、29年度：21,282件、30年度：20,923件、元年度：19,452件、2年度：17,374件）

③ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：4,971,700千円、27年度：7,740,700千円、28年度：10,951,300千円、29年度：9,676,000千円、30年度：8,479,100千円、元年度：7,571,100千円、2年度：5,495,200千円）

經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産02	エコカー減税の見直し及び延長
経産03	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産06	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産07	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
経産08	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
経産09	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長
経産10	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長
経産11	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産12	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 御指摘の点を別紙に記載し提出する。 ② 御指摘を踏まえ、適用実態調査の適用件数の数値に修正した。出典については別紙に記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、令和3年度の適用数の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和5年度及び6年度）が予測されていない。 ② 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため精査中であるが、調整が整い次第お示ししたい。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。 ② 別紙により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、令和4年度の適用数の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 御指摘の点を別紙に記載し提出する。 ② 御指摘を踏まえ、適用実態調査の適用件数の数値に修正した。出典については別紙に記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、過去の適用額（令和3年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、別紙の記載では特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、平成29年度から令和2年度までの法人事業税の減収額について、特別法人事業税及び地方法人特別税を含む数値が記載されており、法人事業税の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため精査中であるが、調整が整い次第お示ししたい。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 別紙により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均）。以下同じ。）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

## 【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、令和2年度実績の数値を追記した。なお、令和3年度の数値については現時点では統計が得られておらず、推計は困難である。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率）について、平成29年度、30年度、令和元年度及び3年度の数値が把握されていないため、この点を課題とする。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- また、所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果について、「傾向スコアマッチングによる対照群の特定」及び「差の差」の手法による政策効果の特定により把握された政策効果（平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率）と、所期の達成目標に対する過去の効果（常時従業員一人当たり付加価値額変化率）との関係が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、評価書中の「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」の欄について、傾向スコアマッチング及び「差の差」の手法による効果検証の結果を踏まえ、達成目標に対する将来の効果を説明する形に修正した。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目

標の達成に寄与すると認められる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

## 【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、評価書中の「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」の欄に、補助金等の他の政策手段ではなく、要件・効果等を法令等により規定する税制措置という手法を用いることで、政策支援に対する事業者の予見可能性が確保される旨を追記した。

## 【点検結果】

- ① 「地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>&lt;特別償却&gt;</p> <p>機械装置・器具備品 40% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 20%</p> <p>&lt;法人税額等の税額控除&gt;</p> <p>機械装置・器具備品 4% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>○適用期限を2年間延長する。</p> <p>○措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>○戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2</p> <p>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の5の2、第27条の11の2</p> <p>・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項</p>

5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度:創設 平成31年度:延長・拡充(※1) 令和3年度:延長・拡充(※2) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○地域未来投資促進法</p> <p>第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○新しい資本主義フォローアップ[令和4年6月7日閣議決定]</p> <p>Ⅲ. 経済社会の多極集中化</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の推進</p> <p>(2)デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進</p> <p>②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援(地域中小企業の支援強化)</p> <p>地域未来投資促進法の施行状況等について、地域企業のDX実現や戦略的な人材活用等の観点から検討し、2022年度中に結論を得る。</p> <p>○デジタル田園都市国家構想基本方針[令和4年6月7日閣議決定]</p> <p>第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性</p> <p>1. 取組方針</p> <p>(1)デジタルのちからを活用した地方の社会課題解決</p> <p>①地方に仕事を作る(中長期的な取組の方向性)</p>



	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【中小・中堅企業 DX】 地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等の DX を伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。)の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。(略)</p> <p>第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援 【具体的取組】 (b) 地域企業の DX 推進 ・(略) 地域未来投資促進法等の活用を通じて、地域の主体的な取組としての定着を図る。 (h) 潜在成長力のある地域企業の革新 ・地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点を踏まえつつ、地域未来投資促進法の更なる活用を促進することで、地域の特性を活かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図り、地域の成長発展の基盤を強化する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) (略) 地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率: 年 2%以上(令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均)[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。</p>																																																																								
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数 ②: 適用額 ③: 減収額 ④: 効果</p>	<p>○適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>185</td> <td>298</td> <td>336</td> <td>309</td> <td>197</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>○適用額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1.0</td> <td>120</td> <td>229</td> <td>324</td> <td>426</td> <td>311</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>○減収額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.59</td> <td>50</td> <td>82</td> <td>105</td> <td>146</td> <td>107</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>2.9</td> <td>5.7</td> <td>5.5</td> <td>10</td> <td>7.5</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.03</td> <td>6.6</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。 なお、政策目標の測定期間外の参考値であるが、令和 2 年度実績</p>	年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数	7	185	298	336	309	197	精査中	精査中	年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6	適用額	1.0	120	229	324	426	311	精査中	精査中	年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6	法人税	0.59	50	82	105	146	107	精査中	精査中	法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精査中	精査中	法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精査中	精査中
年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																		
適用件数	7	185	298	336	309	197	精査中	精査中																																																																		
年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																		
適用額	1.0	120	229	324	426	311	精査中	精査中																																																																		
年度区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																		
法人税	0.59	50	82	105	146	107	精査中	精査中																																																																		
法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精査中	精査中																																																																		
法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精査中	精査中																																																																		

		<p>に基づき算出した令和元年度から令和2年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は▲1.2%である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、平成29年から令和元年末までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定          処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率(傾向スコア)が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定          各指標について、(a)処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10～30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。</p>
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>		<p>我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p> <p>また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。</p>

<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本税制措置の適用を受けるためには、          ①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、          ②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。          すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。          地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税(固定資産税、不動産取得税)を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。          また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和2年8月(R2 経産 03)</p>

地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下「適用実態調査」という。）に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額・適用件数（実績）を推計した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者に実施したアンケート（注 1）に基づき、令和 3 年度及び令和 4 年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額控除		合計減収額 (注 2) [億円]
		適用額 [億円]	件数 [件]	適用額 [億円]	件数 [件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.59
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲50.00
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲82.00
令和 2 年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲105.00
令和 3 年度	見込み	364.59	160	61.54	149	▲146.12
令和 4 年度	見込み	266.37	99	44.97	98	▲106.77

(注 1) 1,337 件の承認地域経済牽引事業について、承認地域経済牽引事業者から回答を得た（回答率 38.7%）。実績の判明している最新年度である令和 2 年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

(注 2) 令和 3 年度、令和 4 年度の合計減収額については、「特別償却欄の適用額×法人税率 23.2%+税額控除欄の適用額」で計算している。

令和 2 年度（実績）	5.48 億円	
令和 3 年度	10.23 億円	(146.12 億円×0.07)
令和 4 年度	7.47 億円	(106.77 億円×0.07)

(2) 法人事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和 3 年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- ・ 法人事業税（所得割）は、特別償却適用額に税率（0.033）を乗じて計算。
- ・ 特別法人事業税は、法人事業税（所得割）の減収見込み額に税率（0.776）を乗じて計算。
- ・ 法人事業税（付加価値割）は、特別償却適用額に税率（0.007）を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

平成 29 年度（実績）	0.03 億円		
平成 30 年度（実績）	6.55 億円		
令和元年度（実績）	12.45 億円		
令和 2 年度（実績）	18.68 億円		
令和 3 年度	23.92 億円	法人事業税（所得割）	: 364.59 億円 × 0.033 = 12.03 億円
		特別法人事業税	: 12.03 億円 × 0.776 = 9.34 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 364.59 億円 × 0.007 = 2.55 億円
令和 4 年度	17.47 億円	法人事業税（所得割）	: 266.37 億円 × 0.033 = 8.79 億円
		特別法人事業税	: 8.79 億円 × 0.776 = 6.82 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 266.37 億円 × 0.007 = 1.86 億円

(以上)

2. 地方税減収見込額

		(1) 法人住民税 [億円]	(2) 法人事業税 [億円]	合計 [億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和 2 年度	実績	5.48	18.68	24.16
令和 3 年度	見込み	10.23	23.92	34.15
令和 4 年度	見込み	7.47	17.47	24.94

(1) 法人住民税：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和 3 年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率（0.07）を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

平成 29 年度（実績）	0.04 億円
平成 30 年度（実績）	2.85 億円
令和元年度（実績）	5.74 億円

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	エコカー減税の見直し及び延長		
税目	自動車重量税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする）について、新たな達成目標（「うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割」及び「2035年までに電動車の割合を100%とする」）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2050年カーボンニュートラルに向けては、エネルギー需給構造と産業構造の転換を同時に実現し、脱炭素を経済の成長・発展につなげる産業のグリーントランスフォーメーション（GX）が重要。「クリーンエネルギー戦略 中間整理（令和4年5月）」においては、自動車分野の脱炭素化に向け、2030年において最低限3.6兆円の投資が必要であると整理されており、本特例措置の適用も通じてその実現を目指す。また、当該投資額は「次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日策定）」における2030年までの次世代自動車の割合に基づき試算されているため、新車販売に占める次世代自動車の割合が測定指標となる。</p> <p>② 「2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）」、「2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」という目標の達成時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、それぞれ「2030年まで」、「2035年まで」を維持することを予定している。</p> <p>なお、これらの目標は、達成時期を長期に設定することで、自動車メーカー各社の脱炭素化に向けたイノベーションを促すものであるが、各社によって技術開発の進展状況や次世代自動車・電動車の販売戦略は異なっており、その道筋は様ではないため、目標達成に向けた途中時点での達成状況は設定していない。</p> <p>③ 「うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割」については、所期の目標「2030年までに次世代自動車の割合を5～7割」の根拠である「次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日策定）」において、次世代自動車の内訳として示されているものであり、次世代自動車の内訳を例示することでその達成目標を具体化したものであるため、新たな達成目標を追加したものではない。</p> <p>「2035年までに電動車の割合を100%とする」ことについては、前回の事前評価の実施（令和2年9月）以降、令和3年1月18日の施政方針演説において菅総理（当時）がその目標を宣言し、その後、「グリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」等においても同目標が掲げられているため、これらの政府方針に従い、新たな達成目標として追加したもの。</p>
---

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置の適用対象となる自動車の販売台数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>340万台</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>309万台</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>282万台</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>225万台</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>222万台</td> </tr> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>	平成29年度	340万台	平成30年度	309万台	平成元年度	282万台	令和2年度	225万台	令和3年度	222万台
平成29年度	340万台									
平成30年度	309万台									
平成元年度	282万台									
令和2年度	225万台									
令和3年度	222万台									

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると243万台/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると577億円/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・</p>
---

受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（エコカー減税の更なるグリーン化により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
- ② 所期の達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）に対する過去の効果について、令和3年度における新車販売に占めるエコカー減税の割合等68.8%等と説明されているが、所期の達成目標の測定指標と過去の効果の測定指標が異なっており、所期の達成目標に対する適切な過去の効果が定量的に把握されていない。
- ③ 所期の達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 一般論として次世代自動車は同車格のガソリン車と比べて価格が高い傾向にある中で、高価格であってもより燃費性能に優れた自動車が消費者に選択されるよう本特例措置を講じてきたところ。国内自動車販売台数は、リーマンショック、東日本大震災、消費税の引上げ、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大、世界的な半導体供給不足など、国内外の様々な情勢変化により変動するが、新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に上昇してきており、(割合の推移は下記②の説明を参照) また、主要自動車メーカーの1台当たりの売上高も上昇しているところ。このため、経済効果についても、本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車市場の拡大を通じた自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化に寄与していると言える。

<主要自動車メーカーの1台当たりの売上高の推移の平均> ※各社公表値より試算

平成29年度	404万円
平成30年度	410万円
平成元年度	405万円
令和2年度	422万円
令和3年度	490万円

- ② 新車販売に占める次世代自動車の割合は以下のとおり。
 

平成29年度	36.7%
平成30年度	38.4%
平成元年度	39.0%
令和2年度	41.2%
令和3年度	45.8%
- ③ 上記のとおり、本特例措置により環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に向上しているものの、目標（2030年までに5～7割とする）の達成に向けては、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進のための支援が必要。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、全ての所期の達成目標について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（「自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る」及び「環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① これまで、本特例措置によって、我が国の基幹産業である自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化や、環境性能に優れた自動車の普及、新車販売に占める次世代自動車の割合の向上など、着実に効果を上げてきた。本特例措置を通じて、測定指標でもある「2030年までに次世代自動車の割合：5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合：2～3割）」の達成を目指すことで、「2030年における自動車分野の脱炭素化に向けた投資：最低限3.6兆円」を実現するとともに、その後の「2035年までに電動車の割合：100%」という将来の効果の実現にも着実につながることが見込まれる。

ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（「自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る」及び「環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① エコカー減税は、これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、自動車産業及び日本経済全体の活性化や環境性能に優れた自動車の普及促進等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となっている。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続により、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当性が認められる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(2)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	エコカー減税の見直し及び延長
2	対象税目	(自動車重量税:外)(国税17)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 環境性能に優れた自動車に対して、自動車重量税を減免する。</p> <p>《要望の内容》 自動車重量税のエコカー減税について、見直し及び適用期限の延長を行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野のGX(グリーン・トランスフォーメーション)を加速させる必要があることを踏まえ、当分の間税率の廃止も視野に入れつつ、ユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。</p> <p>《関係条項》 自動車重量税(自動車重量税法全文、自動車重量税法施行令全文、自動車重量税法施行規則全文、租税特別措置法第90条の10~15、自動車重量譲与税法全文、自動車重量譲与税法施行規則全文)</p>
5	担当部局	経済産業省製造産業局自動車課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成29年5月1日~令和7年4月30日
7	創設年度及び改正経緯	<p>&lt;エコカー減税(自動車重量税)の経緯&gt;</p> <p>○平成21年度創設</p> <p>○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加)</p> <p>○平成26年度 ・軽減措置拡充(2回目車検時の▲50%→免税)</p>

		<p>○平成27年度 ・令和2年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等を措置</p> <p>○平成29年度 ・対象を重点化した上で適用期間を2年間延長</p> <p>○令和元年度 ・軽減割合等の見直しを行うとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を2年間延長</p> <p>○令和3年度 ・目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えるとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を2年間延長 ・クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、令和3年度、令和4年度は激変緩和措置を講じ、令和5年度以降はガソリン車と同等に取り扱う</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年5月1日~令和7年4月30日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユー</p>

		<p>ザー負担の軽減等を図る形で、エコカー減税の延長及び見直しを行う。</p> <p>○自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○令和 3 年度与党税制改正大綱(令和 2 年 12 月 10 日)</p> <p>第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方</p> <p>3. グリーン化社会の実現</p> <p>(2)車体課税</p> <p>自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。</p> <p>税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。</p> <p>今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。</p> <p>○未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日)</p> <p>第2 具体的な施策</p> <p>I [2]1. エネルギー・環境</p> <p>(1)KPI の主な進捗状況</p> <p>《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。</p>
--	--	--

		<p>(参考)次世代自動車戦略 2010(平成 22 年 4 月 12 日)</p> <p>2030 年の乗用車車種別普及目標(政府目標)</p> <table border="1" data-bbox="1556 252 1960 432"> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>50～70%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">20～30%</td> </tr> <tr> <td>プラグイン・ハイブリッド自動車</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>～3%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>5～10%</td> </tr> </table> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日)</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及び DX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資</p> <p>(1)GX への投資</p> <p>②具体的な取組例 (自動車)</p> <p>将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)とすることを目指す、2035 年まで</p>	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車	20～30%	プラグイン・ハイブリッド自動車	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%												
ハイブリッド自動車	30～40%												
電気自動車	20～30%												
プラグイン・ハイブリッド自動車													
燃料電池自動車	～3%												
クリーンディーゼル自動車	5～10%												

		<p>に乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>&lt;新車販売台数に占める電動車の割合&gt;                  平成 29 年度 33.1%                  平成 30 年度 34.3%                  令和元年度 35.0%                  令和 2 年度 37.2%                  令和 3 年度 41.7%</p>
10 有効性等	①: 適用数	<p>○国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。</p> <p>○本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;                  平成 29 年度 520 万台                  平成 30 年度 526 万台                  令和元年度 504 万台                  令和 2 年度 466 万台                  令和 3 年度 422 万台</p>
	②: 適用額	—
	③: 減収額	<p>&lt;エコカー減税(自動車重量税(財務省試算))&gt;                  平成 29 年度 ▲720 億円                  平成 30 年度 ▲660 億円                  令和元年度 ▲620 億円                  令和 2 年度 ▲600 億円                  令和 3 年度 ▲510 億円</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt;                  平成 29 年度 83.3%                  平成 30 年度 74.7%                  令和元年度 72.6%                  令和 2 年度 62.7%                  令和 3 年度 68.8%</p>

		<p>⑤: 租税減税を是認する理由等</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt;                  平成 29 年度 83.3%                  平成 30 年度 74.7%                  令和元年度 72.6%                  令和 2 年度 62.7%                  令和 3 年度 68.8%</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされている。</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt;                  平成 29 年度 83.3%                  平成 30 年度 74.7%                  令和元年度 72.6%                  令和 2 年度 62.7%                  令和 3 年度 68.8%</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車導入促進補助金                  ー令和 4 年度予算額: 140 億円                  ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助                  環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。</p> <p>○税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産</p>



		<p>業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。</p> <p>○一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力を求める相当性	<p>① 自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活の足であるが、取得段階で自動車税(又は軽自動車税)環境性能割、保有段階で自動車重量税、自動車税(又は軽自動車税)種別割の3つの税が課されている。特に、移動手段を車に依存せざるを得ず、複数台を保有する機会が多い地方ほど負担が重くなる構造。</p> <p>② 上記のとおり、ユーザーの負担軽減、環境性能に優れた自動車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。本措置による税収減は一時的なものであり、中長期的な観点で見れば、自動車産業の活性化により将来的に増収が見込めるものである。</p> <p>③ また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、国のみならず地域における脱炭素化の取組も必要であり、その実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及は重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
税目	揮発油税、地方揮発油税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠、実件数を追加。
【点検結果】	① 「令和元年度～令和3年度までの適用件数（適応事業者数）は、「バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」の適用実績」との説明では、適用実績の出典が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和4年度以降の適用件数（適用事業者数）については、直近の実績から判断し、約600件（8社程度）と仮定」との説明では、適用件数の仮定の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和5年度～令和9年度（P）において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量（原油換算50万kL/年）を、毎年着実に達成する。以下同じ。）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果について、「毎年着実に達成することが可能」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 「令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。そのため、令和4年度までの導入目標50万KL（原油換算）と同様の目標と仮定」との説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。 ② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「エネルギー供給構造高度化法告示」及び「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、「11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等」に、他の政策手段（規制や補助金等）との比較も踏まえ、当該租税特別措置をとることが必要かつ適切な理由を追加。 ② ご指摘を踏まえ、「11相当性②他の支援措置や義務付け等との役割分担」における「エネルギー供給構造高度化法告示」及び「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」に係る記載を修正。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「バイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、本税制措置と関税の無税化をあわせて措置することにより、バイオエタノールの利用促進を図る」との説明では、「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」と本特例措置との役割分担が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
2	対象税目	(揮発油税:外、地方揮発油税:外)(国税 20)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置を令和5年3月31日まで措置。
		《要望の内容》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置の適用期限を5年間延長する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第88条の7 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第46条の11～46条の16 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第37条の5～37条の7
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成23年度 拡充(みなし製造所を特例対象に追加) 平成25年度 5年間延長 平成30年度 5年間延長 令和2年度 拡充(バイオエタノール等揮発油の対象に、カーボンリサイクルエタノール等を混和して製造された揮発油を追加。)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 非化石エネルギーであるバイオエタノール <sup>※1</sup> は、化石由来の燃料である揮発油の代替として活用が可能なため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、原料(植物等)が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、揮発油と比較して二酸化炭素の排出量が少ない。このため、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つであることから、バイオエタノール

		<p>の利用促進を図る。</p> <p>バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)に基づく、「平成30年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、平成30年度～令和4年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年50万kl」利用することを義務付け、これまで順調に達成している。</p> <p>一方、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、以下のような追加的なコストが生じ、最終的には国民に転嫁されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエタノールの価格が揮発油の価格を上回る。</li> <li>・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE<sup>※2</sup>に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBEを生産するためのバイオ ETBE 専用タンク、揮発油との混合設備や受入設備等のコストが生じる。</li> </ul> <p>こうした追加コストを低減させ、バイオエタノールの利用促進を図るため、本措置を通じて、バイオエタノールの利用分については、揮発油税及び地方揮発油税の課税対象から控除することが必要となる。</p> <p>※1 バイオエタノールは、さとうきび、とうもろこし等の農作物(可食)由来の第一世代バイオエタノールと、製紙残渣(バルブ)、コーヒー粕、廃菌床等の非可食由来の次世代バイオエタノールを指す。</p> <p>※2 エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルの略。エタノールと、揮発油の精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、揮発油になじみやすい性質を持っている。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」 (令和4年5月23日)</p> <p>両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料(SAF)や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を2030年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。</p> <p>○第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定) 4.2050カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4)産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 (中略)燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルについては、引き続き、国際的な導入動向等を踏まえ導入の在り方を検討していく。 ・・・(中略)・・・2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料</p>

		分野での対応は、①燃焼しても大気中のCO <sub>2</sub> を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中のCO <sub>2</sub> を増加させないCCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050年を見据え、2030年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>令和5年度～令和9年度(P)<sup>※</sup>において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、毎年着実に達成する。</p> <p>※令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図ることが可能となる。</p> <p>また、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和2年4月に次世代バイオエタノール<sup>※</sup>の利用促進策として、令和5年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール1万kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実利用量の2倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を実施。</p> <p>当該告示の改訂や、本措置により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところであり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度の低減に貢献する。</p> <p>※次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競争の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点がある。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○適用件数(適用事業者数)</p> <p>令和元年度 約595件(9社)</p> <p>令和2年度 約636件(8社)</p> <p>令和3年度 約669件(8社)</p> <p>令和4年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和5年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和6年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和7年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和8年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和9年度 約600件(8社程度)</p> <p>&lt;算定根拠&gt;</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適用件数(適応事業者数)は、「バ</p>

		イオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」の適用実績 ・令和4年度以降の適用件数(適用事業者数)については、直近の実績から判断し、約600件(8社程度)と仮定。																																								
	②: 適用額	<p>○適用数量(バイオエタノール換算量)</p> <p>令和元年度 約80.9万KL</p> <p>令和2年度 約84.3万KL</p> <p>令和3年度 約88.3万KL</p> <p>令和4年度 約82.4万KL</p> <p>令和5年度 約82.4万KL</p> <p>令和6年度 約82.4万KL</p> <p>令和7年度 約82.4万KL</p> <p>令和8年度 約82.4万KL</p> <p>令和9年度 約82.4万KL</p> <p>&lt;算定根拠&gt;</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績</p> <p>・令和4年度以降の適用数量は、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量 約82.4万KLと仮定。</p>																																								
	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p>令和元年度 53.8円/L × 約80.9万KL = 約435億円</p> <p>令和2年度 53.8円/L × 約84.3万KL = 約454億円</p> <p>令和3年度 53.8円/L × 約88.3万KL = 約475億円</p> <p>令和4年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和5年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和6年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和7年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和8年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和9年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>&lt;算定根拠&gt;</p> <p>・減収額=揮発油税及び地方揮発油税 53.8円/L × 適用数量(バイオエタノール換算量)</p>																																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度～3年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、概ね毎年着実に達成。</p> <p>○バイオエタノール導入目標及び導入実績</p> <p style="text-align: right;">単位: 万KL(原油換算)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入目標</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50<sup>※</sup></td> <td>50<sup>※</sup></td> <td>50<sup>※</sup></td> <td>50<sup>※</sup></td> <td>50<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>導入実績</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>54</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;算定根拠&gt;</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績</p> <p>・令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。そのため、令和4年度までの導入目標50万KL(原油換算)と同様の目標と仮定。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	数量										導入目標	50	50	50	50	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																	
数量																																										
導入目標	50	50	50	50	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>	50 <sup>※</sup>																																	
導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-																																	

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図り、バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成することが可能となる。</p> <p>加えて、本措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところ。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合した揮発油は、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、揮発油税及び地方揮発油税を無税にすることによる負担軽減が実現されなければ、バイオエタノールの利用が進まなくなる恐れがある。</p> <p>今後取組の進展が期待される次世代バイオエタノールについては、現状は技術開発や原料確保等の課題もあることに加え、供給当初は、現在輸入しているバイオエタノールと同程度、もしくはそれよりもコストが生じる可能性があり、国産の次世代エタノールが安定的に製造・供給されるまでの間については、エネルギーの安定供給の確保、温室効果ガスの削減や、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行う観点から、引き続き、本措置を通じた第一世代のバイオエタノールの利用促進は必要不可欠。</p> <p>なお、日米首脳共同声明や第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえ、バイオエタノールの利用を促進することが、政府方針の実現に資すると考える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>バイオエタノールの利用は、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つ。バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、毎年度、導入量に変化する可能性がある中で、予算等による措置ではなく、導入量に応じた柔軟な対応が可能となる税制による措置が適当である。</p> <p>また、補助金等でバイオエタノールの利用を図る場合、特定の事業者のみにしか波及が行き届かない。他方、税制による措置は、価格自体に影響を与えることができ、多くの消費者に影響を与えることができると考えられ、公平性の観点からも、税制措置を講ずることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【規制措置】                  「エネルギー供給構造高度化法 告示」                  ・バイオエタノールの利用促進を図るため、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年 50 万 kL」利用することを義務付け</p>

		<p>ているもの。</p> <p>【予算】                  -</p> <p>【税制】                  バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置                  ・揮発油に混合するためのバイオエタノール又はバイオエタノール由来 ETBE を輸入した場合、関税を無税化する措置。                  ・バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、本税制措置と関税の無税化をあわせて措置することにより、バイオエタノールの利用促進を図る。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 廃炉は世界でも前例を見ない極めて困難な取り組みであり、達成すべき時期を明確にお示しすることは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、各年度1件と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
② 算定根拠として用いていないので割愛させていただきます。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。なお、令和3年度には適用額が0であると記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人事業税について過去の減収額（令和2年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額（令和3年度）の算定根拠（出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないので、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「滞りなく捻出されている」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置等により、令和2年度及び令和3年度には2,600億円を積み立てており」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年、令和5年及び令和6年においては、各年平均2,600億円を積み立てる見込みである」との説明では、将来の効果（令和7年度）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な



効果が把握されていないため、この点を課題とする。
--------------------------

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税20・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義) ②: 上記以外の税目 -
	①: 政策評価の対象税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第55条の3第1項及び第2項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長する
		《関係条項》 租税特別措置法第57条の4の2、第68条の54の2
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年4月 創設 (同年10月 改正機構法の施行)
8	適用又は延長期間	令和5年度～令和7年度
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和3年8月主務大臣認定)において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。
10	有効性等	①: 適用数 適用数 令和2年度 1 令和3年度 1 令和4年度 1 令和5年度 1 ※ 令和6年度 1 ※ 令和7年度 1 ※  ※現行適用数は東京電力HD1社のみである。 本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しは示すものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。
		②: 適用額 適用額(百万円) 令和2年度 168,898 令和3年度 - ※1 令和4年度 - ※2 令和5年度 - ※2 令和6年度 - ※2 令和7年度 - ※2  出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1当該年度について適用額は0円。 ※2令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
	③: 減収額	減収額(百万円) 法人税 法人住民税 法人事業税 令和2年度 39,184 4,075 - 令和3年度 - - ※1 令和4年度 - - ※2 令和5年度 - - ※2 令和6年度 - - ※2 令和7年度 - - ※2

		<p>法人税: 39,184 百万円(損金算入額 168,898 百万円×法人税率 23.2%)                  法人住民税: 4,075 百万円(法人税減収額 39,184 百万円×法人税割超過税率 10.4%)</p> <p>※1 当該年度について適用額は0円。                  ※2 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和3年8月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、令和2年度及び令和3年度には、2,600 億円を積み立てており、滞りなく捻出されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めものとして機構が定める特別負担金を支払う義務(2018年度:500億円)や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務(2018年度:567億円)がある。                  適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施しているところ。令和4年、令和5年及び令和6年においては、各年平均 2,600 億円を積み立てる見込みである。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等                  適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担                  「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。                  他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016年12月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017年2月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月20日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>令和元年8月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設      □拡充      □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、蓄電池の取用等において本特例措置が適用される件数についても、現時点で定量的にお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、減収額若しくは増収額についてお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
---

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税23) 法人住民税、事業税:義(自動連動)(地方税4)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外、消費税:外、固定資産税:外、事業所税:外、特別土地保有税:外、地方消費税:外
3	要望区分等の別	【新設】・【拡充】・【延長】 【単独】・【主管】・【共管】
4	内容	《現行制度の概要》 発電事業者が保有する発電所が収用等され、交付を受けた補償金等(対価補償金および移転補償金などで対価補償金として取り扱うものに限る。)により代わりの資産(以下「代替資産」という。)を取得した場合には、代替資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができる。
		《要望の内容》 電力の安定供給を目的として、電気事業法を改正し、系統用蓄電池による放電を行う事業を新たに発電事業に位置付けることとした。この法改正により、発電事業の対象範囲が拡大するため、関連する税法上においても所要の措置を講ずる必要がある。
		《関係条項》 租税特別措置法施行規則第22条の2第3項第3号
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和5年度~令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池を対象に加えることにより、蓄電池の導入促進に向けた環境整備を図る。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《政策目的の根拠》 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号) 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。  (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36~38%の達成に貢献することとしたい。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギーの導入が拡大する中、蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されており、蓄電池の導入が促進されることで、再生可能エネルギーの供給の安定化や、調整力の提供等を通じ、再生可能エネルギーの主力電源化にも資することが期待される。
		①: 適用数 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、蓄電池の収用等において本特例措置が適用される件数についても、現時点で定量的にお示しすることは困難である。
		②: 適用額 —
		③: 減収額 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、減収額若しくは増収額についてお示しすることは困難である。
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36~38%の達成に貢献することとしたい。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等 —
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 当該租税特別措置の対象となるのは、改正電気事業法における蓄電池による放電を行う全ての事業者であることから、補助金等ではなく、当該租税特別措置を採ることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である蓄電池の導入を促進する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に係る測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度水準に持続的に回復しているかどうか）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）から新たな測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度水準に持続的に回復しているかどうか）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか一つの目標値となりうる。</p> <p>② 総務省から測定指標については達成すべき時期を記載すべきとの指摘があったため、これを踏まえ、達成すべき時期を盛り込んだ。</p> <p>③ 本税制はリーマンショックを契機として決定された「生活対策」を受けて、中小企業の資金繰り対策等を目的として、平成21年度税制改正において措置されたものであるため、中小企業の経営状況を表すものを指標とする必要があり、現在の指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 推計値を記載した。誤字は修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)の令和3年度と同様に記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)と同様に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)と同様に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【所期の達成目標の達成状況について何ら記載がない場合】</p> <p>① 所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「令和元年度は、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は厳しい状況が続いている」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 業況に関する状況について、図「業況判断D Iの推移」で示している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 前回評価時からの改善点として、将来の見込みを「見通せない現状」として記載した。</p>



例えば、物価高・資源高については、日本銀行による統計の企業物価指数は、令和4年9月公表時点で、18か月連続で上昇している等、見通せない状況が続いている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との役割分担を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 中小事業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を支援する税制等が存在している。 本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「中小事業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を支援する税制等が存在している。本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり」との説明では、「中小事業者等を対象とした税制や予算」と当該租税特別措置等が具体的にどのような役割分担となっているのかについて明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 創設(本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充(本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長(租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長(租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症の影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図る。
		①: 適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和元年度:989,251 件 ・令和 2 年度:992,154 件 ・令和 3 年度:990,703 件  (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。  今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とする以下のとおり。 ・令和 4 年度:990,703 件 ・令和 5 年度:990,703 件 ・令和 6 年度:990,703 件
		②: 適用額	・令和元年度:39,226 億円 ・令和 2 年度:39,175 億円 ・令和 3 年度:39,201 億円  (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。  今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とする以下のとおり。 ・令和 4 年度:39,201 億円 ・令和 5 年度:39,201 億円 ・令和 6 年度:39,201 億円

	<p>③: 減収額</p>	<p>法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度(19%→15%): 1,569 億円</li> <li>・令和2年度(19%→15%): 1,567 億円</li> <li>・令和3年度(19%→15%): 1,568 億円</li> </ul> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和2年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえ、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和2年度の平均値とする以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度(19%→15%): 1,568 億円</li> <li>・令和5年度(19%→15%): 1,568 億円</li> <li>・令和6年度(19%→15%): 1,568 億円</li> </ul> <p>法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度(19%→15%): 202 億円</li> <li>・令和2年度(19%→15%): 110 億円</li> <li>・令和3年度(19%→15%): 110 億円</li> </ul> <p>※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(令和元年は12.9%、令和2年度・令和3年度は7.0%)を乗じて算出</p> <p>今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率7.0%を乗じると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度(19%→15%): 110 億円</li> <li>・令和5年度(19%→15%): 110 億円</li> <li>・令和6年度(19%→15%): 110 億円</li> </ul>
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度は、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は厳しい状況が続いている。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>

		<p>業況判断DIの推移 (DI,ポイント)</p> <p>資料: 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</p> <p>(注) 1. 業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。 2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2,000万円以上1億円未満の企業をいう。</p>
<p>⑥: 税収減を是認する理由等</p>		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての確実であると言える。</p> <p>本特例措置と類似の支援措置は存在しない。</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>

13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2 経産04)



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一様に定量的な達成目標を示すことは困難。中小企業全体が、災害発生時における地域のサプライチェーンの維持等に必要な事業継続力の強化を図ることが重要である。</p> <p>② 上記①の補足説明に同様。</p> <p>③ 目標をより具体化させる目的で、防災・減災投資を実施することにより、防災・減災効果を獲得することと変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）について、「令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に必要となる中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定事務については、経済産業局への事務委任により実施しているところ。記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」については、一定期間ごとに、新規に認定した事業継続力強化計画について、事業者ごとの概要や認定状況を報告するための様式に基づき、経済産業局より報告されており、このうち本税制の活用予定数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数は、以下のとおり推計。 ・令和元年7月～令和4年3月末の間に事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は約40,000者であり、年間の認定件数は約15,000者と推計。 ・令和元年度～令和3年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の活用予定者は約2%（約700者/約40,000者）であることを考慮すると、令和4年度には300件と推計。 ・令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と推計」との説明では、「ヒアリングにより推計」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人税）について、「令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載。</p> <p>② 令和元年度、令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果」、令和3年度は「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より算出した適用額を用いて、減収額を計算。以下、算定根拠により推計している。（減収額試算に係る係数は、法人税率23.2%、特別償却18%より0.0417とする）</p> <p>・令和元年度 7.9百万円 × 0.0417 = 約 0.32百万円 ・令和2年度 106.8百万円 × 0.0417 = 約 4.45百万円 ・令和3年度 846.8百万円 × 0.0417 = 約35.31百万円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（令和元年度から3年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載。</p> <p>② 令和元年度、令和2年度において中小企業防災・減災投資促進税制の活用実績から1者あたりの平均投資額は約350万円と計算。上記の「将来の適用数」活用し、以下の算定根拠により推計している。(減収額試算に係る係数は、法人税率23.2%、特別償却18%より0.0417とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 1,050.0百万円 × 0.0417 = 約 43.78百万円</li> <li>・令和5年度 1,190.5百万円 × 0.0417 = 約 49.65百万円</li> <li>・令和6年度 1,190.5百万円 × 0.0417 = 約 49.65百万円</li> </ul> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果（事業継続力強化計画の認定状況）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「中小企業強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合91.5%（令和2年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数26件（令和2年度）が前回評価時の将来予測210件とかなり離れているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「税制活用事業者にアンケートを実施したところ、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答。併せて、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「中小企業強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる」と説明されているが、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業継続力強化計画の認定状況は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 5,920件（令和元年7月以降の8ヶ月間）</li> <li>・令和2年度 19,707件</li> <li>・令和3年度 14,800件</li> </ul> <p>② 「租特特別措置の適用実態調査の結果」において、令和2年度の適用実績は全体で26件であり、租特透明化法に基づき把握される上位10社において、適用額合計の多くを占めることは自然である。（上位3社の適用額合計が約78百万円であることから、上位3社の適用額が大半を占めている。）</p> <p>③ 把握された適用数が前回評価時の将来予測とかなり離れている原因としては、今年度、</p>
---

<p>認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、「認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」が約4割、「コロナの影響により設備投資を見送ったこと」が約2割との回答があった。</p> <p>また、同アンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。</p> <p>④ 上記と同様であるが、今年度認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。</p> <p>また、同アンケートにおいて、被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、「税制活用事業者」は「税制未活用事業者」と比べて、被災した際に被害を「ほぼ抑制できた」、「ある程度は抑制することができた」と回答した割合の合計が約4割高かったことから、目標の実現において本税制が有効な手段だったことが分かる。</p> <p>⑤ 近年、中小企業の事業継続性に影響を及ぼす災害が頻発しており、中小企業の事業継続性に影響を与えうる豪雨災害の増加が懸念されるほか、首都直下地震や南海トラフ地震の発生等が想定されている。その中で中小企業において事業継続力強化計画を策定し、防災・減災投資を促進すること等により、被害軽減のための支援策を引き続き講じていくことが必要。</p> <p>税制の適用件数及び適用額については、令和元年度が7件（約7.9百万円）、令和2年度が26件（約106.8百万円）と増加で推移。更に令和3年度においても157件（約846.8百万円）が活用予定であり、適用が増加傾向にあることから、本特例措置を引き続き実施することが必要。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和2年度の適用実績は全体で26件であり、租特透明化法に基づき把握される上位10社において、適用額合計の多くを占めることは自然である。（上位3社の適用額合計が約78百万円であることから、上位3社の適用額が大半を占めている。）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「把握された適用数が前回評価時の将来予測とかなり離れている原因としては、今年度、認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、「認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」が約4割、「コロナの影響により設備投資を見送ったこと」が約2割との回答があった。また、同アンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった」との説明では、把握された過去の適用数が前回評価時の将来予測とかなり離れている実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「今年度認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。また、同アンケートにおいて、被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、「税制活用事業者」は「税制未活用事業者」と比べて、被災した際に被害を「ほぼ抑制できた」、「ある程度は抑制することができた」と回答した割合の合計が約4割高かったことから、目標の実現において本税制が有効な手段だったことが分かる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業の被害額は、発生する自然災害等の種類、規模により様々であり、一様に効</p>
--

<p>果を予測することはできない。</p> <p>他方、令和元年7月～令和4年3月末の間に約40,000件の事業継続力強化計画の認定を行っており、1年度毎に約15,000件の事業者が本計画を取得することが推計される。</p> <p>税制の適用件数については、令和元年度～令和3年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の活用予定者は約2%（約700者/約40,000者）であることを考慮すると、令和4年度には300件が活用することを予測することができる。</p> <p>更に、令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と予測することができる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和5年度及び6年度の事業継続力強化計画の認定数）について、「令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と予測することができる」との説明では、「ヒアリングにより推計」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数300件（令和4年度）、375件（5年度及び6年度）が過去の実績26件（令和2年度）とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 本税制は特別償却の適用を可能としており、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。本税制は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>計画の認定に係る他の支援策として、ものづくり補助金の加算措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。</p> <p>金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 29) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外(国税 29)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%(令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%)の特別償却が適用できる。
		《要望の内容》 防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2
		法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	《令和元年度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)
		《令和3年度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を拡充・延長 (設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置や感染症対策設備を追加)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等経営強化法第66条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考)</p> <p>・中小企業等経営強化法第2条第15項(定義)</p> <p>この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>・中小企業等経営強化法第3条(基本方針)</p> <p>主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>第2項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順</p> <p>(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段</p> <p>(4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</p> <p>(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</p> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様</p> <p>(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力</p> <p>(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。</p> <p>今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>																																										
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件)																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>26</td> <td>157</td> <td>300</td> <td>375</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)</p>		令和1	2	3	4	5	6	適用件数	7	26	157	300	375	375																												
		令和1	2	3	4	5	6																																					
適用件数	7	26	157	300	375	375																																						
②: 適用額 (単位: 百万円)																																												
	③: 減収額 (単位: 百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.32</td> <td>4.45</td> <td>35.31</td> <td>43.78</td> <td>49.65</td> <td>49.65</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>0.31</td> <td>2.47</td> <td>3.06</td> <td>3.47</td> <td>3.47</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.74</td> <td>10.23</td> <td>81.19</td> <td>100.69</td> <td>114.18</td> <td>114.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)</p>		令和1	2	3	4	5	6	法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65		令和1	2	3	4	5	6	法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47		令和1	2	3	4	5	6	法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18
	令和1	2	3	4	5	6																																						
法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65																																						
	令和1	2	3	4	5	6																																						
法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47																																						
	令和1	2	3	4	5	6																																						
法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18																																						

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。</p> <p>更に、より防災・減災の効果の高い、防災・減災設備投資を通じた実効性のある事業継続力強化計画の認定数も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運が高まっている。</p> <p>《事業継続力強化計画の認定状況》</p> <p>(令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成)</p> <p>《本税制を活用した防災・減災設備投資の状況》</p> <p>本税制を活用した設備投資額は、令和元年9月から令和2年3月(7ヶ月間)は約7,925千円、令和2年度は約106,859千円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資は着実に増加している。更に令和3年度においては約846,843千円の設備投資を実施している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>税制活用事業者にアンケートを実施したところ、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答。併せて、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。</p> <p>本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があること</p>

			<p>によって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答(令和4年度中小企業庁アンケートより)。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。</p> <p>今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持に資することが重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p> <p>計画の認定に係る他の支援策として、ものづくり補助金の加算措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。</p> <p>また、他の支援策として金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。</p> <p>本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 経産06)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にすることとしており、当該目標を達成する時期については2025年度と考えている。</p> <p>② 精査中であった「科学技術・イノベーション基本計画」が、令和3年3月26日付けで閣議決定されたことに伴い、本計画の中に記載されている目標を本税制の目標として設定するに至った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度）について、「令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和3年度）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人住民税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、評価書に追記。</p> <p>② 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「研究主体別研究費の推移」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 下記③に記載</p> <p>② ご指摘を踏まえ、評価書に出典を追記。</p> <p>③ 一般型及び中小企業基盤技術強化税制における民間企業の研究開発投資の誘発効果及び経済成長の押し上げ効果について、2020年度に実施した委託事業において分析を行った。この際、Kasahara et al. (2014) にて示された研究開発投資額の研究開発税制弾性値(1.158)を用いた。その結果、2018年度における研究開発投資額の押し上げ効果が約6800億円、実質GDPの押し上げ効果が約8805億円あるという推計結果が得られた。</p> <p>&lt;参考&gt; 令和2年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査）&lt;報告書&gt;</p> <p>(<a href="https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2020FY/000412.pdf">https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2020FY/000412.pdf</a>)</p>

## 【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

<p>なお、「民間企業全体の過去5年間の研究開発投資額と研究開発税制を利用している企業の過去5年間の研究開発投資額を比較して効果を分析する」とこととした。その結果、研究開発税制を利用している企業の方が研究開発投資額を増加させている傾向があるという結果が得られた（別添資料参照）。</p>
<p>④ 達成しようとする目標を「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」としているが、最新の「科学技術研究調査」においても2020年度までの数値しか公表されていないことから、目標の達成状況については、今後把握していく。</p>
<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
<p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすること」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「科学技術・イノベーション基本計画」においては、5年間で政府の研究開発投資額30兆円、官民合わせた研究開発投資額120兆円という目標が定められている。仮に、政府の研究開発投資額が目標の30兆円となった場合、官民合わせた研究開発投資額120兆円の達成に必要な民間の研究開発投資額は90兆円となる。さらに、これを2021年度から2025年度までの5年間で達成するとすると、年率約12%程度のペースで研究開発投資額を増やしていく必要があると思われる。</p> <p>なお、目標は、官民合わせた研究開発投資額120兆円であるため、今後の官による研究開発投資額の増減によって、民間のみで達成すべき目標が変更し得る点について留意する必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## ◇一般型 減収見込額・適用見込事業者数について

## 【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の総額型の活用事業者数は3,504法人。経産省アンケートで得られた令和2年度の総額型の活用事業者数は185法人であり、カバー率は約5.3%。  
(カバー率：185法人÷3,504法人=5.3%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和3年度の一般型の活用予定事業者数196法人を割り戻して得られた数3,698法人を、現行制度の令和3年度における一般型の適用見込事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。  
(196法人÷5.3%=3,698法人)

## 【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の一般型の活用実績は473,720百万円（3,504法人）。
2. 令和2年度の一般型の1件あたりの平均金額は、135.19百万円。  
(平均額：473,720百万円÷3,504法人=135.19百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数（3,698法人）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた499,933百万円を、令和3年度における一般型の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。  
(3,698法人×135.19百万円=499,933百万円)
4. なお、令和5年度税制改正（一般型のインセンティブ強化等）に伴う減収額は精査中。

## ◇中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

## 【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は5,164法人。経産省アンケートで得られた令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は90法人であり、カバー率は1.74%。  
(カバー率：90法人÷5,164法人=1.74%)
2. 当該カバー率(1.74%)で、経産省アンケートで得られた令和3年度の中小企業技術基盤強化税制の活用予定事業者数の106件を割り戻して得られた数6,091法人を、現行制度の令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。  
(106法人÷1.74%=6,091法人)。

## 【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は20,766百万円(5,164法人)。
2. 令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の1件あたりの平均金額は、4.02百万円。  
(平均額：20,766百万円÷5,164法人=4.02百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数(6,091法人)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた24,486百万円を、令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。  
(6,091法人×4.02百万円=24,486百万円)

## ◇オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

## 【適用見込事業者数】

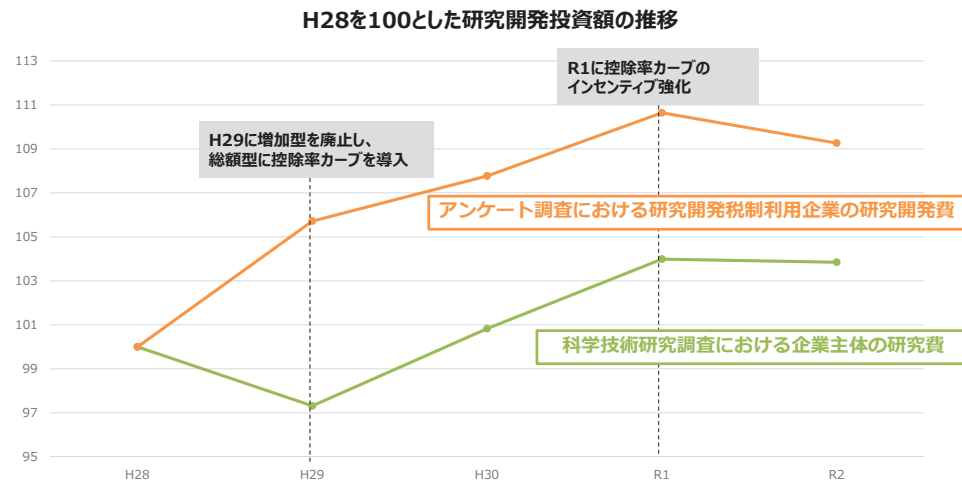
1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は562法人。経産省アンケートで得られた令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は64法人であり、カバー率は約11.4%。  
(カバー率：64法人÷562法人=11.4%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和3年度のオープンイノベーション型の活用予定事業者数79法人を割り戻して得られた数692法人を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の適用見込事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。  
(79法人÷11.4%=692法人)

## 【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用実績は10,768百万円(562法人)。
2. 令和2年度のオープンイノベーション型の1件あたりの平均金額は、19.16百万円。  
(平均額：10,768百万円÷562法人=19.16百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数(692法人)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた13,259百万円を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。  
(692法人×19.16百万円=13,259百万円)
4. なお、令和5年度税制改正(スタートアップ企業の定義見直し等)に伴う減収額は精査中。

確認表（租税特別措置等に係る政策評価）  
（6）過去の効果 補足説明 別添①

- 研究開発税制を利用している企業（※）と民間企業全体の過去5年間の研究開発投資額を比較。
- 研究開発税制を利用している企業の方が研究開発投資額が伸びている。



※経産省実施の「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」において、H28-R2まで「研究開発税制を利用している」と回答した企業を対象（欠損値のある企業を除く）  
出典：総務省「科学技術研究調査」及びSPEEDAより作成

確認表（租税特別措置等に係る政策評価）  
（6）過去の効果 補足説明 別添②

年度	税制利用企業（※）の研究開発費		科学技術調査における企業主体の研究費	
	金額（億円）	対H28年度比	金額（億円）	対H28年度比
H28	56,232	100.0	136,857	100.0
H29	59,447	105.7	133,183	97.3
H30	60,601	107.8	137,989	100.8
R1	62,216	110.6	142,316	104.0
R2	61,441	109.3	142,121	104.6

※経産省実施の「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」において、H28-R2まで「研究開発税制を利用している」と回答した企業を対象（欠損値のある企業を除く）  
出典：総務省「科学技術研究調査」及びSPEEDAより作成

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税 31) (法人住民税：義) (地方税 29)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型のインセンティブを強化</li> <li>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ</li> <li>○サービス開発の要件の見直し</li> <li>○一般型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで））</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで））</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで））</li> <li>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4</p>
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型：昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設</li> <li>・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設</li> <li>・総額型：平成15年度創設</li> <li>・高水準型：平成20年度創設</li> <li>・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置（増加型及び高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み）に変更</li> <li>・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。</li> <li>・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</li> <li>・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</li> <li>・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</li> </ul>
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型のインセンティブを強化</li> <li>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ</li> <li>○サービス開発の要件の見直し</li> <li>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加</li> </ul>



		<p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み</li> </ul> <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画[令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)[令和4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ(新規創業)への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画[令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p>

		<p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—[令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>○適用事業者（法人）数実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;                  令和2年度 3,504 法人（1,024 法人）                  令和3年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み）                  令和4年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;                  令和2年度 5,164 法人（5,148 法人）                  令和3年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み）                  令和4年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;                  令和2年度 562 法人（281 法人）                  令和3年度 692 法人（346 法人）（見込み）                  令和4年度 692 法人（346 法人）（見込み）</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。                  ※令和3年度、令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p>○将来推計                  &lt;令和5年度&gt;                  ・一般型 3,698 法人／事業年度                  ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度                  ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p>&lt;令和6年度&gt;                  ・一般型 3,698 法人／事業年度                  ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度                  ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和5年度、令和6年度は、令和4年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数（実績）                  業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p> <p>○令和2年度一般型適用件数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>（うち資本金1億円以下の法人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td style="text-align: center;">3,504</td> <td style="text-align: center;">1,024</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）	総計	3,504	1,024
業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）							
総計	3,504	1,024							

製造業	2,360		614	
化学工業	473		98	
機械製造業	286		75	
電気機械	260		68	
食料品	235		61	
輸送用機械	150		23	
金属製品	166		53	
その他製造業	790		236	
サービス業	429		169	
卸売業	319		123	
その他	396		118	
（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））				
○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用件数				
業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）		
総計	5,164	5,148		
製造業	3,160	3,158		
化学工業	394	394		
機械製造業	442	442		
電気機械	396	396		
食料品	283	282		
輸送用機械	107	107		
金属製品	377	377		
その他製造業	1,161	1,160		
サービス業	730	728		
卸売業	787	782		
その他	487	480		
（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））				
○令和2年度オープンイノベーション型適用件数				
業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）		
総計	562	281		
製造業	333	142		
化学工業	91	33		
機械製造業	30	12		
電気機械	39	17		
食料品	34	15		
輸送用機械	14	2		
金属製品	17	15		
その他製造業	108	48		

	サービス業	94	67
	卸売業	50	34
	その他	85	38
	(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
	<p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大半が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人(適用金額23百万円)となっている。それ以前の平成30・令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>		
②: 適用額	<p><b>【国税】</b>                  ○減収額実績                  &lt;一般型&gt;                  令和2年度 4,737億円(132億円)                  令和3年度 4,999億円(504億円)(見込み)                  令和4年度 4,999億円(504億円)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;                  令和2年度 208億円(206億円)                  令和3年度 245億円(243億円)(見込み)                  令和4年度 245億円(243億円)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;                  令和2年度 108億円(4.5億円)                  令和3年度 133億円(5.5億円)(見込み)                  令和4年度 133億円(5.5億円)(見込み)</p> <p>○将来推計                  &lt;令和5年度&gt;                  ・一般型 4,999億円                  ・中小企業技術基盤強化税制 245億円                  ・オープンイノベーション型 133億円</p> <p>&lt;令和6年度&gt;                  ・一般型 4,999億円                  ・中小企業技術基盤強化税制 245億円                  ・オープンイノベーション型 133億円</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。                  ※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p><b>【地方税】</b>                  ○減収額実績</p>		

	<中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 17億円 令和3年度 17億円(見込み) 令和4年度 17億円(見込み)	
	<オープンイノベーション型> 令和2年度 0.36億円 令和3年度 0.39億円(見込み) 令和4年度 0.39億円(見込み)	
	(出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)	
	○将来推計 <令和5年度> ・中小企業技術基盤強化税制 17億円 ・オープンイノベーション型 0.39億円	
	<令和6年度> ・中小企業技術基盤強化税制 17億円 ・オープンイノベーション型 0.39億円	
	※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数を計上した。	
	○業種別適用金額(実績) 業種別の適用金額では、一般型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。 一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.5%と非常に高いことから、積極的に研究開発投資を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55.4%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているものと考えられる。	
	○令和2年度一般型適用金額 (単位：百万円)	
	業種名	適用金額 (うち資本金1億円以下の法人)
	総計	473,720 13,230
	製造業	378,419 9,086
	化学工業	85,850 3,041
	機械製造業	32,069 491
	電気機械	68,092 721
	食料品	16,083 741
	輸送用機械	92,594 165
	金属製品	3,942 338

その他製造業	79,788	3,589
サービス業	14,511	1,599
卸売業	25,140	1,328
その他	55,650	1,217
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位：百万円)		
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	20,766	20,620
製造業	14,963	14,959
化学工業	3,075	3,075
機械製造業	1,972	1,972
電気機械	1,786	1,786
食料品	1,346	1,342
輸送用機械	426	426
金属製品	1,238	1,238
その他製造業	5,120	5,120
サービス業	1,744	1,737
卸売業	2,765	2,639
その他	1,294	1,285
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
○令和2年度オープンイノベーション型適用金額(単位：百万円)		
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	10,768	449
製造業	9,314	283
化学工業	5,969	189
機械製造業	388	13
電気機械	580	13
食料品	179	17
輸送用機械	582	1
金属製品	18	11
その他製造業	1,597	40
サービス業	296	71
卸売業	367	51

その他	791	44																																			
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))																																					
※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3年調査結果(令和2年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.8兆円)のうち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28.0%)」、「医薬品製造業(9.5%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(8.3%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は10.1%となっている。																																					
③: 減収額	適用額と同じ。																																				
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：科学技術研究調査(総務省))</p> <p>そのため、「官民合わせて研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																				
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>																																			

		<p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながる、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。</p> <p>規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。</p> <p>予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことができるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。</p> <p>実際、OECDペーパー（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの</p>

		<p>選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方も一致する。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置における「達成目標」は、5年間の計画期間を通じてその達成を求めるものであり、当該計画期間内にどのような経過をもってその達成に至るかは、それぞれの計画によって異なるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成の時期を一律で定めていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「計画認定ベースの数値を記載している」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのが明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和3年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 経産省のウェブサイトにおいて、事業適応計画認定案件を掲載しており、該当年度の認定案件の合計件数を記載しているもの (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html</a>)。</p> <p>② 令和3年度の特別償却及び特別控除の二つの制度ごとの適用数については、適用事業者が税務申告時に選択することとなるため、現時点で把握していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度から6年度まで）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている」と説明されているが、算定根拠</p>
---

<p>(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 20（令和3年度認定計画数）×12/8月（令和4年度においても令和3年度と同程度の計画を認定すると仮定し、令和3年度の制度施行は同年8月であったことを踏まえ、制度実施期間8か月で割り戻し）+29（令和4年度6月時点までに認定された計画数）×2/27（令和4年度6月時点では、27計画中2計画が2者による共同申請）≒32となる。この数字は認定される計画数の推計であるため、適用数は共同申請の2件も含める必要があるため、結果的に34計画になる。</p> <p>② 令和4年度～令和6年度の税額控除及び特別償却の算出については、税務申告時における事業者の選択に基づき確定するため、制度ごとの適用数の予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和3年度）について、「79億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人税、法人住民税、法人事業税（地方税）は、国税である法人税額に連動して額が変わるため、税目ごとの数字は把握することが困難である。</p> <p>② 認定計画について、申請時に事業者から申請のあった申請内容に基づき推計したものであるが、個別の認定計画の内容の詳細については公表していないためお示しすることが困難である。ただし、認定計画の概要については、経済産業省のHPで公表している。 (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html</a>)</p> <p>③ 特別償却及び特別控除のそれぞれの減収額について、そもそも特別償却が、特別控除かは、各事業者の申請時の申告に基づき、計画ベースの投資額を元に算定しているもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、各年度「118億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人税、法人住民税、法人事業税（地方税）は、国税の法人税額に連動して額が変わるため、税目ごとの数字については厳密な把握が困難。</p> <p>② 79億（令和3年度減収額見込み）×12/8か月（制度実施期間で割り戻し）≒118億円</p>

<p>となる。</p> <p>③ 令和4年度～令和6年度の税額控除及び特別償却の算出については、税務申告時に事業者が選択して確定されることとなるため、それぞれの減収予測が困難である。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 所期の達成目標（我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。以下同じ。）に対する過去の効果について、「事業適応計画認定数は29件（令和4年8月9日時点）、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和4年8月9日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>①・② 経済産業省のHPにおいて認定計画の内容を公表している (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html</a>)。8/9時点で公表されている認定計画によれば、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「8/9時点で公表されている認定計画によれば、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている」との説明では、所期の達成目標の過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 経済産業省のHPにおいて認定計画の内容を公表している (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html</a>)。8/9時点で公表されている認定計画を分析すると、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「8/9時点で公表されている認定計画を分析すると、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている」との説明では、達成目標の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「我が国事業者のDXを促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第3章に基づく認定制度、いわゆるDX認定制度が存在するが、本税制では、DX認定を取得していることを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである」としているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① DX認定制度は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度である。本特例措置は、当該認定の取得等の要件を満たす事業者が、さらに、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)に取り組むことを後押しするもの。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 31)) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税 32)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆的なビジネスモデル・産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、産業競争力強化法の事業適応計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大 5%の税額控除等を講ずる。  《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで)  より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。  《関係条項》 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法第四十二条の十二の七 地方税二十三条四の二、同法二百九十二条四の二、同法附則八条17項、18項
5	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月
7	創設年度及び改正経緯	令和3度 DX 投資促進税制を創設
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。  《政策目的の根拠》 (1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる

		<p>る事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル(接触・対面)からバーチャル(非接触・遠隔)へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れは加速化することは不可避。また、海外目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。 先進的な取組を行う意欲ある企業を後押すため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和2年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業によるIT 投資は回復の傾向に向かい、小手先のIT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。 一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス(現行ビジネスの維持・運営)」の予算が多く(2021 年度:76.4%)を占め、「バリューアップ(ビジネスの新しい施策展開)」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日(期限)が約2年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の1つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続きDX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。 加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。 以上のことから、引き続き日本企業へのDX 推進を促すため、本税制の期限を令和6年3月31日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>
--	--	--



	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進(デジタル田園都市国家構想)「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。</p> <p>(人的資本投資) 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強気に支援する。(中略)</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>II. 新しい資本主義を実現する上での考え方</p> <p>2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。(後略)</p> <p>4. 産業のデジタル化 (3)産業全体のデジタルトランスフォーメーション</p>
--	-----------------------------	---

		<p>DXの推進原則(デジタルガバナンス・コード)に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資(ソフト・ハード)の負担を軽減する税制措置を講ずることで、DX実現に係るリスクを軽減し、投資判断の加速化を図る。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>令和3年度(見込み) 20計画 令和4年度(見込み) 34計画 令和5年度(見込み) 34計画 令和6年度(見込み) 34計画 ※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている。以降の適用額、減収額についても同様の考え方のもとに記載している</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>令和3年度(見込み) 1632億円 令和4年度(見込み) 2448億円 令和5年度(見込み) 2448億円 令和6年度(見込み) 2448億円</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>令和3年度(見込み) 79億円 令和4年度(見込み) 118億円 令和5年度(見込み) 118億円 令和6年度(見込み) 118億円</p>

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業適応計画認定数は 29 件（令和 4 年 8 月 9 日時点）、うち 13 の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和 4 年 8 月 9 日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めて DX の取組が進められている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、我が国事業者によるデジタルシフトの遅れが鮮明化する中で、ポスト・ウィズコロナ時代においても我が国の産業競争力を維持・強化する観点からは、我が国事業者の DX を推し進めることが 1 つの重要な鍵となる。 本税制では、まさしく我が国事業者の DX 投資を促進し、ポスト・ウィズコロナ時代に適合したビジネスモデルへの変革を支援するものであることから、政策的必要性が認められるものである。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>DX については、大企業や中小企業といった事業規模の違いによらず、あらゆる事業者がその必要性に直面している課題であり、また、その実施のタイミングもそれぞれであることから、例えば予算事業のように単年度で支援を講ずるのではなく、公平性の観点から、税制措置を講ずることが妥当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>我が国事業者の DX を促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 3 章に基づく認定制度、いわゆる DX 認定制度が存在するが、本税制では、DX 認定を取得していることを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制により、中小企業等をはじめとした企業の DX 投資を促し、企業間でのデータ連携・共有を進めていくことは、地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展にもつながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和3年1月</p>



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人事業税、法人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。なお、法人税の実績は、出典として記載のとおり、財務省提供の「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績集計）」である。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和元年度及び2年度までの法人事業税）について、「特別償却によ

る所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」との説明では、「所得減収見込額」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人事業税、法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること）に対する過去の効果（令和3年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。以下同じ。）に対する将来の効果について、「今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、中小企業の設備投資計画は前年度比-1.4%（全産業）となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。
【点検結果】	① 「日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、中小企業の設備投資計画は前年度比-1.4%（全産業）となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分

析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 特別償却か税額控除を選択することができることにより、事業者が個々の資金繰り等の状況に合わせて、手段の選択をすることが可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税33)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)
		平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)
		令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで)
		令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加
		令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和5年3月末まで)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業等々の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割

		の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		7. 中小企業及び地域経済の発展  ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
		(3)多極化・地域活性化の推進

		<p>(中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&amp;Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○実績 即時償却 令和元年度:17,325件 令和2年度:15,742件 令和3年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和元年度:8,834件 令和2年度:7,337件 令和3年度:7,337件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:15,742件 令和5年度:15,742件 令和6年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和4年度:7,337件 令和5年度:7,337件 令和6年度:7,337件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ※令和5年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>

	②: 適用額	<p>○実績 即時償却 令和元年度:5,685億円 令和2年度:4,742億円 令和3年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:4,742億円 令和5年度:4,742億円 令和6年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
	③: 減収額	<p>○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836億円 令和2年度:672億円 令和3年度:672億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和元年度:108億円 令和2年度:47億円 令和3年度:47億円</p>

		<p>税額控除 令和元年度:18億円 令和2年度:7億円 令和3年度:7億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年度以降は7%をかけて算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:546億円 令和2年度:453億円 令和3年度:453億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。</p> <p>○見込み ●法人税 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで、平均伸び率を掛けた。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和4年度:47億円 令和5年度:47億円 令和6年度:47億円</p> <p>税額控除 令和4年度:7億円 令和5年度:7億円 令和6年度:7億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和4年度:453億円 令和5年度:453億円 令和6年度:453億円</p> <p>※実績と同様に算出</p>
--	--	---

		<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">(96円) 設備投資額の推移(年間)</p> <table border="1"> <caption>設備投資額の推移(年間) (単位: 96円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>42.9</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>44.3</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>38.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>12.9</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>25.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>27.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>33.4</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>10.7</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>⑤: 税収減を是認する理由等 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>11 相当性 ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>	年	大企業	中小企業	2006	42.9	12.9	2007	44.3	14.3	2008	38.0	12.9	2009	12.9	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	25.0	9.8	2015	27.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	33.4	11.4	2020	10.7	10.8	2021	30.0	10.8
年	大企業	中小企業																																																			
2006	42.9	12.9																																																			
2007	44.3	14.3																																																			
2008	38.0	12.9																																																			
2009	12.9	9.1																																																			
2010	25.0	9.6																																																			
2011	25.0	9.4																																																			
2012	25.0	9.2																																																			
2013	25.0	9.0																																																			
2014	25.0	9.8																																																			
2015	27.0	10.7																																																			
2016	29.0	11.3																																																			
2017	30.0	11.4																																																			
2018	32.0	11.2																																																			
2019	33.4	11.4																																																			
2020	10.7	10.8																																																			
2021	30.0	10.8																																																			



	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 経産 09)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績集計）」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実

績集計）」は財務省から提供された資料の名称であるためそのまま出典として記載した。 ③ 適用実態調査に基づき把握される情報を用いて地方税の適用額及び影響額について計算を行い記載している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」との説明では、「所得減収見込額」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人事業税）が予測されていないことから、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。以下同じ。）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 財務省「法人企業統計調査季報」によれば、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率は2021年第4四半期で53.1%である。</p> <p>日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」によれば、設備投資実施企業の割合は、2022年で35.7%である。</p> <p>日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、生産・営業設備DIは2022年3月で±0%である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

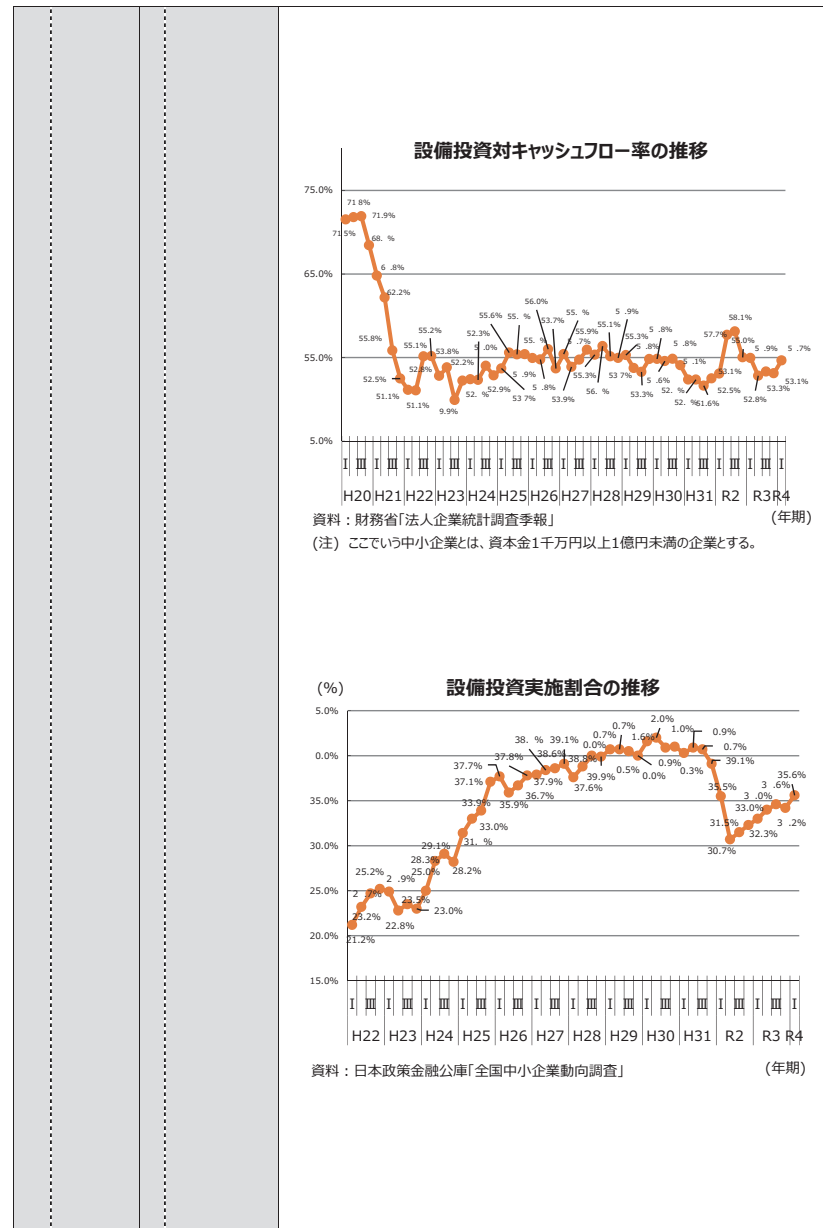
1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税34) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)

		平成26年度3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 ○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏ま	

		え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	①: 適用数 ○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和2年度:22,894 件 令和3年度:22,894 件  税額控除 令和元年度:28,339 件 令和2年度:26,166 件 令和3年度:26,166 件  (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。  ○見込み 特別償却 令和4年度:22,894 件 令和5年度:22,894 件 令和6年度:22,894 件  税額控除 令和4年度:26,166 件 令和5年度:26,166 件 令和6年度:26,166 件  ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。  <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和元年 17.5% 令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント)

		令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント
	②: 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和2年度:1,999 億円 令和3年度:1,999 億円  税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円  (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。  ○見込み 特別償却 令和4年度:1,999 億円 令和5年度:1,999 億円 令和6年度:1,999 億円  税額控除 令和4年度:163 億円 令和5年度:163 億円 令和6年度:163 億円  ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。
	③: 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和2年度:300 億円 令和3年度:300 億円  税額控除 令和元年度:139 億円 令和2年度:162 億円 令和3年度:162 億円  (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。  ●法人住民税

		<p>特別償却 令和元年度:47億円 令和2年度:21億円 令和3年度:21億円</p> <p>税額控除 令和元年度:24億円 令和2年度:11億円 令和3年度:11億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年度以降は7%をかけて算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:67億円 令和2年度:58億円 令和3年度:58億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み</p> <p>●法人税 令和4年度:163億円 令和5年度:163億円 令和6年度:163億円 ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和4年度:21億円 令和5年度:21億円 令和6年度:21億円</p> <p>税額控除 令和4年度:11億円 令和5年度:11億円 令和6年度:11億円</p> <p>※実績と同様に算出</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>



		<p>(DI,ポイント) <b>生産・営業用設備DIの推移</b></p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (年季)          (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。          (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12: 有識者の見解		-
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 経産 10)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（小売電気事業者及び配電事業者への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ③ 所期の達成目標（小売電気事業者への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）に、新たな達成目標（配電事業者への新規参入）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えている。競争状況を示す指標として、一般的に「新規参入者シェア」が用いられるが、小売電気事業者のそれは現在20%程度の水準で、例えば電気通信業のそれを上回っており、本省としては競争は一定程度進捗していると評価している。その上で、本税制を意義づけるのであれば、制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避することにより、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。配電事業者においては現時点で新規参入者が存在していないため、制度措置により取引形態の歪みを是正し、事前に競争環境を整備することで現状よりも競争を進展させる（新規参入を促す）という観点から、達成すべき水準として、上記と同様に「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」と設定する。
- ② 上記でお示ししたとおり、達成目標は「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。したがって、最終年度における考え方も同様であり、最終年度である令和7年度末までに目標の達成を目指す。
- ③ 配電事業者制度が創設されたことにより、配電事業者が参入したエリアにおいては、小売電気事業者は配電事業者に託送料金を支払い、配電事業者は一般送配電事業者に定期支払額を支払うこととなる。配電事業者は託送料金収入に対して課税されることとなるが、当該収入額には、一般送配電事業者に支払う定期支払額の相当額が含まれる。したがって、定期支払額に相当する金額は配電事業者、一般送配電事業者の2者で重複して課税されることとなるため、二重課税の状態を回避すべく、配電事業者に税制措置を拡充するものである。上記のとおり、当該措置は小売電気事業者における二重課税の回避と同様の観点から措置されるものであるため、所期の達成目標に新たな達成目標を追加した。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- 【経済産業省の補足説明】
- ① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧の各年度末時点における事業者数をカウントしたものの  
令和元年度；592（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝584  
令和2年度；662（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝654  
令和3年度；719（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝711
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- なし。
- 【経済産業省の補足説明】
- －
- 【点検結果】
- なし。

(4) 過去の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。)) が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- 【経済産業省の補足説明】
- ① 適用額は一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力PG、中部電力PGの各年度決算における託送収益金額を各社よりヒアリングしたものである。減収額は各社ごとに託送収益の額に事業税率（収入割税率ならびに特別法人事業税率）を乗じて算出している。
- |       | 適用額       | × | 事業税率 | = | 減収額    |
|-------|-----------|---|------|---|--------|
| 令和元年度 | 1,497,683 | × | 事業税率 | = | 19,303 |
| 令和2年度 | 1,242,736 | × | 事業税率 | = | 13,045 |
| 令和3年度 | 2,093,845 | × | 事業税率 | = | 21,985 |
- ② まずご指摘の通り、記載すべき適用額・減収額となっていなかったため修正をさせていただく。その上で今回の評価対象期間においては「地方税法に基づき把握される影響額」と「各社から聴取した影響額」に乖離は生じていなかった。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「減収額は各社ごとに託送収益の額に事業税率（収入割税率ならびに特別法人事業税率）を乗じて算出している」との説明では、計算に用いた数値（事業税率）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
  - ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。



(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)参照。参考として、競争状況を示す指標として一般的に用いられる「新規参入者シェア」の推移は下図を参照。</p> <p>② (1)でお示したとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。例えば、新規参入者シェアの指標の一つとして、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示しすることが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が明らかにされていない</p>
--

<p>め、この点を課題とする。</p> <p>また、所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)でお示したとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。例えば、新規参入者シェアの指標の一つとして、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示しすることが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。なお、これまでの新電力シェアの増加については下図参照。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税10)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。
		《要望の内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項、附則第9条第18項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項、附則第6条の2第6項
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年4月1日～令和8年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間	延長期間:3年(令和5年4月1日～令和8年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事

		業者の事業機会の拡大を目指す。
		《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
		10 有効性等
		②: 適用額 適用額(百万円) 令和元年度 1,497,683

	<p>令和2年度 1,421,736                  令和3年度(見込) 2,093,845                  令和4年度(見込) 2,093,845                  令和5年度(見込) 2,093,845                  令和6年度(見込) 2,093,845                  令和7年度(見込) 2,093,845</p> <p>※令和4年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。                  出典:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p>																
③: 減収額	<p>減収額(百万円)</p> <p>令和元年度 19,303                  令和2年度 13,045                  令和3年度 21,985                  令和4年度(見込) 21,985                  令和5年度(見込) 21,985                  令和6年度(見込) 21,985                  令和7年度(見込) 21,985</p> <p>下記のとおり計算。他方、令和4年度以降については、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額</th> <th></th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,497,683</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 19,303</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,421,736</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 13,045</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,093,845</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 21,985</td> </tr> </tbody> </table>		適用額		減収額	令和元年度	1,497,683	× 事業税率	= 19,303	令和2年度	1,421,736	× 事業税率	= 13,045	令和3年度	2,093,845	× 事業税率	= 21,985
	適用額		減収額														
令和元年度	1,497,683	× 事業税率	= 19,303														
令和2年度	1,421,736	× 事業税率	= 13,045														
令和3年度	2,093,845	× 事業税率	= 21,985														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。</p>																
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。</p>																

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 経産 09)	

国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長
国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交03	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交04	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交05	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交06	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
国交07	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
国交08	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の延長
国交09	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交10	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交11	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交12	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交13	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交14	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交15	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交16	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
国交17	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km<sup>2</sup>）まで低減する。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
-------------------------	---

【国土交通省の補足説明】	<p>① 指標とする公害発生密度に関する統計データは、翌々年度の2～6月頃各地方公共団体によって公表されるものであり、令和4年9月現在において未公表である令和3年度の数値を把握することはできません。</p> <p>② 本税制特例により、既成市街地からの工場の移転が促進され、東京都、大阪府、愛知県の工場転出が進んでいる状況について追記させていただいた。</p> <p>③ 令和2年度については、新型コロナウイルスの影響等の社会情勢の変化によって公害苦情件数が増大するなどの状況となっており、今後の動向を踏まえて達成目標の達成状況について慎重に検討させていただきたい。</p>
--------------	---

【点検結果】	①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
--------	---

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標（外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を指標とし、令和7年度までに24,000件まで低減する。以下同じ。）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年のペースで低減してきているところ。R2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成（既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減）が可能と考えている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本特例を適用した転出事業所への聞き取りにより、実際に転出前に公害苦情が発生しており、移転に伴って発生原因が消失していることから、本税制の直接的効果が確認できている」と説明されているが、将来の効果（本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画</p>
-------------------------	--



<p>や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成（既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減）が可能と考えている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかとされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 原則、平均407件／年程度の減少率での推移を目標としています。ただし、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響等の社会情勢の変化によって公害苦情件数が増大するなどの状況となっており、今後の動向を踏まえて達成目標の達成状況について慎重に検討させていただきたい。</p> <p>② 算定根拠について記載させていただいた。</p> <p>③ 本税制特例により、既成市街地からの工場の移転が促進され、東京都、大阪府、愛知県の工場転出が進んでいる状況について追記させていただいた。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長	
2	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税2) (法人住民税: 義、法人事業税: 義)(自動連動)	
	②: 上記以外の税目	所得税: 外	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等<sup>*1</sup>内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象: 既成市街地等<sup>*1</sup>の区域内で工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。)として使用されている建物又は土地等<sup>*2</sup>で所有期間が10年を超えるもの</p> <p>買換対象: 土地等<sup>*2</sup>、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等<sup>*3</sup>及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの(農林業は市街化区域以外)</p> <p>ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部</p> <p>*2…土地又は土地の上に存する権利</p> <p>*3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域(名古屋市の一部を除く)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・所得税: 令和8年12月31日まで</p> <p>・法人税: 令和8年3月31日まで</p> <p>《関係条項》</p> <p>(所得税)</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条第1項の表の第1号</p> <p>(法人税)</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7第1項の表の第1号</p>	
	5	担当部局	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課
	6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和4年8月

	象期間	分析対象期間: 令和元年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>(主な改廃履歴)</p> <p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長(条件変更)</p> <p>平成26年度 3年延長</p> <p>(条件変更: 4号廃止、5号を縮減し1号に統合)</p> <p>平成29年度 3年延長</p> <p>令和2年度 3年延長(条件変更)</p>
	8	適用又は延長期間
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への人口及び産業の過度な集中による外部不経済(環境の悪化・交通混雑等)の排除及び解消とともに、三大都市圏の秩序ある発展を図ることを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・首都圏整備法(昭和31年4月26日法律第83号)第1条</p> <p>「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・近畿圏整備法(昭和38年7月10日法律第129号)第1条</p> <p>「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・中部圏開発整備法(昭和41年7月1日法律第102号)第1条</p> <p>「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標: 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標: 37 総合的な国土形成を推進する</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>＜測定指標＞</p> <p>外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*1の公害苦情件数を指標とし、令和7年度までに24,000件まで低減することとする。</p> <p>*1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は民間事業者に対し、既成市街地等における過度な集中により外部不経済をもたらす工場等を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、効率的かつ持続可能な都市圏構造への円滑な再編へ寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(法人税)</p> <p>平成26年度 62件 平成27年度 48件 平成28年度 63件 平成29年度 53件 平成30年度 53件 令和元年度 40件 令和2年度 44件 令和3年度 42件(見込み) 令和4年度 43件(見込み) 令和5年度 43件(見込み) 令和6年度 43件(見込み) 令和7年度 43件(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出。なお、平成26年度に制度を大きく見直したため、平成26年度以降の数値を記載している。</p> <p>※算出方法 (平成26年度～令和2年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値 (令和3年度～令和7年度) 直近2箇年度の適用件数(適用見込み)を平均することで算出。</p> <p>【見込み件数】=【過去2箇年度の適用件数(見込み)】/2 令和3年度 (40+44)/2=42件 令和4年度 (44+42)/2=43件 令和5年度 (42+43)/2=43件 令和6年度 (43+43)/2=43件 令和7年度 (43+43)/2=43件</p>
	②: 適用額	<p>(法人税)</p> <p>平成26年度 5,633百万円 平成27年度 19,035百万円</p>

		<p>平成28年度 17,450百万円 平成29年度 5,190百万円 平成30年度 10,061百万円 令和元年度 5,563百万円 令和2年度 10,836百万円 令和3年度 8,051百万円(見込み) 令和4年度 8,243百万円(見込み) 令和5年度 8,243百万円(見込み) 令和6年度 8,243百万円(見込み) 令和7年度 8,243百万円(見込み)</p> <p>※令和3年度以降の適用額(見込み)の算出方法 直近3カ年の実績から1件あたりの適用額を算出し、適用件数(見込み)を乗じて算出。</p> <p>【1件あたりの適用額※】=【適用額】/【適用件数】 平成30年度 10,061,451(千円)/53(件)=189,839(千円/件) 令和元年度 5,563,271(千円)/40(件)=139,082(千円/件) 令和2年度 10,835,774(千円)/44(件)=246,268(千円/件) 平均 191,730(千円/件)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の実績</p> <p>【令和3年度以降の適用額(見込み)】=【1件あたりの適用額】×【適用件数(見込み)】 令和3年度 191.7(百万円/件)×42(件) 令和4～7年度 191.7(百万円/件)×43(件)</p>
	③: 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成26年度 1,436百万円(税率:25.5%) 平成27年度 4,549百万円(税率:23.9%) 平成28年度 4,083百万円(税率:23.4%) 平成29年度 1,214百万円 平成30年度 2,334百万円(税率:23.2%) 令和元年度 1,291百万円 令和2年度 2,514百万円 令和3年度 1,868百万円(見込み) 令和4年度 1,912百万円(見込み) 令和5年度 1,912百万円(見込み) 令和6年度 1,912百万円(見込み) 令和7年度 1,912百万円(見込み)</p> <p>※令和3年度以降の減収額(見込み)の算出方法 【減収額(見込み)】=【適用額(見込み)】×【税率】 令和3年度 8,051(百万円)×0.232 令和4～7年度 8,243(百万円)×0.232</p> <p>法人住民税:適用額×税率(年度により変動)=減収額 法人事業税:法人税減収額×税率(年度により変動)=減収額</p>

	<p>となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>726</td> <td>2,455</td> <td>2,251</td> <td>669</td> <td>1,298</td> <td>718</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>96</td> <td>305</td> <td>274</td> <td>81</td> <td>156</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>759</td> <td>564</td> <td>577</td> <td>577</td> <td>577</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>241</td> <td>179</td> <td>184</td> <td>184</td> <td>184</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	726	2,455	2,251	669	1,298	718	税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	法人事業税	96	305	274	81	156	86	税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	法人住民税	759	564	577	577	577	577	税率(%)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	法人事業税	241	179	184	184	184	184	税率(%)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																																	
法人住民税	726	2,455	2,251	669	1,298	718																																																																	
税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9																																																																	
法人事業税	96	305	274	81	156	86																																																																	
税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7																																																																	
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
法人住民税	759	564	577	577	577	577																																																																	
税率(%)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0																																																																	
法人事業税	241	179	184	184	184	184																																																																	
税率(%)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6																																																																	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年<sup>※1</sup>のペースで低減してきているところ。R2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中(令和7年度まで)の目標達成(既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減)が可能と考えている。</p> <p>※1 平成22年から令和元年までの公害苦情件数の減少率から算出 (407件/年=(30,365件-26,702件)÷9年)</p> <p>表 公害苦情件数(件)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数</td> <td>30,365</td> <td>29,958</td> <td>29,551</td> <td>29,144</td> <td>28,737</td> <td>28,330</td> </tr> <tr> <td></td> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27,923</td> <td>27,516</td> <td>27,109</td> <td>26,702</td> <td>33,169</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:公害苦情調査結果報告書 (総務省公害等調整委員会事務局) (R3年度の数値については未公表)</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況 達成目標の変更理由 これまで、市街化区域等内の公害発生密度<sup>※2</sup>を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値(4.0件/年・km<sup>2</sup>)まで低減することを目標としていた。 しかし、①ここ17年間で、対象となる市街化区域面積の変化は0.2%しかなく、指標を設定する上で考慮する必要性が低いこと。②東京特別区・大阪市・名古屋市に限らず、大都市圏としての秩序ある発</p>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数	30,365	29,958	29,551	29,144	28,737	28,330		H28	H29	H30	R1	R2	R3		27,923	27,516	27,109	26,702	33,169	—																																										
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数	30,365	29,958	29,551	29,144	28,737	28,330																																																																	
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																	
	27,923	27,516	27,109	26,702	33,169	—																																																																	

	<p>展を計る指標として、移転先である近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県の典型7公害の公害苦情件数を把握することが有効であることなどから、指標を変更し、より直接的な指標とした。</p> <p>※2 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km<sup>2</sup>) = 公害苦情調査(公害等調整委員会)等による市街化区域等内の公害苦情件数 / 都市計画現況調査(国土交通省都市局)による市街化区域等面積 [市街化区域等:市街化区域及び用途地域]</p> <p>&lt;参考&gt; 表 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km<sup>2</sup>)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値</td> <td>8.3</td> <td>7.6</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td></td> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td></td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.6</td> <td>6.1</td> <td>6.4</td> <td>6.4</td> <td>7.5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:公害苦情統計調査(東京都)、大阪市環境白書(大阪市)、名古屋市環境白書(名古屋市)、都市計画現況調査(国土交通省都市局) (R3年度の数値については未公表)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税の繰延べ措置により、資産の買換えに伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換えによる設備投資等が実現され、公害発生密度の低減に寄与し、交通混雑・環境の悪化等の外部不経済を解消している。 また、本特例を適用した転出事業所への聞き取りにより、実際に転出前に公害苦情が発生しており、移転に伴って発生原因が消失していることから、本税制の直接的効果が確認できている。 東京都、大阪府、愛知県では、平成18年以降、工場移転が転出超過となっており、本特例の効果により公害の発生源となる工場が減少している。</p> <p>表 東京都の工場移転の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>転出</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>差分</td> <td>-17</td> <td>-17</td> <td>-25</td> <td>-8</td> <td>-6</td> <td>-4</td> <td>-8</td> <td>-7</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>転入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>転出</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>差分</td> <td>-14</td> <td>-7</td> <td>-2</td> <td>-11</td> <td>-3</td> <td>-5</td> <td>0</td> <td>-134</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	6.9		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		6.9	6.9	6.6	6.1	6.4	6.4	7.5	—	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	転入	0	0	0	0	0	1	0	0	転出	17	17	25	8	6	5	8	7	差分	-17	-17	-25	-8	-6	-4	-8	-7	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	転入	0	0	0	0	0	0	0	1	転出	14	7	2	11	3	5	0	135	差分	-14	-7	-2	-11	-3	-5	0	-134
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																					
既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	6.9																																																																																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																					
	6.9	6.9	6.6	6.1	6.4	6.4	7.5	—																																																																																																					
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																					
転入	0	0	0	0	0	1	0	0																																																																																																					
転出	17	17	25	8	6	5	8	7																																																																																																					
差分	-17	-17	-25	-8	-6	-4	-8	-7																																																																																																					
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計																																																																																																					
転入	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																																																					
転出	14	7	2	11	3	5	0	135																																																																																																					
差分	-14	-7	-2	-11	-3	-5	0	-134																																																																																																					

		表 大阪府の工場移転の状況								
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
転入	1	0	0	0	0	0	0	1		
転出	16	14	19	9	5	8	8	10		
差分	-15	-14	-19	-9	-5	-8	-8	-9		
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計		
転入	0	0	0	1	0	0	0	3		
転出	7	12	9	7	5	9	1	139		
差分	-7	-12	-9	-6	-5	-9	-1	-136		

表 愛知県の工場移転の状況								
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
転入	3	1	1	0	0	0	1	0
転出	7	6	6	1	2	3	1	1
差分	-4	-5	-5	-1	-2	-3	0	-1
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
転入	0	0	1	1	0	0	0	8
転出	4	4	2	2	0	2	1	42
差分	-4	-4	-1	-1	0	-2	-1	-34

出典：工場立地動向調査（経済産業省）

11	相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	課税の繰延べ措置により、資産の買換えに伴う税負担が軽減されることで、既成市街地等における工場等の移転を促進し、外部不経済の解消、住環境の改善に寄与する。また、近郊整備地帯等への効果的な資産の買換えによる設備投資等により、三大都市圏の秩序ある発展に寄与している。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	三大都市圏の既成市街地等においては、昭和初期から操業する工場等が立地しており、これらの移転を誘導するためには、特に機械・装置を含めた設備投資に係る税負担を支援することが有効。また、既存施設であることから、新たな規制による移転促進も困難であることなどから、税制上の特別措置により自発的な移転を促す対応が相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。

		③ 地方公共団体が協力をする相当性	三大都市圏の都心への人口・産業の過度な集中による外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地等において、その弊害の排除及び解消することは、既成市街地等の住環境の向上及び近郊整備地帯等を含めた三大都市圏の秩序ある発展に寄与することから、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
--	--	-------------------	--

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：令和元年8月(R1 国交 02)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 要望書における令和6年度末までの目標を追記する。</p> <p>② 施設整備率に係る達成目標について、本都市は関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針に沿って、過大な投資を避けるため、条件が整った地区から段階的な整備を行うクラスター型開発を行っていることから、達成時期の見込みを立てることは困難である。ただし、直近5年間における整備の進捗状況を勘案すると、令和6年度末には57.5%、令和9年度末に60.9%に達することが見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0%（「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による）」との説明では、法人事業税の過去の減収額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0%（「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による）」との説明では、法人事業税の将来の減収額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）、1件（令和2年度）及び1件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置がない場合として、統計</p>

<p>上想定される学研都市の年間施設立地数を推計した。</p> <p>学研都市が位置する大阪府・京都府・奈良県（3府県）において、平成30年度～令和2年度の研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約22.3件となる。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約2件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計される。</p> <p>上記を踏まえると、本特例措置の適用見込み件数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>また、今回、新たに本特例措置を適用した企業に関係機関を通じて聴き取り調査を実施したところ、立地判断に当たっては、都市内に立地する企業との共同研究の実施等にも期待して立地した、既に他の企業との共同開発に向けて進行しているとの回答があった。立地企業による共創が活発に行われることで施設集積のメリットが発現し、さらなる施設集積につながると思われる。このように本特例措置の適用企業は本都市内で大きな役割を果たしており、本特例措置は都市建設の促進に効果を発揮している。</p> <p>② 本特例措置の創設以降、39施設が適用を受けている。これは、令和3年度末時点の立地する152施設の約26%に相当する。仮に、これらの施設が本特例措置を受けられず立地しなかった場合、施設集積は平成26年度と同程度の水準となる。</p> <p>③ 前述の39施設は面積にすると約92haを占めており、これは、令和3年度末時点の施設整備面積の約20%に相当する。仮に、これらの施設が本特例措置の適用を受けられず立地しなかった場合、施設整備面積は平成27年度と同程度の水準となる。</p>	<p>した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「学研都市が位置する大阪府・京都府・奈良県（3府県）において、平成30年度～令和2年度の研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約22.3件となる。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約2件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計される。上記を踏まえると、本特例措置の適用見込み件数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、達成目標の実現に寄与している」との説明では、達成目標である施設立地数及び施設整備率についての過去の実現状況にどの程度寄与したのかわりにされていない。また、上記②及び③の補足説明において一定の説明があるものの、本特例措置の創設以降の全ての期間に係るものであって、今回の事前評価における分析対象期間（令和元年度以降）に係るものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 本特例措置がなかった場合との比較としては、本特例措置の適用を受けて行われた立地のうち、本特例措置があったことを理由として行われた分等を明らかにする必要がある、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 施設整備面積は関係府県への調査により把握している。平成30～令和4年度の5年間の平均でみると、施設整備面積は1年あたり8.9ha増加しているため、令和5、6年度も8.9ha整備面積が増加すると推定し、施設整備率を算出している。</p> <p>② 前述のとおり、「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いた学研都市の年間施設立地数の0施設でとる一方、予測される将来の適用予定件数は令和5年度4件、令和6年度2件ある。③・④に後述するとおり、本特例措置には施設集積・都市建設の推進に効果があり、本特例措置がなかった場合、目標達成が2～3年遅れることが想定されることから、本特例措置は達成目標に有効な手段である。</p> <p>なお、関係府県を通じて企業への聴き取りを行ったところ、新型コロナウイルス感染症拡大や建設資材の高騰を受け、施設の立地計画を延期した企業や凍結している企業もあり、立地見込み件数に影響している可能性も考えられる。</p> <p>③・④ 将来において、3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）の施設立地が見込まれているところである。これらの施設が立地することで施設整備率についても3.4%増加すると推定しているところである。施設数の目標達成に向けては、本特例措置を受けられずこれらの施設が立地しなかった場合、立地施設数、施設整備面積ともに2～3年ほど目標達成が遅れると推定される。そのため、本税制は施設集積に効果的であるといえる。</p>
<p>7) 将来の効果</p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「R5～R6推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用</p>	<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部（数値の出典）が解消されたが、「平成30～令和4年度の5年間の平均でみると、施設整備面積は1年あたり8.9ha増加しているため、令和5、6年度も8.9ha整備面積が増加すると推定し、施設整備率を算出」との説明では、具体的な研究施設立地面積及び研究施設用地面積が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>8) 他の政策手段</p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>

【点検結果】  
なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税3) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額 3.5 億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額 400 万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。
		《関係条項》 促進法 第10条 租税特別措置法 第44条 同法施行令 第28条の4
5	担当部局	国土交通省国土政策局広域地方政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年7月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	・昭和62年度:創設 ・平成元～25年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成27年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ)
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部

		<p>科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んできた。令和3年6月には、前半5年間の取組を踏まえ、本プランを改訂し、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。</p> <p>平成27年8月に閣議決定された第二次国土形成計画(全国計画)では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び集積する大学、研究機関等の重要な知的・人的資源の活用等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。第二次国土形成計画(全国計画)を受けて平成28年3月に策定された関西広域地方計画において、「イノベーションを支える知の拠点」、「高度な知的人材集積」の拠点として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月閣議決定)においては、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を引き続き推進していく必要がある。</p>
--	--	---

	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 (測定指標) 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、令和4年4月時点で152施設のところ、令和7年度末までに施設立地数を165施設とすることを目標としている。また、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和6年度末までには、施設立地数を162施設とすることを目標とする。 なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率(令和3年度末までにおおむね54%)を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R1～R2 実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R3 推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣の証明に係る申請内容より、R4～R6 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3施設程度であるのに対して、本特例措置が年1～2件程度適用されていることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した」といった意見があり、企業の集積を推進する上で本税制措置は有効な手段となっている。 なお、同ヒアリング結果で「他の研究機関との連携等を考慮し、進出を決定した」との意見もあり、本特例措置を活用した企業立地により、企業間の連携による共同研究が行われるといった施設の集積メリットが発現するといえる。</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	適用件数	2	1	1	3	4	2
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)										
適用件数	2	1	1	3	4	2										

	<p>②: 適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>53.6</td> <td>20.1</td> <td>104.9</td> <td>65.0</td> <td>2394.0</td> <td>1221.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R1～R2 実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※2 R3 推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R4～R6 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	適用額	53.6	20.1	104.9	65.0	2394.0	1221.7														
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
適用額	53.6	20.1	104.9	65.0	2394.0	1221.7																							
	<p>③: 減収額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>12.4</td> <td>4.7</td> <td>24.3</td> <td>15.1</td> <td>555.4</td> <td>283.4</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> <td>2.3</td> <td>1.4</td> <td>52.2</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.9</td> <td>0.4</td> <td>1.8</td> <td>1.1</td> <td>41.3</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法人税】 減収額＝適用額×法人税率(0.232) 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率(1.0%) 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率(8.4%) ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による 【法人事業税】 減収額＝法人税減収額×法人事業税率 ※法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0% (「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	法人税	12.4	4.7	24.3	15.1	555.4	283.4	法人住民税	1.2	0.4	2.3	1.4	52.2	26.6	法人事業税	0.9	0.4	1.8	1.1	41.3	19.9
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
法人税	12.4	4.7	24.3	15.1	555.4	283.4																							
法人住民税	1.2	0.4	2.3	1.4	52.2	26.6																							
法人事業税	0.9	0.4	1.8	1.1	41.3	19.9																							
	<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められており、令和4年4月時点で152の研究用施設等が立地している。令和2～3年にかけて4施設が立地したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による企業の立地延期、老朽化による施設閉鎖等が原因となり、近年、施設立地数は横ばいになっている。ただし、関係府県へのアンケート結果によると、延期にされていた企業も含め、令和7年度までに165施設の立地が見込まれているところである。施設整備率については、企業の立地延期及び研究施設用地面積の増加により、令和2年4月時点で54.1%となっている。 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(実績)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立地数</td> <td>151</td> <td>152</td> <td>152</td> <td>156</td> <td>160</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	施設立地数	151	152	152	156	160	162														
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
施設立地数	151	152	152	156	160	162																							

		<p>※R1～R3 実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構への聞き取り調査による。R4～R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年 度(実 績)</th> <th>R2年 度(実 績)</th> <th>R3年 度(実 績)</th> <th>R4年 度(推 計)</th> <th>R5年 度(推 計)</th> <th>R6年 度(推 計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>55.1</td> <td>56.5</td> <td>54.1</td> <td>55.4</td> <td>56.5</td> <td>57.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100          ※R1～R3 実績値と R4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5～R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置を活用した企業はこれまでに 44 社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える。</p>		R1年 度(実 績)	R2年 度(実 績)	R3年 度(実 績)	R4年 度(推 計)	R5年 度(推 計)	R6年 度(推 計)	施設整備率	55.1	56.5	54.1	55.4	56.5	57.5
	R1年 度(実 績)	R2年 度(実 績)	R3年 度(実 績)	R4年 度(推 計)	R5年 度(推 計)	R6年 度(推 計)										
施設整備率	55.1	56.5	54.1	55.4	56.5	57.5										
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>														
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。</p> <p>また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が 3.5 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>														

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 国交 02)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 本目標については「成長戦略フォローアップ工程（令和3年6月閣議決定）」及び「社会資本整備重点計画（第五次）（令和3年5月閣議決定）」にて位置づけられているものと整合させているところ、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度時点）までに達成すべき目標ではないことから、評価書から削除することとする。（なお、税務当局に提出している要望調書においても、要望期間中の達成目標としては記載していない。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、「都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額を基に、割増償却額を試算。上記で試算した割増償却額（403百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（94百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 建物取得価額については国土交通省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制適用状況調査（令和4年7月末時点）」により把握した、本特例を活用予定の案件のうち、緊急地域における建物取得価額の合計（310,910百万円）を所得税・法人税に係る税制特例を活用予定の7計画で割ることで、1事業当たりの平均建物取得価額を算出（44,416百万円）している。 また、減収見込額調書に記載の通り、上記で算出された建物取得価額について、建物分と設備分を一定割合（65：35）で分配し、建物を50年定額、設備を15年定額で減価償却される想定で年間償却額を算出し、これに割増率（2.5割）を乗じることで、年間当たりの割増償却額（403百万円）を算出。これを計算式として記載すると、以下のとおり。 <math>(44,416 \times 0.65 \div 50 + 44,416 \times 0.35 \div 15) \times 25\% = 403</math> 算出された割増償却額（403百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて、各年度の適用見込件数（減収見込額調書及び本事前評価書「10有効性①適用数&lt;見込みの算出方式&gt;」に記載の各年度の適用見込み件数）を乗じて減収見込額を算出している。 なお、上記をすべて文章及び計算式で記載することは煩雑になると判断し、事前評価書と併せて減収見込額調書を提出しているもの。評価書に1事業当たりの建物取得価額である「44,416百万円」を追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果</p>
--

<p>について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載している建設投資額の中間達成目標については、令和2年度を起点として、令和6年度までを中間目標としているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>② ①と同様に、都市開発事業が行われた区域面積割合における中間達成目標についても令和2年度～令和6年度が対象となっているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>③ 中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が約5.3兆円と見込まれるところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額見込み約5.3兆円のうち、約2.9兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約55%を占めている旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>④ ③と同様に中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.1%と見込まれるところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合見込み約12.1%のうち、約24%が認定事業の区域面積に当たる旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>⑤ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が3.5兆円～5兆円であるところ、現在の見込みとして約5.3兆円となっている。）</p> <p>⑥ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が12.0%～12.5%であるところ、現在の見込みとして約12.1%となっている。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析対象期間内の過去の効果（令和元年度）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区</p>
---

<p>町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標に記載のとおり、評価書から達成目標を削除することとする。</p> <p>② 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】③」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたっては、その考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p> <p>③ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】④」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたっては、その考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 民間事業者による都市再生事業の特性を踏まえた本税制特例措置の必要性を追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、2割5分増償却(5年間)) ○本特例措置の適用期限:令和5年3月31日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月31日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当             <ul style="list-style-type: none"> <li>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上</li> <li>2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</li> </ul> </li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和する。</li> <li>・上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>法人税 :租税特別措置法第47条 租税特別措置法施行令第29条の5 租税特別措置法施行規則第20条の21</p>
	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
	創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割)</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割)</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>

8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上(=都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。)</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:16.5%～19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%～12.5% 令和6年度まで)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置(特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆</p>

		<p>円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。 本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。</p>
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>令和元年度：1計画（1件） 令和2年度：1計画（1件） 令和3年度：1計画（2件） 令和4年度：1計画（見込） 令和5年度：2計画（見込） 令和6年度：2計画（見込）</p> <p>&lt;実績の算出根拠&gt; ・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）より算出</p> <p>&lt;見込みの算出方法&gt; ① 令和4年度見込み： ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見込みの計画数（1計画）に、過年度の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数（0.3計画/年）を加えることで推計</p> <p>②令和5年度見込み： ・①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和5年度分の年平均新規適用計画数（0.3計画/年）及び、拡充に伴い増加する想定計画数（0.15計画/年）の総計（0.45計画/年、以下合わせて「新規計画数」という）を加えることで推計。 ※拡充に伴い増加する想定計画数に関しては0.3計画/年の50%と仮定（現状年間3計画程度のところ、約1計画程度の認定が増えると想定）。</p> <p>③令和6年度見込み： ・②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和6年度分の新規計画数を加えることで推計</p>

		<p>&lt;見込みの算出式&gt;※算出に当たっては四捨五入を実施</p> <p>①令和4年度（1計画）： ・令和3年度からの継続適用数1+令和4年度の年平均新規適用計画数0.3</p> <p>②令和5年度（2計画）： ・令和4年度からの継続適用数1.3-令和4年度をもって適用終了となる計画数0+令和5年度の新規計画数0.45</p> <p>③令和6年度（2計画）： ・令和5年度からの継続適用数1.75-令和5年度をもって適用終了となる計画数0+令和6年度の新規適用数0.45</p> <p>&lt;年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由&gt; ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約463億円、区域面積の平均は約40,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。 なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画（うち、都市再生緊急整備地域に係る認定事業は53計画）が認定され、実績を着実に積み上げているところである。</p>
	②：適用額	<p>令和元年度：388百万円 令和2年度：659百万円 令和3年度：659百万円 令和4年度：526百万円（見込） 令和5年度：707百万円（見込） 令和6年度：888百万円（見込）</p> <p>&lt;実績及び見込の算出根拠&gt; ・令和元年～令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計</p> <p>&lt;適用額が特定の者に偏っていない旨の説明&gt; ・本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。</p>





		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
		単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%
		うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%
		累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%
		認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%

11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（151 計画）の建設投資累計額は 86,378 億円、経済波及効果は 217,299 億円、税収増効果は 22,872 億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>出典：野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、認定事業は、令和 4 年 8 月末現在で 151 計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置については、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域経済の活性化にとって有益であると</p>

		考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月（R2 国交 04）

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長(所得税)

減収見込額(現行):平年度 36 百万円
減収見込額(拡充部分):平年度 18 百万円
減収見込額(拡充):平年度 54 百万円

認定事業者に該当する個人に対する割増償却

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

44,416 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建築物取得価額:<1>×65% 28,870 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,546 百万円 <3>

【現行】

新規に適用される平均件数
法人税の新規適用件数と同数と仮定

0.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

令和5年度に適用される認定事業の計画数見込<4>=

0.3 計画 <5>

事業1計画あたり割増される減価償却額

建築物は50年定額、設備は15年定額とする、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)=

403 百万円 <6>

事業1計画あたり減収見込み<6>×20%(所得税率)=

81 百万円 <7>

令和5年度の減収見込額<5>×<7>=

24 百万円 <8>

【令和6年度見込】

<5>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <9>

令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数<5>-<9>=

0.3 計画 <10>

令和6年度に適用される認定事業の計画数見込<5>+<10>=

0.6 計画 <11>

令和6年度の減収見込額<7>×<11>=

48 百万円 <12>

以上より、認定事業者に係る税制特例の平年度の減収見込額は、(<8>+<12>)/2=

36 百万円

【拡充】

拡充に伴い増加する計画数<4>×0.5=

0.2 計画/年度<13>

【令和5年度見込】

令和5年度の減収見込額<13>×<7>=

12 百万円 <14>

【令和6年度見込】

令和6年度の減収見込額<14>×<7>=

24 百万円 <15>

以上より、拡充に伴い増加する平年度の減収見込額は、(<14>+<15>)/2=

18 百万円

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長(法人税)

減収見込額(現行):平年度 164 百万円
減収見込額(拡充部分):平年度 21 百万円
減収見込額(拡充):平年度 185 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

44,416 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建築物取得価額:<1>×65% 28,870 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,546 百万円 <3>

【現行】

新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の当該特例に係る課税の特例の適用計画数(H17~R3年度計5計画で、年平均5計画/17年=0.3計画)

0.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数

1 計画 <5>

令和4年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<5>=

1.30 計画 <6>

<6>のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <7>

令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数<6>-<7>=

1 計画 <8>

令和5年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<8>=

2 計画 <9>

事業1計画あたり割増される減価償却額

建築物は50年定額、設備は15年定額とする、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)=

403 百万円 <10>

事業1計画あたり減収見込み<10>×23.2%(法人税率)=

94 百万円 <11>

令和4年度の減収見込額<6>×<11>=

122 百万円 <12>

令和5年度の減収見込額<9>×<11>=

150 百万円 <12>

【令和6年度見込】

<9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <13>

令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数<9>-<13>=

2 計画 <14>

令和6年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<14>=

2 計画 <15>

事業1計画あたり減収見込み<10>×23.2%(法人税率)=

94 百万円 <16>

令和6年度の減収見込額<16>×<15>=

178 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、(<12>+<17>)/2=

164 百万円

【拡充】

拡充に伴い増加する計画数<4>×0.5=

0.15 計画/年度<18>

【令和5年度見込】

令和5年度の適用計画数<9>+<18>=

1.8 計画 <19>

令和5年度の減収見込額<19>×<11>=

164 百万円 <20>

令和5年度の減収見込額増加分<20>-<12>=

14 百万円 <21>

【令和6年度見込】

令和6年度の適用計画数<15>+<18>×2=

2.2 計画 <22>

令和6年度の減収見込額<22>×<16>=

206 百万円 <23>

令和6年度の減収見込額増加分<23>-<17>=

28 百万円 <24>

以上より、拡充に伴い増加する平年度の減収見込額は、(<20>+<22>)/2=

185 百万円

<b>【法人住民税】</b>		
	法人住民税率	7%
<b>【令和5年度見込】</b>		
・令和5年度の減収見込額		
減収見込額×外形外法人の税		
<20>×7%	11	百万円
<b>【令和6年度見込】</b>		
・令和6年度の減収見込額		
減収見込額×外形外法人の税		
<23>×7%	14	百万円
<b>【法人事業税】</b>		
	外形外法人の税率(法人事業税所得割)	7%
	外形外法人の税率(地方法人特別税)	37%
<b>【令和5年度見込】</b>		
①法人事業税所得割の減収額		
減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)		
( <20>÷23.2%)×7.0%	49	百万円
②地方法人特別税の減収額		
・①×外形外法人の税率(37.0%)	18	百万円
・令和5年度の減収見込額		
①+②	68	百万円
<b>【令和6年度見込】</b>		
①法人事業税所得割の減収額		
減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)		
( <23>÷23.2%)×7.0%	62	百万円
②地方法人特別税の減収額		
・①×外形外法人の税率(37.0%)	23	百万円
・令和5年度の減収見込額		
①+②	85	百万円
<b>【各年度の減価償却額試算】</b>		
・令和元年度	<b>388</b>	<b>百万円</b>
・令和2年度	<b>659</b>	<b>百万円</b>
・令和3年度	<b>659</b>	<b>百万円</b>
・令和4年度	<b>520</b>	<b>百万円</b>
・令和5年度	<b>707</b>	<b>百万円</b>
・令和6年度	<b>888</b>	<b>百万円</b>
※令和元年度～3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出		
※令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 本目標については「成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月閣議決定）」及び「社会資本整備重点計画（第五次）（令和3年5月閣議決定）」にて位置づけられているものと整合させているところ、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度時点）までに達成すべき目標ではないことから、評価書から削除することとする。（なお、税務当局に提出している要望調書においても、要望期間中の達成目標としては記載していない。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、「特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額を基に、割増償却額を試算。上記で試算した割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（283百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 建物取得価額については国土交通省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制適用状況調査（令和4年7月末時点）」により把握した、本特例を活用予定の案件のうち、特定地域における建物取得価額の合計（2,700,124百万円）を所得税・法人税に係る税制特例を活用予定の40計画で割ることで、1事業当たりの平均建物取得価額を算出（67,116百万円）している。 また、減収見込額調書に記載の通り、上記で算出された建物取得価額について、建物分と設備を一定割合（65：35）で分配し、建物を50年定額、設備を15年定額で減価償却される想定で年間償却額を算出し、これに割増率（5割）を乗じることで、年間当たりの割増償却額（1,220百万円）を算出。これを計算式として記載すると、以下のとおり。 <math>(67,116 \times 0.65 \div 50 + 67,116 \times 0.35 \div 15) \times 50\% = 1,220</math> 算出された割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて、各年度の適用見込件数（減収見込額調書及び本事前評価書「10有効性①適用数&lt;見込みの算出方式&gt;」に記載の各年度の適用見込み件数）を乗じて減収見込額を算出している。 なお、上記をすべて文章及び計算式で記載することは煩雑になると判断し、事前評価書と併せて減収見込額調書を提出しているもの。評価書に1事業当たりの建物取得価額である「67,116百万円」を追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的</p>
---

<p>な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載している建設投資額の中間達成目標については、令和2年度を起点として、令和6年度までを中間目標としているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>② ①と同様に、都市開発事業が行われた区域面積割合における中間達成目標についても令和2年度～令和6年度が対象となっているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>③ 中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が約5.3兆円と見込まれるところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額見込み約5.3兆円のうち、約2.9兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約55%を占めている旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>④ ③と同様に中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.1%と見込まれるところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合見込み約12.1%のうち、約24%が認定事業の区域面積に当たる旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>⑤ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が3.5兆円～5兆円であるところ、現在の見込みとして約5.3兆円となっている。）</p> <p>⑥ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が12.0%～12.5%であるところ、現在の見込みとして約12.1%となっている。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析対象期間内の過去の効果（令和元年度）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）に対する将来の効果が予測されてお</p>
---

<p>らず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標に記載のとおり、評価書から達成目標を削除することとする。</p> <p>②・③ 本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の1事業当たりの建設投資額の平均は約733億円、区域面積の平均は約25,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、適用件数が10件未満であったとしても、達成目標の実現に有効な手段である旨を追記する。</p> <p>④ 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】③」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額算出の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p> <p>⑤ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】④」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合算出の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
--

<b>【国土交通省の補足説明】</b>
① 民間事業者による都市再生事業の特性を踏まえた本税制特例措置の必要性を追記する。
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(同法第19条の10第2項により認定があったものとみなされる場合を含む。以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間))</p> <p>○本特例措置の適用期限: 令和5年3月31日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月31日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当</li> <li>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上</li> <li>2)居住者等利便施設整備費が 10 億円以上</li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <p>上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税 : 租税特別措置法第 47 条 租税特別措置法施行令第 29 条の5 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21</p>
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度 創設</p> <p>平成 24 年度 拡充 (都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。)</p> <p>平成 25 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>令和 3 年度 適用期限の 2 年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)

9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。</p> <p>また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和3年度末時点で15地域の指定が行われてきた。更に、令和2年6月に同法を改正し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。</p> <p>直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。)</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値: 7兆円～10兆円 (※中間目標値: 3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値: 16.5%～19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値: 12.0%～12.5% 令和6年度まで)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置(都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることに</p>
---	------	---

		<p>より、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値(3.5～5兆円)の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%(約2.9兆円)を占めている。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値(12.0%～12.5%)の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p> <p>本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>令和元年度：8計画(14件) 令和2年度：10計画(18件) 令和3年度：9計画(16件) 令和4年度：9計画(見込) 令和5年度：11計画(見込) 令和6年度：11計画(見込)</p> <p>&lt;実績の算出根拠&gt; ・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)より算出</p> <p>&lt;見込みの算出方法&gt; ① 令和4年度見込み: ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見込みの計画数(7計画)に、過年度の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数(2.3計画/年、以下「新規計画数」という。)を加えることで推計</p> <p>②令和5年度見込み: ・①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和5年度分の新規計画数を加えることで推計</p> <p>③令和6年度見込み: ・②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和6年度分の新規計画数を加えることで推計</p> <p>&lt;見込みの算出式&gt;※算出に当たっては四捨五入を実施 ① 令和4年度(9計画): ・令和3年度からの継続適用数7+令和4年度の新規計画数2.3</p>

		<p>② 令和5年度(11計画): ・令和4年度の適用計画数9.3-令和4年度をもって適用終了となる計画数1+令和5年度の新規計画数2.3</p> <p>③ 令和6年度(11計画): ・令和5年度の適用計画数10.6-令和5年度をもって適用終了となる計画数2+令和6年度の新規適用数2.3</p> <p>&lt;年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由&gt; ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約733億円、区域面積の平均は約25,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画(うち、特定都市再生緊急整備地域に係る認定事業は98計画)が認定され、実績を着実に積み上げているところである。</p>
	②: 適用額	<p>令和元年度：4,397百万円 令和2年度：8,060百万円 令和3年度：7,263百万円 令和4年度：11,349百万円(見込) 令和5年度：12,935百万円(見込) 令和6年度：13,302百万円(見込)</p> <p>&lt;実績及び見込の算出根拠&gt; ・令和元年～令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計</p> <p>&lt;適用額が特定の者に偏っていない旨の説明&gt; ・本特例措置は、都市開発事業の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。</p> <p>&lt;租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由&gt; ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出する</p>



ことはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

③ 減収額

(単位:百万円)

年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
法人税	1,020	1,870	1,685	2,633	3,001	3,086
法人住民税	132	131	118	184	210	216
法人事業税	422	773	697	1,088	1,240	1,276

※令和4年度以降は見込み

＜実績の算出根拠＞

- 令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）より算出

■法人税

＜見込みの算出方法＞

- 特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額（67,116百万円）を基に、割増償却額を試算
- 上記で試算した割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（283百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出

＜算出式＞

令和4年度(2,633百万円):  
 令和4年度の適用数見込み(9.3計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

令和5年度(3,001百万円):  
 令和5年度の適用数見込み(10.6計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

令和6年度(3,086百万円):  
 令和6年度の適用数見込み(10.9計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

■法人住民税

＜算出方法＞

- 上記で算出した各年度の減収見込額に法人住民税率（7.0%、令和元年度のみ12.9%）を乗じて減収見込額を算出

■法人事業税

＜算出方法＞

(a) : 10②で算出した各年度の適用額に外形外法人の税率（7.0%）を乗じて法人事業税所得割の減収額を算出

(b) : (a)で算出した法人事業税所得割の減収額に外形外法人の税率（37.0%）を乗じて地方法人特別税の減収額を算出  
 →以上の(a)と(b)の減収額を合算して法人事業税を算出。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額  
 →令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込）  
 ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円

②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合  
 →令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込）  
 ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%

・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

- 直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額及び区域面積割合を基に寄与度を算出

【建設投資額】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より  
 ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
単年度	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9
うち、 認定事業	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
累計金額	1.1	2.3	3.4	4.4	5.3
認定事業 の寄与度	65%	57%	57%	52%	41%

【都市開発事業の行われた区域面積割合】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より  
 ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値  
 ※平成30年度:9.1%が初期値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度

		<table border="1"> <tr> <td>単年度</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.4%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>うち、 認定事業</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>累計%</td> <td>10.2%</td> <td>10.6%</td> <td>11.1%</td> <td>11.6%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>認定事業 の寄与度</td> <td>51%</td> <td>16%</td> <td>75%</td> <td>52%</td> <td>42%</td> </tr> </table>	単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%	累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%	認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%
単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%																					
うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%																					
累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%																					
認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%																					
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（151計画）の建設投資累計額は86,378億円、経済波及効果は217,299億円、税収増効果は22,872億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>出典：野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出</p>																								
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、認定事業は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>																								
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業の実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>																								
	③: 地方公共団体が協力をする相当性	<p>本特例措置については、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域経済の活性化にとって有益であると</p>																								

		考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2国交 03)

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額:平年度 3,044 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

・特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 (R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

67,166 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建物取得価額:<1>×65% 43,658 百万円 <2>

設備取得価額:<1>×35% 23,508 百万円 <3>

・新規に適用される平均計画数  
 特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の当該特例に係る課税の特例の適用計画数  
 (H23~R3年度計 25計画で、年平均 25計画/11年=2.3計画

2.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

・令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数 7 計画 <5>

・令和4年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<5>= 9 計画 <6>

・<6>のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <7>

・令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数  
 <6>-<7>= 8 計画 <8>

・令和5年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<8>= 11 計画 <9>

・事業1計画あたり割増される減価償却額  
 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、  
 $[\langle 2 \rangle \times 1/50(50年定額) + \langle 3 \rangle \times 1/15(15年定額)] \times 50\%(割増率) =$  1,220 百万円 <10>

・事業1計画あたり減収見込み  
 <10>×23.2%(法人税率)= 283 百万円 <11>

・令和4年度の減収見込額  
 <6>×<11>= 2,633 百万円 <12>

・令和5年度の減収見込額  
 <9>×<11>= 3,001 百万円 <12>

【令和6年度見込】

・<9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの 2 計画 <13>

・令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数  
 <9>-<13>= 9 計画 <14>

・令和6年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<14>= 11 計画 <15>

・事業1計画あたり減収見込み  
 <10>×23.2%(法人税率)= 283 百万円 <16>

・令和6年度の減収見込額  
 <16>×<15>= 3,086 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、  
 (<12>+<17>)/2= 3,044 百万円

【法人住民税】

法人住民税率 7%

【令和5年度見込】

・令和5年度の減収見込額  
 減収見込額×外形外法人の税  
 <12>×7% 210 百万円

【令和6年度見込】

・令和6年度の減収見込額  
 減収見込額×外形外法人の税  
 <17>×7% 216 百万円

【法人事業税】

外形外法人の税率(法人事業税所得割) 7%

外形外法人の税率(地方法人特別税) 37%

【令和5年度見込】

①法人事業税所得割の減収額  
 ・減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)  
 (<12>÷23.2%)×7.0% 905 百万円

②地方法人特別税の減収額  
 ・①×外形外法人の税率(37.0%) 335 百万円

・令和5年度の減収見込額  
 ①+② 1,240 百万円

【令和6年度見込】

①法人事業税所得割の減収額  
 ・減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)  
 (<23>÷23.2%)×7.0% 931 百万円

②地方法人特別税の減収額  
 ・①×外形外法人の税率(37.0%) 345 百万円

・令和5年度の減収見込額  
 ①+② 1,276 百万円

【各年度の減価償却額試算】

・令和元年度 4,397 百万円  
 ・令和2年度 8,060 百万円  
 ・令和3年度 7,263 百万円  
 ・令和4年度 11,349 百万円  
 ・令和5年度 12,935 百万円  
 ・令和6年度 13,302 百万円

※令和元年度~3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出  
 ※令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）について、「令和2年度末（2,220ha）から令和3年度末（1,989ha）にかけて231haの危険密集市街地を解消」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正いたしました。</p> <p>② 評価書を修正いたしました。</p> <p>③ 当該事項及び、(6)過去の効果④、(7)将来の効果③、④に関して評価書に追記。</p> <p>④ ③に記載の通り。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する、将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数それぞれ8件（令和4年度から6年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（都市機能更新率を令和8年度に46.1%とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他</p>
--

<p>の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和12年度までに概ね解消することを目標とし、令和8年度に約5割の地域で達成されることを目指す）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正いたしました。</p> <p>② 評価書を修正いたしました。</p> <p>③ (6) 過去の効果③に記載の通り。</p> <p>④ (6) 過去の効果③に記載の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和3年度末時点の実績と過年度の推移を考慮して設定したもの」及び「地方公共団体よりこれまで実施した事業実績や今後の実施予定、危険密集市街地の解消見込み時期等をヒアリング調査により把握しているところであり、当該調査結果（確認した解消見込み時期）を基に、将来の効果を算定している」との説明では、将来の効果について、算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 10) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動) ②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%) 《要望の内容》 本特例措置の適用期限を3年間延長する。 ・所得税: 令和8年 12月 31日 まで ・法人税: 令和8年3月 31日 まで 《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7第1項表3、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年 8月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23、29、令和2年度 適用期限の延長 平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成 23 年度 認定再開発事業を除外 平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
8	適用又は延長期間	3年間 ・所得税: 令和6年1月1日～令和8年 12月 31日 ・法人税: 令和5年4月1日～令和8年3月 31日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向けた密集市街地の解消を図る。 《政策目的の根拠》 【都市機能の更新】 ○デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じ、都市再生を推進する。」 ○フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ※新しい資本主義関連 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進める。」

		<p>【密集市街地の解消】</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定) 「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。」</p> <p>○国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定) 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用(中略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる」</p> <p>○住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月 19 日閣議決定) 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①都市機能更新率 平成 30 年度 42.5% → 令和 10 年度 47.0% ※都市機能更新率 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発法第2条の3第1項第2号又は同条第2項に位置づけられた地区等)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合</p> <p>②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度 2,220ha → 令和 12 年度 概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図り、都市機能の更新及び密集市街地の解消に寄与することが見込まれる。</p>
10	有効性等	①: 適用数 平成 30 年度 : 9件 令和元年度 : 2件 令和 2 年度 : 13 件 令和 3 年度 : 8件 令和 4 年度 : 8件 令和 5 年度 : 8件 令和 6 年度 : 8件

	<p>令和7年度：8件 令和8年度：8件 ※平成30年度～令和2年度の適用数は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」に基づき記載。令和3年度～令和8年度の適用件数は、平成30年度～令和2年度の平均適用件数として推計。</p> <p>市街地再開発事業の新規事業認可数は年間約21事業（平成30年度～令和2年度の平均）、完了数は年間約17事業（平成30年度～令和2年度の平均）であり、適用数は年間約8件となっている。</p> <p>本特例措置の今後の適用数の見込みは年8件であるが、上記の市街地再開発事業の事業数を考慮すれば、本特例措置の適用数は必ずしも僅少とは言えない。</p> <p>市街地再開発事業の施行に必要な事業費は保留床処分金により回収することが不可欠であり、達成目標の実現のため、本特例措置の適用による保留床の処分の円滑化は大きな政策効果を有していると言える。</p>																																																																																																																																																																																				
②：適用額	<p>平成30年度：20,750百万円 令和元年度：12,875百万円 令和2年度：154,248百万円 令和3年度：7,828百万円 令和4年度：7,828百万円 令和5年度：7,828百万円 令和6年度：7,828百万円 令和7年度：7,828百万円 令和8年度：7,828百万円 ※平成30年度～令和2年度の適用額は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」に基づき記載。令和3年度～令和8年度の適用額は、平成30年度～令和2年度の平均適用額として推計。</p>																																																																																																																																																																																				
③：減収額	<p style="text-align: right;">(金額：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">法人税 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,814</td> <td>2,987</td> <td>35,786</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">法人住民税 ※法人税の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>621</td> <td>385</td> <td>2505</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>12.9%</td> <td>12.9%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">法人事業税</td> </tr> <tr> <td colspan="10">①所得割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>145</td> <td>90</td> <td>1,542</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>0.7%</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>601</td> <td>373</td> <td>4,008</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>414.2%</td> <td>414.2%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">③付加価値割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>249</td> <td>155</td> <td>1,851</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>④減収額合計(①～③)</td> <td>995</td> <td>618</td> <td>7,402</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算。</p>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	法人税 ※適用額×税率										減収額	4,814	2,987	35,786	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	法人住民税 ※法人税の減収額×税率										減収額	621	385	2505	127	127	127	127	127	127	税率	12.9%	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	法人事業税										①所得割 ※適用額×税率										減収額	145	90	1,542	78	78	78	78	78	78	税率	0.7%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率										減収額	601	373	4,008	203	203	203	203	203	203	税率	414.2%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	③付加価値割 ※適用額×税率										減収額	249	155	1,851	94	94	94	94	94	94	税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	④減収額合計(①～③)	995	618	7,402	375	375	375	375	375	375
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																																																																																												
法人税 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	4,814	2,987	35,786	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810																																																																																																																																																																												
税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																																																																																												
法人住民税 ※法人税の減収額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	621	385	2505	127	127	127	127	127	127																																																																																																																																																																												
税率	12.9%	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%																																																																																																																																																																												
法人事業税																																																																																																																																																																																					
①所得割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	145	90	1,542	78	78	78	78	78	78																																																																																																																																																																												
税率	0.7%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																																																												
②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	601	373	4,008	203	203	203	203	203	203																																																																																																																																																																												
税率	414.2%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%																																																																																																																																																																												
③付加価値割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	249	155	1,851	94	94	94	94	94	94																																																																																																																																																																												
税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																																												
④減収額合計(①～③)	995	618	7,402	375	375	375	375	375	375																																																																																																																																																																												

④：効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【都市機能更新率】 下表のとおり、達成目標(令和10年度末:47.0%)に向けて順調に進捗しているところ。 なお、前回評価時には達成目標を「令和5年度末:44.5%」としていた。目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、下表の通り42.5%(平成30年度)から44.0%(令和3年度)に上昇しているところであり、引き続き本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象区域の宅地面積(ha)</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> </tr> <tr> <td>4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>14,824.2</td> <td>15,007.6</td> <td>15,119.6</td> <td>15,317.6</td> </tr> <tr> <td>(前年度からの増分)</td> <td>(141.0)</td> <td>(183.4)</td> <td>(112.0)</td> <td>(198.0)</td> </tr> <tr> <td>都市機能更新率</td> <td>42.5%</td> <td>43.1%</td> <td>43.4%</td> <td>44.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)</p> <p>(達成目標に対する効果) ①過去の効果(平成30年度～令和3年度) 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = (A) × (B)</p> <p>(A)：平成30年度～令和3年度の都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (B)：平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されたものの割合</p> <p>(A)について 平成30年度～令和3年度に対象区域内で建築された4階建て以上の建築物の宅地面積(634.4ha)のうち、市街地再開発事業によるもの(19.4ha)の占める割合は、 19.4ha ÷ 634.4ha × 100 ≒ 3.1%</p> <p>(出典：国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)</p> <p>(B)について 過去実績により推計した本特例措置の年間平均適用事業数は3事業。平成30年度～令和3年度の年間平均完了数は16事業であるため、 3事業 ÷ 16事業 × 100 ≒ 18.8%</p> <p>以上より、 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = 3.1% × 18.8% ≒ 0.6%</p>		H30	R1	R2	R3	対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6	4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)					累計	14,824.2	15,007.6	15,119.6	15,317.6	(前年度からの増分)	(141.0)	(183.4)	(112.0)	(198.0)	都市機能更新率	42.5%	43.1%	43.4%	44.0%
	H30	R1	R2	R3																											
対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6																											
4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)																															
累計	14,824.2	15,007.6	15,119.6	15,317.6																											
(前年度からの増分)	(141.0)	(183.4)	(112.0)	(198.0)																											
都市機能更新率	42.5%	43.1%	43.4%	44.0%																											

	<p>②将来の効果(令和4年度～令和8年度) 都市機能更新率について、年度毎の目標は下記の通り。 ・令和4年度:44.4% ・令和5年度:44.8% ・令和6年度:45.3% ・令和7年度:45.7% ・令和8年度:46.1% ※令和3年度末時点の実績と過年度の推移を考慮して設定したもの。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = (A)' × (B)'</p> <p>(A)' : 令和4年度～令和8年度の都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (B)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されるものの割合</p> <p>(A)' について 3.1% ※平成30年度～令和3年度の実績(A)と等しいと仮定。</p> <p>(B)' について 18.8% ※平成30年度～令和3年度の実績(B)と等しいと仮定。</p> <p>以上より、 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = 3.1% × 18.8% ≒ 0.6%</p> <p>【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】 令和2年度末(2,220ha)から令和3年度末(1,989ha)にかけて231haの危険密集市街地を解消(※)しており、達成目標(令和12年度末:概ね解消)に向けて順調に進捗しているところ。 ※地方公共団体に対して、危険密集市街地解消の進捗状況調査を行うことにより、当該年度に解消した危険密集市街地の実数を把握している。令和2年度末から令和3年度末にかけては、東京都:144ha、神奈川県:54ha、大阪府:32haの合計231ha(端数処理により合計は合わない)の解消が図られている。 なお、前回評価時には達成目標を「令和2年度に概ね解消」としていた。これに対して、平成30年度末:3,149ha、令和元年度末:2,982ha、令和2年度末:2,220haと推移していた(出典:危険密集市街地解消の進捗状況調査)。 密集市街地では、権利関係の複雑、未接道敷地の多さ、地権者の高</p>
--	---

	<p>齢化等により、老朽建築物の建替えや道路整備に時間を要することから目標に達していないが、本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、密集市街地の解消を図ることが必要である。</p> <p>(達成目標に対する効果) ①過去の効果(平成30年度～令和3年度) 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。</p> <p>(C) × (B)</p> <p>(C) : 平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業が解消に寄与した密集市街地の面積の合計 (B) : 平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されたものの割合</p> <p>(C)について 平成30年度～令和3年度に完了した事業の実績より <u>15ha</u></p> <p>(B)について <u>18.8%</u></p> <p>以上より、 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha) = 15ha × 18.8% = <u>2.8ha</u></p> <p>②将来の効果(令和4年度～令和8年度) 危険密集市街地について、令和12年度までに概ね解消することを目標とし、当該目標が年度毎に下記割合の地域で達成されることを目指す。 ・令和4年度:約1割 ・令和5年度:約1割 ・令和6年度:約2割 ・令和7年度:約5割 ・令和8年度:約5割 ※地方公共団体よりこれまで実施した事業実績や今後の実施予定、危険密集市街地の解消見込み時期等をヒアリング調査により把握しているところであり、当該調査結果(確認した解消見込み時期)を基に、将来の効果を算定している。</p> <p>本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。</p> <p>(C)' × (B)'</p> <p>(C)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業が解消に寄与する見込みの密集市街地の面積の合計 (B)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち</p>
--	---



		<p>ち本特例措置が適用されるものの割合</p> <p>(C)'について 令和4年度～令和8年度に完了予定の事業の見込みより <u>39.9ha</u> と推計。</p> <p>(B)'について <u>18.8%</u></p> <p>以上より、 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果 (ha) =39.9ha × 18.8% =7.5ha ※令和4年度～令和8年度の年間平均=7.5ha ÷ 5年 = 1.5ha /年</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【都市機能更新率】 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する。</p> <p>【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、密集市街地の解消に資する。</p> <p>※業界団体へのアンケート調査(令和4年6月に不動産会社等を対象として実施)により、平成30年度～令和3年度に3事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じていることを把握している。また、令和4年度～令和8年度に4事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じる見込みであることを把握している。</p> <p>※本特例措置による達成目標に対する過去及び将来の効果(寄与度)は前述のとおり。なお、後述の通り、市街地再開発事業の補助制度は従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである一方で、本特例措置は保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段とは明確な役割分担がなされている。 このことから、前述の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本特例措置の直接的な効果であるものと思料する。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により市街地再開発事業が推進されることで、都市機能の更新により地方都市のイノベーション力や大都市の国際競争力が強化され、また密集市街地の解消により地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、市街地再開発事業1事業あたり約350億円の建設等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業の推進による効果と本特例措置の適用による減収額とを比較すると税収減を是認できるものと考えられる。</p>

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
税目	自動車重量税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 「自動車の環境負荷の低減等を図る」という達成目標について、達成すべき水準は、2050年カーボンニュートラル（「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日））であり、達成すべき時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、「2050年まで」を維持することを予定している。</p> <p>③ 「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする」という目標の達成時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、「2030年まで」を維持することを予定している。</p> <p>なお、これらの目標は、達成時期を長期に設定することで、自動車メーカー各社の脱炭素化に向けたイノベーションを促すものであるが、各社によって技術開発の進展状況や次世代自動車・電動車の販売戦略は異なっており、その道筋は一概ではないため、目標達成に向けた途中時点での達成状況は設定していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「自動車の環境負荷の低減等を図る」という達成目標について、達成すべき水準は、2050年カーボンニュートラル（「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日））」との説明では、達成すべき水準（目標値）が2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないことから、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると266万台/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると577億円/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）に対する過去の直接的な効果について、「エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど（約35ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化</p>
--

<p>等の効果も期待できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>						
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量の推移は下記のとおり。          平成30年度：1億8,100万トンCO<sub>2</sub>          令和元年度：1億7,700万トンCO<sub>2</sub>          令和2年度：1億6,200万トンCO<sub>2</sub></p> <p>②の補足説明のとおり、エコカー減税により、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合が上昇し、その結果として、自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量は着実に減少している。</p> <p>② 一般論として次世代自動車は同車格のガソリン車と比べて価格が高い傾向にある中で、高価格であってもより燃費性能に優れた自動車が消費者に選択されるよう本特例措置を講じてきたところ。国内自動車販売台数は、リーマンショック、東日本大震災、消費税率の引上げ、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大、世界的な半導体供給不足など、国内外の様々な情勢変化により変動するが、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に上昇してきており、また、主要自動車メーカーの1台当たりの売上高も上昇しているところ。このため、本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化に寄与していると言えることができる。</p> <p>&lt;主要自動車メーカーの1台当たりの売上高の推移の平均&gt; ※各社公表値より試算</p> <table border="1"> <tr> <td>平成元年度</td> <td>405万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>422万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>490万円</td> </tr> </table>	平成元年度	405万円	令和2年度	422万円	令和3年度	490万円
平成元年度	405万円					
令和2年度	422万円					
令和3年度	490万円					
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されておらず、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化に寄与していると言えることができる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>						

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 全ての達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① これまで、本特例措置によって、自動車の環境負荷の低減、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合の向上など、着実に効果を上げてきた。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>

<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
2	対象税目	自動車重量税:外(国税16)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減を図るため、環境性能の優れた自動車に対して、自動車重量税の減免を行う。
		《要望の内容》 令和3年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。
		○環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンティブ機能の強化、市場への配慮等の観点を踏まえつつ、自動車重量税のエコカー減税について延長するとともに、各税率の適用範囲の見直しを行う。
		《関係条項》 自動車重量税法第7条、同法施行令第4条、5条、同法施行規則第2条 租税特別措置法第90条の11、第90条の11の2、第90条の11の3、第90条の12 同法施行令第51条の2、同法施行規則第40条の2、第40条の4
5	担当部局	国土交通省自動車局技術・環境政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和3年度まで
7	創設年度及び改正経緯	《エコカー減税(自動車重量税)の経緯》 ○平成21年度 創設 ・一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免。
		○平成24年度 拡充・延長 ・平成27年度燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した。(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車に2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加)  ○平成26年度 拡充・延長 ・軽減措置の拡充、延長。(2回目車検時の▲50%→免税。) ○平成27年度 拡充・延長

			<p>・令和2年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。</p> <p>○平成29年度 拡充・延長 ・対象車にLPG車を追加し、対象範囲を令和2年度燃費基準の下で見直し、平成30年度以降は平成27年度燃費基準+10%達成車を対象外とする等政策インセンティブ機能を強化した上で延長。</p> <p>○平成31年度 拡充・延長 ・政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。</p> <p>○令和3年度 拡充・延長 ・令和12年度燃費基準の下での区分見直し等、所要の措置を講ずる。</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年5月1日～令和7年4月30日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図る。</p> <p>○地球温暖化問題や自動車からの排出ガス(NOx・PM)による大気汚染問題等の環境対策に加え、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応するため、自動車重量税について、令和3年度与党税制改正大綱等に沿って、見直しを行う必要がある。</p>
		《政策目的の根拠》 ○2030年に新車販売に占める次世代自動車(※1)の割合を5割から7割(※2)とする(成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)) (※1)電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車 (※2)令和3年度における新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合は45.8%となっている。  ○2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進などの包括的措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。 (「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年6月18日))	

			<p>○2030年の運輸部門の二酸化炭素排出量を2013年度比で35%削減する(「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定))</p> <p>○将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする目標等に向けて、蓄電池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充電インフラの整備等による集中的な導入を図るとともに、中小サプライヤー等の業態転換を促す。(「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定))</p> <p>○将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定))</p>								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全                  施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う                  参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合</p>								
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。</p> <p>②2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については、自動車の保有段階における税負担が軽減されることから、より環境性能の優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等という目標の実現に大きく寄与している。</p>								
10	有効性等	① 適用数	<p>(参考)                  「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>72.9%</td> <td>64.3%</td> <td>68.2%</td> </tr> </table> <p>(エコカー減税対象車台数/新車販売台数)                  令和元年度:3,080,890/4,225,338</p>	年度	R1	R2	R3	割合	72.9%	64.3%	68.2%
年度	R1	R2	R3								
割合	72.9%	64.3%	68.2%								

			<p>令和2年度:2,521,116/3,918,420                  令和3年度:2,392,589/3,507,050</p> <p>本措置の適用割合は各年度約7割程度であり、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>								
	②	適用額	—								
	③	減収額	<p>「エコカー減税」                  ○自動車重量税(財務省試算)                  令和元年度:約620億円                  令和2年度:約600億円                  令和3年度:約510億円</p>								
	④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど(約35ポイント増加)、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。                  加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度:1,626,312/4,173,186                  令和2年度:1,588,179/3,858,350                  令和3年度:1,586,675/3,467,561</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%
年度	R1	R2	R3								
割合	39.0%	41.2%	45.8%								
	⑤	税収減を是認する理由等	<p>エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については、自動車の保有段階における税負担が軽減されることから、自動車の燃費性能の公表制度等との相乗効果により、消費者の環境意識が高められ、自動車の購入時及び定期的な車検時において、より環境性能の優れた自動車を選択する消費者が増加し、その結果、より環境性能の優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等という目標の実現に大きく寄与している。</p> <p>また、令和3年度の減収額は約510億円であり、適用件数1件あたりの減収額は約2万円である。一方、例えば、純ガソリン車とハイブリッド車との価格差は数十万円とされているが、本措置がインセンティブとなり、より環境性能の優れた自動車の普及促進につながっている。</p>								

			<p>以上により、税負担の軽減による普及促進効果は大きく、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度 :1,626,312/4,173,186                  令和2年度 :1,588,179/3,858,350                  令和3年度 :1,586,675/3,467,561</p> <p>「エコカー減税」                  ○自動車重量税(財務省試算)                  令和元年度 :約 620 億円                  令和2年度 :約 600 億円                  令和3年度 :約 510 億円</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%								
年度	R1	R2	R3																
割合	39.0%	41.2%	45.8%																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>エコカー減税は、これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、環境性能の優れた自動車の普及促進、自動車の環境負荷の低減等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となっている。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続きにより、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当性が認められる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度 :1,626,312/4,173,186                  令和2年度 :1,588,179/3,858,350                  令和3年度 :1,586,675/3,467,561</p> <p>「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>72.9%</td> <td>64.3%</td> <td>68.2%</td> </tr> </table> <p>(エコカー減税対象車台数/新車販売台数)                  令和元年度 :3,080,890/4,225,338</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%	年度	R1	R2	R3	割合	72.9%	64.3%	68.2%
年度	R1	R2	R3																
割合	39.0%	41.2%	45.8%																
年度	R1	R2	R3																
割合	72.9%	64.3%	68.2%																

			<p>令和2年度 :2,521,116/3,918,420                  令和3年度 :2,392,589/3,507,050</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業                  令和4年度予算額:392 百万円                  地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備(充電設置工事費を含む。)の導入を支援する。</p> <p>○税制改正要望の目的は、環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図るため、エコカー減税のグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減により、事業用の次世代自動車だけでなく、環境性能に優れた自動車の普及促進である。</p> <p>一方で、上記の補助金の目的は、電気自動車等について、他の地域や事業者による集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、初期需要を促すために購入補助等を行うものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（(外航)日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（(外航)先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（(内航)CO<sub>2</sub>：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（(内航)NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（(外航)平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）から新たな達成目標（(外航)日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）へ変更する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善することとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）までに平成20年度比24.8%の改善を目指す。</p> <p>② 新造船について、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減することとし、今回要望している本特例措置の適用期間（令和5～6年度）を通して平成22年度比22%のNO<sub>x</sub>削減を目指す。</p> <p>③ 日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとすることとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）において、1,046百万トンを目指す。</p> <p>④ あくまで先進船舶を令和7年までに340隻程度導入することを目標としておりますが、評価書中「10有効性等④効果」に記載のとおり、令和4年は86隻、令和5年は141隻、令和6年は224隻を目標値としております。</p> <p>⑤ あくまで令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図ることを目標としており、その目安としては年間70隻程度の省エネに資する船舶を普及させ、年間約13万トンのCO<sub>2</sub>削減を行うこととしている。</p> <p>⑥ NO<sub>x</sub>削減に係る目標は、税制の特例期間に全てに適用されることから、令和6年度における目標は22%削減である。</p>
---

⑦ 令和3年5月に閣議決定された「第二次交通政策基本計画」において、新たに「日本商船隊の輸送量」が数値目標として設定されたことに伴い、本政策評価における達成目標もそれに合わせたため、「日本商船隊の輸送比率」から「日本商船隊の輸送量」に変更した。
【点検結果】
①～⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 外航船舶に関する過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
② 外航船舶に関する過去の減収額について、「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 事前評価書に追記
② 過去3年間（R1～3年度）の減収額： 適用額（調査により把握した特別償却した実績額）×法人税率（23.2%）
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 外航船舶に関する将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
② 内航船舶に関する将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）について、「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 事前評価書に追記
② 算定式、数値等に関しては前回同様、参考に別添を添付させて頂く。



【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人事業税率より算出」及び「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出」との説明では、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別添の説明では、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（(外航)平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

② 達成目標（(外航)先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の効果について、「先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 達成目標（(内航)CO2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO2の削減を図る）に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

④ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 達成目標（(外航)CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 達成目標（(外航)NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する過去の効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 達成目標（(外航)先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の直接的な効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を

達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 達成目標（(内航)CO2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO2の削減を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本特例特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本特例特別措置を活用した事業者が、「本特例特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本特例特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑩ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の直接的な効果について、「本特例特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本特例特別措置を活用した事業者が、「本特例特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本特例特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。  
なお、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑪ 所期の達成目標（(外航)CO2削減：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

⑫ 所期の達成目標（(外航)先進船舶：2022年までに89隻導入する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

⑬ 所期の達成目標（(内航)CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本特例特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO2やNOxの排出削減に寄与している。

② 先進船舶導入等計画の認定実績から、各年に竣工予定の先進船舶の隻数（R1：4隻、R2：29隻、R3：55隻）を累積して集計しております。

③ 事前評価書に追記致しました。なお、出典が、省令報告・内航輸送統計年報、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表など多岐に渡っており、計算に用いた数値を記載すると膨大な量となるため、記載を控えることとする。

④ 令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%という要件に適合

<p>されているものと仮定し、算出。</p> <p>⑤ 船舶のCO2排出量は大きさにも比例することから、必ずしも隻数が僅少であるから効果が小さいということではない。令和3年度の適用実績7件は約3.2万トンのCO2削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料。</p> <p>⑥ 本特例措置の活用により、環境性能に優れた外航船が導入されたことにより、日本商船隊の燃費効率が平成20年度比2.0%改善された。</p> <p>⑦ 本特例措置の活用により、新造船のNOx排出量について、平成23年度からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を達成した。</p> <p>⑧ ⑥に同じ。なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みが導入のインセンティブになった船舶が含まれている。</p> <p>⑨ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑩ 当税制特例の設備要件を満たした船舶は、NOx削減目標値22%削減を達成される。これが他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑪ 前回の要望時において、令和4年度までに日本商船隊の燃費効率が平成22年度比21%改善するという目標を設定したところ、令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである。令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善するという目標達成に向けて、引き続き本特例措置により環境性能に優れた外航船の導入促進を図る必要がある。</p> <p>⑫ 「10有効性等④効果」の2つ目の※に記載のとおり、令和4年度から令和6年度の数値については目標値としております。なお、令和3年は55隻導入し、令和4年度までに86隻の導入を達成する見込みです。</p> <p>⑬ 「令和3年度までに年間70隻程度（約13万トンCO2の削減に相当）の省エネに資する船舶の普及を図る」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は7隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO2やNOxの排出削減に寄与している」との説明では、過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「R3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出 年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点</p>
--

<p>を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みが導入のインセンティブになった船舶が含まれている」との説明では、直接的な効果がどの程度あったのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑪ 将来の効果（令和4年度）が「20.8%」とされていることから、「令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである」との説明では分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 「令和3年は55隻導入し、令和4年度までに86隻の導入を達成する見込み」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑬ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（（外航）日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和6年度の数値については目標値（但し、CO2削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（（外航）NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和6年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する将来の効果について、「先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数それぞれ5件（令和4年度から6年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（（外航）NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と</p>
--

<p>説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO<sub>2</sub>排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（内航）CO<sub>2</sub>：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑩ 達成目標（内航）NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 今回要望している本特例措置の最終年度（令和6年度）に日本商船隊の輸送量を1,046百万トンとする。</p> <p>② 令和12年度に燃費効率率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としている。</p> <p>③ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定している。</p> <p>④ 令和7年の340隻の目標に向け、イノベーター理論を基に各年の導入隻数が正規分布に従うと仮定して試算し（R1：4隻、R2：27隻、R3：20隻、R4：35隻、R5：55隻、R6：83隻、R7：116隻）、その値を累積しております。イノベーター理論とは、新しい製品、サービスの市場への普及率を表したマーケティング理論です。なお、令和7年の340隻という目標値については、「先進船舶の導入等の促進に関する基本方針（国土交通省告示第八百八十七号）」において定められております。</p> <p>⑤ 船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。原因としては、国内貨物輸送量が増えないため、建造のペースが上がらないことが考えられる一方で、令和3年度の国内貨物輸送量（トンキロベース）は令和2年度比で約5.3%増加していることから、貨物輸送量は今後増加する見込みがあり、新規建造事業者が増えると思慮する。</p>

<p>⑥ 市況の変動が激しく、業績が大きく変動する外航海運事業においては経済情勢や他の要因の影響を排除することは不可能である。</p> <p>⑦ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定しているため、他の要因の影響を除くことは困難である。</p> <p>⑧ ⑥に同じ。なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みで導入のインセンティブになった船舶が含まれている。</p> <p>⑨ 将来の効果については、今後も引き続き事業者に対するアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととした。</p> <p>⑩ ⑨に同じ</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今回要望している本特例措置の最終年度（令和6年度）に日本商船隊の輸送量を1,046百万トンとする」との説明では、将来の効果（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。原因としては、国内貨物輸送量が増えないため、建造のペースが上がらないことが考えられる一方で、令和3年度の国内貨物輸送量（トンキロベース）は令和2年度比で約5.3%増加していることから、貨物輸送量は今後増加する見込みがあり、新規建造事業者が増えると思慮する」との説明では、適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 「将来の効果については、今後も引き続き事業者に対するアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととした」との説明では、「アンケート等」の具体的な内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(8) 他の政策手段</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】 —</p> <p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額 : 745 百万円

○ 適用隻数見込 : 5 隻（うち高度環境低負荷船 2 隻）

・過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）の新造船（300 トン以上）に占める特別償却制度利用船舶隻数

<延長部分>

○ 減収見込額（以下「減収見込額①②」の合計） : 745 百万円

【高度環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額①）  
6,474 百万円 × 2 隻 × 18% × 23.2% = 541 百万円

【環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額②）  
1,833 百万円 × 3 隻 × 16% × 23.2% = 204 百万円

※ 平均船価 : 過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）の本税制利用船舶の船価の平均

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 18) 法人事業税: 義、法人住民税: 義(自動連動)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。</p> <p>【外航】 (環境負荷低減船) 外航日本船舶・・・・・・特別償却率 17/100 外航日本船舶以外の船舶・・特別償却率 15/100 (先進船舶) 外航日本船舶・・・・・・特別償却率 20/100 外航日本船舶以外の船舶・・特別償却率 18/100</p> <p>【内航】 (高度環境負荷低減船)・・・・・・特別償却率 18/100 (環境負荷低減船)・・・・・・特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》 経済安全保障に資する一定の要件を満たす、国内の船主が導入する外航船舶について特償率を12%引き上げるとともに、適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日(所得税は令和7年12月31日)までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14～20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10～11 同法施行規則第42条の8～12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31～32 臨時船舶建造調整法第2～4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25～26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>

5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年9月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度創設 (外航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成25年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成27年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加) 平成29年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ) 令和元年度 拡充・縮減・延長(拡充: 先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶20/100、日本船舶以外18/100とし、縮減: 環境負荷低減船の償却割合を日本船舶17/100、日本船舶以外15/100に引き下げ。) 令和3年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引上げ、追加)</p> <p>(内航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長 平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船については18%) 平成23年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し) 平成25年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し) 平成27年度 縮減・延長(LED証明器具設置必須化等の設備要件の見直し) 平成29年度 延長 ・拡充(内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては18%に引き上げ) ・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 令和元年度 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化) 令和3年度 縮減・延長(匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上2000トン未満の船舶に「衛星航法装置(GPS)」の装置を必須化等の設備要件見直し)</p>

8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～6年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実に資するよう、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本的方針C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船舶エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包含。 (内航) 政策目標 3: 地球環境の保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 25: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2削減: 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。) ・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規</p>

		<p>制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする。 ・先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す。</p> <p>(内航) CO2: 令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO2の削減を図る。(省エネに資する船舶を1,080隻導入) NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、国内船主による経済安全保障上重要な外航船舶の安定確保により、安定的な国際海上輸送の確保に寄与する。さらに、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航) 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、社会的要請として、船舶分野からのCO2排出削減が求められているところ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。</p>																																										
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶(隻)</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈2〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶(隻)</td> <td>53</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈28〉</td> <td>〈16〉</td> <td>〈24〉</td> <td>〈23〉</td> <td>〈23〉</td> <td>〈23〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1～R3については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1～R3)の平均)をもとに推計予定。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	区分							外航日本船舶(隻)	4	1	1	2	2	2	〈適用者〉(社)	〈2〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	外航日本船舶以外の船舶(隻)	53	27	37	39	39	39	〈適用者〉(社)	〈28〉	〈16〉	〈24〉	〈23〉	〈23〉	〈23〉
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																						
区分																																												
外航日本船舶(隻)	4	1	1	2	2	2																																						
〈適用者〉(社)	〈2〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																																						
外航日本船舶以外の船舶(隻)	53	27	37	39	39	39																																						
〈適用者〉(社)	〈28〉	〈16〉	〈24〉	〈23〉	〈23〉	〈23〉																																						

	<p>※ 環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値</p> <p>(内航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)</td> <td>2 (2)</td> <td>4 (4)</td> <td>3 (2)</td> <td>3 (3)</td> <td>3 (3)</td> <td>3 (3)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)</td> <td>2 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>4 (3)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)をもとに推計。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	R6	内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (1)	1 (1)	4 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)																																					
高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (1)	1 (1)	4 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																																					
②: 適用額	<p>・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,781</td> <td>671</td> <td>1,437</td> <td>1,630</td> <td>1,630</td> <td>1,630</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>50,744</td> <td>23,100</td> <td>30,225</td> <td>34,690</td> <td>34,690</td> <td>34,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1~R3については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)をもとに推計。 ※ 直近3年間(R1~R3)における適用者数の合計は72社であり、特定の社への偏りはない。</p> <p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>248</td> <td>905</td> <td>1231</td> <td>795</td> <td>795</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>1,708</td> <td>50</td> <td>2741</td> <td>1500</td> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	2,781	671	1,437	1,630	1,630	1,630	外航日本船舶 以外の船舶	50,744	23,100	30,225	34,690	34,690	34,690		R1	R2	R3	R4	R5	R6	内航環境 低負荷船舶	248	905	1231	795	795	795	高度内航環境 低負荷船舶	1,708	50	2741	1500	1500	1500
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
外航日本船舶	2,781	671	1,437	1,630	1,630	1,630																																					
外航日本船舶 以外の船舶	50,744	23,100	30,225	34,690	34,690	34,690																																					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
内航環境 低負荷船舶	248	905	1231	795	795	795																																					
高度内航環境 低負荷船舶	1,708	50	2741	1500	1500	1500																																					

	<p>査」により適用状況を把握 ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)により算出。 ※ 直近3年間(R1~R3)における適用者数は合計13社であることから、特定の者への偏りはない。</p>																																																															
③: 減収額	<p>・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>645</td> <td>156</td> <td>333</td> <td>378</td> <td>378</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>11,773</td> <td>5,359</td> <td>7,012</td> <td>8,048</td> <td>8,048</td> <td>8,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出 ※ R4年度以降については、直近3年間の平均(R1~R3)</p> <p>【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>186</td> <td>47</td> <td>101</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>3,400</td> <td>1,617</td> <td>2,116</td> <td>2,428</td> <td>2,428</td> <td>2,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人事業税率より算出</p> <p>【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>83</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>1,519</td> <td>375</td> <td>491</td> <td>563</td> <td>563</td> <td>563</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	645	156	333	378	378	378	外航日本船舶 以外の船舶	11,773	5,359	7,012	8,048	8,048	8,048	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	186	47	101	114	114	114	外航日本船舶 以外の船舶	3,400	1,617	2,116	2,428	2,428	2,428	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	83	11	23	26	26	26	外航日本船舶 以外の船舶	1,519	375	491	563	563	563
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	645	156	333	378	378	378																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	11,773	5,359	7,012	8,048	8,048	8,048																																																										
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	186	47	101	114	114	114																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	3,400	1,617	2,116	2,428	2,428	2,428																																																										
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	83	11	23	26	26	26																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	1,519	375	491	563	563	563																																																										

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出

(内航)  
**【減収額】【法人税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		58	210	286	541	541	541
	高度内航環境 低負荷船舶	396	12	636	204	204	204

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率(23.2%)により算出

(内航)  
**【減収額】【法人事業税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		17	63	86	163	163	163
	高度内航環境 低負荷船舶	114	4	192	62	62	62

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人事業税率より算出

(内航)  
**【減収額】【法人住民税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		7	15	20	38	38	38
	高度内航環境 低負荷船舶	51	1	45	14	14	14

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
 (外航)  
 ○達成目標の実現状況

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
CO2 削減(%)		15.1	17.1	18.7	20.8	22.6	24.8
NOx 削減(%)		22	22	22	22	22	22
輸送量(百万トン)		960	889	883	-	-	-
先進船舶(隻数)		4	33	88	86	141	224

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの  
 ※令和4年度から令和6年度の数値については目標値(但し、CO2削減の数値については予測値)  
 ※令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%という要件に適合されているものと仮定  
 ※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握しており、暦年での集計。  
 ※先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計。

○所期の目標の実現状況  
**【令和3年度】**  
 ・CO2削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からのCO2排出量を18.7%削減(平成20年度比)。  
 ・NOx削減(目標値:22%削減):新造船について22%の削減を達成(平成22年度比)。  
 ・輸送量:我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度~令和3年度実績については約900百万トンとほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
 令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

(内航)  
 ○政策目的の達成状況  
 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が、求められており、令和12年度までに181万トンCO2削減(省エネに資する船舶を1,080隻普及)を目標としている。



○達成目標の実現状況							
区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
省エネに資する船舶(隻)		27	20	24	24	24	24
(環境負荷低減船舶導入におけるCO2削減効果(-CO2/t))		33,592	22,620	47,642	34,618	34,618	34,618
NOx削減(%)		22	22	22	22	22	22

※事業者へのアンケート調査等に基づき算出  
 ※R3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出  
 年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率  
 ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1～R3)の平均)により算出

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
 本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

○所期の目標の実現状況  
 【令和3年度】  
 ・CO2削減：年間70隻程度(約13万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、令和元年度から令和3年度の平均で年間24隻であった。  
 ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては22%削減の目標を達成している。

○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果  
 本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で7隻導入され、約3.2万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(外航)                      課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効果や、事業者の資金繰りの安定にも効果が高いことから、本税制特例措置は税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>(内航)                      環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。                      本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。                      加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。                      上記の理由から、本税制特例措置には税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)                      本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>(内航)                      本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。                      また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として、本租税特別措置による支援が効果的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航)                      船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。                      これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして妥当性を有するものである。                      ・船舶特別償却制度・買換特例制度：船舶所有者の投資の促進                      ・国際船舶の固定資産税軽減措置：船舶所有者の船舶保有コストの低減</p>

		<p>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置・船舶所有者の船舶取得時の負担低減</p> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境負荷低減・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷低減を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>
	<p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和2年9月(R2 国交 05)</p>



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「R4、R5年度については見込」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 令和4年度についてはアンケートの回答を記載。 適用数については令和9年度の日本船舶（333隻）から令和4年度（290隻）の増加分を元に各年度割り戻した隻数。 準日本船舶については令和4年度の実績値+1隻を目標とした。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用数については令和9年度の日本船舶（333隻）から令和4年度（290隻）の増加分を元に各年度割り戻した隻数。準日本船舶については令和4年度の実績値+1隻を目標とした」との説明では、令和5年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「R4年度の減収額については見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 追記しました。 ② 制度創設から令和4年度までの1隻当たりの適用額の平均に隻数を乗算したものを。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 事前評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「制度創設から令和4年度までの1隻当たりの適用額の平均に隻数を乗算したものの」との説明では、将来の減収額（令和5年度）の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（令和5年度以降）で370隻程度とする。以下同じ。）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。 ② 達成目標に対する過去の効果について、「本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後（H21年4月1日から）には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 令和4年度において日本船舶と準日本船舶の合計が319隻となっている。 ② トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。これにより、10. ④に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果（令和5年度）が予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和4年度）について、「R4年度については見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかに
-------------------------	--

<p>されていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後（H21年4月1日から）には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p> <p>② 令和4年度についてはアンケートの回答を記載。</p> <p>③ トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。これにより、10. ④に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 19) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 8)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 対外船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。 ① 日本船舶 ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者又は国内の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶) 準日本船舶のみなし利益水準(100純トン当たり)は、日本船舶の1.5倍。  《要望の内容》 本特例措置の適用期限を5年間延長する。  《関係条項》 租税特別措置法第59条の2 租税特別措置法施行令第35条の2 租税特別措置法施行規則第21条の17 海上運送法第34条～第39条の9 同法施行規則第30条～第42条の7 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令
5	担当部局	国土交通省海事局外航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度 日本船舶についてトン数標準税制(5年間)を創設。 平成24年度 拡充要望(平成24年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」とことされた。) 平成25年度 日本船舶に加えて、準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)まで対象を拡充。

		平成29年度 準日本船舶の範囲を拡充(日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充。)																																				
8	適用又は延長期間	5年間(令和5年度以降の適用)																																				
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊(我が国の外航海運事業者が運航する船舶群)による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。  《政策目的の根拠》 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされた。 ・海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」とされた。  ②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標6・・・国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19・・・海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標59・・・外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数  ③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間(令和5年度以降)で370隻程度とすることを目標とする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」																																				
10	有効性等	①: 適用数 【適用数】 (単位: 隻) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶適用数</td> <td></td> <td>241</td> <td>255</td> <td>261</td> <td>253</td> <td>263</td> <td>290</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶適用数</td> <td></td> <td>64</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計適用数</td> <td></td> <td>305</td> <td>312</td> <td>312</td> <td>295</td> <td>299</td> <td>319</td> <td>329</td> </tr> </tbody> </table> ※ H29～R4年度については、認定事業者へのアンケート調査結果を採用。 R5年度については見込。 ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。  ・認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成29年度	区分	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	日本船舶適用数		241	255	261	253	263	290	299	準日本船舶適用数		64	57	52	42	36	29	30	合計適用数		305	312	312	295	299	319	329
区分	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																														
日本船舶適用数		241	255	261	253	263	290	299																														
準日本船舶適用数		64	57	52	42	36	29	30																														
合計適用数		305	312	312	295	299	319	329																														

末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込み。

- ・しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより、「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で 29 隻まで減少する見込みである。
- ・適用者数は各年度 7 社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。
- ・租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。

②: 適用額

【適用額】 (単位:百万円)

年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
区分							
日本船舶 適用額	35,397	33,499	36,670	21,276	88,986	53,830	60,543
準日本船舶 適用額	▲1,433	5,918	4,178	3,480	21,745	11,491	4,971
合計 適用額	36,830	39,417	40,848	24,757	110,731	65,320	65,515

※ H29～R4年度の適用額については、認定事業者へのアンケート調査結果を採用。  
 ※ R5年度の適用額については見込。  
 ※ マイナス値は益金算入となった額  
 ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

- ・租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。

③: 減収額

○法人税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
区分						
日本船舶	3,532	3,369	2,397	20,644	9,111	14,046
準日本船舶	800	268	205	5,045	1,892	1,153
合計	4,333	3,637	2,601	25,689	11,004	15,199

○法人住民税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
区分						
日本船舶	576	549	249	2,147	948	1,461
準日本船舶	130	44	21	525	197	120
合計	706	593	271	2,672	1,144	1,581

○法人事業税 (減収額) (単位:百万円)

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
区分						
日本船舶	22	22	23	174	77	119
準日本船舶	5	2	2	43	16	10
合計	27	23	25	217	93	128

※H30～R4年度の減収額については、認定事業者へのアンケート調査結果に基づき算出。  
 ※R5年度の減収額については見込値。※端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○達成目標の実現状況 (単位:隻)

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	—	R9
区分							
日本船舶	255	261	253	263	290	—	333
準日本船舶	57	52	42	36	29	—	30
合計	312	312	295	299	319	—	363

※各認定事業者(7社)の「日本船舶・船員確保計画」に基づき算出  
 ※R4年度については見込値  
 ※R9年度については目標値を記載(次期計画の目標値は調整中につき、引上げの可能性あり。)

○所期の目標の達成状況

- ・認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成29年度末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込み。
- ・しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で 29 隻まで減少する見込みである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○租税特別措置等による直接的な効果

【日本商船隊における日本船舶数】 (単位:隻)

トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後						
H6	16	17	18	19	20	27	28	29	30	31/R1	R2	R3
280	99	95	95	92	98	197	219	237	261	273	270	273

※海事局外航課調べ  
 ※各年 6 月末時点

- ・本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21年4月1日から)には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる。
- ・仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶及び日

		本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期確立を妨げることになる。
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>上記10. のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成 29 年度末)の 241 隻から R4 年度末には 290 隻まで増加する見込みであることから、目標を達成する見込みである。</p> <p>また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られていることから、政策目標の達成に向けて効果が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。</p> <p>一方で、数年前までの歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況であり、好況下の直近においても船隊規模拡大の目途が立っておらず、準日本船舶の隻数は、R4 年度末で 29 隻に留まる見込みである。</p> <p>安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障確立のため、引き続き本税制を適用することで日本船舶及びそれを補完する準日本船舶の早期確保の道筋をつける必要がある。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>規制、補助金等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(H28 国交 28)





点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(外航)CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航)NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）から新たな達成目標（令和7年の日本商船隊の輸送量1,100万トン为目标とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善することとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和7年度）までに平成20年度比27%の改善を目指す。</p> <p>② 新造船について、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減することとし、今回要望している本特例措置の適用期間（令和5～7年度）を通して平成22年度比22%のNOx削減を目指す。</p> <p>③ NOx削減に係る目標は、税制の特例期間に全てに適用されることから、令和7年度における目標は22%削減となります。</p> <p>④ 令和3年5月に閣議決定された「第二次交通政策基本計画」において、新たに「日本商船隊の輸送量」が数値目標として設定されたことに伴い、本政策評価における達成目標もそれに合わせたため、「日本商船隊の輸送比率」から「日本商船隊の輸送量」に変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（(内航)平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（(内航)CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の効果について、「年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（(外航)CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、過去の効果から、他</p>
---

<p>の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（(外航) NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（(内航) CO<sub>2</sub>：令和7年度までに内航海運からのCO<sub>2</sub>排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（(内航) NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（(内航) 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑩ 所期の達成目標（(外航) 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成16年度比で21%改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>⑪ 所期の達成目標（(内航) 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶への買換が促進され、日本商船隊のからのCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>の排出削減に寄与している。</p> <p>② 出典が、省令報告・内航輸送統計年報、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表など多岐に渡っており、計算に用いた数値を記載すると膨大な量となるため、記載を控えることとする。</p> <p>③ 令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%という要件に適合されているものと仮定し、算出</p> <p>④ 「10. 有効性④効果＜達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果＞」に記載済み。</p> <p>⑤ 本特例措置の活用により、環境性能に優れた外航船に買換えられたことにより、令和3年度の日本商船隊の燃費効率が平成20年度比1.4%改善された。</p> <p>⑥ 本特例措置の活用により、新造船のNO<sub>x</sub>排出量について、平成23年度からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を達成し</p>
---

<p>た。</p> <p>⑦ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑧ 当税制特例の設備要件を満たした船舶は、NO<sub>x</sub>削減目標値22%削減を達成される。これが他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑨ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑩ 前回の要望時において、令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成22年度比21%改善するという目標を設定したところ、令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである。令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善するという目標達成に向けて、引き続き本特例措置により環境性能に優れた外航船の導入促進を図る必要がある。</p> <p>⑪ ④と同じ。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>の排出削減に寄与している」との説明では、過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

#### (7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（(外航) 令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航) 令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
---

③ 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値（但し、CO<sub>2</sub>削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

④ 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値（但し、CO<sub>2</sub>削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 達成目標（(外航)令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トン为目标とする）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑦ 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑧ 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑨ 達成目標（(内航)CO<sub>2</sub>：令和7年度までに内航海運からのCO<sub>2</sub>排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑩ 達成目標（(内航)NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を行う）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑪ 達成目標（(内航)本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。  
なお、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価表に追記

② 過去の実績を踏まえて令和7年度の目標値を定めている。

③ 令和12年度に燃費効率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としている。

④ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定している。

⑤ 地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)において、令和12年度までに船舶からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を181万トンですが、これは年間あたりで必要な削減量は13万トン程度となるため、この数字を達成目標としております。また隻数換算すると現時点では年間70隻程度となるため、現時点ではこの数字を要望期間中の達成目標（測定指標）としております。

⑥ 市況の変動が激しく業績が大きく変動する外航海運事業においては、経済情勢や他の要因の影響を排除することは不可能である。

⑦ 令和12年度に燃費効率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としており、他の要因の影響を除くことは困難である。

⑧ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定しているため、他の要因の影響を除くことは困難である。

⑨ 本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることから事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果があり、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されることから、インセンティブとして影響を与えています。

⑩ ⑨と同じ。

⑪ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。

【点検結果】

①～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 20)、法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動運動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法等に定める環境負荷低減に資する設備を有する船舶を取得した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第37条～第37条の4、第65条の7～9、第66条の6 ・同法施行令第25条、第39条の7、第39条の14～20 ・同法施行規則第18条の5、第22条の11
5	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 平成17年度 拡充(内航海運業に係る参入規制: 許可制→登録制) 平成18年度 縮減・延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成23年度 縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加) 平成26年度 縮減・延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加) 平成29年度 縮減・延長(2,000トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) (トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外) 令和2年度 縮減・延長(買替資産の船齢を法定耐用年数以下に限定)
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して代替を促進することにより、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷低減を実現することを目的とする。

		<p>(内航) 多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本の方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>(内航) 政策目標: 3 地球環境の保全 施策目標: 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標: 25 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) 日本商船隊の船隊規模の維持・整備、CO2及びNOxの削減 〈測定指標〉 ・環境性能の良い船舶の取得を促進し、燃費性能を改善すること等により、我が国の外航海運事業者の国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする。 ・CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する（排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。）。 ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する。</p> <p>(内航) 船舶の環境性能向上、船舶の代替取得の促進 〈測定指標〉 ・CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る。 ・NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う。 ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船等から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>																				
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船にかかる税制利用実態調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="436 1316 981 1375"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	区分									
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7													
区分																						

		<table border="1" data-bbox="1518 165 2080 327"> <tr> <td>外航日本船舶 〈適用者数〉</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉</td> <td>7 (5)</td> <td>9 (5)</td> <td>21 (17)</td> <td>17 (12)</td> <td>22 (16)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> </tr> </table> <p>※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降については過去の実績（直近5年間（H29～R3）の平均）をもとに推計 ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」から構成されており、達成目標に対する効果については合算値で評価することが適当である</p> <p>(内航) 【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="1518 654 2080 798"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 〈適用者数〉</td> <td>16 (16)</td> <td>11 (10)</td> <td>11 (11)</td> <td>10 (7)</td> <td>4 (4)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※R4年度以降については、過去の実績（直近5年間（H29～R3）の平均）をもとに算出。</p>	外航日本船舶 〈適用者数〉	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	7 (5)	9 (5)	21 (17)	17 (12)	22 (16)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	内航船舶 〈適用者数〉	16 (16)	11 (10)	11 (11)	10 (7)	4 (4)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)
外航日本船舶 〈適用者数〉	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																	
外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	7 (5)	9 (5)	21 (17)	17 (12)	22 (16)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	15 (11)																																	
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																	
内航船舶 〈適用者数〉	16 (16)	11 (10)	11 (11)	10 (7)	4 (4)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)																																	
<p>②: 適用額</p>		<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 1149 2080 1332"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>822</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>181</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,974</td> <td>10,860</td> <td>9,440</td> <td>9,247</td> <td>24,333</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降については過去の実績（直近5年間平均（H29～</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	外航日本船舶	822	0	0	0	181	0	0	0	0	外航日本船舶 以外の船舶	5,974	10,860	9,440	9,247	24,333	11,971	11,971	11,971	11,971										
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																	
外航日本船舶	822	0	0	0	181	0	0	0	0																																	
外航日本船舶 以外の船舶	5,974	10,860	9,440	9,247	24,333	11,971	11,971	11,971	11,971																																	

R3))をもとに推計。

※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象

※ 適用者数が少数となっている年度もあり、1社あたりの適用額の割合が高くなることもあるが、特定の者のみが適用者となる偏りはない。

(内航)  
**【適用額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内航船舶	3,025	942	1,852	962	236	760	760	760	760

※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※令和4年度以降については、過去5年間(H29～R3)の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計  
 $103 \text{ 隻} (1) \times 10.12\% (2) = 10 \text{ 隻} (\text{適用予定隻数})$   
 $10 \text{ 隻} (\text{適用予定隻数}) \times 76 \text{ 百万円} (3) = 760 \text{ 百万円} (\text{圧縮実施額})$

(1)新造船隻数:過去5年間(平成29年度～令和3年度)における新造船隻数の平均を踏まえた推定値  
 (2)税制利用率:過去5年間(平成29年度～令和3年度)における新造船に占める税制利用船舶の割合の平均  
 (3)1件当たりの圧縮実施額:過去5年間(平成29年度～令和3年度)の平均

③ 減収額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)  
 1. 法人税  
**【減収額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
外航日本船舶	192	0	0	0	42	0	0	0	0
外航日本船舶以外の船舶	1,398	2,520	2,190	2,145	5,646	2,777	2,777	2,777	2,777

※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ 令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出

※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象

2. 法人住民税  
**【減収額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
外航船舶	25	0	0	0	3	0	0	0	0
外航船舶以外の船舶	180	325	283	150	395	194	194	194	194

※ 「法人住民税=法人税減収額 × 税率(注)」により算出  
 注)平成29年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和7年度:7.0%

3. 法人事業税  
**【減収額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
外航船舶	55	0	0	0	13	0	0	0	0
外航船舶以外の船舶	400	728	632	647	1,704	838	838	838	838

※ 「法人事業税=適用額 × 税率(注)」により算出  
 注)平成29年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和7年度:7.0%

(内航)  
 1. 法人税  
**【減収額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176

※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出

2. 法人住民税  
**【減収額】** (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176

		内航船舶	91	28	55	16	4	12	12	12	12
--	--	------	----	----	----	----	---	----	----	----	----

※「法人住民税＝法人税減収額 × 税率(注)」により算出  
注)平成29年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和7年度:7.0%

3. 法人事業税  
【減収額】 (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内航船舶	203	63	124	67	17	53	53	53	53

※「法人事業税＝適用額 × 税率(注)」により算出  
注)平成29年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和7年度:7.0%

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
(外航)  
○達成目標の実現状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
CO2削減(%)	11.8	13.3	15.1	17.1	18.7	20.8	22.6	24.8	27.0
NOx削減(%)	24	22	22	22	22	22	22	22	22
輸送量(百万トン)	997	1,032	960	889	883	—	—	—	1,100

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの  
※令和4年度から令和7年度の数値については目標値(但し、CO2削減の数値については予測値)  
※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握しており、暦年での集計。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。  
仮に本租税特別措置が認められなかった場合、  
(1)船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。  
(2)環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

○所期の目標の実現状況  
【令和3年度】  
・CO2削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からのCO2排出量を18.7%削減(平成20年度比)。  
・NOx削減(目標値:22%削減):新造船について22%の削減を達成(平成22年度比)。

・輸送量:我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度～令和3年度実績については約900百万トン程度とほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

(内航)  
○達成目標の実現状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
区分					
<CO2削減量 (t-CO2)>	107,440	57,468	33,592	22,620	47,642
(省エネに資する船舶(隻))	(45)	(36)	(27)	(20)	(24)
NOx削減(%)	22	22	22	22	22
	R4	R5	R6	R7	
	130,000	130,000	130,000	130,000	
	(70)	(70)	(70)	(70)	
	22	22	22	22	

※令和3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出  
年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率  
※令和4年度から令和7年度の数値については目標値

○所期の目標の実現状況  
【令和3年度】  
①省エネ化、CO2・NOx排出削減  
(1)CO2削減:年間約13万トンの削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を行うことが目標値であるところ、平成29年度～令和3年度の平均で53,751トンのCO2削減(年間30隻)であった。  
(2)NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、令和3年度時点においては22%削減の目標を達成している。  
②船舶の代替取得の促進  
年間代替取得隻数を14隻以上とすることが目標値であるところ、平成29年度～令和3年度の平均は10隻であり、目標を達成できていない。(各年度の効果及び算定根拠については、「10有効性①適用数」欄に記載したとおりである。)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO2削減がなされた。



		<p>前回要望時の「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は4隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本税制特例措置が認められなかった場合、内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(外航) 本税制特例措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 本税制特例措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。また、NOx削減率についても、新造船については目標値である22%削減の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航) 内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減も促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能や安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。 本税制特例措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。 加えて、本税制特例措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 上記の理由から、本税制特例措置については、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航) 本税制特例措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>(内航)</p>

		<p>本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。 また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。 このため、本税制特例措置は、政策目的達成のための手段として妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>(外航) 買換特別制度は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、環境負荷低減船への代替を促し、日本商船隊の維持・整備を図ることを目的とし、船舶に係る特別償却制度は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境付加低減船の新造船の取得を促し、日本商船隊の規模拡大を図ることを目的としている。 また、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。</p> <p>(内航) 内航船舶取得における支援措置においては、以下のとおり明確に役割分担がされている。 まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度では環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ環境負荷低減を実現することを目的としている。また、中小企業投資促進税制では中小零細事業者の船舶取得を支援することを目的としている。 そして、本税制特別措置では輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船について、安定的かつ計画的に環境負荷低減・安全性・経済性に優れた良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 国交 06)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する）に対する過去の直接的な効果について、「作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される」と説明されているが、過去の効果（平成26年度から令和3年度までで1,783tのNOx排出量が削減）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 本特例措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和3年度における買換え隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。</p> <p>同期間におけるNOx排出削減量の合計は131隻分で約1,800tである。このうち本特例措置を適用した作業船のNOx削減量の合計は86隻分で約1,200tであり、NOx排出削減量全体の約7割の削減に寄与している。</p>
【点検結果】	<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標（作業船からのNOx排出量を令和5年度から令和7年度までの3年間で672t削減する）に対する将来の直接的な効果について、「作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 特例措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和3年度における買換え隻数の実績は平均年間</p>

<p>18隻と約2倍に増加している。</p> <p>本特例措置の継続を前提とした令和5～7年度における作業船買換見込隻数を基にNOx排出量削減見込を算定した場合、49隻分で672tの削減が見込まれるが、本特例措置がない場合、作業船買換隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定され、その結果、令和7年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税 21） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		②: 上記以外の税目 所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）の規定による窒素酸化物（以下「NOx」という。）の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る。）を取得した場合、譲渡益の 80%の圧縮記帳を可能とする特例措置。
		《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日（所得税は令和 8 年 12 月 31 日）までとする。
		《関係条項》 ・ 租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9 ・ 租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7
		担当部局 国土交通省港湾局技術企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 4 年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 創設 平成 29 年度 延長 令和 2 年度 延長
8	適用又は延長期間	3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換えを促進し、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。また、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和 2 年 3 月 13 日告示） ・ 港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価すると

		<p>ともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・ 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、（中略）港湾（中略）の物流・人流ネットワークの早期整備・活用（中略）に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義 フォローアップ（2022 年）（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・ 感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を促進するため、（中略）国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る（後略）。</p> <p>○国土強靱化年次計画 2022（令和 4 年 6 月 21 日国土強靱化推進本部決定） ・ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・ 港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、（中略）等、交通インフラそのものの強化を進める。</p> <p>○第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定） ・ 大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるような環境を整備</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。 ＜測定指標＞ 作業船からの NOx 排出量を令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で 672t 削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換えが促進されることにより、NOx 排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。また、老朽化した作業船の買換えが促進されることにより、円滑な港湾整備等の推進に寄与する。</p>	

10 有効性等	①: 適用数	<p>平成 26 年度 (実績) : 9 隻                  平成 27 年度 (実績) : 13 隻                  平成 28 年度 (実績) : 18 隻                  平成 29 年度 (実績) : 12 隻                  平成 30 年度 (実績) : 11 隻                  令和元年度 (実績) : 10 隻                  令和 2 年度 (実績) : 7 隻                  令和 3 年度 (実績) : 6 隻                  令和 4 年度 (見込) : 10 隻                  令和 5 年度 (見込) : 22 隻                  令和 6 年度 (見込) : 16 隻                  令和 7 年度 (見込) : 11 隻</p> <p>・平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は、関係団体（8 団体）へのヒアリングによる。                  ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。                  ・前回の政策評価における令和 2～4 年度の適用見込数は年間 15 隻であり、各年度の実績は令和 2 年度が 7 隻、令和 3 年度が 6 隻、令和 4 年度が 10 隻（見込）であったが、買換え隻数自体は令和 2 年度が 14 隻、令和 3 年度が 13 隻、令和 4 年度が 13 隻（見込）であり、買換え実績自体は僅少とは言えない。                  また、買換えた作業船のうち本租税特別措置を適用しなかったものは、売却益がゼロ又は極めて少額であったため、結果的に圧縮記帳を利用することができないという事情があった。</p>
	②: 適用額	<p>平成 26 年度 (実績) : 576 百万円                  平成 27 年度 (実績) : 877 百万円                  平成 28 年度 (実績) : 939 百万円                  平成 29 年度 (実績) : 581 百万円                  平成 30 年度 (実績) : 818 百万円                  令和元年度 (実績) : 769 百万円                  令和 2 年度 (実績) : 737 百万円                  令和 3 年度 (実績) : 792 百万円                  令和 4 年度 (見込) : 846 百万円                  令和 5 年度 (見込) : 1,707 百万円                  令和 6 年度 (見込) : 1,242 百万円                  令和 7 年度 (見込) : 854 百万円</p> <p>・平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は、関係団体（8 団体）へのヒアリングによる。                  ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。                  ・本租税特別措置は、船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定の者に偏りがあるものではない。</p>

③: 減収額	<p>&lt;法人税&gt;                  平成 26 年度 (実績) : 147 百万円                  平成 27 年度 (実績) : 210 百万円                  平成 28 年度 (実績) : 220 百万円                  平成 29 年度 (実績) : 136 百万円                  平成 30 年度 (実績) : 190 百万円                  令和元年度 (実績) : 178 百万円                  令和 2 年度 (実績) : 171 百万円                  令和 3 年度 (実績) : 184 百万円                  令和 4 年度 (見込) : 196 百万円                  令和 5 年度 (見込) : 396 百万円                  令和 6 年度 (見込) : 288 百万円                  令和 7 年度 (見込) : 198 百万円</p> <p>・平成 26 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (25.5%)                  ・平成 27 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (23.9%)                  ・平成 28 年度～平成 29 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (23.4%)                  ・平成 30 年度～令和 7 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績又は見込) × 法人税率 (23.2%)</p> <p>&lt;法人住民税&gt;                  平成 26 年度 : 26 百万円                  平成 27 年度 : 27 百万円                  平成 28 年度 : 29 百万円                  平成 29 年度 : 18 百万円                  平成 30 年度 : 25 百万円                  令和元年度 : 23 百万円                  令和 2 年度 : 12 百万円                  令和 3 年度 : 13 百万円                  令和 4 年度 : 14 百万円                  令和 5 年度 : 28 百万円                  令和 6 年度 : 20 百万円                  令和 7 年度 : 14 百万円</p> <p>・平成 26 年度の影響額は、以下のとおり算出。                  法人税割額 + 均等割額                  (法人税割額 = 法人税減収額 × (道府県民税率 (5.0%) + 市町村民税率 (12.3%)))                  (均等割額 = 道府県民税 (0.05 百万円) + 市町村民税 (0.15 百万円))                  ・平成 27 年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。                  法人税割額 + 均等割額                  (法人税割額 = 法人税減収額 × (道府県民税率 (3.2%) + 市町村民税率 (9.7%)))                  (均等割額 = 道府県民税 (0.05 百万円) + 市町村民税 (0.</p>
--------	---

		<p>15 百万円) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年度～令和 7 年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額+均等割額 (法人税割額=法人税減収額 × (道府県民税率 (1.0%) + 市町村民税率 (6.0%)) ) (均等割額=道府県民税 (0.05 百万円) +市町村民税 (0.15 百万円) )</li> </ul> <p>&lt;法人事業税&gt;</p> <p>平成 26 年度 : 31 百万円 平成 27 年度 : 59 百万円 平成 28 年度 : 63 百万円 平成 29 年度 : 39 百万円 平成 30 年度 : 55 百万円 令和元年度 : 52 百万円 令和 2 年度 : 52 百万円 令和 3 年度 : 55 百万円 令和 4 年度 : 59 百万円 令和 5 年度 : 119 百万円 令和 6 年度 : 87 百万円 令和 7 年度 : 60 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績) × 法人事業税率 (5.3%)</li> <li>平成 27 年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績) × 法人事業税率 (6.7%)</li> <li>令和 2 年度～令和 7 年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績又は見込) × 法人事業税率 (7.0%)</li> </ul>
--	--	---

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 26 年度 (実績) : NOx144t 削減 平成 27 年度 (実績) : NOx188t 削減 平成 28 年度 (実績) : NOx303t 削減 平成 29 年度 (実績) : NOx263t 削減 平成 30 年度 (実績) : NOx298t 削減 令和元年度 (実績) : NOx253t 削減 令和 2 年度 (実績) : NOx174t 削減 令和 3 年度 (実績) : NOx160t 削減 令和 4 年度 (見込) : NOx158t 削減 令和 5～7 年度 (見込) : Nox672t 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は関係団体 (8 団体) へのヒアリングによる。</li> <li>令和 2 年度から令和 4 年度までの所期目標は 3 年間で NOx 排出量 700t 削減であったが、実績及び見込では 492t の削減となる。</li> <li>目標を達成出来なかった要因として、買換え船種が想定と異なり、NOx 排出量削減寄与率の低い船種が多かったことがあげられる。</li> <li>令和 5～7 年度の所期目標である 3 年間で 672t 削減の算出根拠は、以下のとおりである。 平成 26 年度から令和 3 年度までの買換え隻数 131 隻 -① 平成 26 年度から令和 3 年度までの NOx 削減量 1,783t -② 平成 26 年度から令和 3 年度における 1 隻あたりの NOx 削減量 ②/①=14t -③ 令和 5～7 年度の想定数 年間 16 隻 -④</li> </ul> <p>以上により、令和 5～7 年度における年度ごとの NOx 削減見込量は 224t (=③×④)、3 年間で 672t (=224t×3 年)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>買換えが進むことで、NOx 排出量は確実に削減されていくので、本租税特別措置を引き続き実施していくことが必要である。</li> </ul> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置によって、平成 26 年度から令和 3 年度までで 1,783t の NOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた。</p> <p>本租税特別措置は、平成 23 年 6 月に一度廃止となり、その後平成 26 年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成 24～25 年における買換え隻数の実績が平均年間 8 隻程度であったのに対し、平成 26～令和 3 年度における買換え隻数の実績は平均年間 18 隻と約 2 倍に増加している。</p> <p>同期間中における Nox 排出削減量の合計は 131 隻分で 1,783t であるが、このうち本特例措置を適用した作業船の Nox 削減量の合計は 86 隻分で約 1,200t であり、Nox 排出削減量全体の約 7 割の削減に寄与している。</p> <p>また、本租税特別措置の継続を前提とした令和 5～7 年度における作業船買換え見込隻数を基に NOx 排出量削減見込を算定した場合</p>
--	-------	---

		<p>672tの削減が見込まれるが、本租税特別措置がない場合、作業船買換え隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定される。その結果、令和7年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測しており、本租税特別措置は政策目的達成に大きく寄与するものと見込んでいる。</p> <p>また、事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、作業船買換えの初期投資が大幅に増えることから環境性能が高い作業船への買換えが促進されず、政策目標が達成できないこととなる。</p> <p>本租税特別措置の適用を受けた企業に対して具体的な効果についてヒアリングを行ったところ、作業船を買換える年度は売却益に対する税金と新造船の購入費用の両方が必要になるため、まとまった資金が必要になるが、本租税特別措置を適用することにより、資金調達を非常に円滑に行うことができたとの意見が寄せられた。</p> <p>作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される。また、もし本租税特別措置がない中で買換えが必要な場合、比較的事业への影響が少ない会社資産（不動産等）を売却したり、役員退職慰労金を損金計上することにより税負担を軽減したりするなどして資金を用意し、それでも足りないときは金融機関からの融資を検討しなければならず、融資のハードルも低くないため、事業展開に大きな支障が生じた可能性があるとの意見も確認された。</p> <p>事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、買換えが促進されず作業船の老朽化が進展することにより、事故やトラブルが増加し、結果的に、港湾整備及び大規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこととなる。</p>	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本租税特別措置によって、既存作業船の買換えが促進されることとなり、作業船のNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。また、NOx排出量の削減効果は将来に渡って地球環境の保全に大きく寄与する。</p> <p>加えて、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。以上のことは広く国民に裨益することから、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適切である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○国庫補助 ・省エネルギー・需要構造転換支援事業（資源エネルギー庁）</p> <p>上記の予算上の措置の対象は、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に限って補助されるものである。</p> <p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換え等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○海防法によるNOx排出規制</p> <p>上記の規制は、IMOにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制によるNOx環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が80%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうしたNOx排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必要な施策であり、目的を異にするものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月（国交07）

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度から3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	①・② 対象となる航空機騒音障害区域の内から外への買換えについては、国土交通省と防衛省で適用されたものの合計であるため、適用の内数を把握することができない。 ただし、本特例を適用するためには、買取証明書と対象区域外へ移転した証明書が必要となるため、証明書を発行した事業者へヒアリングを行い使用した旨回答があったものを推計として計上している。 また、評価書及び算出根拠に記載がないため、追記を行った。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「R5年度以降は、成田空港におけるB滑走路供用時（H14年度）の騒音移転の推移を踏まえ、成田空港の機能強化に伴う新区域の移転についても、同様の傾向で移転すると仮定して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 算出根拠の記載を修正いたします。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、成田国際空港以外の特定飛行場に関する将来の適用数の算定根拠（計算式、計算に

用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 算出根拠の記載を修正いたします。
【点検結果】	① (2) ②の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の効果について、「令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数11件、成田国際空港では契約件数24件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、過去の適用数1件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ② 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の効果について、「令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数11件、成田国際空港では契約件数24件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、過去の適用数0件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、区内内の住民の移転が促進される」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他
-------------------------	--



<p>の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①～④ 本特例措置の適用数は僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績があるところ、移転した個人・法人に対して実施した、移転理由に関するヒアリング調査（平成28年度実施）では、「事業所の移転について検討していた際、税制（買い換え）の内容を説明してくれたから」、「移転したいタイミングで、かつ税制もあったため移転することとした」といった意見があり、本特例措置が移転に当たっての動機付けとして効果を有していることが伺える。</p> <p>また、今後、これまでに移転した個人・法人に対して、本特例措置が無かった場合の移転の可否に関するヒアリング等の調査について検討する。</p> <p>⑤・⑥ 過去の達成目標に対する進展の程度については、「10有効性等」「④効果」における「移転補償実績の契約件数に係る各年度の実績」として記載している。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する将来の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する将来の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①・② 本特例措置の適用数は僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績があるところ、移転した個人・法人に対して実施した、移転理由に関するヒアリング調査（平成28年度実施）では、「事業所の移転について</p>
---

<p>検討していた際、税制（買い換え）の内容を説明してくれたから」、「移転したいタイミングで、かつ税制もあったため移転することとした」といった意見があり、本特例措置が移転に当たっての動機付けとして効果を有していることが伺える。</p> <p>また、今後、これまでに移転した個人・法人に対して、本特例措置が無かった場合の移転の可否に関するヒアリング等の調査について検討する。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 本特例措置については、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となる。</p> <p>事業継続を望む者、特に移転先での事業継続を望んでいるが、当面の事業継続のために一定の資産が必要である事業者への移転促進を促す手段として必要なものである。</p> <p>※上記必要性について、評価書への追記を行った。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、評価書の「本措置は、資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となり、移転先での事業継続を望む移転事業者の移転の動機付けとなり、移転補償事業の促進が図られる。また本措置は直接的な減免でなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である」との説明では、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(2)、(3)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 22)、法人住民税: 義、法人事業税: 義 (自動運動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (以下「騒防法」という。) 第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (以下「特騒法」という。) 第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の 80% (令和元年度以前に指定された区域は 70%) について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 令和2年度以降に新たに指定された航空機騒音障害区域 (騒防法に規定する第2種区域及び特騒法に規定する航空機騒音障害防止特別地区) に限り現行通り (80%) としたうえで、特例措置の期限を3年間延長する。 (令和元年度以前に指定された区域については本特例措置の適用対象から除外)
		《関係条項》 租税特別措置法 第 65 条の7第2号イ・ロ、第 65 条の8、第 65 条の9、第 68 条の 79、第 68 条の 80 (所得税 第 37 条第2号イ・ロ、第 37 条の4)
5	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部航空戦略室、首都圏空港課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 (6 年間) 平成 13 年度 5 年間延長 昭和 50 年度 5 年間延長 平成 18 年度 5 年間延長 昭和 55 年度 5 年間延長 平成 23 年度 3 年間延長 昭和 60 年度 5 年間延長 平成 26 年度 3 年間延長 平成元年度 1 年間延長 平成 29 年度 3 年間延長 平成 3 年度 5 年間延長 令和 2 年度 3 年間延長 (一部縮減) 平成 8 年度 5 年間延長
8	適用又は延長期間	(法人税) 3年間 (令和5年4月1日～令和8年3月31日) (所得税) 3年間 (令和6年1月1日～令和8年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域 (騒防法) 及び航空機騒音障害防止特別地区 (特騒法) 内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和 42 年 8 月 1 日法律第 110 号) (移転の補償等)</p> <p>第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域 (以下「第二種区域」という。) に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件 (以下「建物等」という。) の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭和 53 年 4 月 20 日法律第 26 号) (移転の補償等)</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件 (以下「建築物等」という。) の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。</p> <p>&lt;測定指標&gt; ・成田国際空港以外の特定飛行場 飛行場周辺に残存する移転対象約 1,100 件の内令和5年から令和</p>

		<p>7年にかけて約 10 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。</p> <p>・成田国際空港 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1,360 件の内令和5年から令和7年にかけて約 300 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。</p> <p>※特定飛行場とは、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、成田国際空港の 14 空港のこと</p> <p>騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買入れ等の補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるが、移転を希望する居住者からの相談や過去の実績を勘案し、上記件数を目標とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>																												
10	有効性等 ①：適用数	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>0件</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>16件</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>12件</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>12件</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>12件</td></tr> </table>	令和元年度：	1件	令和2年度：	0件	令和3年度：	1件	令和4年度見通し：	0件	令和5年度見込み：	0件	令和6年度見込み：	0件	令和7年度見込み：	0件	令和元年度：	0件	令和2年度：	0件	令和3年度：	0件	令和4年度見通し：	16件	令和5年度見込み：	12件	令和6年度見込み：	12件	令和7年度見込み：	12件
令和元年度：	1件																													
令和2年度：	0件																													
令和3年度：	1件																													
令和4年度見通し：	0件																													
令和5年度見込み：	0件																													
令和6年度見込み：	0件																													
令和7年度見込み：	0件																													
令和元年度：	0件																													
令和2年度：	0件																													
令和3年度：	0件																													
令和4年度見通し：	16件																													
令和5年度見込み：	12件																													
令和6年度見込み：	12件																													
令和7年度見込み：	12件																													

		<p>※令和元年度の適用件数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)により公表されている実績の一部。税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングによる推計。 令和3年度についても同様に証明書を発行したもののヒアリングによる推計。</p> <p>※算定根拠については別紙参照</p> <p>適用数が僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績がある。</p> <p>ただし、令和元年度以前に指定された区域(以下既存区域)については、航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転補償事業の実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理など区域外の土地等の買入れを伴わないものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなってきている。</p> <p>前回の延長の際に圧縮率を引き下げることにより、早期移転のインセンティブを付与することで、移転の促進効果を期待したものの、本特例措置の適用に繋がらず、今後も定量的な利用が見込めないことから、対象区域からの除外を要望する。</p> <p>しかしながら、成田空港においては、C滑走路新設等の機能強化に伴い、騒音影響範囲が拡大することから、令和2年4月1日に新たに対象区域が拡大したところである。当該区域内には約1,140件の移転対象者がおり、本特例措置の対象となる者も約150件見込まれている。</p> <p>令和2、3年度は、新型コロナウイルスの影響等により、移転の取り止めや延期を行う事業者が発生し、適用には至っていないものの、令和4年度は16件程度の事業者が本特例対象として見込まれている。</p> <p>新たに空港周辺で航空機騒音の被害を受ける住民等に対しては、移転補償の促進を図るためにも、本特例措置の延長が不可欠である。</p>																												
	②：適用額	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>141百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>2,256百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p>	令和元年度：	63百万円	令和2年度：	0百万円	令和3年度：	141百万円	令和4年度見通し：	0百万円	令和5年度見込み：	0百万円	令和6年度見込み：	0百万円	令和7年度見込み：	0百万円	令和元年度：	0百万円	令和2年度：	0百万円	令和3年度：	0百万円	令和4年度見通し：	2,256百万円	令和5年度見込み：	1,692百万円	令和6年度見込み：	1,692百万円	令和7年度見込み：	1,692百万円
令和元年度：	63百万円																													
令和2年度：	0百万円																													
令和3年度：	141百万円																													
令和4年度見通し：	0百万円																													
令和5年度見込み：	0百万円																													
令和6年度見込み：	0百万円																													
令和7年度見込み：	0百万円																													
令和元年度：	0百万円																													
令和2年度：	0百万円																													
令和3年度：	0百万円																													
令和4年度見通し：	2,256百万円																													
令和5年度見込み：	1,692百万円																													
令和6年度見込み：	1,692百万円																													
令和7年度見込み：	1,692百万円																													

		対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。																																																																
③: 減収額	<p>(特定飛行場)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(成田国際空港)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>523</td> <td>393</td> <td>393</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>81</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	法人税	15	0	33	0	0	0	0	法人事業税	1	0	2	0	0	0	0	法人住民税	2	0	5	0	0	0	0	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	法人税	0	0	0	523	393	393	393	法人事業税	0	0	0	37	28	28	28	法人住民税	0	0	0	81	61	61	61	
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
法人税	15	0	33	0	0	0	0																																																											
法人事業税	1	0	2	0	0	0	0																																																											
法人住民税	2	0	5	0	0	0	0																																																											
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
法人税	0	0	0	523	393	393	393																																																											
法人事業税	0	0	0	37	28	28	28																																																											
法人住民税	0	0	0	81	61	61	61																																																											
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数 11 件、成田国際空港では契約件数 24 件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>既存区域については、未だ移転対象となる居住者が多数残存しているものの、10 ①に記載のとおり適用からの除外を要望する。</p> <p>新区域については、成田空港における C 滑走路新設等の機能強化に伴い、騒音影響範囲が拡大することから、令和 2 年 4 月 1 日に新たに対象区域が拡大したところであり、当該区域内には約 1,140 件の移転対象者がおり、本特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が促進され、9 ③にて記載している令和 5 年から令和 7 年までの移転目標において 3 6 件の適用が見込まれる。</p> <p>移転補償事業の契約件数に係る各年度の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田国際空港以外の特定飛行場</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>成田国際空港</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	合計	成田国際空港以外の特定飛行場	8	1	2	11	成田国際空港	4	0	20	24																																																		
	R1	R2	R3	合計																																																														
成田国際空港以外の特定飛行場	8	1	2	11																																																														
成田国際空港	4	0	20	24																																																														

		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される。
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置は、資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となり、移転先での事業継続を望む移転事業者の移転の動機付けとなり、移転補償事業の促進が図られる。</p> <p>また本措置は直接的な減免でなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものであることから、住民の方が所在する地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月 (国交 08)

○10①適用数の算出根拠

- ・R4年度は、法人等へのヒアリングにより把握。
- ・R5年度以降は、成田空港におけるB滑走路供用時（平成14年度）の騒音転移の推移を踏まえ、成田空港におけるC滑走路新設等の機能強化に伴い、令和2年4月1日に拡大した区域（新区域）の移転についても、供用目途である令和10年度までに同様の傾向で移転すると仮定して算出。

$$\left( \begin{array}{c} \text{新区域の} \\ \text{本特例措置} \\ \text{対象件数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{B滑走路が供用され} \\ \text{た平成14年度までの} \\ \text{移転割合} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{供用目途である令和} \\ \text{10年度までの適用見} \\ \text{込み} \end{array} \right)$$

$$149 \text{件} (\text{※}) \times 58.9\% (\text{※}) = 88 \text{件} (\text{小数点以下切上げ})$$

(※) 成田国際空港株式会社にヒアリングした数値

$$\left( \left( \begin{array}{c} \text{供用目途である令和} \\ \text{10年度までの適用見} \\ \text{込み} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{令和4年度までの} \\ \text{適用見直し} \end{array} \right) \right) \div \left( \begin{array}{c} \text{令和5年度から} \\ \text{令和10年度まで} \\ \text{の年数} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{各年度の適用} \\ \text{見込み} \end{array} \right)$$

$$( 88 \text{件} - 16 \text{件} ) \div 6 \text{年} = 12 \text{件}$$

○適用額、減収額の算出根拠

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和4年1月国会提出）における去3カ年の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（航空機騒音障害区域の内から外への買換え）」の適用件数及び適用総額を参考として、1件あたりの適用額を算出。

	H30	R1	R2	合計
適用件数	2	1	3	6
適用総額（百万円）	11	79	968	1,058

- 1件あたりの平均適用額  
 適用総額計÷適用件数=1,058÷6 = **176**（百万円）/件
- 減収見込対象適用額  
 平均適用額×圧縮割合（80%）=176×80% = **141**（百万円）/件
- 1件あたりの見込み減収額
- ・法人税  
 減収見込対象適用額×法人税率=141×23.2% = **33**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人税率は23.2%であり、令和4年度以降も同率と見込み
  - ・法人住民税  
 減収見込対象適用額×法人事業税率=33×7.0% = **2**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人住民税率は7.0%であり、令和4年度以降も同率と見込み
  - ・法人事業税  
 減収見込対象適用額×法人事業税率=141×3.6% = **5**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人事業税率は3.6%であり、令和4年度以降も同率と見込み

- ・特定飛行場令和元年度  
 適用額=R1適用総額×件数X圧縮割合（80%）=79×1×80% = **63**（百万円）  
 法人税=適用額×法人税率=63×23.2% = **15**（百万円）  
 法人住民税=法人税X法人住民税率=15×7.0% = **1**（百万円）  
 法人事業税=適用額×法人事業税率=63×3.6% = **2**（百万円）

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者へのヒアリングにより1件の適用があったためR1の適用総額を用いた。  
 ※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

- ・特定飛行場令和3年度  
 適用額=減収見込対象適用額を採用 **141**（百万円）  
 法人税=適用額×法人税率=141×23.2% = **33**（百万円）  
 法人住民税=法人税X法人住民税率=33×7.0% = **2**（百万円）  
 法人事業税=適用額×法人事業税率=141×3.6% = **5**（百万円）

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者へのヒアリングにより1件の適用があったため減収見込対象適用額を用いた。  
 ※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

・成田国際空港

減収見込対象適用額 141（百万円）を1件あたりの単価とする。

- 令和4年  
 適用額=単価X件数=141×16 = **2,256**（百万円）  
 法人税=適用額X法人税率=2,256×23.2% = **523**（百万円）  
 法人住民税=法人税X法人住民税率=523×7.0% = **37**（百万円）  
 法人事業税=適用額×法人事業税率=2,256×3.6% = **81**（百万円）
- 令和5年～7年度  
 適用額=単価X件数=141×12 = **1,692**（百万円）  
 法人税=適用額X法人税率=1,692×23.2% = **393**（百万円）  
 法人住民税=法人税X法人住民税率=393×7.0% = **28**（百万円）  
 法人事業税=適用額×法人事業税率=1,692×3.6% = **61**（百万円）

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和7年度目標値315千人以上））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和7年度目標値315千人以上））は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 当該税制の適用最終年度の令和6年度を目標達成時期に修正する。</p> <p>② 新規雇用者数は税制を適用した企業からの報告をもとに平均値を算出し、あくまで参考指標として設定した一方で、政策目標の業績指標は「離島地域の総人口」としてオーソライズされ設定されている。税制は離島地域の人口減少を抑制する政策ツールの一翼であるため、全体の測定指標は「離島地域の総人口」とさせていただきたいと考えます。その上で、税制自体の効果を検証するものとして、本税制を適用した企業の新規雇用者数15人/年※の確保を参考指標として掲げたいと考えております。</p> <p>※ 離島において、平成29年度から令和3年度の5ヶ年で、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、過去の効果（人口令和元年度358千人、2年度348千人及び3年度344千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになっていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果の聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。</p> <p>また、全国的に人口が減少している中で、離島においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、税制特例により社会減抑制に寄与していると考えられる（参考資料参照）。</p> <p>② 前回評価時の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））は、離島振興対策実施地域78地域（うち有人離島255島）ベースで算出したもの。令和3年4月1日に大島地域（宮城県気仙沼市、平成27年国調で2,522人）が指定解除され、</p>

現在の離島振興対策実施地域は77地域（うち有人離島254島）となっている。  
今回の評価書で記入した令和4年度の見込み人数334千人は、77地域をベースで算出したところであり、前回目標値336千人から大島地域の人口（2,522人）を引くと目標値が334千人となることから、令和4年度見込み人数は目標値を満足している。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。また、全国的に人口が減少している中で、離島においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、税制特例により社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（人口令和元年度358千人、2年度348千人及び3年度344千人）との関係が明らかでないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

題とする。

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## (7) 将来の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、将来の効果（人口令和4年度334千人、5年度328千人及び6年度321千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に記載している新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。
- また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えられる。
- ただし、全国的に人口が減少している中、離島においても人口減少が続くことが予測され、目標値は人口減少を見据えたものとせざるを得ないところ。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、評価書を修正しました。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税24) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
	《要望の内容》	・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ・そのほか、所要の措置を講ずる。
	《関係条項》	・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項柱書及び表第3号、第45条第3項柱書及び表第3号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第26項、第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第27項
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年間延長 平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年間延長

			平成19年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年間延長 平成23年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価格要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成27年度 適用期限の2年間延長 平成29年度 適用期限の2年間延長 令和元年度 適用期限の2年間延長 令和3年度 適用期限の2年間延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2022第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標:39 離島等の振興を図る 業績目標:108 離島等の総人口
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349千人 → 令和6年度目標値321千人以上 ○離島振興対策実施地域の人口 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口



			<p>前年比の平均を乗じて算出した令和6年度末の当該地域の人口推計値は321千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p><b>【参考指標】</b>                  本特例措置を適用した企業の新規雇用者15人/年*の確保を参考指標として掲げる。                  ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>41</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。                  2 R4は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数(9件)を基にし、R5、R6においては、R4の見込件数並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>                  ・R4適用見込件数=R3からの継続件数(27件)+R4適用見込件数(新規9件)                  R4の適用見込件数(新規)は9件なので(関係都道府県への調査による)、R5、R6もR4並みとした。                  ・R5適用見込件数=R4からの継続件数(32件)+R5適用見込件数(新規9件)                  ・R6適用見込件数=R5からの継続件数(28件)+R6適用見込件数(新規9件)                  ※算定根拠については別紙参照。                  ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用件数	26	26	32	36	41	37
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用件数	26	26	32	36	41	37											
		② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>67</td> <td>79</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用額	65	58	57	67	79	69
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用額	65	58	57	67	79	69											

			<p>適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。                  当初残存価額×償却率=普通償却額                  普通償却額×割増償却率=割増償却額                  2 R4は関係都道府県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R5、6はR4の見込み金額並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>                  R3適用額=R2適用額(継続)+R3適用額(新規)                  R4適用額=R3適用額(継続)+R4適用額(新規)                  R5適用額=R4適用額(継続)+R5適用額(新規)                  R6適用額=R5適用額(継続)+R6適用額(新規)</p> <p><b>【計算式】</b>                  取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
		③ 減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。                  適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。                  当初残存価額×償却率=普通償却額                  普通償却額×割増償却率=割増償却額                  割増償却額×税率(各年度の数値)=減収額                  2 計算式は以下のとおり。                  適用額×法人税率(23.2%)</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。  <b>【法人住民税】</b>                  減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額                  法人県民税減収額=法人減収額×県民税率(1.0%)                  法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率(6.0%)                  ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p><b>【法人事業税】</b></p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	法人税	15	13	13	15	18	16	法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.1	法人事業税	10	9	9	11	13	11
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)																									
法人税	15	13	13	15	18	16																									
法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.1																									
法人事業税	10	9	9	11	13	11																									

		<p>減収額＝普通償却額×法人事業税率(7.0%)                  ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。                  減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額                  減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民減収額                  普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税</p>																			
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  ○政策目的の達成状況                  (離島振興対策実施地域の人口)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>358</td> <td>348</td> <td>344</td> <td>334</td> <td>328</td> <td>321</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、住民基本台帳の登録人数。                  2 R4～R6の算定根拠:H30年度末～R2年度末人口前年比の平均値0.979。R2年度末人口348,875人(住基人口)に前年比平均値0.979を乗じて算出したR3年度末人口341,857人(政策目標値)に前年比平均値を乗じてR4を、さらに前年比平均値を乗じてR5を、R5に前年比平均値を乗じてR6を算出。</p> <p>○達成目標の実現状況                  令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の342千人を上回っているところ。令和6年度時点の離島人口321千人以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  平成28年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に直接影響する。                  本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。                  なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた。</p>						年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	人口	358	348	344	334	328	321
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)															
人口	358	348	344	334	328	321															

			<p>(設備投資に伴う新規雇用者数)</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3の新規雇用者数については、関係都道府県を通じ、企業に聞き取った人数。                  2 R4～R6は、R4の関係都道府県へ行った調査による新規雇用者数の見込み数。それをもとにR5、R6も同数と見込み算出。</p>						年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)																
設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15																
		⑤	税収減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。                  こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>																		
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。                  定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>																		
		②	他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接、民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているのではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																		
		③	地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>																		
12	有識者の見解	なし																				
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 国交08)																				

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

年度		R1	R2	R3
産業の振興に関する計画策定市町村数		108	108	108
法人税率（%）		23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	17	4	6
	適用額（百万円）	46	8	3
規	減収額（百万円）	11	2	1
	適用件数（件）	9	22	26
継	適用額（百万円）	19	50	54
	減収額（百万円）	4	11	12
続	適用件数（件）	26	26	32
	適用額（百万円）	65	58	57
計	適用件数（件）	26	26	32
	減収額（百万円）	15	13	13

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の確認書に基づき算出した。  
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

年度		R4	R5	R6
産業の振興に関する計画策定市町村数		108	108	108
法人税率（%）		23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	9	9	9
	適用額（百万円）	23	23	23
規	減収額（百万円）	5	5	5
	適用件数（件）	27	32	28
継	適用額（百万円）	44	56	46
	減収額（百万円）	10	13	11
続	適用件数（件）	36	41	37
	適用額（百万円）	67	79	69
計	適用件数（件）	36	41	37
	減収額（百万円）	15	18	16

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和4年度見込み（令和3年度までの関係都道府県調査結果から算出）  
＜適用件数＞適用見込件数 36件（R4年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】9件（①）  
①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数：27件/3年＝9件

【継続適用件数】27件（②）  
②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 67百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がってきた数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】23百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」\*「耐用年数ごとの償却率」\*「設備投資別の割増償却率」\*「件数」＝適用額

※R1～R3年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとにR1～R3年の適用件数の割合から「件数」を計上。

業種	設備投資種別	平均取得額 (百万円)	償却率	割増償却率	適用額 (百万円)	件数	適用額合計 (百万円)
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	1	1.6
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	1	1.2
製造	機械・装置	122	0.2	0.32	7.8	1	7.8
旅館	建物・付属設備	571	0.033	0.48	9	1	9
農林	建物・付属設備	43	0.033	0.48	0.68	5	3.4
合計		—	—	—	—	—	23

【継続適用見込額】44百万円（②）  
②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和5、6年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和4年度の見込件数並みとした。

＜適用額＞令和4年度の適用見込額並みとした。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

【参考】現行税制の適用実績と成果

- 本税制特例の前提となる産業の振興に関する計画は、実質全ての市町村が策定。平成25年度～令和3年度の9年間における実績は、**適用件数108件、適用額2億2100万円、新規雇用者80人**(うち島内雇用者77人、島外雇用者3人)。
- 本税制特例を**適用した企業が立地する市町村は社会減が少なく、本税制特例は社会減抑制に寄与している。**

産業振興計画の策定率

離島地域の市町村	策定済	未策定	策定率
111市町村	108市町村	3市	<b>97.3%</b>

※未策定3市は、設備投資が見込めないことから策定しない方針

税制適用の効果

	適用市町村	非適用市町村	計
人口(R3)	122228人	180949人	303177人
社会増減数(R3)	-337人	-1156人	-1493人
社会増減率(R3)	-0.28%	-0.64%	-0.49%
社会増減数(H25～R3)	-4877人	-10393人	-15270人
社会増減率(H25～R3)	<b>-3.51%</b>	<b>-5.08%</b>	-4.44%

※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)  
 ※適用市町村・非適用市町村は全部離島市町村を集計。

税制適用実績 (H25～R3)

業種	適用件数	適用額(百万円)	新規雇用者	
			うち島内居住	うち島外居住
製造業	30	64	<b>77(24)</b>	<b>3(3)</b>
旅館業	20	128		
農水販売業	58	29		
情報業	0	0		
合計	<b>108</b>	<b>221</b>		

※新規雇用者の( )内数字は雇用者の家族人数(配偶者、子等)。ただし、回答のあったもののみ計上。  
 ※適用件数、新規雇用者及び雇用者の家族人数は都道県聞き取り調査より。適用件数は継続を含み延べ件数としている。

(参考)適用実績の設備別内訳

(単位:件、百万円)

対象設備	適用件数	取得額	備考
機械・装置	6	482	製:3件(367)、旅:1件(91) 農販:2件(24)
建物・付属設備	25	3,730	製:3件(713)、旅:6件(2,440) 農販:16件(577)
構築物	5	257	製:3件(224)、旅:1件(27) 農販:1件(6)
合計	<b>36</b>	<b>4,469</b>	製:9件(1,304)、旅:8件(2,558) 農販:19件(607)

※H29～R3の実績値。都道県聞き取りより。  
 ※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売業。( )内の数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 政策目標の業績目標は「奄美群島の総人口」でオーソライズされ設定されている。税制を奄美群島地域の人口減少を抑制する政策ツールの一翼であると捉え、全体の測定指標は「奄美群島地域の総人口」とさせていただきたいと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和4年度）について、「確認書発行先をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 新規案件については、過去の適用件数が僅少であるため確認書発行先の事業者や関係自治体へのヒアリングを実施した結果を見込みとして計上している。また、令和4年度における継続案件については、令和3年度の適用企業に対しヒアリングを行った結果、継続見込みである件数を計上している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果について、「令和2年度末時点の総人口は105千人となっている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の直接的な効果（令和2年度）について、「奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である」と説明されているが、過去の効果（令和2年度末時点の総人口は105千人となっている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している。
② 令和2年度末時点の総人口については、各市町村への聞き取りにより算出。
③ 本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにするため、本特例措置を適用した企業等に対しアンケート等を実施し、設備投資により生じた効果等を検証してまいりたい。
④ 税制適用企業に税制の効果を開き取ったところ、当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により資金繰りの確保が図られ、雇用の創出・維持することが出来たとの声があった。また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えている。（参考資料参照）

<p>⑤ 令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和2年度末時点の総人口については、各市町村への聞き取りにより算出」との説明では、令和元年度末時点及び令和3年度末時点の総人口の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少している中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（令和2年度末時点の総人口は105千人となっている）との関係が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している」との説明では、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

<p>美において、平成26年度から令和3年度の8ヶ年で、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策及び法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘を踏まえ、評価書を修正しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する将来の効果について、「本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増（達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成）へとつながるものと予想される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（令和4年度）及び9件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により資金繰りの確保が図られ、雇用の創出・維持することが出来たとの声があった。また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えている。（参考資料参照）</p> <p>② 奄美群島12市町村と限られた地域を対象としているため、適用件数が僅少であるが、今後本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにするため、本特例措置を適用した企業等に対しアンケート等を実施し、設備投資により生じた効果等を検証してまいりたい。また、税制自体の効果を検証するものとして、本税制を適用した企業の新規雇用者数5人／年※の確保を参考指標として掲げたいと考えている。※奄</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。
4	内容	《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法 第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法 第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号、第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 19 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 20 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項
5	担当部局	国土交通省国土政策局特別地域振興官
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)

		<p>過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限を1年間延長 平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長 令和元年度 適用期限を2年間延長 令和3年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	1年間(令和5年4月1日～令和6年3月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的條件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。 この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。
		《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発



		展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 108 離島等の総人口
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向を改善する。 (測定指標) 奄美群島の総人口 令和5年度末 103 千人以上 (令和元年度末 107 千人→令和2年度末 105 千人→令和3年度末 104 千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。
10 有効性等	①: 適用数	○適用件数 令和元年度: 6件 令和2年度: 4件 令和3年度: 3件 令和4年度: 7件(見込) 令和5年度: 9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績等を聞き取りることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度～令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。
	②: 適用額	○適用額 令和元年度: 10 百万円 令和2年度: 7 百万円

		令和3年度: 5百万円 令和4年度: 12 百万円(見込) 令和5年度: 16 百万円(見込)  適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物) 適用額 = 取得価額 × 償却率 × 0.48 (割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。
	③: 減収額	(法人税) 令和元年度: 2百万円 令和2年度: 2百万円 令和3年度: 1百万円 令和4年度: 3百万円(見込) 令和5年度: 4百万円(見込)  (法人住民税) 令和元年度: 0.2 百万円 令和2年度: 0.1 百万円 令和3年度: 0.1 百万円 令和4年度: 0.2 百万円(見込) 令和5年度: 0.3 百万円(見込)  (法人事業税) 令和元年度: 0.7 百万円 令和2年度: 0.5 百万円 令和3年度: 0.3 百万円 令和4年度: 0.8 百万円(見込) 令和5年度: 1.1 百万円(見込)  減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 (法人税) 減収額 = 適用額 × 法人税率 なお法人税率については 23.2% とした。 (法人住民税) 減収額 = 法人県民税減収額 + 法人市町村民税減収額 法人県民税減収額 = (法人税減収額 × 県民税率 1.0%) 法人市町村民税減収額 = (法人税減収額 × 市町村民税率 6.0%) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。) (法人事業税) 減収額 = 適用額 × 法人事業税率 7.0% (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)

		<p>※算定根拠については別紙参照。                  ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口 103 千人に対し、令和3年度末時点の総人口は 104 千人となっている。                  本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。                  このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。</p> <p>【参考指標】                  本特例措置を適用した企業の新規雇用者5人/年*の確保を参考指標として掲げる。                  ※平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>	
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。                  こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>	
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>奄美群島施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。                  定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に</p>

		<p>国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であるとする。当措置が他の奄美群島における振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。                  本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 国交 09)

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	1	1	0
	適用額 (百万円)	1	2	0
	減収額 (百万円)	0	0	0
継続	適用件数 (件)	5	3	3
	適用額 (百万円)	9	5	5
	減収額 (百万円)	2	2	1
計	適用件数 (件)	6	4	3
	適用額 (百万円)	10	7	5
	減収額 (百万円)	2	2	1

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	
	法人税率 (%)	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	4	4	
	適用額 (百万円)	7	7	
	減収額 (百万円)	2	2	
継続	適用件数 (件)	3	5	
	適用額 (百万円)	5	9	
	減収額 (百万円)	1	2	
計	適用件数 (件)	7	9	
	適用額 (百万円)	12	16	
	減収額 (百万円)	3	4	

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先の事業者や関係自治体へのヒアリングに基づく見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置（割増償却率 32%）については200%定率法、建物（割増償却率 48%）については定額法にて適用額を算出。  
適用額 = (取得金額又は年度当初残存価額) × 償却率 (又は改定償却率) × 割増償却率

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高 = 取得金額 - 償却額 ※2

適用2年目以降 年度当初残高 = 前年度末残高

2年目以降年度末残高 = 年度当初残高 - 償却額 ※3

※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額

※2 (取得金額 × 償却率) + (取得金額 × 償却率) × 割増償却率

※3 (年度当初残高 × 償却率) + (年度当初残高 × 償却率) × 割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$(R4) : \text{機械・装置 (償却率}0.200) + \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059)$$

$$27 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 379 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48$$

$$+ 165 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計 } 12 \text{ 百万円}$$

$$(R5) : \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059)$$

$$758 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 243 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48$$

$$= \text{計 } 16 \text{ 百万円}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※適用見込額に法人税率 (23.2%) にて計算を行った。

## 【参考】現行税制の適用実績と成果

- 本税制特例の前提となる産業振興促進計画の策定率は、令和4年4月1日時点で100%。
- 平成25年度～令和3年度の9年間における実績は**適用件数37件、適用額75百万円、新規雇用者37人。**

### 産業振興計画の策定状況

奄美群島振興対策実施地域	策定済	未策定	策定率
12市町村	12市町村	0	100%

### 税制適用の効果

	適用市町村	非適用市町村	計
人口(R3)	29,400人	77,953人	107,353人
社会増減数(R3)	1人	-395人	-394人
社会増減率(R3)	0.003%	-0.51%	-0.37%
社会増減数(H25～R3)	-705人	-2,902人	-3,607人
社会増減率(H25～R3)	<b>-0.61%</b>	<b>-2.49%</b>	-3.10%

※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

### 税制特例適用実績(H25～R3)

業種	適用件数	適用額 (百万円)	新規雇用
製造業	24	57	37人
旅館業	8	14	
農水販売業	5	4	
情報サービス業	0	0	
合計	<b>37</b>	<b>75</b>	

### (参考)適用実績の資産別内訳

(単位：件、百万円)

対象設備	適用件数	取得額	備考
機械・装置	3	189	製：3件(189)
建物・付属設備	7	804	製：3件(485)、旅：3件(262) 農販：1件(57)
構築物	0	0	—
合計	10	993	製：6件(674)、旅：3件(262) 農販：1件(57)

※市町村への聞き取り調査による。適用件数は継続を含み延べ件数としている。  
 ※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売業。( )内の数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、人口の社会増減率という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省の政策目標については、半島振興法の目的において「定住の促進」を掲げていることから、業績目標を「半島地域における社会増減率」と定めているところ。具体的には、国土審議会半島振興対策部会において半島地域の現況及び課題と今後の振興のあり方について議論がなされ、半島地域の活力を維持するためには、交流人口の拡大、ひいては定住の促進が必要と位置付けられた。それを受け、改正半島振興法に「定住の促進」が目的として明記され、法に掲げられた「定住の促進」の実現を量る指標として「社会増減率」を国土交通省の政策評価における業績指標として国土政策局が立案、省内・総務省のチェックを経て設定されていることから、政策ツールの一翼としての税制として捉え、全体の測定指標は「半島地域における社会増減率」が望ましいと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用数は、租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。適用額についてもこれに基づき計算している。これと平仄を合わせるために元年・2年についても関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用しているところ。結果として、過去の減収額についても当該適用額をベースに試算しているところ。 また、地方税については参照できる限り（令和元年、2年分）、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書により把握している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である」と説明されているが、過去の効果（社会増減率令和元年度1.15、2年度0.91及び3年度0.76）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少している中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少してい</p>

る中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（社会増減率令和元年度1.15、2年度0.91及び3年度0.76）との関係が明らかになされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する将来の直接的な効果について、「本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される」と説明されているが、将来の効果（社会増減率令和4年度0.80、5年度0.84及び6年度0.90）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 同じく評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率が低く抑えられており、今後も税制特例が社会減抑制に寄与するものと考えられる。それを踏まえ、過去の傾向を基に近似値として算出することが合目的と考え、過去の傾向を敷衍する形で算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 26) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。 《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第26項、第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第27項
5	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)

		平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区: 建物等7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業: 建物等7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。



	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進                  施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進する                  業績指標: 79: 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比</p>														
		<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(測定指標)                  半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)                  ※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、期間の期首人口で除したものを、                  ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p> <p>(参考指標)                  本特例措置を適用した企業の新規雇用者 180人/年*の確保を参考指標として掲げる。                  ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。                  また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。                  これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>														
10 有効性等	①: 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>204</td> <td>171</td> <td>185</td> <td>172</td> <td>163</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。                  ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。                  ※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	204	171	185	172	163	156
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)										
適用数	204	171	185	172	163	156										

	②: 適用額	<p>を採用している。                  ※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。                  ※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。                  ※ 算定根拠については別紙参照。</p>																																			
		<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (法人住民税・ 法人事業税)</td> <td>1,748</td> <td>1,721</td> <td>1,815</td> <td>1,687</td> <td>1,599</td> <td>1,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。                  ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。                  ※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。                  ※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。                  ※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。                  ※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。                  ※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,687	1,599	1,530																					
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																															
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,687	1,599	1,530																															
	③: 減収額	<p>【減収額】</p> <p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>406</td> <td>399</td> <td>421</td> <td>391</td> <td>371</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>440</td> <td>435</td> <td>479</td> <td>445</td> <td>423</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の減収額については、令和元年度～令和3年度分は国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果に</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税	406	399	421	391	371	355	法人住民税	16	13	29	27	26	25	法人事業税	18	23	29	27	26	25	計	440	435	479	445	423	405
			令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																													
法人税	406	399	421	391	371	355																															
法人住民税	16	13	29	27	26	25																															
法人事業税	18	23	29	27	26	25																															
計	440	435	479	445	423	405																															

		<p>より算出、令和4年度～令和6年度分は、令和3年度の値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額として算出した。令和元年度及び令和2年度分の法人住民税・法人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を掲出。令和3年度分は法人税減収額をもとに算出。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度法人住民税・法人事業税については、令和3年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p> <p>※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p>																												
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【社会増減率】</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増減率</td> <td>1.15</td> <td>0.91</td> <td>0.76</td> <td>0.80</td> <td>0.84</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和3年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.76と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置により就業先の確保を行い、UJIターンによる定住人口増を図っていく。</p> <p>また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【新規雇用者数】</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>270</td> <td>168</td> <td>123</td> <td>175</td> <td>215</td> <td>275</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。</p> <p>※ 令和元年度～令和3年度の新規雇用者数は関係道府県に対する聞き</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	増減率	1.15	0.91	0.76	0.80	0.84	0.90		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	新規雇用者数	270	168	123	175	215	275	
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																								
増減率	1.15	0.91	0.76	0.80	0.84	0.90																								
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																								
新規雇用者数	270	168	123	175	215	275																								

		<p>取り結果を集計した値。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措置対象事業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(67百万円(令和4年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2国交 07)

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

## ○適用実績（割増償却）

年度		R 1	R 2	R 3
産業振興促進計画作成市町村数		194	194	194
税率（％）		23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	204	171	185
	うち平成29年度分（件）	43	35	43
	うち平成30年度分（件）	56	47	40
	うち令和元年度分（件）	41	36	35
	適用額（百万円）	1,748	1,721	1,815
減収額（百万円）		406	399	421
うち新規	適用件数（件）	41	26	34
	適用額（百万円）	309	153	130
	減収額（百万円）	72	36	30

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計

## ○適用見込み

年度		R 4	R 5	R 6
産業振興促進計画作成市町村数		194	194	194
税率（％）		23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	172	163	156
	適用年次終了分（件）	43	35	30
	適用額（百万円）	1,687	1,599	1,530
	減収額（百万円）	391	371	355
	適用件数（件）	30	26	23
うち新規	適用額（百万円）	294	255	226
	減収額（百万円）	68	59	52

※R4～R6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・R4年度見込み

<適用件数>

◎ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 34 \times ( -10.1 / 100 + 1 ) \} \cong 30$$

$$\{ R3年度新規適用件数 \times ( H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%) / 100 + 1 ) \}$$

◎ H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%)は以下の各年度前年比から算出：-10.10

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

H29新規適用件数：61（前年度58 → 増減率：5.2(前年度比：105.2)）

H30新規適用件数：60（前年度61 → 増減率：-1.6(前年度比：98.4)）

R1新規適用件数：41（前年度60 → 増減率：-31.7(前年度比：68.3)）

R2新規適用件数：26（前年度41 → 増減率：-36.6(前年度比：63.4)）

R3新規適用件数：34（前年度26 → 増減率：30.8(前年度比：130.8)）

$$\{ ((5.2+100) \times (-1.6+100) \times (-31.7+100) \times (-36.6+100) \times (30.8+100))^{(1/5)} - 100 \}$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

<適用額>

◎ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 1,815 \text{ (百万円)} / 185 = 9.81 \text{ (百万円)}$$

$$R4 \text{ 年度適用見込額} : 9.81 \text{ (百万円)} \times 30 = 294 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : R3 \text{ 年度適用額 (計)} / \text{適用件数 (計)}$$

$$R4 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R3)} \times R4 \text{ 年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額} : \text{適用額 } 1,687 \text{ 百万円} \times \text{税率 } (23.2\%) = 391 \text{ 百万円}$$

・R5、R6年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

◎ R4年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・R4年度～R6年度見込み

<適用件数>

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$\text{過年度の適用年次終了件数} : 3 \text{ 年度適用件数} \times \{ ( 100 + \text{平均(相乗平均)増減率} / 100 ) \} \sim \text{残余年数}$$

R4適用終了分

$$\rightarrow \text{平成29年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 43 \text{ (実績値)}$$

R5適用終了分

$$\rightarrow \text{平成30年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 40 \times \{ (100 + H30 \sim R3 \text{ の平均増減率 } -12.7 / 100) \} : 35$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-6.7+100) \times (-16.1+100) \times (-14.9+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R6適用終了分

$$\rightarrow R1 \text{ 年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 35 \times \{ (100 + R1 \sim R3 \text{ の平均増減率 } -7.6 / 100) \}^2 : 30$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-12.2+100) \times (-2.8+100) \}^{(1/2)} - 100$$

<適用額>

◎ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R3)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

○減収額

年度	R 1	R 2
法人税		
法人税適用額 (百万円) A	1,748	1,721
法人税減収額 (百万円) B	406	399
法人住民税		
法人県民税		
法人税割標準税率 (%) C	3.2	1.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	4	2
法人市町村民税		
法人税割標準税率 (%) C	9.7	6.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	12	11
合計		
減収額 (百万円)	16	13
法人事業税		
標準税率 (%) C	6.7	7.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	18	23
合計		
減収額 (百万円)	440	435

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
法人税				
法人税適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
法人税減収額 (百万円) B	421	391	371	355
法人住民税				
法人県民税				
法人税割標準税率 (%) C	1.0	1.0	1.0	1.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	4	4	4	4
法人市町村民税				
法人税割標準税率 (%) C	6.0	6.0	6.0	6.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	25	23	22	21
合計				
減収額 (百万円)	29	27	26	25
法人事業税				
標準税率 (%) C	7.0	7.0	7.0	7.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	29	27	26	25
合計				
減収額 (百万円)	479	445	423	405

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 : 法人税減収額 × 法人税割

$$\text{例：令和3年 法人県民税 } 421 \times 1.0 \% = 4 \text{ (百万円)}$$

$$\text{法人市町村民税 } 421 \times 6.0 \% = 25 \text{ (百万円)}$$

$$\text{法人事業税 } 421 \times 7.0 \% = 29 \text{ (百万円)}$$

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村民税については6.0%である。

法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
政策目標及び新規雇用者数の算出方法

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.402	-0.406	-0.410	-0.415
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.505	-0.485	-0.459
<b>政策目標(A)／(B)</b>	<b>1.06</b>	<b>1.10</b>	<b>1.18</b>	<b>1.04</b>	<b>1.02</b>	<b>1.09</b>	<b>1.15</b>	<b>0.91</b>	<b>0.76</b>	<b>0.80</b>	<b>0.84</b>	<b>0.90</b>
人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,756,241	3,699,146	3,642,919
人口変化率	-	-1.24	-1.35	-1.34	-1.41	-1.49	-1.60	-1.50	-1.49	-1.50	-1.52	-1.52
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-15,568	-15,489	-15,414	-15,344
<b>新規雇用者数</b>	<b>33</b>	<b>117</b>	<b>80</b>	<b>104</b>	<b>233</b>	<b>120</b>	<b>270</b>	<b>168</b>	<b>123</b>	<b>175</b>	<b>215</b>	<b>275</b>

政策目標値:半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

人口 : 平成25年～令和3年は実績値、令和4年～6年については変化率を前年の値に乗じて算出した。

人口変化率 : 平成25年～令和3年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和4年～6年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。

社会増減数 : 平成25年～令和3年は実績値、令和4年～6年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)に乗じて算出した。

(人口・社会増減数の実績値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より算出)

(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)

新規雇用者数:平成25年～令和3年は実績値、

令和4年～6年については、平成25年から平成29年の5ヶ年の平均値と、直前5ヶ年の平均値の比で増減率を算出。算出した増減率を前年の値に乗じ算出した。

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）を達成すべき時期（目標達成時期）が、本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（機関車の新製割合を増加させる（平成27年度末時点：66%→平成31年度末時点：79%）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和7年における達成目標を評価書に追記しました。</p> <p>② 機関車の新製割合を増加させるとの達成目標については、本特例の買換資産に「鉄道事業用車両運搬具」が含まれていたため設定されていましたが、「鉄道事業用車両運搬具」は令和2年度税制改正により本特例の買換資産の対象から除外されているため、令和5年度税制改正要望の達成目標には記載していません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果について、「本特例が適用される1年当たりの土地取引件数は4,663件（後述）であることから、前回延長時からの3カ年において、3,250㎡/件×13,989件=4,546haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、本特例措置が潜在的な低未利用地の解消に直接的に寄与したと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する過去の効果について、「合計で1年当たり4,663件の土地取引が、本特例措置に直接的に寄与したと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→令和4年度：13.1万ha）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・④ 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値となります。</p> <p>②・③ 今年実施したアンケートを元に、達成目標に対する本特例の効果について、評価書の記載を修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が</p>
---

<p>予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果（令和5年度から7年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果（令和4年度）について、「直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するものと見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 評価書に追記しました。</p> <p>② 評価書に追記しました。</p> <p>③ 算定根拠を評価書に追記しました。</p> <p>④ 評価書に追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例が延長された場合は、上記推計の効果が継続するものと考えられ、本特例により喚起された低未利用地の取引面積は年度平均で合計296.80ha」との説明では、達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「法人の長期保有土地の取引件数は、年度平均で合計1,259件となる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b> —</p>
<p><b>【点検結果】</b> なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税27) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%(一部75%・70%))を認める。
		《要望の内容》 ・措置の適用期限の3年間延長等を行う。(令和8年3月31日まで)
		《関係条項》 租税特別措置法第37条第1項第4号、第37条の4、第65条の7第1項第4号、第65条の8、第65条の9
5	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成30年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長 令和2年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとする。新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み(略)経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく」、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを

			取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長(略)を実現する」、「これまで長期にわたり低迷してきた民間投資を喚起し、経済を安定成長経路に乗せていく必要がある」とされている。 以上より、本特例はコロナ禍からの回復を確かなものにし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3万ha、令和10年:22.3万ha) ・法人の長期保有土地の取引件数(平成29年度:2.7万件→令和7年度:2.9万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することが出来る。																		
10	有効性等	① 適用数	○適用数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,016</td> <td>996</td> <td>900</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実績値(平成30年度～令和2年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出)」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の適用件数の平均。  前回要望時の所期の想定では適用数は896件程度と予測していたところ、直近3年間(平成30年～令和2年)の実績値の平均適用数は971件となっており、想定外に僅少・莫大ではない。</p>		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	適用件数(件)	1,016	996	900	971	971	971	971	971
			平成30	令和元	2	3	4	5	6	7											
適用件数(件)	1,016	996	900	971	971	971	971	971													
② 適用額	○適用額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額(億円)</td> <td>4,968</td> <td>4,689</td> <td>3,854</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実績値(平成30年度～令和2年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出)」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の損金算入額の平均。  財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)』によれば、本特例は不動産業や製造業、サービス業など多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。</p>		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	損金算入額(億円)	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504		
	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7													
損金算入額(億円)	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504													



③	減収額	○減収額							
		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7
		法人税 (億円)	957	898	718	858	858	858	858
		法人住民税 (億円)	149	140	72	121	121	121	121
		法人事業税 (億円)	318	293	255	289	289	289	289
		(注1) 推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。 (注2) 鉄道事業における買換分も含む。							
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》							
		平成 30	令和 元	2	3				
		法人の長期保有土地の取引 件数(万件)		2.7	2.7	2.7	2.8		
		(参考)土地取引件数(万件)		131	131	127	135		
		低未利用地面積(万 ha)		18.9					
		(参考)低未利用地のうち法 人所有土地の面積(万 ha)		5.3					
		(注1) 土地取引件数の実績値(平成30年～令和3年)は、法務省 「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件 数」。 (注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成 30 年の実績値。							
		○所期の目標の達成状況 ・法人の長期保有土地の取引件数 法人の長期保有土地の取引件数は、令和2年については、新型コロナ ウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成 30年から令和3年まで順調に増加しており(平成30年2.69万件→令 和元年2.71万件→令和2年2.69万件→令和3年2.83万件(※))、直 近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するも のを見込まれる。 (※)直近(令和2年・令和3年)の法人の長期保有と土地の取引件数 は以下のとおり推計。 ① 令和2年・令和3年の全体の売買による土地取引件数は、そ れぞれ、約127万件・約133万件(※1) ② ①のうち、法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※ 2) ③ ②のうち、保有年が10年以上であって、かつ譲渡益が出る 昭和55年以前から保有する土地の売却(※3)を、増加を目指 すべき長期保有土地の譲渡とすると、その割合は法人売主に よる土地取引の5.5%(※4)。 以上より、令和2年度の、法人の長期保有土地の譲渡に係る土 地取引の件数は、全体の土地取引(①)×法人売主の割合(②) ×10年超保有で譲渡益が出る割合(③)							

				<p>=127 万件 × 38.6% × 5.5%(令和2年) = 約 26,962 件 =133 万件 × 38.6% × 5.5%(令和3年) = 約 28,236 件 ※1 法務省「登記統計」令和2年分より。 ※2 国土交通省「土地保有・動態調査(令和2年取引分)」 より。 ※3 国土交通省「地価公示」によると、平成21年以前におい て、令和元年(昭和49年を100とすると114.5)の地価水準 より低いのが昭和55年以前のため。 ※4 国土交通省「土地保有移動調査(平成29年取引分)」よ り。土地保有移動調査では昭和60年以前については年別の 割合が明らかでないため、昭和60年以前の取引の割合を引 用。</p> <p>・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるもので あり、最新の値は平成30年度の実績値(18.9万 ha)である。平成30 年度の実績値は平成15年(初期値)・平成25年度の実績値に比べて 増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積につい ては、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万 ha(平成 15年)→5.7万 ha(平成25年)→5.3万 ha(平成30年)と減少してい る。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>(所期の目標への寄与度について) 本特例措置により、年度平均で合計296.8haの低未利用地が解消 したものと推計(※1)しており、令和4年までに低未利用地を13.1万 haまで減少させるためには、1年辺りに必要な低未利用地減少面積は 2667ha(※2)であるため、本特例措置の寄与度は11%となる。 ※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケート を基に、以下のとおり推計。 ①不稼働不動産・駐車場・工場跡地は、低未利用地であるとし て、面積を計上(合計12.11ha) ②工場・倉庫は償却期間を40年と置き、保有期間40年超の資 産を計上(合計14.9ha) ③店舗は償却期間を40年と置き、保有期間40年超の資産を計 上(合計0.81ha) ④住宅・事務所は償却期間を50年と置き、保有期間50年超の 資産を計上(合計28.99ha) ⑤①～④の合計を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関す る報告書(第204回・208回)」により把握された令和元年度・ 令和2年度の平均適用法人数948法人に換算:56.82ha(①～ ④合計) × (948/49【アンケートにより把握した適用法人数】) = 1099.26ha ⑥本特例により喚起された低未利用地の取引面積を、アンケート において「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようにな る」と回答した法人割合(=約27%)より推計:1099.26ha × 27%</p>
--	--	--	--	---

		<p>=296.80ha                  ※2 (15.5万 ha-13.1万 ha)/9年=2667ha</p> <p>また、法人の長期保有土地の取引件数については、本特例措置により、年度平均で1259件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、令和4年:2.8万件の目標に対する本特例措置の寄与度は4%となる。</p> <p>※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下のとおり推計。</p> <p>①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数:184件、取得資産(土地)の取引件数:57件。</p> <p>②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・208回)」により把握された令和元年度・令和2年度の平均適用法人数948法人に換算:                  ・譲渡資産(土地):184件×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)=3560件                  ・取得資産(土地):57件×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)=1103件                  ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計=1259件</p> <p>③本特例により喚起された土地取引面積を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=約27%)より推計:(3560件×27%)+(1103件×27%)=1259件</p> <p>(将来の効果について)                  本特例が延長された場合は、上記推計の効果が継続するものと考えられ、本特例により喚起された低未利用地の取引面積は年度平均で合計296.80ha、法人の長期保有土地の取引件数は、年度平均で合計1259件となる。                  法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3万ha、令和10年:22.3万ha)の政策目標を達成するためには、年換算3400haの低未利用地を減少させる必要があり、本特例措置の寄与度は、(296.80ha/3400ha)×100=9%となる。                  また、法人の長期保有土地の取引件数令和7年度:2.9万件の目標に対する本特例措置の寄与度は(1259件/2.9万件)×100=4%となる。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与え、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、</p>

			<p>不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成30年度:957億円、令和元年度:898億円、令和2年度:718億円)および今後の見込み(716億円)に比して大きいため、税収減を是認することができる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、コロナの影響を受けた地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 国交 09)

## 適用実績の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
----	------------------------------------

(積算根拠)

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年4月国会提出）」によると、平成30年度、令和元年度及び令和2年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（4号買換）の適用を受けた法人数及び損金算入額は以下の通り。

平成30年度：（法人数）**1016件**（損金算入額）**4,968億円**令和元年度：（法人数）**996件**（損金算入額）**4,689億円**平成2年度：（法人数）**900件**（損金算入額）**3,854億円**

- また、参・予算委員会資料「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（平成30年度、令和元年度、令和2年度）を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成30年度：1133億円

令和元年度：1071億円

令和2年度：1103億円

- 従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（4号買換）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年4月国会提出）」の平成30年度、令和元年度及び令和2年度適用実績によれば、

平成30年度：特例全体の適用総額 **5,880億円**、うち4号買換の適用総額 **4,968億円**令和元年度：特例全体の適用総額 **5,595億円**、うち4号買換の適用総額 **4,689億円**令和2年度：特例全体の適用総額 **5,923億円**、うち4号買換の適用総額 **3,854億円**

であるから、4号買換による減収額は、

$$\text{平成30年度： } 1133\text{億円} \times (4,968\text{億円} \div 5,880\text{億円}) = 957.2\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{957\text{億円}}}$$

$$\text{令和元年度： } 1071\text{億円} \times (4,689\text{億円} \div 5,595\text{億円}) = 898.5\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{898\text{億円}}}$$

$$\text{令和2年度： } 1103\text{億円} \times (3,854\text{億円} \div 5,923\text{億円}) = 717.7\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{718\text{億円}}}$$

## 減収見込額の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
----	-------------------------------------

(平年度ベース) 減収見込額 **858億円**

(積算根拠)

- 前記のとおり、4号買換による直近の減収額は、

平成30年度：**957億円** 令和元年度：**898億円** 令和2年度：**718億円**

- 令和3年度以降の減収額は、平成30年度・令和元年度・令和2年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み： $(957\text{億円} + 898\text{億円} + 718\text{億円}) \div 3 \approx 858\text{億円}$

## 法人住民税・法人事業税に係る減収額について

単位:千円

	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	14,932,081	14,033,288	7,241,553	12,068,974
道府県民税	3,704,081	3,481,126	1,251,627	2,812,278
市町村税	11,228,000	10,552,162	5,989,926	9,256,696
法人事業税	31,814,783	29,286,557	25,535,551	28,878,964
事業税	18,516,162	16,757,511	16,368,063	17,213,912
地方法人特別税	13,298,621	12,529,046	9,167,488	11,665,052
合計	46,746,864	43,319,845	32,777,104	40,947,938

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より

単体法人	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	12,498,740	11,565,006	6,124,889	10,062,878
道府県民税	3,100,462	2,868,839	1,058,623	2342641.333
市町村税	9,398,278	8,696,167	5,066,266	7720237
法人事業税	28,044,021	25,228,397	22,636,854	25,303,091
事業税	16,914,023	14,904,196	14,873,747	15563988.67
地方法人特別税	11,129,998	10,324,201	7,763,107	9739102
合計	40,542,761	36,793,403	28,761,743	35,365,969
連結法人	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	2,433,341	2,468,282	1,116,664	2,006,096
道府県民税	603,619	612,287	193,004	469636.6667
市町村税	1,829,722	1,855,995	923,660	1536459
法人事業税	3,770,762	4,058,160	2,898,697	3,575,873
事業税	1,602,139	1,853,315	1,494,316	1649923.333
地方法人特別税	2,168,623	2,204,845	1,404,381	1925949.667
合計	6,204,103	6,526,442	4,015,361	5,581,969



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
税目	登録免許税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積に係る達成目標については、本特例措置の適用期限となる令和7年までに達成することを目指すことといたし、令和7年度の数値を追記しました。</p> <p>② 土地取引件数に係る達成目標については、本特例措置の適用期限となる令和7年までに達成することを目指すことといたしと考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が把握されていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する過去の直接的な効果について、「土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値となります。</p> <p>② 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は国土交通省「土地保有・動態調査（2020年取引分）」、「建築着工統計調査（令和3年計）」等より推計を行っており、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認めることができる旨を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p> <p>② 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の効果（令和4年度）について、「直近の実績値の推移からは、前回要望時に目標とした134万件（令和4年）に到達すると見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の直接的な効果について、「土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
---

<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 本特例は宅地取引全般に適用されるものであることから法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積にも寄与するものであるが、本指標については、5年に1度行われる総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「法人土地・建物基本調査」によって実績値が明らかになるものであるところ、今回の政策評価時点において予測を行うことが困難です。</p> <p>② ご指摘の件につき、令和5年度及び6年度の達成目標を事前評価書に追記しました。</p> <p>③ ご指摘の件につき、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）を事前評価書に追記しました。</p> <p>④ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は国土交通省「土地保有・動態調査（2020年取引分）」、「建築着工統計調査（令和3年計）」等より推計を行っており、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認めることができる旨を追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「令和4年度以降は達成目標」との説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘の件につき、本特例措置で対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較も踏まえた具体的な記載となるよう追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
2	対象税目	(登録免許税:外)(国税29)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率について、下記の特例措置を認める。 ① 所有権移転登記 本則税率:2% 特例税率:1.5% ② 信託登記 本則税率:0.4% 特例税率:0.3%
		《要望の内容》 措置の適用期限の2年間延長等を行う。(令和7年3月31日まで)
		《関係条項》 (関係条文:租税特別措置法第72条第1項)
5	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 2年間延長 平成20年度 3年間延長 (平成21年度より1年毎に段階的に税率を引き上げ) 平成21年度 段階的税率引き上げを2年間据え置き (当省からの要望なし) 平成25年度 2年間延長 平成27年度 2年間延長 平成29年度 2年間延長 令和元年度 2年間延長 令和3年度 2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。 《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においては、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長(略)を早期に実現する。」とされている。

			以上より、本特例はコロナ禍からの回復を確かなものにし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																																
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する																																
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積 平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3ha、令和10年:22.3万ha 土地取引件数(平成25年:128万件→令和7年:139万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。																																
10	有効性等	① 適用数	○適用数 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,103,270</td> <td>1,123,004</td> <td>1,085,295</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> </tr> </table> (所有権の信託登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,296</td> <td>2,845</td> <td>2,378</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> </tr> </table> 出典:「登記統計」法務省 令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の適用件数の平均。		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数(件)	1,103,270	1,123,004	1,085,295	1,104,150	1,104,150	1,104,150	1,104,150		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数(件)	2,296	2,845	2,378	2,612	2,612	2,612	2,612
			平成30	令和元	2	3	4	5	6																										
適用件数(件)	1,103,270	1,123,004	1,085,295	1,104,150	1,104,150	1,104,150	1,104,150																												
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用件数(件)	2,296	2,845	2,378	2,612	2,612	2,612	2,612																												
② 適用額	○適用額 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>1,764</td> <td>1,719</td> <td>1,555</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> </tr> </table> (所有権の信託登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> </table> 出典:「登記統計」法務省		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用額(億円)	1,764	1,719	1,555	1,637	1,637	1,637	1,637		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用額(億円)	9	12	13	13	13	13	13		
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用額(億円)	1,764	1,719	1,555	1,637	1,637	1,637	1,637																												
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用額(億円)	9	12	13	13	13	13	13																												



③	減収額	令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の適用額の平均。							
		○減収額 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税)							
		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	
	減収額 (億円)	588	573	518	546	546	546	546	
		(所有権の信託登記に係る登録免許税)							
		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	
	減収額 (億円)	3	4	4	4	4	4	4	4
		「登記統計」法務省の納付額から推計。 令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の減収額の平均。							
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》							
			平成 30	令和 元	2	3	4	5	6
	土地取引 件数 (万件)	131	131	127	133	134	136	137	139
		土地取引件数の実績値(平成30年～令和3年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。 令和4年度以降は達成目標。							
		○所期の目標の達成状況 ・土地取引件数 土地取引件数は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」よりいわゆるリーマンショックを契機とする平成20年 以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだ が、本特例をはじめとした各種施策による効果により、近年回復傾向 にあり、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等によ り、件数が減少しているものの、令和3年には133万件となっている。 平成30年から令和3年において年間平均(133.3万件-130.7万件)/ 3年間=0.9万件増加しており、こうした直近の実績値の推移からは、 前回要望時に目標とした134万件(令和4年)に到達すると見込まれ る。							
		・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるもので あり、最新の値は平成30年度の実績値(18.9万ha)である。平成30 年度の実績値は平成15年(初期値)・平成25年度の実績値に比べて 増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積につい ては、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha(平成 15年)→5.7万ha(平成25年)→5.3万ha(平成30年)と減少してい							

⑤	税収減を是認する理由等	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認められることができる。このため土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。  国土交通省「土地保有・動態調査(2020年取引分)」、「建築着工統計調査(令和3年計)」等より推計	
		本措置は土地の取得時の所有権移転登記に係る登録免許税の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化に資するものである。 その効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると推計されるため、税収減を是認することができる。  国土交通省「土地保有・動態調査(2020年取引分)」、「建築着工統計調査(令和3年計)」等より推計	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地の流動化・有効活用に資する施策として、不動産取引情報の推進等(地価公示等の推進、不動産取引価格情報の提供や整備)、不動産市場の整備等(不動産取引市場の整備、不動産投資市場の整備)、低未利用地の利用促進等が行われているところ、土地の流動化のためには取得に際しての負担低減が有効であるため、土地に対する需要を喚起する租税特別措置による本特例が、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図る目的に対して有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・ Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に関わる特例措置(登録免許税・不動産取得税) ・ 不動産特定共同事業において取得される不動産に関わる登録免許税及び不動産取得税の軽減特例措置(登録免許税・不動産取得税)  新たに有効利用を図る者が土地を取得することにより、新たな投資が呼び起こされるなど経済波及効果が生み出ることから、投資法人、投資信託及び特定目的会社が取得する不動産、特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を対象とした上記措置では対象となっていない土地取引も網羅する本特例を通じ、直接的に土地取引のインセンティブを与えることで低未利用地の発生を抑制するとともに土地

			の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、経済回復を確実なものとしていくことが適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額調書

項目 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例
---------------------------

(平年度ベース)

<算出根拠>

**登録免許税**

土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の納付額（「登記統計」法務省第3表）をもとに算出した登録免許税の軽減税率分（所有権移転登記：0.5%/1.5%分、信託登記：0.1%/0.3%分）を算出し、所有権移転登記、信託登記の合計額を計算。

(単位:億円)

	所有権移転登記		信託登記		合計
	① 納付額	② (①×0.5/1.5) 減収額	③ 納付額	④ (③×0.1/0.3) 減収額	②+④
平成30年度	1,764	588	9	3	591
令和元年度	1,719	573	12	4	577
令和2年度	1,555	518	13	4	523
令和元年度、 令和2年度平均	1,637	546	13	4	550

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,141,151	202,830,887,970
第72条第1項第1号	1,103,270	176,438,432,170
第72条第1項第2号	2,296	949,750,600
第72条第2項第1号	3,325	245,701,200
第72条第2項第2号	295	33,761,400
第72条第3項	161	6,436,200
第72条の2	320,106	4,938,409,900
第73条	102,104	2,257,138,200
第74条第1項	94,585	1,135,377,600
第74条第2項	2,092	31,973,600
第74条の2第1項	2,426	25,997,500
第74条の2第2項	64	695,000
第74条の3第1項	416	4,135,400
第75条第1号	164,020	4,194,995,700
第75条第2号	248,575	7,125,776,400
第75条第3号	259	7,167,800
第75条第4号	57,645	1,763,593,000
第77条	10,502	55,118,700
第77条の2	2,150	14,058,900
第78条第1項	1,275	43,806,000
第78条第2項第1号	5,334	211,979,800
第78条第2項第2号	13	1,126,300
第78条第2項第3号	3	709,800
※第78条の3第1項	58	10,456,400
第80条第1項第1号	4	963,933,600
第80条第1項第3号	1	105,000,000
第80条第1項第4号	17	532,066,500
第80条第1項第5号	3	7,497,400
第80条第1項第6号	14	189,908,100
第80条第2項第1号	892	66,930,000
第80条第2項第3号	228	6,931,400
第80条第3項第3号	2	12,861,900
第80条第4項第2号	1	35,000,000
第81条第1項	1	2,426,000
第82条第1項	6	79,001,100
第82条第2項	9	60,432,300
第83条第1項	1	14,895,400
第83条第2項	6	48,462,500
第83条の2	79	310,866,200
第83条の2第1項	1	43,100
第83条の2の2第1項	236	338,678,900
第83条の2の2第2項	3	1,920,400
第83条の2の2第3項	42	415,621,500
第83条の3第2項	2	2,618,600
第84条の6第1項第1号	4,502	33,765,000
第84条の6第1項第2号	14,011	105,082,500
第84条の6第1項第3号	116	348,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,213,816	200,902,071,200
第72条第1項第1号	1,123,004	171,921,999,100
第72条第1項第2号	2,845	1,203,345,200
第72条第2項第1号	3,478	394,181,800
第72条第2項第2号	123	14,468,100
第72条第3項	136	11,567,300
第72条の2	333,402	5,155,848,500
第73条	106,962	2,446,989,000
第74条第1項	100,718	1,166,903,000
第74条第2項	1,629	28,766,000
第74条の2第1項	2,956	31,192,500
第74条の2第2項	51	548,600
第74条の3第1項	879	8,189,000
第75条第1号	182,957	4,758,176,900
第75条第2号	251,006	7,338,608,300
第75条第3号	67	1,924,000
第75条第4号	60,393	1,892,952,200
第77条	11,415	62,384,300
第77条の2	2,366	15,039,600
第78条第1項	1,319	43,796,100
第78条第2項第1号	5,553	225,839,000
第78条第2項第2号	10	472,700
第78条第2項第3号	3	73,200
※第78条の3第1項	40	14,526,200
第80条第1項第1号	5	260,107,400
第80条第1項第3号	2	101,495,000
第80条第1項第5号	3	6,478,900
第80条第1項第6号	485	1,446,658,900
第80条第2項第1号	1,037	77,819,000
第80条第2項第3号	323	9,694,700
第80条第3項第3号	15	14,420,800
第80条第4項第1号	2	1,594,100
第80条第4項第4号	1	9,598,000
第80条第4項第6号	1	1,746,900
第80条の2第7号	1	25,000
第80条の2第8号	1	25,000
第81条第2項	3	2,370,900
第82条第1項	5	95,338,100
第82条第2項	6	151,279,200
第83条第2項	7	92,172,300
第83条の2	29	19,832,000
第83条の2の2第1項	506	1,182,136,600
第83条の2の2第2項	6	70,310,000
第83条の2の2第3項	55	471,833,300
第84条の6第1項第1号	4,779	35,842,500
第84条の6第1項第2号	15,068	113,010,000
第84条の6第1項第3号	164	492,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,146,473	187,523,395,100
第72条第1項第1号	1,085,295	155,520,795,700
第72条第1項第2号	2,378	1,276,378,200
第72条第2項第1号	863	65,673,700
第72条第2項第2号	93	10,092,100
第72条第3項	155	7,307,100
第72条の2	326,900	5,189,041,100
第73条	103,250	2,927,682,400
第74条第1項	94,220	1,073,912,800
第74条第2項	1,322	26,165,100
第74条の2第1項	3,987	42,375,400
第74条の2第2項	55	551,800
第74条の3第1項	1,058	13,754,400
第75条第1号	189,325	5,122,116,600
第75条第2号	238,661	7,108,256,500
第75条第3号	67	2,378,300
第75条第4号	57,681	1,913,498,000
第77条	11,387	62,041,600
第77条の2	2,246	16,131,100
第78条第1項	1,388	60,522,500
第78条第2項第1号	6,330	269,679,700
第78条第2項第2号	6	263,800
第78条第2項第3号	8	263,300
※第78条の3第1項	38	17,332,800
第80条第1項第1号	5	1,942,896,300
第80条第1項第3号	4	57,850,000
第80条第1項第5号	244	101,063,600
第80条第1項第6号	927	1,054,658,900
第80条第2項第1号	1,056	79,250,200
第80条第2項第3号	332	9,965,000
第80条第3項第1号	1	1,875,000
第80条第3項第3号	6	6,709,300
第81条第2項	1	269,500
第82条第1項	2	11,356,700
第82条第2項	1	10,367,000
第83条第2項	28	167,229,700
第83条の2	1	48,347,000
第83条の2の2第1項	514	1,008,639,600
第83条の2の2第2項	2	75,146,400
第83条の2の2第3項	111	2,096,657,800
第83条の3第1項	2	1,099,900
第83条の3第2項	3	794,700
第84条の6第1項第1号	4,198	31,485,000
第84条の6第1項第2号	12,123	90,922,500
第84条の6第1項第3号	199	597,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 適用実態調査報告書において、「上記のうち、一部の適用額明細書については、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等を踏まえ、本報告書に含まれていない場合がある」と記載されているとおり、令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングを実施して確認した。その旨を評価書に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 適用実態調査報告書において、「上記のうち、一部の適用額明細書については、新型

新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等を踏まえ、本報告書に含まれていない場合がある」と記載されているとおり、令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングを実施して確認した。その旨を評価書に追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となるもの（14施設（令和4年8月時点））について、耐震改修を完了する）に対する過去の直接的な効果（令和元年度）について、「本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 直接的な効果について、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を受けて耐震改修を実施した事例として令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これらは、民間事業者へのヒアリングの結果、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手したものであることから、本特例措置がなかった場合と比較して耐震改修実施施設数の増加に寄与しており、本特例措置の直接的効果と言える。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。この点、本特例措置は減収額相当分を補助金として交付する制度と比較して、最終的な国の負担は少ないものの、民間事業者の初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は同様であることから、政策目的を実施する手段として、必要かつ適切である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税32) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 令和2年3月31日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%(※)又は18%の特別償却。 (※)港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設  《要望の内容》 耐震改修の期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。  《関係条項》 租税特別措置法第43条の2 租税特別措置法施行令第28条の2 租税特別措置法施行規則第20条の11 地方税法第23条第1項第3号 地方税法第72条の23第1項 地方税法第292条第1項第3号
	担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和7年度
	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成30年度 拡充・延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。  《政策目的の根拠》 ○「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和3年5月25日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。

		り。 ○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となるもの(14施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油棧橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。																				
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件) <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>&lt;出典・根拠&gt; ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリング(令和4年7月)による。(令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため。) ・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月実施)</p> <p>&lt;過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か&gt; 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつかない施設である。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったことを勧誘すれば、適用数が増えるとは言えない。</p>	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)													
適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2													
	②: 適用額	(単位: 億円) <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.41</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.17</td> </tr> </table> <p>&lt;出典・根拠&gt; ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月)</p>	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)													
適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17													



・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月)

③: 減収額

(単位: 億円)

年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)
法人税	0	0	0.174	0	0	0	0.077	0.102	0.060
法人住 民税(法 人税割)	0	0	0.012	0	0	0	0.005	0.007	0.004
法人事 業税(所 得割)	0	0	0.053	0	0	0	0.023	0.031	0.018

<出典・根拠>

・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため。)(令和4年7月)

・令和5～7年度の見込は、②の護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる適用額に、特別償却率(緊急確保航路接続港湾:22%、それ以外:18%)及び税率(法人税:23.2%)を乗ずることにより算出。

・法人住民税(法人税割)は、法人税減収額に税率7.0%を乗ずることにより算出。法人事業税(所得割)は、割増償却額に税率7.0%を乗ずることにより算出。

(法人税)  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.077(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.102(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.060(億円)

(法人住民税(法人税割))  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.005(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.007(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.004(億円)

(法人事業税(所得割))  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.023(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.031(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.018(億円)

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
 本特例措置の対象期間である平成30年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。

(耐震改修が必要となる施設数の推移)  
 平成30年度: 47施設  
 令和元年度: 22施設  
 令和2年度: 18施設  
 令和3年度: 17施設  
 令和4年度: 14施設

以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、

- ・2施設で耐震改修を実施したこと、
- ・3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、
- ・3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン(平成30年6月)」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、

が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点(令和4年8月)で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。

また、今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。

達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

		<p>本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これは、護岸等を所有する民間事業者の経営状況によっては、本特例措置による特別償却を実施しない方が経営上、有利と判断される場合があるためである。しかし、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手し、完成させたものであるため、本特例措置の直接的効果と言える。</p> <p>将来の直接的効果については、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提として、令和5年度～令和7年度で4施設の耐震改修計画があることを確認している。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>航路沿いの民有護岸等の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本特例措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置の効果と減収額とを比較して、十分に減収額を是認する効果があり、今後も、十分に租税減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところである。</p> <p>(1)港湾法第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者、民間事業者  <b>【対象】:</b> 耐震強化岸壁及び石油棧橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場</p>

		<p>【貸付割合】: 国: 港湾管理者: 民間事業者 = 3: 3: 4  <b>【効果】:</b> 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立性を高める。</p> <p>(2)港湾法第56条の2の22等に基づく技術的支援  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者  <b>【内容】:</b> 国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法をガイドラインとしてとりまとめ、平成30年6月に公表した。国及び港湾管理者は、当該ガイドラインを民間事業者に周知し、技術的支援を行う。  <b>【効果】:</b> 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>(3)港湾管理者による公共護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 港湾管理者(国)  <b>【内容】:</b> 港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、公共事業にて耐震改修を実施している。  <b>【効果】:</b> 民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担)          民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつく施設ではない。          この中で、(1)及び(2)の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、当該自己調達資金について、本特例措置により特別償却を行うことにより投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害が軽減されるとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害が最小限に留まり、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 国交 05)

環境省



番号	制度名
環境省	
環境01	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献することについては、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に向けた一つの過程であり、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度ではなく、10年後（2030年頃）を目安に達成すべきものである。なお、この点については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に達成状況を評価していく。</p> <p>②・③ 株式会社脱炭素化支援機構（以下機構）は令和4年10月中設立予定であり、機構設立後に、より適切な達成目標を設定して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下「法」という。）に基づき環境大臣が毎年度行う実績評価や、官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会等におけるフォローアップ、さらには改正法附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に達成状況を評価していく。この際、当該目標については、機構の目的が、法において「地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする」とされていることを踏まえ、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与への達成度合いを測る適切な目標を設定することとなる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和5年度から32年度までの法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 各年度の減収額は以下のとおりであり、評価書にも当該情報を記載した。約437億円（令和5年度～令和32年度の累計）（算出根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構における資本金等の額             <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：302億円（政府出資200億、民間出資102億）の見込み。</li> <li>令和5年度以降：事業終了5年前（令和28年度）まで毎年度400億円ずつ増資と仮定。</li> </ul> </li> <li>※資本金等が1,000億円を超える場合の圧縮措置（地方税法72条の21）             <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000億円以下の金額・・・100%</li> <li>1,000億円を超えて5,000億円以下の金額・・・50%</li> <li>5,000億円を超えて1兆円以下の金額・・・25%</li> <li>1兆円超の資本金等・・・1兆円とみなす（上限規程）</li> </ul> </li> <li>・法人事業税（資本割）納付額＝資本金等の額×税率（東京都）0.525%</li> </ul> <p>令和5年度～令和32年度における各年度の法人事業税（資本割）減収額（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>358</td> <td>541</td> <td>646</td> <td>751</td> <td>856</td> <td>961</td> </tr> <tr> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> <th>令和14年度</th> <th>令和15年度</th> <th>令和16年度</th> </tr> <tr> <td>1,066</td> <td>1,171</td> <td>1,276</td> <td>1,381</td> <td>1,486</td> <td>1,578</td> </tr> <tr> <th>令和17年度</th> <th>令和18年度</th> <th>令和19年度</th> <th>令和20年度</th> <th>令和21年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>1,630</td> <td>1,683</td> <td>1,735</td> <td>1,788</td> <td>1,840</td> <td>1,893</td> </tr> <tr> <th>令和23年度</th> <th>令和24年度</th> <th>令和25年度</th> <th>令和26年度</th> <th>令和27年度</th> <th>令和28年度</th> </tr> <tr> <td>1,945</td> <td>1,998</td> <td>2,050</td> <td>2,103</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> </tr> <tr> <th>令和29年度</th> <th>令和30年度</th> <th>令和31年度</th> <th>令和32年度</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	358	541	646	751	856	961	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度			2,155	2,155	2,155	2,155		
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																							
358	541	646	751	856	961																																																							
令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度																																																							
1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578																																																							
令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度																																																							
1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893																																																							
令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度																																																							
1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155																																																							
令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度																																																									
2,155	2,155	2,155	2,155																																																									

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）に対する将来の効果（令和5年度から11年度まで、13年度から27年度まで、29年度から31年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果（令和6年度から11年度まで、13年度から27年度まで、29年度から31年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）に対する将来の効果（令和12年度及び32年度）について、「150兆円の投資拡</p>
--

<p>大への貢献」及び「150兆円を上回る投資拡大への貢献」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果（令和12年度及び32年度）について、「2013年度比46%削減等への貢献」及び「カーボンニュートラル実現への貢献」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【環境省の補足説明】</b></p> <p>① 各年度における効果の予測を補完し、評価書に記載した。</p> <p>② 各年度における効果の予測を補完し、評価書に記載した。</p> <p>③ 150兆円の投資拡大への貢献については、「グリーンエネルギー戦略」中間整理（2022年5月19日）において、2050年カーボンニュートラル実現のためには今後10年間で150兆円の投資が必要であるとされている。</p> <p>④ 2013年度比46%削減等及び2050年カーボンニュートラル実現については、いずれも地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）において定められている。</p> <p>⑤ 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果としては、令和32年度までの累計437億円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域における脱炭素事業への出融資機会が創出されることから、機構の民間資金の呼び水効果を5倍（＝機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額）と仮定すると、令和32年度までに全体として2185億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれる。これも踏まえ、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成への寄与に対する将来の効果については、機構設立後に、より適切な達成目標を設定して、法に基づき環境大臣が毎年度行う実績評価や、官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会等におけるフォローアップ、さらには改正法附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に評価していく。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「「グリーンエネルギー戦略」中間整理（2022年5月19日）において、2050年カーボンニュートラル実現のためには今後10年間で150兆円の投資が必要であるとされている」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）において定められている」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> なし。</p>
<p><b>【環境省の補足説明】</b> —</p>
<p><b>【点検結果】</b> なし。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税3)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)について、令和5年4月1日から令和33年3月31日(温対法第36条の27第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。
		《関係条項》 —
5	担当部局	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和32年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(令和5年4月1日から令和33年3月31日までの間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、前例に乏しく出融資の評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に貢献する。 「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては「資金供給(脚注: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む)等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)」においては「財政支援等による地域の脱炭素トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化」と、「フォローアップ

10	有効性等	①: 適用数	1件(機構のみ)(令和5年度以降毎年)
		②: 適用額	20億円(令和5年度以降毎年)
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《政策目的の根拠》 ・地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・クリーンエネルギー戦略中間整理(令和4年5月19日産業技術環境局・資源エネルギー庁) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)  1. 地球温暖化対策の推進 1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 9. 地域脱炭素の推進 9-1. 地域の脱炭素化の推進  《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、10年間に少なくとも150兆円必要と言われていた脱炭素投資の拡大に貢献することにより、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講ずることにより、上記目標の達成に寄与する。

(令和4年6月7日閣議決定)」においては「2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。」とされており、今後の金融機関の投融资の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。特に、現在、地域の事業者や金融機関の知見・ノウハウが蓄積されておらず、また、環境配慮・地域共生の確保に係る手法が確立されていないため、とりわけ機構の設立初期段階から、積極的なリスクマネー供給や民間への情報提供を通じた模範的役割の発揮が求められる。このため、機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となる。しかし、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための十分な財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。



	<p>③: 減収額</p>	<p>約 437 億円(令和5年度～令和 32 年度の累計)</p> <p>(算出根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構における資本金等の額             <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 :302 億円(政府出資 200 億、民間出資 102 億)の見込み。</li> <li>令和5年度以降、事業終了5年前(令和 28 年度)まで毎年度 400 億円ずつ増資と仮定。</li> </ul> </li> <li>※資本金等が 1,000 億円を超える場合の圧縮措置(地方税法 72 条の 21)             <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 億円以下の金額……………100%</li> <li>1,000 億円を超えて 5,000 億円以下の金額…50%</li> <li>5,000 億円を超えて 1兆円以下の金額……………25%</li> <li>1兆円超の資本金等……………1兆円とみなす(上限規程)</li> </ul> </li> <li>・法人事業税(資本割)納付額=資本金等の額×税率(東京都)0.525%</li> </ul> <p>令和5年度～令和 32 年度における各年度の法人事業税(資本割)減収額(百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td> </tr> <tr> <td>358</td><td>541</td><td>646</td><td>751</td><td>856</td><td>961</td> </tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td><td>令和 14 年度</td><td>令和 15 年度</td><td>令和 16 年度</td> </tr> <tr> <td>1,066</td><td>1,171</td><td>1,276</td><td>1,381</td><td>1,486</td><td>1,578</td> </tr> <tr> <td>令和 17 年度</td><td>令和 18 年度</td><td>令和 19 年度</td><td>令和 20 年度</td><td>令和 21 年度</td><td>令和 22 年度</td> </tr> <tr> <td>1,630</td><td>1,683</td><td>1,735</td><td>1,788</td><td>1,840</td><td>1,893</td> </tr> <tr> <td>令和 23 年度</td><td>令和 24 年度</td><td>令和 25 年度</td><td>令和 26 年度</td><td>令和 27 年度</td><td>令和 28 年度</td> </tr> <tr> <td>1,945</td><td>1,998</td><td>2,050</td><td>2,103</td><td>2,155</td><td>2,155</td> </tr> <tr> <td>令和 29 年度</td><td>令和 30 年度</td><td>令和 31 年度</td><td>令和 32 年度</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2,155</td><td>2,155</td><td>2,155</td><td>2,155</td><td></td><td></td> </tr> </table>	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	358	541	646	751	856	961	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578	令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度	1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893	令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度	1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155	令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度			2,155	2,155	2,155	2,155		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																																																									
358	541	646	751	856	961																																																									
令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度																																																									
1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578																																																									
令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度																																																									
1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893																																																									
令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度																																																									
1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155																																																									
令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度																																																											
2,155	2,155	2,155	2,155																																																											
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況(R5～32の数値の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度～令和 12 年度</th> <th>令和 13 年度～令和 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模(億円)</td> <td>1000</td> <td>150 兆円を超過する投資拡大への貢献</td> <td>150 兆円を上回る投資拡大への貢献</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)</td> <td>-</td> <td>2013 年度比 46%削減等への貢献</td> <td>カーボンニュートラル実現への貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 令和 4 年度の事業規模については、機構の財政投融资計画における産業投資額 200 億円に、呼び水効果(5倍と仮定)を掛け合わせた値</p> <p>2 令和 5 年度から令和 12 年度の事業規模については、少なくとも 150 兆円必要とも言われる脱炭素投資拡大への貢献</p> <p>3 温室効果ガス排出累積削減量・吸収量の目標値・想定値につ</p>		令和4年度	令和5年度～令和 12 年度	令和 13 年度～令和 32 年度	事業規模(億円)	1000	150 兆円を超過する投資拡大への貢献	150 兆円を上回る投資拡大への貢献	温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013 年度比 46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献																																																
	令和4年度	令和5年度～令和 12 年度	令和 13 年度～令和 32 年度																																																											
事業規模(億円)	1000	150 兆円を超過する投資拡大への貢献	150 兆円を上回る投資拡大への貢献																																																											
温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013 年度比 46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献																																																											

		<p>いては、機構設立後に設定予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和 32 年度までの累計 437 億円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域における脱炭素事業への出融資機会が創出されることから、機構の民間資金の呼び水効果を5倍(= 機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)と仮定すると、令和 32 年度までに全体として 2185 億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれる。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>本措置を講じることにより、令和 32 年度までに全体として 2185 億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれるため、令和 32 年度までの累計 437 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域における脱炭素事業の創出に資する。また機構には 50 行近い地方銀行が引受人として出資しており、地域に対する機構の活躍が期待されている。機構がリスクマネーを供給し脱炭素投資の呼び水となることにより、地方銀行が地域の脱炭素事業に対するプロジェクトファイナンスを行えるようになり、地域脱炭素の加速化を図るとともに、新たな地域脱炭素ビジネスの実現によって、地域における雇用創出及び新たなサービスの提供が可能となるなど、地方創生と脱炭素の好循環を生み出すことができる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置を講じることにより、地域資源を活用した再エネ設備の導入等、地方創生に寄与する脱炭素事業の新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、今や 758 自治体(令和4年7月 29 日時点)にも及ぶゼロカーボンシティ宣言自治体をはじめとした自治体による地域脱炭素の取組のために必要な財政基盤の強化に貢献する。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>—</p>



防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置
防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、サイバーセキュリティ体制を強化する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 「保護すべき情報（注意等）」を取り扱う防衛産業各社に対しては、国際標準規格（ISO27001）を踏まえた「情報セキュリティ基準」によるセキュリティ対策を、防衛省との契約の特約として義務付けてきたところ。サイバーセキュリティ体制を強化するため、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）により、一層厳格な「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を定めたが、防衛産業各社が、全社的なセキュリティ対策として、この基準に適合するセキュリティ器材等の設備投資を行い、その年間投資額が65億円に到達することが、達成すべき水準である。</p> <p>② 個々の企業のセキュリティ設備の換装時期及び財務状況、社会全体の経済状況により、防衛産業各社の設備投資のタイミングは異なるため、①の水準を3年間全体で達成することを最終年度における目標とする。（特別控除の対象額：65億円×3年間＝195億円）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>																														
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 税目については、以下のとおりである。（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32,500</td> <td>32,500</td> <td>32,500</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,348</td> <td>3,348</td> <td>3,348</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,060</td> <td>1,060</td> <td>1,060</td> </tr> </tbody> </table>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	法人税	0	0	32,500	32,500	32,500	地方法人税	0	0	3,348	3,348	3,348	法人住民税	0	0	0	0	0	法人事業税	0	0	1,060	1,060	1,060
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																									
法人税	0	0	32,500	32,500	32,500																									
地方法人税	0	0	3,348	3,348	3,348																									
法人住民税	0	0	0	0	0																									
法人事業税	0	0	1,060	1,060	1,060																									

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、サイバーセキュリティ体制を強化することが、達成目標であり、その効果は、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がることとしている。これを換言すれば、防衛産業に対するサイバー攻撃被害の低減、不正アクセスの低減といったものがその効果の表現として考えられるが、事柄の性質上及び攻撃者側のサイバー技術が日進月歩なものであることから、定量的に予測することは困難である。</p> <p>しかしながら、本特例措置の年間減収額3.25億円により、防衛産業各社において、現行の基準よりも一層厳格な基準に適合したサイバーセキュリティ対策として、20倍ものレバレッジを効かせて65億円もの設備投資を誘発できるならば、その分だけは、装備品等の安全性・信頼性の向上及びその安定的な供給の確保に寄与していることは間違いない。よって、当該65億円（1社あたり1,000万円の設備投資があると仮定すれば、適用件数は650社/年）の設備投資額をもって、その定量的な効果とするのが適切である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「当該65億円（1社あたり1,000万円の設備投資があると仮定すれば、適用件数は650社/年）の設備投資額をもって、その定量的な効果とするのが適切である」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「サイバーセキュリティ強化支援のための補助金」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、セキュリティ対策の手薄な民生部門から社内ネットワークを介して防衛部門にサイバー攻撃が行われる事例が生じていることを踏まえ、防衛産業各社の防衛部門と連接する民生部門のシステムも含んだ全社的なセキュリティ対策を促進するものであるが、防衛以外の一般の製品を生産する民生部門に係るサイバーセキュリティの強化費用を、防衛省との装備品等調達の契約代価として負担すべきものは整理し難い。他方、本特例措置は、税法上の要件を満たしさえすれば、防衛部門に影響する民生部門を含んだ全社的なセキュリティ対策に係る設備投資を企業自らが促進するインセンティブとなり得るため、政策手段として妥当といえる。</p> <p>② 税制控除については、企業規模を問わず、要件に合う企業は全て控除の適用を可能とする。他方で、経営体力が十分でない企業については、設備投資のための借入を行う等キャッシュフロー上、負担が大きい。そのため、補助金については、そのような企業の救済措置として、要件を満たす中小企業のセキュリティ対策に対象を限定する仕組みで検討中である。なお、当該設備投資について、補助金と税制控除の相互の重複はさせない予定。</p>

## 【点検結果】

- ① 「防需以外の一般の製品を生産する民生部門に係るサイバーセキュリティの強化費用を、防衛省との装備品等調達契約代価として負担すべきものとは整理し難い。他方、本特例措置は、税法上の要件を満たしさえすれば、防衛部門に影響する民生部門を含んだ全社的なセキュリティ対策に係る設備投資を企業自らが促進するインセンティブとなり得るため」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(5)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
	② 上記以外の税目	—
3	要区分等の別	【新設】・拡充・延長 【単独】・主管・共管
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして、一定の要件を満たすことについて、防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額からの設備投資費の特別控除(5%)、又は当該資産に係る特別償却(30%)を可能とする特例を新設。 《関係条項》 —
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和5年4月～令和8年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高い装備品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。 《政策目的の根拠》 1 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)第3章の1の(1) 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅳの3の(5) 3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの2の(5) 別紙第1参照
		② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画についてに規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標：①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国に

		<p>とって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施策：産業基盤の強靱化</p>																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自衛隊の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間事業者(防衛産業)が行っているところ。近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、特に、不正アクセスによる情報窃取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を経由して行われる傾向にある。このため、防衛省は、装備品等の調達に当たって事業者を求める基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」(令和4年)を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進しているところ。日々その態様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることに、インセンティブを設けることが必要不可欠である。 かかる観点から、防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることによって、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自衛隊は装備品等を運用して初めてその能力を発揮することが可能となる事実を踏まえれば、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制が強化されることは、装備品等の安全性・信頼性とその供給の安定性を向上することから、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与する。</p>																								
10	有効性等	<p>① 適用数 (新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>650</td> <td>650</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p> <p>② 適用額 (新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	件数	0	0	650	650	650		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	65	65	65
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																					
件数	0	0	650	650	650																					
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																					
金額 (億円)	0	0	65	65	65																					



	③: 減収額	(新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> </tr> </tbody> </table>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)							
金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25									
※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。														
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本件措置を講ずることにより、防衛産業において、令和5年度以降、対象額の規模(検討中)により、サイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資に対するインセンティブが生じ、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本件措置が講じられなかった場合、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための取組が十分になされず、サイバー攻撃に対する脆弱性が残置されてしまうことが考えられる。その結果として、近年、毎年度約2兆円もの国費を投じて調達している装備品等が供給されなくなる、又は機能・性能が損なわれ、その運用に支障をきたす事態が生じるおそれがある。</p>												
		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、税収減を是認する効果があるといえる。</p>												
1 1	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	サイバー攻撃は、日々その手法が高度化・巧妙化するものであって、これによる被害を防ぐためには、対策を継続的に更新していく必要がある。本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限られていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。											
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	令和5年度予算概算要求において、以下の予算要求を検討中。 ○ サイバーセキュリティ強化支援のための補助金 (検討中)											
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本件措置に応じて地方公共団体からの協力を受ける内容は無い。											

1 2	有識者の見解	特例適用企業等の範囲の明確化を含め、企業にとって防衛省との取引を行うことへのインセンティブとなるような方向での検討を期待する。
1 3	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

別紙第 1

1 経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）

（ 令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定 ）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。（中略）

装備品の取得に関し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層重視するとともに、基盤強化のために装備移転に係る見直しを含めた所要の制度整備を行うなど、より踏み込んだ取組を検討する。

質の高い自衛隊員の十分な確保や処遇改善等を通じて人的基盤を強化するとともに、在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

こうした様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜く防衛力を構築する。

（以下略）

2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 について(抄)

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日  
国家 安全 保障 会 議 決 定  
閣 議 決 定 ）

IV 防衛力強化に当たっての優先事項

3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

（以下略）

3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について（抄）

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日  
国家 安全 保障 会 議 決 定  
閣 議 決 定 ）

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化す

るため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。

（中略）

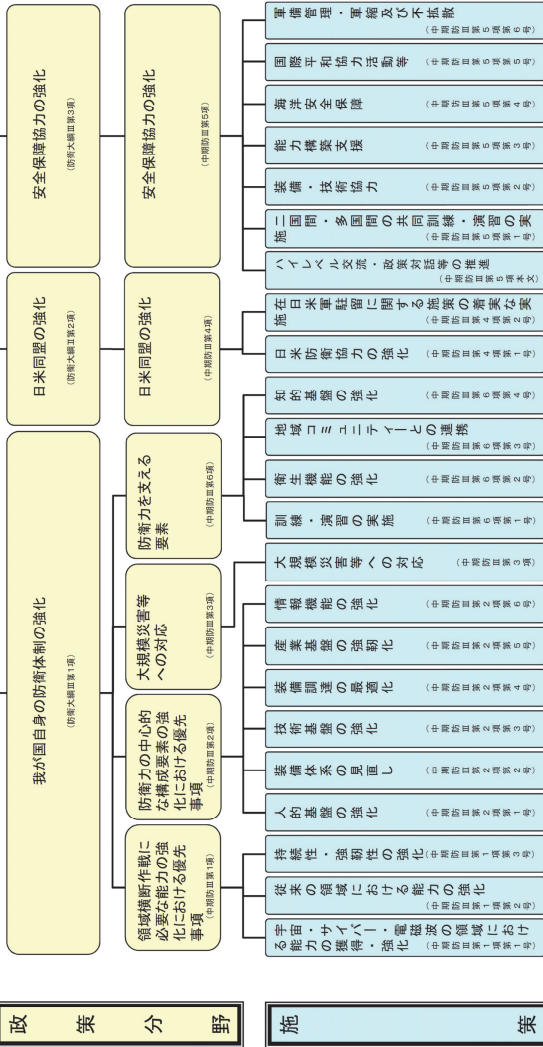
我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。

（以下略）

防衛省の政策評価における政策体系

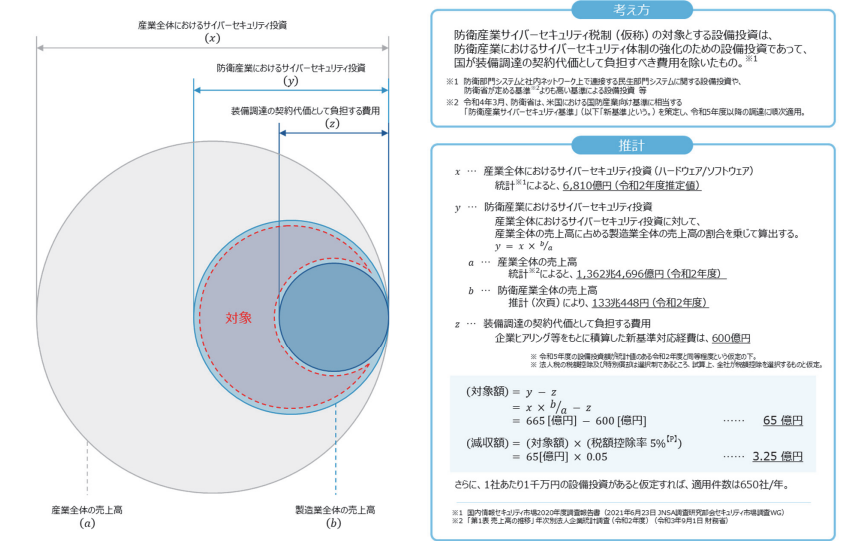
- ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出
- ②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手と認識させ、脅威が及ぶことを抑止
- ③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化

(防衛大綱第3項)

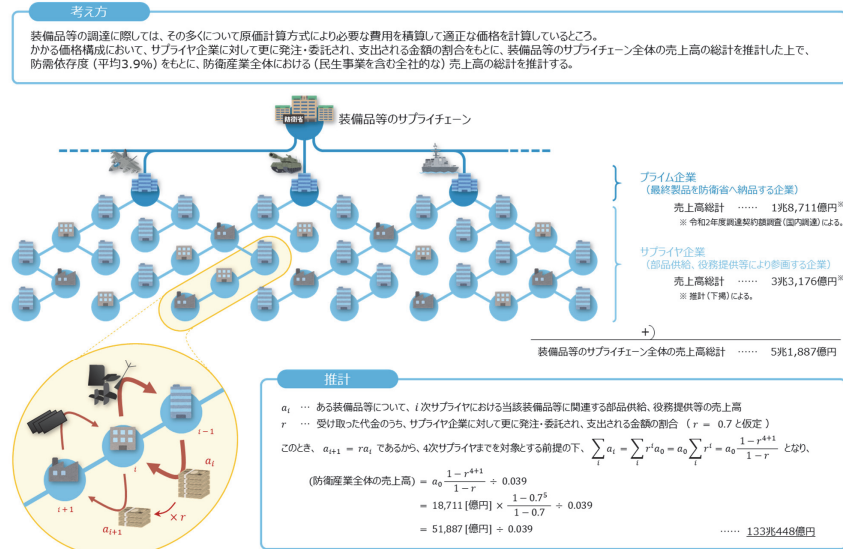


注1 本体系において「防衛大綱」は、平成31年度以降に定める防衛計画の大綱について(平成30年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)、「別紙第2」を指すものとする。  
 注2 本体系において「中期防衛計画」(平成31年度～平成35年度)については(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)、「別紙第2」を指すものとする。

防衛産業サイバーセキュリティ税制(仮称)の対象額・減収額の推計について



防衛産業全体の売上高の推計について



点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 政策評価を行うにあたり、財務省から適用状況を細分化した適用実態調査情報の提供を受けており、その適用数を記載したものである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 政策評価を行うにあたり、財務省から適用状況を細分化した適用実態調査情報の提供を受けており、その減収額を記載したものである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末時点で移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。以下同じ。）に対する過去の効果について、「本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事業の移転促進のために本特例措置は必要である」と説明されているが、適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】	② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の説明が不十分である。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【点検結果】	① 令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。 移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している。 ② アンケートの結果から、令和2年度から令和4年度の適用数（62戸、29.5ha）のうち約83%（51戸、24.5ha）が、本特例措置がなかった場合と比較した増加分であると考えられる。
【点検結果】	① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果

が把握されていないため、この点を課題とする。

【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する。以下同じ。）に対する将来の効果について、「本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事案の移転促進のために本特例措置は必要である」と説明されているが、適用数3件（令和4年度）、5件（令和5年度）、5件（令和6年度）及び6件（令和7年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の説明が不十分である。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。</p> <p>移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>② アンケートの結果から、令和5年度から令和7年度の適用数（51戸、29.1ha）のうち約83%（42戸、24.2ha）が、本特例措置がなかった場合と比較した増加分であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	① 対象税目	(法人税：義) (国税2) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動)
	② 上記以外の税目	(所得税：外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>租税特別措置等の内容</p> <p>1 概要</p> <p>防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容</p> <p>事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税される等の特例措置である。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>(法人税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>(所得税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和8年12月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>(法人税) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7、第65条の8、第65条の9</p>

		(所得税)同法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
5	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和元年度～7年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>昭和50年度 延長（5年間）</p> <p>昭和55年度 延長（5年間）</p> <p>昭和60年度 延長（5年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を80%に引下げ）</p> <p>平成2年度 延長（1年間）</p> <p>平成3年度 延長（5年間）</p> <p>平成8年度 延長（5年間）</p> <p>平成13年度 延長（5年間）</p> <p>平成18年度 延長（5年間）</p> <p>平成23年度 延長（3年間）</p> <p>平成26年度 延長（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。</li> <li>土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。</li> </ul> <p>平成29年度 延長（3年間）</p> <p>令和2年度 延長（3年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を70%に引下げ）</p>
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税)令和5年4月1日～8年3月31日 (所得税)令和6年1月1日～8年12月31日
9	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 環境整備法第1条及び第5条</p> <p>2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲ及びⅥの3</p> <p>3 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について（平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲの6の（3）</p> <p>別紙第1参照</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防衛省(防)第154号。31.3.29）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照

		<p>基本目標：①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>																																																								
有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>人 建物(戸)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>税 土地(ha)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.02</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>所 件数(件)</td> <td>60</td> <td>36</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>36</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>得 建物(戸)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>税 土地(ha)</td> <td>16.1</td> <td>7.8</td> <td>13.9</td> <td>7.7</td> <td>8.2</td> <td>6.8</td> <td>12.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 算定根拠については、別紙第3-1～7参照</p>	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7	法 件数(件)	0	0	2	3	5	5	3	人 建物(戸)	0	0	2	4	4	4	2	税 土地(ha)	0	0	0.02	0.1	0.3	0.7	0.7	所 件数(件)	60	36	47	47	53	36	50	得 建物(戸)	6	11	24	21	22	3	16	税 土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.7	8.2	6.8	12.4
	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7																																																		
法 件数(件)	0	0	2	3	5	5	3																																																			
人 建物(戸)	0	0	2	4	4	4	2																																																			
税 土地(ha)	0	0	0.02	0.1	0.3	0.7	0.7																																																			
所 件数(件)	60	36	47	47	53	36	50																																																			
得 建物(戸)	6	11	24	21	22	3	16																																																			
税 土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.7	8.2	6.8	12.4																																																			
② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>41</td> <td>168</td> <td>578</td> <td>660</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>696</td> <td>382</td> <td>817</td> <td>827</td> <td>762</td> <td>401</td> <td>1,168</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 算定根拠については、別紙第3-1～7参照</p>	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7	法人税	0	0	41	168	578	660	151	所得税	696	382	817	827	762	401	1,168																																	
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7																																																			
法人税	0	0	41	168	578	660	151																																																			
所得税	696	382	817	827	762	401	1,168																																																			

	③ 減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>39</td> <td>134</td> <td>153</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>55</td> <td>63</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>104</td> <td>57</td> <td>123</td> <td>124</td> <td>114</td> <td>60</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 課税の繰り延べであるため、期間全体を通せば減収とはならない 4 算定根拠については、別紙3-1～7参照</p>	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7	法人税	0	0	10	39	134	153	35	法人住民税	0	0	1	3	9	11	2	法人事業税	0	0	4	16	55	63	15	所得税	104	57	123	124	114	60	175								
	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7																																										
法人税	0	0	10	39	134	153	35																																											
法人住民税	0	0	1	3	9	11	2																																											
法人事業税	0	0	4	16	55	63	15																																											
所得税	104	57	123	124	114	60	175																																											
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>39.5</td> <td>23.2</td> <td>14.6</td> <td>7.8</td> <td>8.5</td> <td>7.5</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込みであり、別紙4-1～4参照 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標達成状況 令和2年度から令和4年度までの3年間ににおける移転の補償等の見込みは、所期の目標31戸に対し、68戸であり、所期の目標に達した。土地の買入れについては、所期の目標61haに対し、希望のあった63haの手続きを進めていたが、移転希望者と隣接地権者との調整の難航など、移転希望者のやむを得ない事情により46haとなり、所期の目標に達していない。 平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時(平成30年度末時点)で8.4%(30ha)に対し、令和3年度末時点では、30.2%(107ha)と、進捗が図られている。 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、令和7年度までの3年間に令和3年度末までに希望のある建物51戸、土地29.1haの事業用資産の移転等を実施する必要があり、本特例措置の延長を要望する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>16.1</td> <td>7.8</td> <td>13.9</td> <td>7.8</td> <td>8.5</td> <td>7.5</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込みであり、別紙4-1～4参照 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成</p>	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7	建物(戸)	10	17	26	25	26	7	18	土地(ha)	39.5	23.2	14.6	7.8	8.5	7.5	13.1	年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7	建物(戸)	6	11	26	25	26	7	18	土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.8	8.5	7.5	13.1
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7																																											
建物(戸)	10	17	26	25	26	7	18																																											
土地(ha)	39.5	23.2	14.6	7.8	8.5	7.5	13.1																																											
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	7																																											
建物(戸)	6	11	26	25	26	7	18																																											
土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.8	8.5	7.5	13.1																																											

		<p>前回政策評価を実施した令和元年度から令和3年度までの間に建物53戸、土地77.3haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。</p> <p>また、移転等を実施した事業用資産のうち、本特例措置の適用数については以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 建物10戸、土地39.5haのうち、建物6戸、土地16.1ha</li> <li>・令和2年度 建物17戸、土地23.2haのうち、建物11戸、土地7.8ha</li> <li>・令和3年度 建物26戸、土地14.6haのうち、建物26戸、土地13.9ha</li> </ul> <p>令和元年度から3年度までの間に移転の補償等を実施する建物53戸のうち81%にあたる43戸、土地77.3haのうち49%にあたる37.8haが本特例措置を適用していたため、政策効果が発現したと言える。</p> <p>さらに、令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった(75%)。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名(83%)が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。</p> <p>よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。</p> <p>また、法人の適用件数は各年度で10件未満と僅少になっているが、本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事案の移転促進のために本特例措置は必要である。</p> <p>事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置は必要である。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは是正する措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非</p>

		等	効率であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解		今般の延長については問題ない。 将来的に、移転の促進を図るため移転措置の終期設定について検討しても良いのではないか。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		【事前評価】令和元年8月(R1防衛01)



## 別紙第 1

## 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和 49 年法律第 101 号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

## 2 平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について（抄）

平成 30 年 12 月 18 日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

## III 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

（以下略）

## VI 防衛力を支える要素

防衛力とその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとと

もに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

## 3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

（以下略）

## 3 中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）について（抄）

平成 30 年 12 月 18 日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

## III 自衛隊の能力等に関する主要事業

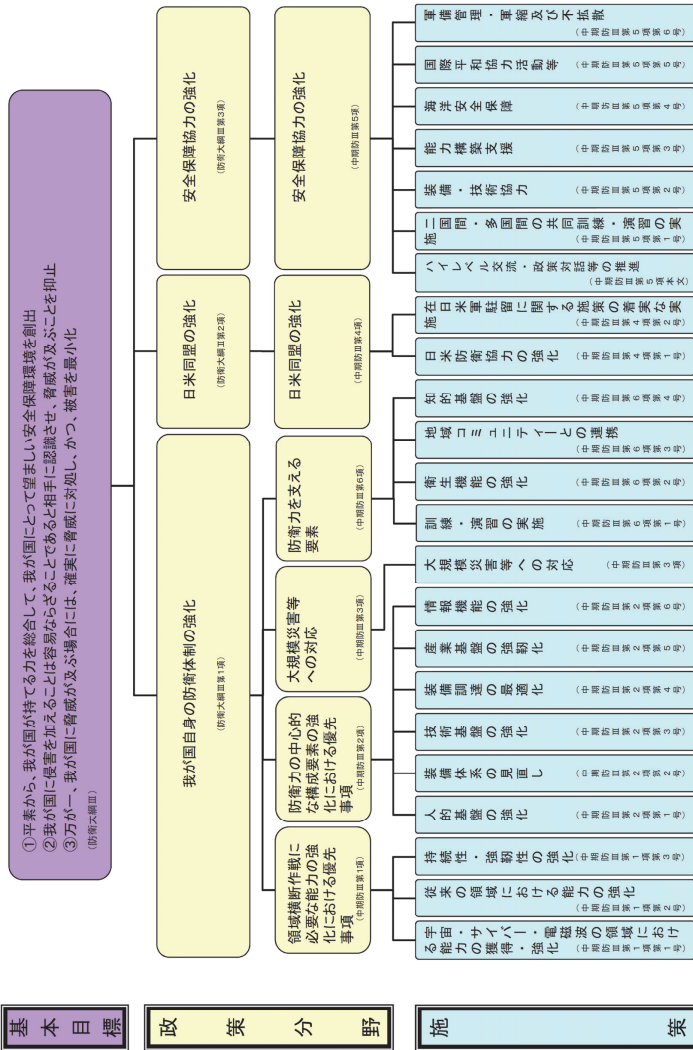
## 6 防衛力の能力発揮のための基盤

## （3）地域コミュニティとの連携

地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

防衛省の政策評価における政策体系



注1. 本体系において「防衛大綱」とは、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日閣議決定)及び防衛大綱(別紙第1)を指す。  
 注2. 本体系において「中期防」とは、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日閣議決定)及び防衛大綱(別紙第1)を指す。

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和元年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0ha		
② 法人税	0件 0戸 0ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	60件 6戸 16.1ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	696百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	0百万円	0百万円×43.2%	④×税率
所得税	104百万円	696百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法  
 適用額【法人税】=(事業用資産移転補償等実績額-取得費※)×圧縮割合(80%)  
 =0千円×95%×80%=0千円=0百万円  
 ※取得費=事業用資産移転補償等実績額×5%  
 【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.2%)  
 【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))  
 【法人事業税】  
 【うち事業税】=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)  
 【うち地方法人特別税】=減収額【事業税】×地方法人特別税率(43.2%)

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和2年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0 ha		
② 法人税	0件 0戸 0 ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	36件 11戸 7.8 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	382百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	57百万円	382百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 0千円 \times 95\% \times 70\% = 0千円 = 0百万円 \end{aligned}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和3年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2件 2戸 0.02 ha		
② 法人税	2件 2戸 0.02 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
所得税	47件 24戸 13.9 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	41百万円		
④ 法人税	41百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	817百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	14百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	10百万円	41百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	1百万円	10百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	4百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	3百万円	41百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	1百万円	3百万円×37%	⑨×税率
所得税	123百万円	817百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 61,813千円 \times 95\% \times 70\% = 41,106千円 = 41百万円 \end{aligned}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第3-4

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和4年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3件 4戸 0.1 ha		
② 法人税	3件 4戸 0.1 ha	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	47件 21戸 7.7 ha	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	168百万円		
④ 法人税	168百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	827百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	58百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	39百万円	168百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3百万円	39百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	16百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	12百万円	168百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	4百万円	12百万円×37%	⑨×税率
所得税	124百万円	827百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 252,746 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 168,076 \text{千円} \approx 168 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和4年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第3-5

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和5年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	5件 4戸 0.3 ha		
② 法人税	5件 4戸 0.3 ha	令和5年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	53件 22戸 8.2ha	令和5年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	578百万円		
④ 法人税	578百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	762百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	199百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	134百万円	578百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	9百万円	134百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	55百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	40百万円	578百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	15百万円	40百万円×37%	⑨×税率
所得税	114百万円	762百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 868,708 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 577,691 \text{千円} \approx 578 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和5年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和6年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	5件 4戸 0.7 ha		
② 法人税	5件 4戸 0.7 ha	令和6年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	36件 3戸 6.8 ha	令和6年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	660百万円		
④ 法人税	660百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	401百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	227百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	153百万円	660百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	11百万円	153百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	63百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	46百万円	660百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	17百万円	46百万円×37%	⑨×税率
所得税	60百万円	401百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 991,738 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 659,506 \text{千円} \div 660 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和6年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和7年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3件 2戸 0.7 ha		
② 法人税	3件 2戸 0.7 ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	50件 16戸 12.4 ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	151百万円		
④ 法人税	151百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,168百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	52百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	35百万円	151百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	2百万円	35百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	15百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	11百万円	151百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	4百万円	11百万円×37%	⑨×税率
所得税	175百万円	1,168百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成

## 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 227,681 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 151,408 \text{千円} \div 151 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和7年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第4-1

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和4年度）

令和4年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	2	578
移転希望者2	2	516
移転希望者3	1	2,543
移転希望者4		1,045
移転希望者5		1,402
移転希望者6		160
移転希望者7		832
移転希望者8		3,325
移転希望者9	1	
移転希望者10		7,531
移転希望者11		1,899
移転希望者12		539
移転希望者13		1,903
移転希望者14		18,258
移転希望者15		2,745
移転希望者16		2,457
移転希望者17	1	105
移転希望者18		771
移転希望者19		1,938
移転希望者20		2,919
移転希望者21	13	3,231
移転希望者22	1	84
移転希望者23		1,401
移転希望者24		993
移転希望者25		1,208
移転希望者26	1	414
移転希望者27		133
移転希望者28		394
移転希望者29		318
移転希望者30		238
移転希望者31		2,136
移転希望者32	2	182
移転希望者33		541
移転希望者34		141
移転希望者35		2,259
移転希望者36		3,127
移転希望者37		29
移転希望者38		2,364
移転希望者39		51
移転希望者40		551
移転希望者41		1,759
移転希望者42		1,295
移転希望者43		131
移転希望者44		998
移転希望者45		313
移転希望者46		158
移転希望者47		1,798
移転希望者48	1	
移転希望者49		326
移転希望者50		249
合計	25	78,287

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

別紙第4-2

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和5年度）

令和5年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	1,808
移転希望者2		2,280
移転希望者3		220
移転希望者4		1,077
移転希望者5		1,682
移転希望者6		3,456
移転希望者7		2,053
移転希望者8		782
移転希望者9		1,205
移転希望者10		994
移転希望者11		3,963
移転希望者12		552
移転希望者13		268
移転希望者14		682
移転希望者15		574
移転希望者16		982
移転希望者17		654
移転希望者18		3,963
移転希望者19		1,258
移転希望者20		2,013
移転希望者21		1,976
移転希望者22		3,277
移転希望者23		1,925
移転希望者24		7,754
移転希望者25		459
移転希望者26		787
移転希望者27		702
移転希望者28		98
移転希望者29		535
移転希望者30	1	
移転希望者31	1	
移転希望者32		2,178
移転希望者33	8	226
移転希望者34		1,101
移転希望者35		2,267
移転希望者36	6	231
移転希望者37		582
移転希望者38	1	127
移転希望者39	1	140
移転希望者40		55
移転希望者41		115
移転希望者42		451
移転希望者43		471
移転希望者44	1	83
移転希望者45		5,815
移転希望者46		10,236
移転希望者47		812
移転希望者48		474
移転希望者49		585
移転希望者50		870
移転希望者51		1,180
移転希望者52		1,329
移転希望者53		1,198
移転希望者54		202
移転希望者55		3,667
移転希望者56		855
移転希望者57		1,008
移転希望者58	6	1,185
合計	26	85,422

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

## 別紙第4-3

## 事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和6年度）

令和6年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	123
移転希望者2	1	72
移転希望者3		855
移転希望者4		2,035
移転希望者5	1	87
移転希望者6	1	76
移転希望者7	1	74
移転希望者8	2	205
移転希望者9		2,032
移転希望者10		1,117
移転希望者11		9,692
移転希望者12		155
移転希望者13		6,817
移転希望者14		99
移転希望者15		164
移転希望者16		633
移転希望者17		128
移転希望者18		393
移転希望者19		1,569
移転希望者20		715
移転希望者21		1,873
移転希望者22		1,178
移転希望者23		539
移転希望者24		711
移転希望者25		1,222
移転希望者26		287
移転希望者27		578
移転希望者28		3,666
移転希望者29		5,837
移転希望者30		6,729
移転希望者31		4,045
移転希望者32		6,967
移転希望者33		2,292
移転希望者34		2,909
移転希望者35		2,134
移転希望者36		213
移転希望者37		529
移転希望者38		267
移転希望者39		1,240
移転希望者40		2,930
移転希望者41		1,523
合計	7	74,709

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

## 別紙第4-4

## 事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和7年度）

令和7年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		1,959
移転希望者2		4,493
移転希望者3		6,143
移転希望者4		1,834
移転希望者5		1,436
移転希望者6		2,576
移転希望者7		8,062
移転希望者8		13,451
移転希望者9		6,566
移転希望者10		10,844
移転希望者11		2,992
移転希望者12		39
移転希望者13		879
移転希望者14		1,029
移転希望者15		4,469
移転希望者16	1	250
移転希望者17	6	1,884
移転希望者18	1	827
移転希望者19	2	649
移転希望者20		1,388
移転希望者21	6	331
移転希望者22	1	185
移転希望者23		2,066
移転希望者24		4,868
移転希望者25		3,045
移転希望者26		2,391
移転希望者27		807
移転希望者28		1,953
移転希望者29		1,098
移転希望者30		1,226
移転希望者31		1,643
移転希望者32		2,839
移転希望者33		337
移転希望者34		2,131
移転希望者35		2,717
移転希望者36		1,998
移転希望者37		403
移転希望者38		561
移転希望者39		361
移転希望者40		1,105
移転希望者41		716
移転希望者42		978
移転希望者43		1,423
移転希望者44		1,680
移転希望者45		4,255
移転希望者46		4,856
移転希望者47		300
移転希望者48		48
移転希望者49		88
移転希望者50	1	100
移転希望者51		6,865
移転希望者52		2,715
移転希望者53		2,769
合計	18	130,627

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。